令和８年度第１回四街道市男女共同参画審議会
会議次第

日　時：令和８年１０月１３日（火）
　　９：３０～
場　所：四街道市役所
　　本館３号棟３階会議室（３０１）

１　委嘱状交付

２　市長あいさつ

３　開会

４　会長選出

５　会長あいさつ

６　諮問

７　会長代理指名

８　会長代理あいさつ

９　会議の公開・非公開

10　議　題

（１）第４次四街道市男女共同参画推進計画 令和８年度進捗報告書について

（２）第４次四街道市男女共同参画推進計画中間見直し（案）について

（３）その他

11　閉　会

第4次

四街道市

男女共同参画推進計画
令和8年度　進捗報告書
（令和7年度　実施分）

はじめに

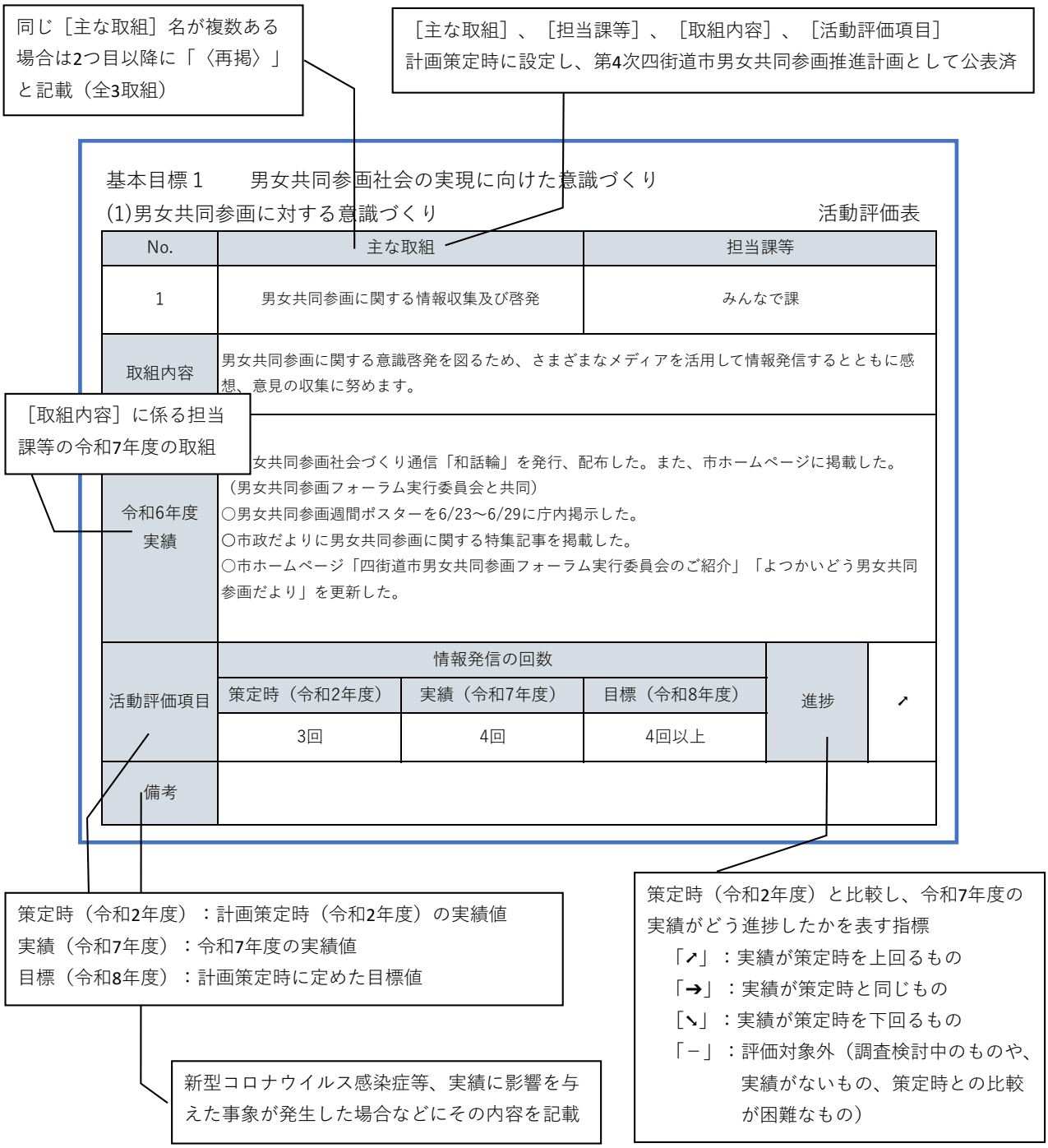
平成11（1999）年に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

四街道市では、平成16（2004）年から「四街道市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を計画的に推進し、着実な進展を図ってきたところです。現在は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度を計画期間とする「第4次四街道市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）」が進行しており、3つの基本目標をもとに、それぞれに幅広い視点から男女共同参画の推進に向けた施策の方向を定めています。計画では、めざす社会のすがたとして、「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を目標に掲げ、その実現に向け積極的な取組を推進しています。計画期間の折り返しにあたる今年度は、計画の中間見直しを予定しており、これまでの計画の推進状況をもとに、さらなる男女共同参画社会の推進に向け計画の再検討を行います。

本報告書は、令和7年度の取組について各活動評価項目をもとに実績を計画策定時（令和2年度）と比較することで取組の進捗を評価・報告するものです。

活動評価表の見方

活動評価表…　全77取組ごとに令和7年度の実績をまとめ、活動評価項目をもとに計画策定時の実績と比較することでその進捗を表したもの。



第4次四街道市男女共同参画推進計画　令和7年度実施事業　総括

令和7年度の進捗状況は、全77取組中37取組（48.1%）において実績が策定時を上回っており、実績が策定時と同じ28取組（36.4%）と合わせると全体の約84%を占めている。その一方で11取組（14.3%）においては実績値が策定時を下回っている。

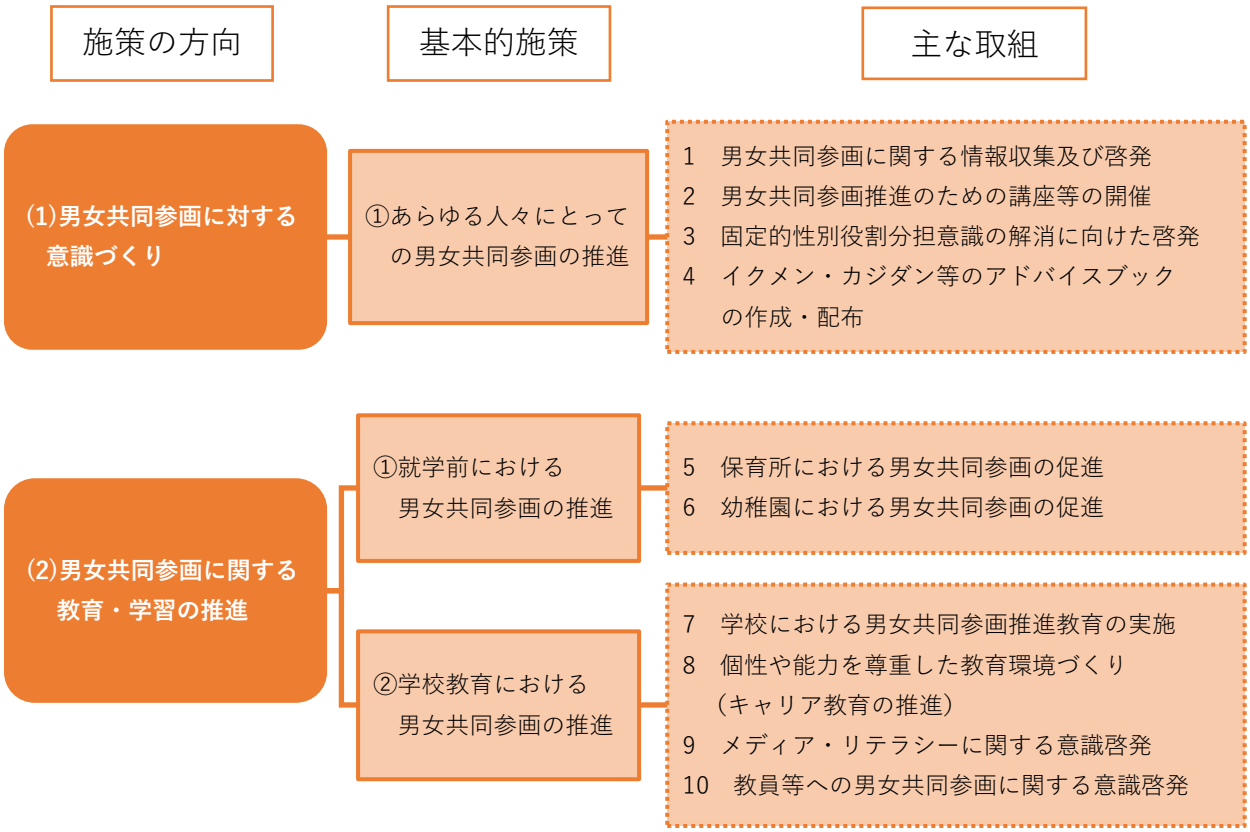
実績が策定時を下回っている取組や、評価対象外のうち検討中・未実施の取組については、めざす社会のすがたに向け、庁内全体で積極的に取組を推進していくものとする。また、実績が策定時と同じ取組や上回っている取組についても、男女共同参画の視点から更なる改善の余地があることに留意し、引き続き男女共同参画社会の推進と進展に努めていくものとする。

進捗状況表　※()内はR6実績値

	↗：実績が策定時を上回る	→：実績が策定時と同じ	↘：実績が策定時を下回る	－：評価対象外	計
全体	37（37）	28（25）	11（13）	1（2）	77
	48.1%	36.4%	14.3%	1.3%	
基本目標1　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	6（6）	4（4）	0（0）	0（0）	10
	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	
(1)男女共同参画に対する意識づくり	4	0	0	0	4
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
(2)男女共同参画に関する教育・学習の推進	2	4	0	0	6
	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	
基本目標2　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	18（19）	12（8）	8（10）	1（2）	39
	46.2%	30.8%	20.5%	2.6%	
(1)政策・方針決定過程への女性参画の促進（女性活躍推進計画）	3	2	2	1	8
	37.5%	25.0%	25.0%	12.5%	
(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）	8	7	5	0	20
	40.0%	35.0%	25.0%	0.0%	
(3)家庭や地域における男女共同参画の促進	7	3	1	0	11
	63.6%	27.3%	9.1%	0.0%	
基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり	13（12）	12（13）	3（3）	0（0）	28
	46.4%	42.9%	10.7%	0.0%	
(1)ＤＶ防止と被害者支援（ＤＶ防止計画）	2	3	1	0	6
	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	
(2)ハラスメントや性犯罪の防止	2	3	1	0	6
	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	
(3)生涯を通じた健康づくりの支援	7	3	1	0	11
	63.6%	27.3%	9.1%	0.0%	
(4)防災・復興における男女共同参画の促進	2	3	0	0	5
	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	

表中の比率（%）の表示は小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計値が100%にならない場合がある。

基本目標　1　　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり



進捗状況表

		↗：実績が策定時を上回る	→：実績が策定時と同じ	↘：実績が策定時を下回る	―：評価対象外	計
基本目標1	**男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり**	**6**	**4**	**0**	**0**	**10**
		60.0%	**40.0%**	**0.0%**	**0.0%**	
	(1)男女共同参画に対する意識づくり	4	0	0	0	4
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	(2)男女共同参画に関する教育・学習の推進	2	4	0	0	6
		33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	

基本目標１　　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1)男女共同参画に対する意識づくり　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課</td></tr>
<tr><td>1</td><td>男女共同参画に関する情報収集及び啓発</td><td colspan="4">みんなで課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">男女共同参画に関する意識啓発を図るため、さまざまなメディアを活用して情報発信するとともに感想、意見の収集に努めます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇男女共同参画社会づくり通信「和話輪」を発行、配布した。また、市ホームページに掲載した。（男女共同参画フォーラム実行委員会と共同）
〇男女共同参画週間ポスターを6/23～6/29に庁内掲示した。
〇市政だよりに男女共同参画に関する特集記事を掲載した。
〇市ホームページ「四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会のご紹介」を更新した。
〇「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12～11/25）期間中に寄付銘板をパープル・ライトアップ。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">情報発信の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>3回</td><td>5 回</td><td>4回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課</td></tr>
<tr><td>2</td><td>男女共同参画推進のための講座等の開催</td><td colspan="4">みんなで課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">男女共同参画社会の実現に向けた各種講座等を開催します。また、開催にあたっては、子育て世代の参加を促進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画フォーラム実行委員会との共催で講座を実施した。
実施回数：3回
延べ参加者数：93人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">講座等の参加者数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>0人</td><td>93人</td><td>100人以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、参加型の講座を実施せず、市ホームページ掲載等の方法により実施した。
参考：74人（令和元年度）</td></tr>
</table>

基本目標１　　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1)男女共同参画に対する意識づくり　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課</td></tr>
<tr><td>3</td><td>固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発</td><td colspan="4">みんなで課　健康増進課　社会教育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">男性が家事や育児に積極的に参加するきっかけとなる基礎的な講座等の開催をはじめとした固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇男性が子育てに参加するきっかけづくりとして、父子の料理教室を実施した。（男女共同参画フォーラム実行委員会と共催）
　男性参加者数：6人
〇子どもとエクササイズ＆パパっとクッキングを開催した。
　開催回数：2回　男性延べ参加者数：16人
〇公民館主催事業として、親子リトミック教室、親子スマイルひろば、親子のふれあい「お話」講座を開催した。
　男性延べ参加者数：19人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">講座等の男性参加者数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>7人</td><td>41人</td><td>120人以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、講座等の中止が多かったため、令和元年度の数値を参考としている。
　参考：101人（令和元年度）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課</td></tr>
<tr><td>4</td><td>イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布</td><td colspan="4">みんなで課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう、啓発する冊子を作成し、関連部署と連携し、効果的に配布します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう、啓発チラシ「ともそだて」を市ホームページに掲載するとともに、妊娠届出時に配布されるよう関係課に依頼した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">冊子の配布数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>-</td><td>583冊（枚）</td><td>2,000冊以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標１　　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(2)男女共同参画に関する教育・学習の推進　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="3">保育所における男女共同参画の促進</td><td colspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">保育所において男女共同参画の視点に配慮した保育の実施を促進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇こどもの人権擁護に関する資料を配布の上、性差等による差別的なかかわりが行われないよう促した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>0回</td><td>1回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="3">幼稚園における男女共同参画の促進</td><td colspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">幼稚園協会との連携を図り、幼稚園において男女共同参画の視点に配慮した教育の実施を促進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇こどもの人権擁護に関する資料を配布の上、性差等による差別的なかかわりが行われないよう促した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>0回</td><td>1回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標１　　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(2)男女共同参画に関する教育・学習の推進　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="3">学校における男女共同参画推進教育の実施</td><td colspan="2">指導課　青少年育成センター</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">児童・生徒が対等の立場で互いの人権を尊重し合う関係を育てる学習を実施します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇市教育委員会では、市内小中学校教員を対象に、四街道市教育研究会と共催で道徳教育研修会を開催し、「考え、議論する道徳」についての理解を深めた。また、人権教育研修会も開催し、各学校における人権教育推進の支援を行った。
〇市内各校において、教育活動全体を通して、発達段階に応じた人権尊重を含め、男女平等意識を図る取組を実施した。特に道徳科においては、各校の道徳教育推進教師を中心に、年間指導計画に則り計画的な指導を行った。
〇市全体で「いじめ撲滅キャンペーン」に取り組むとともに、各校ではいじめ撲滅に向けた全校集会や標語づくりを行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">研修等の開催回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➞</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>2回</td><td>2回</td><td>2回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課</td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="3">個性や能力を尊重した教育環境づくり（キャリア教育の推進）</td><td colspan="2">指導課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">男女共同参画の視点に配慮した教育活動を実施し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇市教育委員会では、キャリア教育推進会議を開催し、キャリア教育の意義について共通理解を図った。
・キャリア教育推進会議
　開催回数：1回
〇キャリア教育全体計画の作成方法について確認し、各校の全体計画についての情報交換を行い、各校におけるキャリア教育を推進した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">会議等の開催回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➞</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1回</td><td>1回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

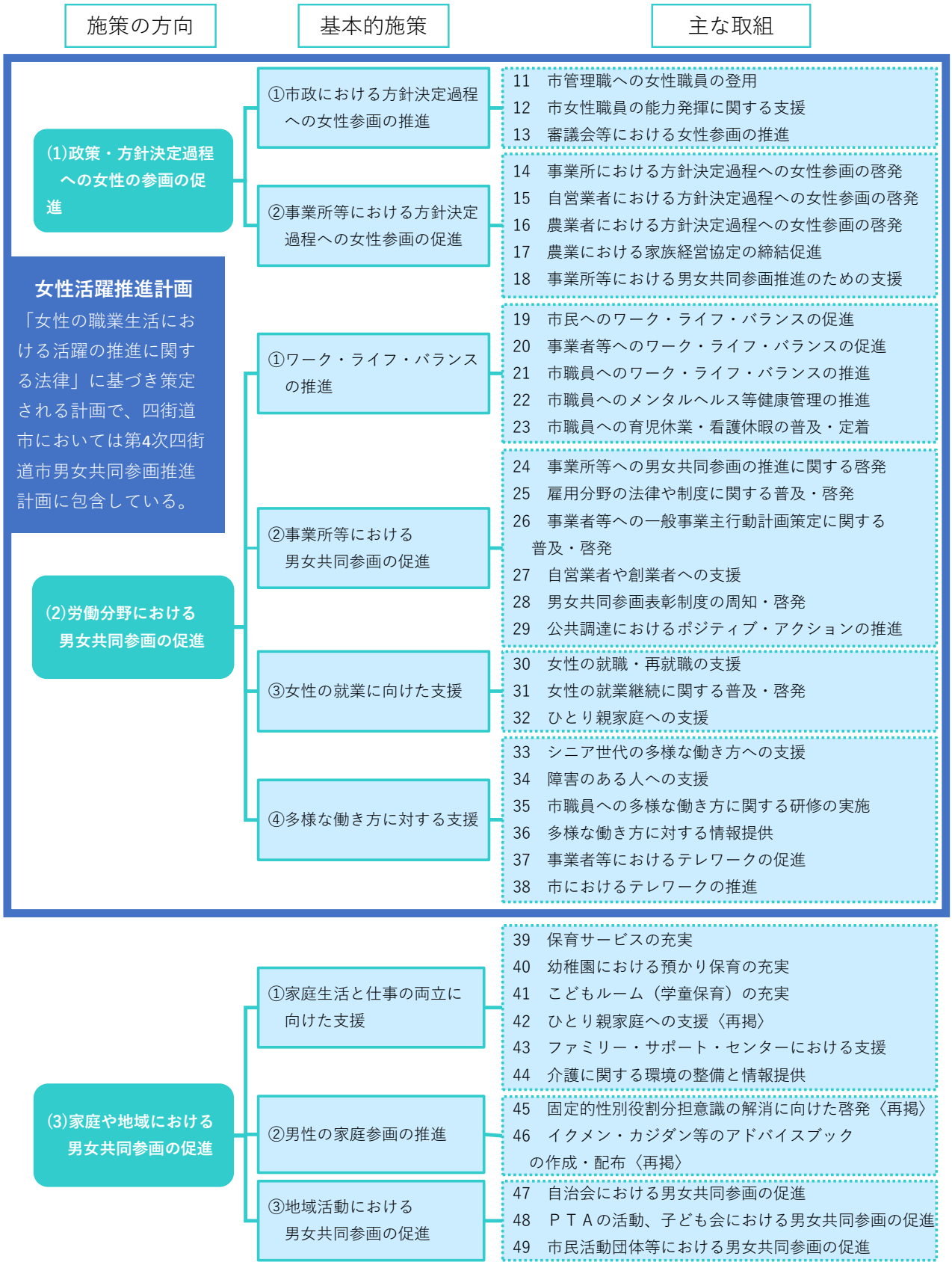
基本目標１　　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(2)男女共同参画に関する教育・学習の推進　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="3">メディア・リテラシーに関する意識啓発</td><td colspan="2">指導課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">児童・生徒が様々なメディアから発信される情報を、主体的に収集・判断できる能力を育成するほか、人権に配慮し情報を発信する意識の高揚に努めます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇市教育委員会では、市内小中学校教員を対象に、四街道市教育研究会と共催で情報教育研修会を開催し、各校における情報モラル教育の進め方についての理解を深めるとともに、児童生徒の情報活用能力育成のための指導力向上を図った。
・情報教育研修会
　開催回数：1回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">研修等の実施回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➞</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1回</td><td>1回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課</td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="3">教員等への男女共同参画に関する意識啓発</td><td colspan="2">指導課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">教員等に対し、性別にとらわれず、児童・生徒の個性を育む指導ができるよう、研修の実施や情報提供などにより、意識啓発を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇市教育委員会では、市内小中学校教員を対象に人権教育研修会を開催し、児童虐待等の今日的な人権課題と併せて、女性に関する課題についての講話及び人権教育全体計画作成の演習を行い、各学校における人権教育推進の支援を行った。
・人権教育研修会
　開催回数：1回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">研修等の開催回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➞</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1回</td><td>1回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標　2　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり



基本目標　2　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

進捗状況表

		↗ ：実績が策定時を上回る	→ ：実績が策定時と同じ	↘ ：実績が策定時を下回る	－ ：評価対象外	計
基本目標２	**誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり**	**18**	**12**	**8**	**1**	**39**
		46.2%	**30.8%**	**20.5%**	**2.6%**	
	(1)政策・方針決定過程への女性参画の促進（女性活躍推進計画）	3	2	2	1	8
		37.5%	25.0%	25.0%	12.5%	
	(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）	8	7	5	0	20
		40.0%	35.0%	25.0%	0.0%	
	(3)家庭や地域における男女共同参画の促進	7	3	1	0	11
		63.6%	27.3%	9.1%	0.0%	

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(1)政策・方針決定過程への女性参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>11</td><td>市管理職への女性職員の登用</td><td colspan="4">人事課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">女性職員を多様なポストに積極的に配置し、職域や活躍の場を拡大するなど、職員の意識改革につながる取組を進め、管理職への登用を推進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇女性職員を多様なポストに配置した。
・市管理職に占める女性の割合：6.7%
課長相当職以上の職員数：75人（男性70人、女性5人）
・市職員に占める女性の割合：32.0%
職員数：663人（男性451人、女性212人）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">市管理職に占める女性の割合</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1.4%</td><td>6.7%</td><td>5%以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>12</td><td>市女性職員の能力発揮に関する支援</td><td colspan="4">人事課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">女性職員の職域に応じた各種研修等への参加を促進し、女性の能力発揮を支援します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇各種庁内研修を実施し、女性職員の職域に応じた能力発揮を支援した。
開催回数：17回
延べ受講者数：532人（男性340人、女性192人）
・受講対象者は性別にとらわれず、研修目的に合致した職員を選定した。
・受講対象者やその上司に早い段階で通知等を行うことで、研修に参加しやすい環境づくりに努めた。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">研修等の開催回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>9回</td><td>17回</td><td>19回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、研修の半数を中止とした。
参考：19回（令和元年度）</td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(1)政策・方針決定過程への女性参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>13</td><td colspan="3">審議会等における女性参画の推進</td><td colspan="2">人事課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">審議会等委員情報の整備・活用や所管課等への働きかけにより、各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇令和8年1月1日現在の委員選任状況等調査において、「本市における男女共同参画社会の実現のため、原則として定数の７割を超えて一方の性で占めないように努めるものとする。」と記載している「四街道市審議会等に関する指針」を添付し周知した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">周知等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>0回</td><td>1回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>14</td><td colspan="3">事業所における方針決定過程への女性参画の啓発</td><td colspan="2">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">性別にかかわらず優秀な人材を管理職登用できる環境づくりを促進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシを配架した。
〇男女共同参画に関する内容を市ホームページに掲載した。
　掲載回数：2回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↘</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>3回</td><td>2回</td><td>4回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。</td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(1)政策・方針決定過程への女性参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>15</td><td colspan="3">自営業者における方針決定過程への女性参画の啓発</td><td colspan="2">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">関係機関と連携し、自営業者に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシを配架した。
○男女共同参画に関する内容を市ホームページに掲載した。
掲載回数：2回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↘</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>3回</td><td>2回</td><td>4回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>16</td><td colspan="3">農業者における方針決定過程への女性参画の啓発</td><td colspan="2">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">関係機関と連携し、農業者に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○産業振興課の情報コーナーにパンフレットを設置した。
○農業経営改善計画更新時に家族経営協定の締結及び家族の共同申請についての呼びかけを行った。
回数：3回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">→</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>3回</td><td>3回</td><td>4回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。</td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(1)政策・方針決定過程への女性参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>17</td><td>農業における家族経営協定の締結促進</td><td colspan="4">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">家族経営を基本とした農業において、経営の方針や役割分担、就業条件・就業環境を明確化する家族経営協定の締結を促進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇産業振興課の情報コーナーにパンフレットを設置した。
〇農業経営改善計画更新時に家族経営協定の締結及び家族の共同申請についての呼びかけを行った。
回数：3回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➡</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>3回</td><td>3回</td><td>4回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>18</td><td>事業所等における男女共同参画推進のための支援</td><td colspan="4">みんなで課　産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">事業者等の男女共同参画推進のため、研修等を実施する際の協力・支援等を検討するほか、各種専門機関の紹介等を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇産業振興課の情報コーナーに男女共同参画に関するチラシを配架
相談件数：0件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">支援等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>0回</td><td>0回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>19</td><td>市民へのワーク・ライフ・バランスの促進</td><td colspan="4">みんなで課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の開催や情報発信により、市民への意識啓発に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○男性が子育てに参加するきっかけづくりとして、父子の料理教室を実施した。（男女共同参画フォーラム実行委員会と共催）
　男性参加者数：6人
○子どもとエクササイズ＆パパっとクッキングを開催した。
　開催回数：2回　男性延べ参加者数：16人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1回</td><td>3回</td><td>2回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>20</td><td>事業者等へのワーク・ライフ・バランスの促進</td><td colspan="4">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">商工会等と連携し、事業所等への意識啓発に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○産業振興課の情報コーナーにワーク・ライフ・バランス関連のチラシを配架した。
○ワーク・ライフ・バランスに関する内容を市ホームページに引き続き掲載した。
　掲載回数：1回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">→</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1回</td><td>1回</td><td>2回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。</td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>21</td><td>市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進</td><td colspan="4">人事課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">ノー残業デーの徹底や年次有給休暇の取得の促進に努めるなど、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、職員への意識啓発を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇時間外勤務の上限を月45時間、年間360時間以内と定め、効率的な業務遂行による時間外勤務の縮減と年次休暇等の活用を促すことで、ワーク・ライフ・バランスを推進した。
周知回数：5回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">周知等の回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>4回</td><td>5回</td><td>4回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>22</td><td>市職員へのメンタルヘルス等健康管理の推進</td><td colspan="4">人事課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">職員へのメンタルヘルス研修やストレスチェック、健康相談を実施します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇課長、課長補佐、係長を対象として2月にメンタルヘルス（ラインケア）研修を、12月にストレスチェックを実施した。
・メンタルヘルスケア（ラインケア）研修
実施回数：1回　　受講者数：18人
〇産業医による巡視と同日に、職員の健康相談を実施した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">講座等の開催回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➡</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1回</td><td>1回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>23</td><td>市職員への育児休業・看護休暇の普及・定着</td><td colspan="4">人事課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">育児・介護休業制度が男女職員ともに偏りなく活用できるよう周知するとともにその定着を推進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇産前産後育児休暇取得前の女性職員、配偶者の出産を控えている男性職員への育児休暇制度等の説明を実施した。
〇庁内電子掲示板にて各種制度を一覧にまとめ掲載し、制度の周知を行った。
周知回数：1回
〇育児・介護休業取得者数
育児休業：男性12人（85.7%）、女性6人（100%）
介護休業：男性1人、女性1人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">周知等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➡</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1回</td><td>1回</td><td>2回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>24</td><td>事業所等への男女共同参画の推進に関する啓発</td><td colspan="4">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">商工会等と連携し、事業所等への男女共同参画の推進に関する意識啓発に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇産業振興課の情報コーナーに男女共同参画に関するチラシを配架した。
〇労働の場における男女共同参画を推進するための内容を市ホームページに掲載した。
掲載回数：2回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↘</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>3回</td><td>2回</td><td>3回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。</td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>25</td><td>雇用分野の法律や制度に関する普及・啓発</td><td colspan="4">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">商工会等と連携し、「労働基準法」、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「パートタイム労働法」など雇用分野の法律や制度に関する普及・啓発を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇産業振興課の情報コーナーに男女共同参画に関するチラシを通年で配架した。
〇労働の場における男女共同参画を推進するための内容について市ホームページに掲載した。
掲載回数：7回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➡</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>7回</td><td>7回</td><td>7回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>26</td><td>事業者等への一般事業主行動計画策定に関する普及・啓発</td><td colspan="4">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">事業者等への「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定に関する普及・啓発を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇産業振興課の情報コーナーに男女共同参画に関するチラシを配架した。
〇女性活躍推進法に関する内容を市ホームページに引き続き掲載した。
掲載回数：1回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>-</td><td>1回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。</td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>27</td><td colspan="3">自営業者や創業者への支援</td><td colspan="2">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">商工会等と連携し、各種情報の提供や相談業務、創業塾等の実施により、自営業者や創業希望者等の支援に努めます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○「空き店舗等活用事業補助金」申請募集に関する内容を市ホームページ、市政だよりに掲載した。
掲載回数：1回
○「中小企業資金融資制度」に関する内容を市ホームページに掲載した。
掲載回数：1回
○商工会との連携による創業塾を実施した。
開催回数：4回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>2回</td><td>6回</td><td>2回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>28</td><td colspan="3">男女共同参画表彰制度の周知・啓発</td><td colspan="2">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度等を周知し、よりよい取組ができるよう促進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○産業振興課の情報コーナーに千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度に関するチラシを配架した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">↘</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1回</td><td>0回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。</td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>29</td><td>公共調達におけるポジティブ・アクションの推進</td><td colspan="4">契約課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">総合評価落札方式・企画競争方式を行う際に、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」に対して評価点の加算を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇総合評価落札方式・企画競争方式を行う際に、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」に対して評価点を加算した。
　加算回数：3回
〇企画競争方式を行う際には、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」に対する評価点の加算について心がけるよう庁内に促した。
〇総合評価落札方式による入札の際に、主任（監理）技術者になりうる女性技術者の雇用を評価項目に採用することができるよう制度を整えているが、該当する工事の発注がなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">総合評価落札方式・企画競争方式を行う際に、評価点の加算を行った回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>0回</td><td>3回</td><td>1回以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>30</td><td>女性の就職・再就職の支援</td><td colspan="4">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">就職・再就職を目指す女性を対象に、支援講座等を開催するほか、情報提供を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇産業振興課の情報コーナーに女性のための就労支援講座のチラシを配架した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">講座等の開催回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↘</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>2回</td><td>0回</td><td>2回以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
31	女性の就業継続に関する普及・啓発	産業振興課

取組内容	女性が出産前後も就業継続ができるよう、商工会等と連携し、事業所等へ働きかけを行います。
令和7年度 実績	○産業振興課の情報コーナーに男女共同参画に関するチラシを配架した。 ○女性の出産前後の就業継続に関する内容を市ホームページに引き続き掲載した。 掲載回数：2回

活動評価項目	啓発等の回数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	2回	2回	2回以上		→

備考	※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。

No.	主な取組	担当課等
32	ひとり親家庭への支援	子育て支援課

取組内容	ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、母子自立支援員による就業支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。
令和7年度 実績	○ひとり親家庭等医療費　　助成延べ件数：7,902件 ○ひとり親家庭児童入学等祝金　　支給世帯数：202世帯 ○ひとり親家庭等学習支援　　助成児童数：32人 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金　　助成件数：6件 ○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金　　助成件数：3件 ○出張ハローワーク　　相談人数：40人 ○ファミリー・サポート・センター利用助成　　助成件数：7件 ○母子生活支援施設入所委託　　委託世帯数：0世帯 ○母子・父子自立支援員による相談　　相談延べ件数：34件

活動評価項目	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業の支給件数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	6件	6件	6件以上		→

備考	※計画策定時より「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」のみを実績として計上。

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>33</td><td colspan="3">シニア世代の多様な働き方への支援</td><td colspan="2">社会福祉課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">就職・再就職を希望するシニアの就業の場を確保するため、シルバー人材センターの活動の充実に向けた支援を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇シルバー人材センターの運営費および事業費の一部を補助することで、高齢者の就労機会、社会参加等の確保に寄与した。
〇市政だよりにシルバー人材センター入会説明会について掲載した。
　掲載回数：6回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">シルバー人材センターの就業延べ人数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">↘</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>56,718人</td><td>39,006人</td><td>67,050人以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等による受注件数の減少に伴い就業延べ人数が減っている。
　参考：60,767人（令和元年度）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>34</td><td colspan="3">障害のある人への支援</td><td colspan="2">障がい者支援課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">障害のある人や家族の相談に対応し、必要な情報提供を行うとともに、支援サービスの利用を促進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇障がい者相談支援事業所連絡会を開催した。
　開催回数：10回
〇障害福祉サービス等事業所研修会を開催した。
　開催回数：2回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">研修等の開催回数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>7回</td><td>10回</td><td>8回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">計画策定時より「障がい者相談支援事業所連絡会」のみを実績として計上。</td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
35	市職員への多様な働き方に関する研修の実施	人事課

取組内容	ダイバーシティに関する理解促進のため、職員への研修を実施します。
令和7年度 実績	○採用7・8年目にある職員を対象として1月にダイバーシティ研修を実施した。 実施回数：1回 参加者数：22人

活動評価項目	研修等の開催回数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	1回	1回	1回以上		→
備考					

No.	主な取組	担当課等
36	多様な働き方に対する情報提供	みんなで課　産業振興課

取組内容	商工会等と連携し、ＬＧＢＴに配慮した職場環境の整備など、ダイバーシティに関する情報提供を行います。
令和7年度 実績	○産業振興課の情報コーナーに男女共同参画に関するチラシを配架した。 ○ダイバーシティに関する内容を市ホームページに掲載した。 掲載回数：1回

活動評価項目	情報提供等の回数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	0回	1回	1回以上		↗
備考					

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(2)労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>37</td><td>事業者等におけるテレワークの促進</td><td colspan="4">産業振興課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">テレワークの導入等を促進するため、商工会等と連携し、事業所等への情報提供を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇産業振興課の情報コーナーにテレワークに関するチラシを配架した。
〇テレワークに関する内容を市ホームページに掲載した。
掲載回数：1回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">情報提供等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>-</td><td>1回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>38</td><td>市におけるテレワークの推進</td><td colspan="4">人事課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">市においてテレワークの導入等による働きやすい職場を推進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">令和5年度については、庁内掲示板にて「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における取扱い」について職員へ通知する際、多様な働き方に資する取り組み等は今後も当面の間取扱いを維持する予定であることを周知したが、令和7年度は行っていない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">周知等の回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↘</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>-</td><td>0回</td><td>1回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(3)家庭や地域における男女共同参画の促進　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>39</td><td colspan="3">保育サービスの充実</td><td colspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">仕事や他の活動と子育ての両立を図るため、時間外保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実に努めます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇市内保育施設数：39か所
〇時間外保育実施保育施設数：市内全保育施設
〇一時保育実施保育施設数：11か所
〇休日保育実施保育施設数：1か所
〇病児・病後児保育実施施設数：1か所
〇保育施設入所待機児童数：0人
〇保育施設利用者数：2,022人
〇保育施設利用定員数：2,120人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">保育所利用定員数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1,370人</td><td>2,120人</td><td>1,795人以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>40</td><td colspan="3">幼稚園における預かり保育の充実</td><td colspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">仕事や他の活動と子育ての両立を図るため、幼稚園における保育開始時間前及び時間終了後に行う預かり保育の充実に向けた支援に努めます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇市内の全私立幼稚園で預かり保育を実施した。
〇通常の保育時間前及び保育時間終了後以外の夏季休暇などの長期休み中も実施した。
　預かり保育の利用延べ人数：47,615人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">預かり保育の利用延べ人数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>37,649人</td><td>47,615人</td><td>57,662人以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(3)家庭や地域における男女共同参画の促進　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="2">主な取組</td><td colspan="3">担当課等</td></tr>
<tr><td>41</td><td colspan="2">こどもルーム（学童保育）の充実</td><td colspan="3">保育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">働く親が安心できるよう、こどもルーム（学童保育）の機能充実に努めます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇こどもルーム施設数：27施設
〇開所時間
平日 13:00～19:00　　土曜 8:00～19:00(中央小あおば・わかばこどもルームのみ)
長期休業時 8:00～19:00
〇平均在籍児童数：1,223人/月
〇こどもルーム（学童保育）の利用定員数：1,114人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">こどもルーム（学童保育）の利用定員数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>851人</td><td>1,114人</td><td>970人以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="2">主な取組</td><td colspan="3">担当課等</td></tr>
<tr><td>42</td><td colspan="2">ひとり親家庭への支援＜再掲＞</td><td colspan="3">子育て支援課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、母子自立支援員による就業支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇ひとり親家庭等医療費　　助成延べ件数：7,902件
〇ひとり親家庭児童入学等祝金　　支給世帯数：202世帯
〇ひとり親家庭等学習支援　　助成児童数：32人
〇ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金　　助成件数：6件
〇ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金　　助成件数：3件
〇出張ハローワーク　　相談人数：40人
〇ファミリー・サポート・センター利用助成　　助成件数：7件
〇母子生活支援施設入所委託　　委託世帯数：0世帯
〇母子・父子自立支援員による相談　　相談延べ件数：34件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業の支給件数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">→</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>6件</td><td>6件</td><td>6件以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」のみを実績として計上。</td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(3)家庭や地域における男女共同参画の促進　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>43</td><td colspan="3">ファミリー・サポート・センターにおける支援</td><td colspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">地域で子育てできるよう、ファミリー・サポート・センターにおける育児の相互援助活動の推進を図ります。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇合計会員数：1,100人（男性58人、女性1,042人）
提供会員（子育てのお手伝いができる人）数：134人（男性3人、女性131人）
依頼会員（子育ての手助けをしてほしい人）数：890人（男性54人、女性836人）
両方会員（提供会員と依頼会員を兼ねる人）数：76人（男性1人、女性75人）
〇研修等の開催状況
基礎研修会：6回　　全体講習会：2回
〇未就学児利用延べ人数：540人　　就学児利用延べ人数：439人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">未就学児利用延人数　/　就学児利用延人数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↘</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>750人 / 512人</td><td>540人 / 439人</td><td>929人以上 / 1,011人以上</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>44</td><td colspan="3">介護に関する環境の整備と情報提供</td><td colspan="2">高齢者支援課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">介護保険制度の周知のほか、高齢者の介護についての相談に対応し、必要な情報提供を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇介護保険制度の啓発
パンフレット「みんなのあんしん介護保険」、「みんなの介護保険ハンドブック」発行
〇地域包括支援センターの相談対応
相談件数：7,331件　　対応件数：13,454件
〇介護講座等の開催
・介護のつどい「虹の会」、「男の介護を語ろう会」、「介護者教室」
開催回数：47回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">講座等の開催回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>14回</td><td>47回</td><td>14回以上</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(3)家庭や地域における男女共同参画の促進　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課</td></tr>
<tr><td>45</td><td>固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発
＜再掲＞</td><td colspan="4">みんなで課　健康増進課　社会教育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">男性が家事や育児に積極的に参加するきっかけとなる基礎的な講座等の開催をはじめとした、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○男性が子育てに参加するきっかけづくりとして、父子の料理教室を実施した。（男女共同参画フォーラム実行委員会と共催）
　男性参加者数：6人
○子どもとエクササイズ＆パパっとクッキングを開催した。
　開催回数：2回　男性延べ参加者数：16人
○公民館主催事業として、親子リトミック教室、親子スマイルひろば、親子のふれあい「お話」講座を開催した。
　男性延べ参加者数：19人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">講座等の男性の参加者数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>7人</td><td>41人</td><td>120人以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、講座等の中止が多かったため、令和元年度の数値を参考としている。
　参考：101人（令和元年度）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課</td></tr>
<tr><td>46</td><td>イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布＜再掲＞</td><td colspan="4">みんなで課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう、啓発する冊子を作成し、関連部署と連携し、効果的に配布します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう、啓発チラシ「ともそだて」を市ホームページに掲載するとともに、妊娠届出時に配布されるよう関係課に依頼した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">冊子の配布数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>-</td><td>583冊（枚）</td><td>2,000冊以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(3)家庭や地域における男女共同参画の促進　　活動評価表

No.	主な取組	担当課
47	自治会における男女共同参画の促進	みんなで課

取組内容	自治会による地域活動における男女共同参画意識の浸透を図るため、働きかけを行います。
令和7年度 実績	○各区・自治会好事例紹介、意見交換会を行ったが、男女共同参画推進についての周知啓発は行わなかった。 区長・自治会長：89人（男性83人、女性6人）

活動評価項目	広報等の回数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		→
	0回	0回	1回以上		

備考	

No.	主な取組	担当課
48	ＰＴＡの活動、子ども会における男女共同参画の促進	社会教育課

取組内容	ＰＴＡの活動及び子ども会による地域活動における男女共同参画意識の浸透を図るため、働きかけを行います。
令和7年度 実績	○PTA会長会で役員を決定する際、男女共同参画を意識するよう周知した。 PTA会長：15人（男性7人、女性8人） PTA副会長：53人（男性13人、女性40人） ○子ども会育成連合会を通じた男女共同参画意識の周知啓発を図った。 子ども会育成連合会加盟団体会長：14人（男性1人、女性13人）

活動評価項目	広報等の回数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		↗
	1回	2回	1回以上		

備考	

基本目標２　　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(3)家庭や地域における男女共同参画の促進　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課</td></tr>
<tr><td>49</td><td colspan="3">市民活動団体等における男女共同参画の促進</td><td colspan="2">みんなで課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">ボランティアやＮＰＯ等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、性別に関わらずだれもが活動しやすい環境づくりを支援します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇みんなで地域づくりセンターが、性別に関わらずだれもが活動しやすい環境づくりを支援した。
　みんなで地域づくりセンター主催講座開催回数：21回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">講座等の開催回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">→</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>21回</td><td>21回</td><td>22回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標　3　　安全・安心に暮らせる環境づくり

施策の方向	基本的施策	主な取組
(1)ＤＶ防止と被害者支援	①ＤＶを許さない社会づくりに向けた啓発	50　ＤＶ防止に関する広報・啓発 51　ＤＶに関する相談窓口の周知
	②ＤＶに関する相談支援	52　安心して相談できる体制づくり 53　被害者の生活再建に向けた支援の実施
	③関係機関との連携強化	54　ＤＶ被害の早期発見体制の充実 55　緊急保護を求めるＤＶ被害者等への支援
(2)ハラスメントや性犯罪の防止	①ハラスメントの防止に向けた意識の啓発	56　事業所におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施 57　市職員へのハラスメント防止に向けた研修の実施 58　市職員からのハラスメントに関する相談の実施
	②性犯罪の防止に向けた安全対策の推進	59　各種パトロールの実施 60　地域ぐるみの安全体制の構築 61　性犯罪被害相談窓口への周知
(3)生涯を通じた健康づくりの支援	①妊娠・出産・子育てに関する健康支援	62　パパママルームの開催 63　育児に関する相談・教室の開催 64　子ども家庭総合支援拠点での相談支援 65　乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備 66　子育て支援センターにおける支援
	②生涯を通じた男女の健康支援	67　健康教育・健康相談体制の充実 68　受けやすい検診に関する啓発 69　自殺対策の推進 70　喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の啓発 71　性に対する正しい理解の促進 72　「生理の貧困」対策に係る困窮している女性への支援
(4)防災・復興における男女共同参画の促進	①防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進	73　男女共同参画の視点に立った防災備蓄品の整備 74　男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営 75　自主防災組織における男女共同参画視点の働きかけ 76　市民活動等と協働したネットワークづくり 77　消防団への女性の入団促進

DV防止計画
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき策定される計画で、四街道市においては第4次四街道市男女共同参画推進計画に包含している。

基本目標　3　　安全・安心に暮らせる環境づくり

進捗状況表

		↗ ：実績が策定時を上回る	➔ ：実績が策定時と同じ	↘ ：実績が策定時を下回る	ー ：評価対象外	計
基本目標３	**安全・安心に暮らせる環境づくり**	**13**	**12**	**3**	**0**	**28**
		46.4%	**42.9%**	**10.7%**	**0.0%**	
	(1)ＤＶ防止と被害者支援（ＤＶ防止計画）	2	3	1	0	6
		33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	
	(2)ハラスメントや性犯罪の防止	2	3	1	0	6
		33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	
	(3)生涯を通じた健康づくりの 支援	7	3	1	0	11
		63.6%	27.3%	9.1%	0.0%	
	(4)防災・復興における男女共同参画の促進	2	3	0	0	5
		40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(1)ＤＶ防止と被害者支援（ＤＶ防止計画）　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
50	ＤＶ防止に関する広報・啓発	子育て支援課

取組内容	ＤＶを許さない社会づくりの実現に向け、ＤＶ防止に関する情報について、市のあらゆるメディアを活用して発信します。
令和7年度実績	○「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）に合わせ、庁内関係機関、小中学校、幼稚園、保育所、医療機関等にＤＶ防止啓発チラシ・リーフレット・カード・ポスターを配布した。 配布数：チラシ約1,800枚、リーフレット50枚、カード100枚、ポスター60枚 ○「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12～11/25）期間中に寄付銘板をパープルにライトアップ。

活動評価項目	情報発信の実施			進捗	↗
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	1回	2回	1回以上		
備考					

No.	主な取組	担当課等
51	ＤＶに関する相談窓口の周知	子育て支援課

取組内容	ＤＶの被害を潜在化させないよう県の配偶者暴力相談支援センターや市の相談窓口等について、チラシ等の配布や広報、ホームページの掲載により周知を行います。
令和7年度実績	○ＤＶ相談窓口の連絡先を市ホームページに掲載し、市政だより（くらしの掲示板）の定例相談に毎月掲載した。 ○子育て情報ブック「すくすく」に配偶者暴力相談支援センター他相談機関の情報を掲載した。 ○相談窓口・連絡先が記載されたリーフレットを設置した。

活動評価項目	周知等の実施			進捗	↘
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	5回	3回	5回以上		
備考					

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(1)ＤＶ防止と被害者支援（ＤＶ防止計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>52</td><td>安心して相談できる体制づくり</td><td colspan="4">子育て支援課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">市の相談窓口において、ケースワーカー及び婦人相談員による、安心して相談を受けられる環境を整えます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇ケースワーカー３人、女性相談支援員1人の体制により月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じた。
※開庁時間の変更に伴い、10月から対応時間を午前9時から午後4時30分までに変更し相談に応じた。
　ＤＶ・婦人相談受付件数：78件（ＤＶ相談：51件、婦人相談：27件）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">婦人相談員の設置</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">→</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1人</td><td>1人</td><td>1人以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されたことから、婦人相談員の名称が女性相談支援員に変更となった。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>53</td><td>被害者の生活再建に向けた支援の実施</td><td colspan="4">子育て支援課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">被害者の就労等の生活再建に必要な情報の提供や、同伴する子どもに必要な支援を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇就労先：ハローワークやマザーズハローワークの紹介、職業訓練の情報提供
〇住居：県営・市営住宅への入居について担当課への案内
〇生活：各種手当、生活保護担当課への案内
〇就学先：区域外通学など担当課への案内
〇就学援助についての案内
〇千葉県男女共同参画センター主催の自立支援講座の案内</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">婦人相談員の設置</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">→</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1人</td><td>1人</td><td>1人以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されたことから、婦人相談員の名称が女性相談支援員に変更となった。</td></tr>
</table>

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(1)ＤＶ防止と被害者支援（ＤＶ防止計画）　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>54</td><td colspan="3">ＤＶ被害の早期発見体制の充実</td><td colspan="2">子育て支援課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」の活動を通じ、ＤＶ被害の早期発見への協力依頼や相談・支援の連携体制を整えます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」を開催し、関係機関との連携を強化した。また、市内小中学校、幼稚園、保育園へは個別に訪問し、協力に関して理解を求めた。
・四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の実施回数
代表者部会：1回
実務者部会：2回
実務者部会・個別支援部会：12回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">ＣＡＮＰＹ代表者部会をはじめとした各種会議の実施</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➚</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>2回</td><td>3回</td><td>2回以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※令和5年4月1日からCANPYを要対協と称する。
※計画策定時より、代表者部会・実務者部会を実績として計上。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>55</td><td colspan="3">緊急保護を求めるＤＶ被害者等への支援</td><td colspan="2">子育て支援課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">関係機関との連携を図り、被害者及びその子どもに適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">○関係機関との連携により、緊急保護支援が必要な被害者を適切に保護、支援することで被害者及びその子どもの安全を確保した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">婦人相談員の設置</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">➡</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>1人</td><td>1人</td><td>1人以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されたことから、婦人相談員の名称が女性相談支援員に変更となった。</td></tr>
</table>

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(2)ハラスメントや性犯罪の防止　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
56	事業所におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施	産業振興課

取組内容	商工会等と連携し、ハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。
令和7年度実績	○産業振興課の情報コーナーにハラスメントに関するチラシを配架した。 ○ハラスメントに関する情報を市ホームページに掲載した。 　掲載回数：2回

活動評価項目	啓発等の回数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	1回	2回	1回以上		↗

備考	※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。

No.	主な取組	担当課等
57	市職員へのハラスメント防止に向けた研修の実施	人事課

取組内容	ハラスメント防止に向けた職員への研修を実施します。
令和7年度実績	○ハラスメントに対する正しい知識を学ぶことで、自分自身に気づきを与え、職場での予防・対策の効果を図る「ハラスメント防止研修」を実施し、より良い職場環境を促進した。 ・ハラスメント予防研修 　受講者数：55人（男性37人、女性18人）

活動評価項目	研修等の開催回数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	1回	1回	1回以上		→

備考	

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(2)ハラスメントや性犯罪の防止　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
58	市職員からのハラスメントに関する相談の実施	人事課

取組内容	職員からのハラスメント相談に対応します。
令和7年度 実績	○産業医による健康相談の実施についての周知を行った。 　周知回数：毎月1回 ○職員メンタルヘルス相談業務委託を行い、職員のメンタルヘルスに係る相談に応対した。 　相談窓口利用件数：0件

活動評価項目	相談等の実施（相談窓口の周知回数）			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	1回	1回	1回以上		→

備考	

No.	主な取組	担当課等
59	各種パトロールの実施	くらし安全交通課　青少年育成センター

取組内容	だれもが安心して暮らせるよう、自治会等との連携による、防犯パトロールの実施や補導委員による補導活動の強化に取り組みます。
令和7年度 実績	○安全安心ステーションにおいて、防犯パトロール車の貸出し等を行い、市内各地区で計652回の青色防犯パトロールが実施された。 ○青少年補導委員による「愛の一声」活動として、毎月補導活動を実施し、公園や商業施設にいる青少年を中心に声かけを行った。 　実施回数：157回 　延べ参加者数：471人（補導委員数：80人（男性38人、女性42人）） ○市内高校生との合同パトロールを実施した。 　延べ参加者数：10人（男子1人、女子9人） ○青色防犯パトロールカーの出動により市内のパトロールを実施した。 　件数：202回（不審者情報後：4回、予防：198回）

活動評価項目	「愛の一声」運動としての街頭補導活動の実施回数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	94回	157回	160回以上		↗

備考	※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、「愛の一声」運動の中止が多かった。 　参考：143回（令和元年度）

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(2)ハラスメントや性犯罪の防止　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
60	地域ぐるみの安全体制の構築	青少年育成センター

取組内容	地域の子どもは地域で守るという意識の醸成と、子どもへの犯罪を抑止するため、「こども 110 番の家」活動の周知・普及を図ります。また、防犯効果を高めるため、「よめーる」による不審者情報を配信します。
令和7年度実績	○不審者からの緊急避難場所の確保により未然の犯罪抑止を図った。

活動評価項目	「こども 110 番の家」登録件数			進捗	↘
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	2,935件	2,747件	3,000件以上		
備考					

No.	主な取組	担当課等
61	性犯罪被害相談窓口への周知	くらし安全交通課

取組内容	千葉県犯罪被害者支援センター等の性犯罪被害に関する相談窓口を周知します。
令和7年度実績	○くらし安全交通課窓口と市ホームページにて、千葉県犯罪被害者支援センター等の（性）犯罪被害や性犯罪110番に関する相談窓口の周知を図った。 　市ホームページ掲載回数：1回 ○年間を通じて、窓口に「千葉犯罪被害者支援センター」、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」のパンフレット、リーフレット等を配架した。 ○性犯罪・性暴力に関する運動の期間中、窓口に啓発ポスターを掲示した。

活動評価項目	周知等の実施			進捗	→
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	1回	1回	1回以上		
備考	※計画策定時より、市ホームページによる周知のみ実績値として計上。				

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(3)生涯を通じた健康づくりの支援　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
62	パパママルームの開催	健康増進課

取組内容	これから親になる男女が出産やその後の育児などについて学習する講座等を開催し、仕事と子育ての両立や、男性の家庭参画を促進します。
令和7年度実績	○パパママルームを土日に開催した。 開催回数：9回 開催内容：お産の進み方、出産前後の手続きや育児支援サービスの紹介、赤ちゃんとの生活についての講話、赤ちゃんのお風呂実習・着替え実習・パパの妊婦体験、グループトーク 受講者数：219人（妊婦111人、夫またはパートナー108人）　参考：215名（令和2年度）

活動評価項目	パパママルームの土日開催回数			進捗	↗
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	14回	9回	8回以上		

備考	※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、1回の参加人数を減らし、1日2回（7日間）実施した。 ※令和7年度は、回数は策定時より減少しているが、開催日数が2日（9日間に）増え受講者数が増加していることを考慮し進捗を↗とする。

No.	主な取組	担当課等
63	育児に関する相談・教室の開催	健康増進課

取組内容	母子健康手帳交付や子育て電話相談、妊婦・乳幼児健康診査、家庭訪問等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てに関する相談ができる体制を整備します。
令和7年度実績	○子育て電話相談延べ利用者数：131人 ○マタニティ・ベビー相談室延べ利用者数：663人 ○妊婦健康診査（医療機関等実施）延べ利用者数：7,004人 ○産婦健康診査（医療機関等実施）延べ利用者数：1,001人 ○乳児健康診査（医療機関等実施）延べ利用者数：1,030人 ○乳幼児健診・相談者数：3,116人 ○家庭訪問延べ利用者数：1,256人 ○子育て電話相談及びマタニティ・ベビー相談室での育児相談について、市ホームページ、子育て情報ブック「すくすく」、出産した人全員へちらし配布により周知した。

活動評価項目	子育て電話相談及びマタニティ・ベビー相談室での育児相談の実施（相談窓口の周知回数）			進捗	→
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	3回	3回	3回以上		

備考	

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(3)生涯を通じた健康づくりの支援　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
64	子ども家庭総合支援拠点での相談支援	子育て支援課

取組内容	子ども家庭総合支援拠点において子どもに関する様々な相談支援を行います。
令和7年度 実績	○こども家庭センター（子育て支援課及び健康増進課内）が中心となり、児童及び妊産婦の福祉に関し、児童相談所をはじめ、関係機関と連携して支援を行った。 家庭児童相談件数：534件 うち通告受理件数：166件 こども家庭センターの構成員数：5人

活動評価項目	子ども家庭総合支援拠点での相談支援の実施（拠点の構成員数）			進捗	↗
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	-	5人	7人以上		

備考	※令和7年4月1日から「四街道市こども家庭センター」が設置されたことに伴い、「子ども家庭総合支援拠点」は廃止となった。

No.	主な取組	担当課等
65	乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備	子育て支援課

取組内容	おむつ替えや授乳などで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる環境づくりを推進します。
令和7年度 実績	○市ホームページにて、「赤ちゃんの駅」の登録施設を募集した。 ・新規登録施設：1件

活動評価項目	赤ちゃんの駅の登録数			進捗	↗
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	-	15か所	20か所		

備考	

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(3)生涯を通じた健康づくりの支援　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>66</td><td colspan="3">子育て支援センターにおける支援</td><td colspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">市内保育所で、子育て支援センターを運営・支援することにより、子育てをしている親子が相互交流できる場の確保に努めます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇市内で子育て支援センターを運営する私立保育所等に補助金を交付し、支援した。
〇中央保育所にて子育て支援センターを運営した。
・開所日数：251日
・開所期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
・延べ利用者数：4,144名（保護者　男性：60名　女性：1,977名）
（子ども　男児：1,148名　女児：959名）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">「子育て支援センター」における男性参加者数</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">↘</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>74人</td><td>60人</td><td>100人</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>67</td><td colspan="3">健康教育・健康相談体制の充実</td><td colspan="2">健康増進課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">健康教育、健康相談の実施において、個々に応じた健康問題や心の不安等を解消するため、情報提供や相談の場の確保に努めます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇健康教育
実施回数：219回　　延べ参加者数：12,831人（男性：4,993人、女性：7,838人）
〇健康相談
実施回数：120回　　延べ参加者数：429人（男性：93人、女性：336人）
〇こころの健康づくり
看護職によるこころの健康に関する相談と、各種教室でこころの健康教育を実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">健康教育及び健康相談の実施（健康教育等の実施回数）</td><td rowspan="3">進捗</td><td rowspan="3">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>66回</td><td>219回</td><td>66回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※計画策定時より「健康教育」のみを実績値として計上。</td></tr>
</table>

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(3)生涯を通じた健康づくりの支援　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
68	受けやすい検診に関する啓発	健康増進課

取組内容	受診者の利便性を考慮するとともに、性差に配慮した検診を実施します。
令和7年度 実績	○同時集団検診を実施し、男女別での検診、平日、土日の検診日を設定した。また、検診予約システムによる24時間の検診申込受付及びLoGoフォームによる24時間の受診券発行申請受付を実施した。 ○医療機関で受診する個別検診を全検診で実施した。 ○5歳毎の節目年齢の人に受診券と問診票を送付した。 ○検診受診勧奨通知を送付した。

活動評価項目	個別検診の実施			進捗	→
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	全検診	全検診	全検診		

備考	

No.	主な取組	担当課等
69	自殺対策の推進	健康増進課

取組内容	保健・医療・福祉・教育等の関係機関・団体等の連携を図り、支援体制を整えます。
令和7年度 実績	○自殺対策連絡会議 　開催回数：3回　　延べ参加者数：83人（男性35人、女性48人） ○ゲートキーパー養成研修 　開催回数：2回 　初級コース受講者数：39人（男性6人、女性33人） 　応用コース参加者数：13人（男性4人、女性9人） ○こころの健康講演会 　開催回数：1回（低強度認知行動療法について）　　参加者数：45人（男性4人、女性41人）

活動評価項目	自殺対策連絡会議の開催回数			進捗	→
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	3回	3回	3回以上		

備考	

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(3)生涯を通じた健康づくりの支援　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>70</td><td>喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の啓発</td><td colspan="4">健康増進課　指導課　青少年育成センター</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">喫煙、受動喫煙、飲酒の健康への影響について、正しい知識を普及するとともに、母体への影響について啓発活動を行います。また、学校においては、薬物乱用(非行)防止教室を開催し、児童・生徒への適切な指導を行います。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇パパママルーム参加者や乳幼児健診・相談等の受診者のうち必要な者に禁煙・飲酒による健康への影響について周知した。母子健康手帳交付時と思春期保健事業では、喫煙・飲酒に加え薬物乱用による母体と健康への影響についても、男女ともに正しい知識が身につくように周知、啓発を行った。
　思春期健康教育：5回（中学5校で各校1回）
〇市内各小学校を対象に、四街道警察署をはじめ、専門機関や団体より外部講師を招聘して薬物乱用防止教室、非行防止教室を開催した。薬物が心身に与える影響や防犯等を学ぶ機会を設けることで、児童生徒の健康及び規範意識の向上を図った。
　薬物乱用防止教室：12回（小学校12校で各校1回）
　非行防止教室：5回（中学校5校で各校1回）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の実施</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>15回</td><td>22回</td><td>22回（全小中学校）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、開催の中止が多かった。
　参考：19回（令和元年度）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>71</td><td>性に対する正しい理解の促進</td><td colspan="4">健康増進課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">性感染症をはじめとした性に関する正しい知識を周知します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇性感染症に関する正しい知識と性行動における自己決定能力の必要性について、市内中学校で講義を行った。
・思春期健康教育
　実施回数：5回（中学5校で各校1回）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">啓発等の実施</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>2回</td><td>5回</td><td>5回（全中学校）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(3)生涯を通じた健康づくりの支援　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>72</td><td colspan="3">「生理の貧困」対策に係る困窮している女性への支援</td><td colspan="2">社会福祉課</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">経済的に困窮している女性へ生理用品の無償配布を行います。また、取組の中で、困窮者への相談窓口等を周知し、相談に繋げます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇市役所庁舎1階女子トイレの各個室に生理用品を設置した。
設置場所数：6か所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">「生理の貧困」対策に係る困窮している女性への生理用品の配布</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>-</td><td>6か所</td><td>6か所以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

(4)防災・復興における男女共同参画の促進

<table>
<tr><td>No.</td><td colspan="3">主な取組</td><td colspan="2">担当課等</td></tr>
<tr><td>73</td><td colspan="3">男女共同参画の視点に立った防災備蓄品の整備</td><td colspan="2">危機管理室</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した防災備蓄用品の整備を進めます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇アレルギー対応ミルク（800ｇ缶）
備蓄数：16缶
〇生理用品
備蓄数（ナプキン）：昼用414パック、夜用1,278パック</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">備蓄用品の整備</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">→</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>2種類</td><td>2種類</td><td>2種類以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(4)防災・復興における男女共同参画の促進　　活動評価表

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>74</td><td>男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営</td><td colspan="4">危機管理室</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">災害発生時における避難所の開設・運営にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇講座等の開催状況
・出前講座等
　実施回数：11回
〇四街道市地域防災訓練として、四街道高校避難所開設訓練の見学会を実施した。
〇総合防災訓練を実施した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">出前講座等の開催回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>4回</td><td>11回</td><td>18回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、出前講座の要望が少なかった。
　参考：18回（令和元年度）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>No.</td><td>主な取組</td><td colspan="4">担当課等</td></tr>
<tr><td>75</td><td>自主防災組織における男女共同参画視点の働きかけ</td><td colspan="4">危機管理室</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">自主防災組織や区・自治会等を対象としたセミナーや出前講座などで、男女共同参画の視点を取り入れた備蓄品の整備や避難所の運営を推進します。</td></tr>
<tr><td>令和7年度
実績</td><td colspan="5">〇自主防災組織、区・自治会等を対象としたセミナーや出前講座において、防災における男女共同参画の視点について啓発を行った。
・出前講座等
　開催回数：11回
・防災セミナー
　開催回数：1回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動評価項目</td><td colspan="3">出前講座等の開催回数</td><td rowspan="2">進捗</td><td rowspan="2">↗</td></tr>
<tr><td>策定時（令和2年度）</td><td>実績（令和7年度）</td><td>目標（令和8年度）</td></tr>
<tr><td>4回</td><td>11回</td><td>18回以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、出前講座の要望が少なかった。
　参考：18回（令和元年度）</td></tr>
</table>

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

(4)防災・復興における男女共同参画の促進　　活動評価表

No.	主な取組	担当課等
76	市民活動等と協働したネットワークづくり	みんなで課　危機管理室

取組内容	災害時における被災者への支援に向け、市民団体や事業者、関係機関等が連携を目指し、それぞれの資源・知識・技能等を生かしたネットワークづくりを行います。
令和7年度実績	○災害時に支え合える関係を築くための講座等を実施した。 　みんなで地域づくりセンター主催講座開催回数：3回

活動評価項目	講座等の開催回数			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	3回	3回	3回以上		→
備考					

No.	主な取組	担当課等
77	消防団への女性の入団促進	消防本部総務課

取組内容	イベント等においてＰＲを実施するなど、男女共同参画の視点から女性の消防団への入団を働きかけます。
令和7年度実績	○消防出初式、消防フェスティバル、火災予防運動において、女性消防団員の入団促進の広報活動を実施した。 ○「消防団応援の店」事業を展開し、消防団員の入団促進を推進した。

活動評価項目	入団促進活動の実施			進捗	
	策定時（令和2年度）	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）		
	3回	3回	3回以上		→
備考					

第4次四街道市男女共同参画推進計画　成果指標達成状況一覧

基本目標		成果指標名	策定時	目標値		実績値		進捗	担当課（備考）
						R6	R7		
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1	社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合	R2年度 女性 9.1% 男性 20.9%	R7年度 女性 19% 男性 27%	R12年度 女性 25% 男性 35%	-	R7年度 女性 14.9% 男性 25.4%	未達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合	R2年度 女性 12.8% 男性 23.4%	R7年度 女性 21% 男性 30%	R12年度 女性 27% 男性 36%	-	R7年度 女性 16.1% 男性 24.6%	未達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	3	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	R2年度 女性 51.1% 男性 39.2%	R7年度 女性 64% 男性 56%	R12年度 女性 70% 男性 67%	-	R7年度 女性55.2% 男性 43.6%	未達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	4	男女共同参画に対する取組に満足している人の割合	H28年度 10.8%	R8年度 14%	R13年度 18%	-	R7年度 21.7%	—	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	5	「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合	R3年度 小学生 83.0% 中学生 63.1%	R8年度 増加を目指します	R13年度 増加を目指します	小学生86.2% 中学生68.6%	小学生84.7% 中学生67.7%	—	指導課 （全国学力・学習状況調査）
2. 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1	職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合	R2年度 女性 26.9% 男性 31.7%	R7年度 女性 35% 男性 38%	R12年度 女性 42% 男性 46%	-	R7年度 女性 34.7% 男性 43.0%	一部達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	2	課長相当職以上に占める市女性職員の割合	R3年4月1日現在 1.4%	R7年4月1日現在 5.0%	R12年4月1日現在 「第五次特定事業主行動計画」を踏まえ設定	R6年4月1日現在 6.7%	R7年4月1日現在 9.3%	達成	人事課
	3	審議会等委員に占める女性の割合	R3年1月1日現在 31.9%	R8年度 38%	R13年度 46%	R6年1月1日現在 31.7%	R8年1月1日現在 31.9%	—	人事課
	4	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	R2年度 27.4%	R7年度 36%	R12年度 43%	-	R7年度 49.2%	達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	5	市男性職員の育児休業取得率	R2年度 25.0%	R7年度 33%	R12年度 40%	88.9%	85.7%	達成	人事課
	6	家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合	R2年度 女性 32.3% 男性 46.1%	R7年度 女性 40% 男性 53%	R12年度 女性 48% 男性 64%	-	R7年度 女性 37.3% 男性 58.0%	一部達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	7	家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合	R2年度 女性 79.4% 男性 74.6%	R7年度 女性 87% 男性 82%	R12年度 女性 96% 男性 90%	-	R7年度 女性 71.9% 男性 69.0%	未達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	8	保育所入所待機児童数	R3年4月1日現在 0人	R9年4月1日現在 0人	R14年4月1日現在 0人	R6年4月1日現在 0人	R7年4月1日現在 0人	—	保育課
	9	子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合	H28年度 26.3%	R8年度 34%	R13年度 41%	-	R7年度 28.3%	—	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	10	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合	R2年度 女性 7.0% 男性 9.9%	R7年度 女性 11% 男性 15%	R12年度 女性 14% 男性 20%	-	R7年度 女性 11.0% 男性 21.9%	達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
3. 安全・安心に 暮らせる環境づくり	1	ＤＶが人権侵害であると認識する人の割合	R2年度 70.0%	R7年度 77%	R12年度 85%	-	69.6%	未達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	2	ＤＶに関する相談窓口を知っている人の割合	R2年度 –	R7年度 75%	R12年度 83%	-	59.7%	未達成	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	3	市内における性犯罪件数	R2年 3件	R8年 0件	R13年 0件	11件	9件	—	くらし安全交通課 （犯罪の発生状況（刑法犯認知件数）
	4	健康づくりに対する取組に満足している人の割合	H28年度 26.2%	R8年度 34%	R13年度 41%	-	33.5%	—	みんなで課 （男女共同参画市民意識調査）
	5	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率	R2年度 100%	R8年度 100%	R13年度 100%	99.8%	99.1%	—	健康増進課
	6	３～４か月児相談の実施率	R2年度 97.6%	R8年度 100%	R13年度 100%	101.0%	101.0%	—	健康増進課
	7	乳がん検診の受診率 （40歳～69歳）	R元年度 26.4%	R8年度 34%	R13年度 41%	17.2%	17.9%	—	健康増進課
	8	子宮頸がん検診の受診率 （20歳～69歳）	R元年度 15.7%	R8年度 20%	R13年度 26%	12.2%	14.7%	—	健康増進課
	9	防災会議の委員に占める女性の割合 （定員32名）	R3年度 15.6%	R8年度 20%（7人）	R13年度 26%（9人）	9.4%（3人）	9.1%（3人）	—	危機管理室
	10	消防団員に占める女性の割合 （定員300名）	R3年4月1日現在 （12人） 5.3%（228人中）	R9年4月1日現在 （　人） 8%（実員中）	R14年4月1日現在 （　人） 12%（実員中）	R6年4月1日現在 7.1%（16人） （224人中）	R7年4月1日現在 9.6%（23人） （238人中）	—	消防本部総務課

第４次四街道市男女共同参画推進計画
中間見直し

（案）

令和９年　月

四　街　道　市

目　次

１　見直しの趣旨 ・・・

１　見直しの趣旨

市は、令和４年２月に「第４次四街道市男女共同参画推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画は、男女共同参画社会基本法の趣旨と、これまでの男女共同参画の推進に向けた本市の取組を踏まえ、めざす社会のすがたとして「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を掲げ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組の目標としています。

本計画は、令和４年度から令和13年度までの10年間を計画期間としており、策定から４年目となる令和７年度に、「四街道市男女共同参画市民意識調査」（以下「調査」という。）を実施しました。この調査は、本計画の達成度、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の参考とすることを目的としています。

同調査結果や社会的状況の変化などを踏まえると、成果指標※1の一部では、当初設定した目標値と実績値との間に乖離が生じています。

こうした状況変化を踏まえ、本計画をより実情に即したものとするため、成果指標の目標値を中心に、本計画の一部見直しを行うこととしました。

２　見直しについて

今回の見直しでは、本計画書の46・47ページに掲載する「成果指標一覧」に定める「目標値（中間目標・最終目標）」について、令和8年度以降の目標値の見直しを行いました。

見直しにあたっては、目標値の算出基礎となる取組の進捗実績や、７年度に実施した調査の結果を踏まえるとともに、令和８年３月に策定された、国の「第６次男女共同参画基本計画」、県の「第６次千葉県男女共同参画計画」等の成果指標における目標値を参考にしました。

見直しを行った結果、成果指標25件のうち10件の変更を行いました。

※1　本計画は3つの基本目標を掲げており、その基本目標ごとに複数の成果指標を設け、目標値に対する達成状況を把握します。

3　成果指標の見直し

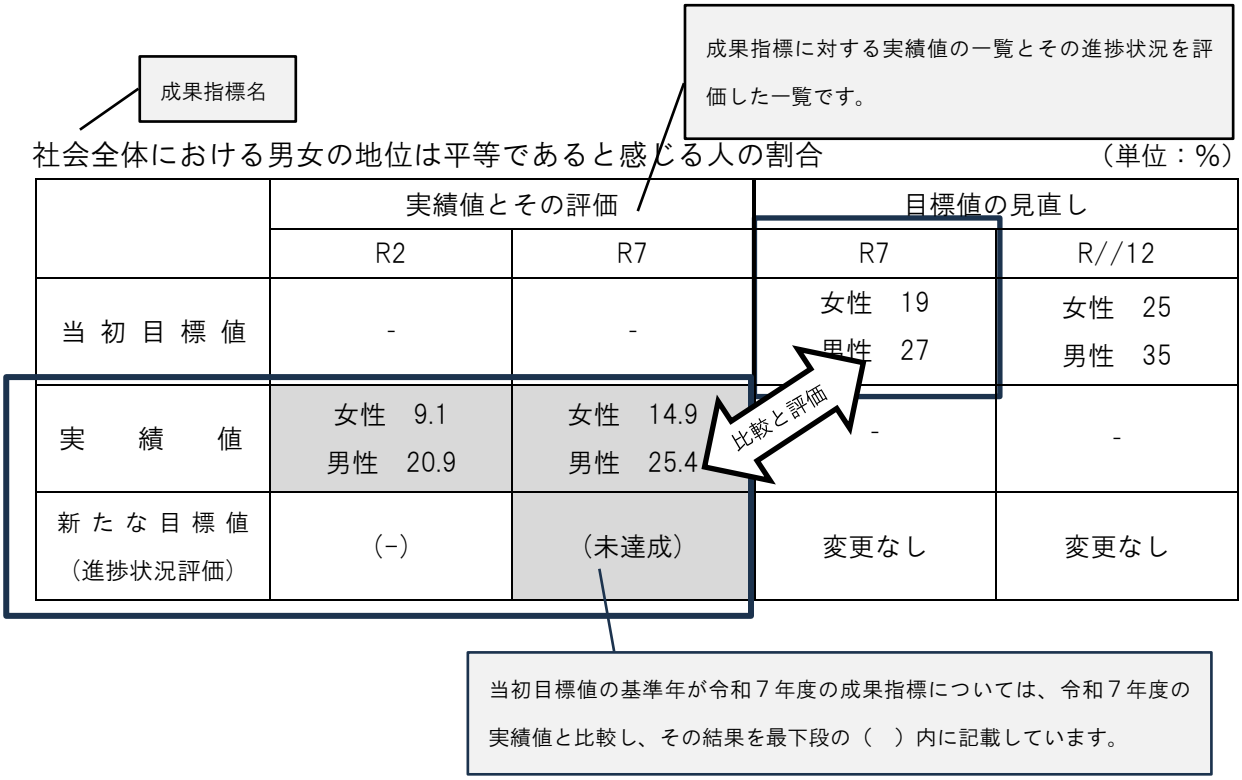
各成果指標の見直し結果の一覧は次のとおりです。

基本目標		指標名		当初目標値		新たな目標値	
				中間目標	最終目標	中間目標	最終目標
1	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1	社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合	[R7年度] 女性 19% 男性 27%	[R12年度] 女性 25% 男性 35%	変更なし	変更なし
		2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合	[R7年度] 女性 21% 男性 30%	[R12年度] 女性 27% 男性 36%	変更なし	変更なし
		3	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	[R7年度] 女性 64% 男性 56%	[R12年度] 女性 70% 男性 67%	変更なし	変更なし
		4	男女共同参画に対する取組に満足している人の割合	[R8年度] 14%	[R13年度] 18%	[R7年度] 変更なし	[R12年度] 28%
		5	「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合	[R8年度] 増加を目指します	[R13年度] 増加を目指します	変更なし	変更なし
2	誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1	職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合	[R7年度] 女性 35% 男性 38%	[R12年度] 女性 42% 男性 46%	変更なし	女性 変更なし 男性 54%
		2	課長相当職以上に占める市女性職員の割合	[R7年度] 5.0%	[R12年度] 「第五次特定事業主行動計画」を踏まえ設定	変更なし	10%
		3	審議会等委員に占める女性の割合	[R8年度] 38%	[R13年度] 46%	変更なし	変更なし
		4	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	[R7年度] 36%	[R12年度] 43%	変更なし	71%
		5	市男性職員の育児休業取得率	[R7年度] 33%	[R12年度] 40%	変更なし	95%
		6	家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合	[R7年度] 女性 40% 男性 53%	[R12年度] 女性 48% 男性 64%	変更なし	女性 変更なし 男性 70%

		7	家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合	[R7年度] 女性 87% 男性 82%	[R12年度] 女性 96% 男性 90%	変更なし	変更なし
		8	保育所入所待機児童数	[R9年4月1日] 0人	[R14年4月1日] 0人	[R8年4月1日] 変更なし	[R13年4月1日] 変更なし
		9	子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合	[R8年度] 34%	[R13年度] 41%	[R7年度] 変更なし	[R12年度] 変更なし
		10	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合	[R7年度] 女性 11% 男性 15%	[R12年度] 女性 14% 男性 20%	変更なし	女性 15% 男性 34%
3	安全・安心に暮らせる環境づくり	1	「人権が侵害されている」と感じる場面にDVを挙げた人の割合	[R7年度] 77%	[R12年度] 85%	変更なし	変更なし
		2	ＤＶに関する相談窓口を知っている人の割合	[R7年度] 75%	[R12年度] 83%	変更なし	変更なし
		3	市内における性犯罪件数	[R8年度] 0件	[R13年度] 0件	減少を目指します	減少を目指します
		4	健康づくりに対する取組に満足している人の割合	[R8年度] 34%	[R13年度] 41%	[R7年度] 変更なし	[R12年度] 変更なし
		5	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率	[R8年度] 100%	[R13年度] 100%	変更なし	変更なし
		6	３～４か月児相談の実施率	[R8年度] 100%	[R13年度] 100%	変更なし	変更なし
		7	乳がん検診の受診率（40歳～69歳）	[R8年度] 34%	[R13年度] 41%	25%	30%
		8	子宮頸がん検診の受診率（20歳～69歳）	[R8年度] 20%	[R13年度] 26%	変更なし	変更なし
		9	防災会議の委員に占める女性の割合	[R8年度] 20%	[R13年度] 26%	変更なし	変更なし
		10	消防団員に占める女性の割合	[R9年4月1日] 8%	[R14年4月1日] 12%	[R8年4月1日] 9%	[R13年4月1日] 変更なし

（参考）表の見方

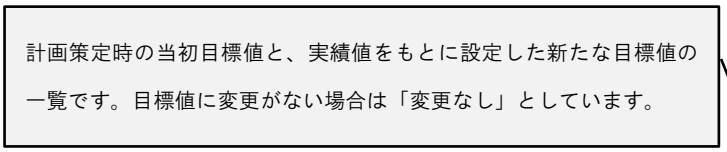
①各成果指標における実績値の状況とその進捗状況の評価を確認する場合



社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R//12
当初目標値	-	-	女性　19 男性　27	女性　25 男性　35
実績値	女性　9.1 男性　20.9	女性　14.9 男性　25.4	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	（未達成）	変更なし	変更なし

②各成果指標における目標値の見直し結果を確認する場合



社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	女性　19 男性　27	女性　25 男性　35
実績値	女性　9.1 男性　20.9	女性　14.9 男性　25.4	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	（未達成）	変更なし	変更なし

― 基本目標１「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」

（１）社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合

本指標については、令和元年度に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」における同項目の結果を超えるよう当初の目標値を設定しました。

令和７年度時点の実績値は当初設定した中間目標値を下回っているものの、男女ともに令和２年度から増加がみられており、かつ県計画においてもさらなる増加を目標に定めていることから、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	女性　19 男性　27	女性　25 男性　35
実績値	女性　9.1 男性　20.9	女性　14.9 男性　25.4	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	（未達成）	変更なし	変更なし

（２）社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合

本指標については、令和元年度に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」における同項目の結果を超えるよう当初の目標値を設定しました。

令和７年度時点の実績値は当初設定した中間目標値を下回っており、かつ国や県が実施した意識調査においても本市の実績値を下回る状況がみられますが、引き続き目指すべき数値として、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合

（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	女性　21 男性　30	女性　27 男性　36
実績値	女性　12.8 男性　23.4	女性　16.1 男性　24.6	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	（未達成）	変更なし	変更なし

（３）「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合

本指標については、令和元年度に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」における同項目の結果を超えるよう当初の目標値を設定しました。

令和７年度時点の実績値は当初設定した中間目標値を下回っているものの、国や県の意識調査においては本市の実績値と同程度で推移していることから、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	女性　64 男性　56	女性　70 男性　67
実績値	女性　51.1 男性　39.2	女性　55.2 男性　43.6	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	（未達成）	変更なし	変更なし

（４）男女共同参画に対する取組に満足している人の割合

本指標については、平成２８年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

平成２８年度実施の「四街道市市民意識調査」において男女共同参画施策と多文化共生施策を「共生社会」とし、共生社会に対する取組に満足しているかを質問し、その実績値をもとに目標値を設定していましたが、同質問を「四街道市男女共同参画市民意識調査」に移行したことに伴い、令和７年度実績値は男女共同参画施策への満足度を把握する質問内容に変更しました。それに伴い、令和３年度以前の実績値との単純比較が難しくなったため、例外的に令和７年度の実績値をもとに目標値を見直すこととします。なお、中間目標は過年度を基準年としていることから、今回の見直しでは最終目標値のみ見直すこととします。

なお、本指標については、調査実施方法の見直しに伴い、目標値の基準年度を令和８年度から令和７年度、令和１３年度から令和１２年度に変更しました。

男女共同参画に対する取組に満足している人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価			目標値の見直し	
	H28	R3	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	-	14	18
実績値	10.8	9.9	21.7	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	(-)	（達成）	変更なし	28

（５）「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合

本指標については、「四街道市教育振興基本計画」にならい当初の目標値を設定しました。

小学生、中学生ともに実績値の増減を繰り返しており、継続して増加しているとはいえない状況にありますが、現在進行している第２期四街道市教育振興基本計画においても、夢や目標の実現に向かって意欲的に学び努力する人の育成のための学習環境整備に取り組むこととしていることから、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合　（単位：%）

	実績値とその評価						目標値の見直し	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R13
当初目標値	-	-	-	-	-	-	増加を目指します	増加を目指します
実績値	小学生 83.0 中学生 63.1	小学生 83.0 中学生 63.1	小学生 79.7 中学生 68.0	小学生 81.4 中学生 66.8	小学生 86.2 中学生 68.6	小学生 84.7 中学生 67.7	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	（-）	（-）	（-）	（-）	（-）	（-）	変更なし	変更なし

― 基本目標２「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」

（１）職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合

本指標については、令和２年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

令和２年度から令和７年度にかけて男女ともに増加傾向にあり、特に男性は中間目標値を達成したため、さらなる推進のため目標値の見直しを行うこととします。なお、女性については中間目標値を達成していないことから目標値の見直しは行わないものとします。目標値の見直しにあたっては、令和２年度と令和７年度の実績値から毎年の伸び率を想定し、最終目標値を見直しすることとします。

職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	女性　35 男性　38	女性　42 男性　46
実績値	女性　26.9 男性　31.7	女性　34.7 男性　43.0	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	（女性　未達成） （男性　達成）	女性 変更なし 男性 変更なし	女性 変更なし 男性　54

（２）課長相当職以上に占める市女性職員の割合

本指標については、市で定める「特定事業主行動計画」における目標値を当初目標値として適用しています。

実績値については、令和７年度は減少したものの、令和５年度からは継続して中間目標値を上回っていることから、目標値の見直しが必要であると判断しました。見直しにあたっては、現在進行中の「第５次四街道市特定事業主行動計画」における目標値との整合を図り、最終目標値を見直しすることとします。

課長相当職以上に占める市女性職員の割合　（単位：%）

	実績値とその評価						目標値の見直し	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	-	-	-	-	5.0	「第五次特定事業主行動計画」を踏まえ設定
実績値	1.4	2.8	4.3	6.7	9.3	6.7	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	（達成）	変更なし	10

（３）審議会等委員に占める女性の割合

本指標については、令和２年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

実績値については概ね横ばいで推移しながら当初設定した中間目標値を下回っている状況にありますが、現在進行している国の第６次男女共同参画基本計画では、前回計画である第５次計画で設定していた成果目標値と同じ数値を目標に掲げていること、また本計画において実績値との大きな乖離もないことから、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

審議会等委員に占める女性の割合　（単位：%）

	実績値とその評価						目標値の見直し	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R13
当初目標値	-	-	-	-	-	-	38	46
実績値	31.9	34.4	31.8	31.8	31.7	31.9	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	変更なし	変更なし

（４）ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合

本指標については、令和２年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

実績値については、令和２年度から令和７年度までで大幅に増加し、中間年度の当初目標値を達成している状況にあります。このことから、さらなる男女共同参画の推進のため、目標値の再設定を行うこととします。

見直しにあたっては、令和２年度と令和７年度の実績値から、想定される毎年度の増加割合を算出し、最終目標値を見直しすることとします。

ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	36	43
実績値	27.4	49.2	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	（達成）	変更なし	71

（５）市男性職員の育児休業取得率

本指標については、令和２年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

令和３年度から令和４年度の間で実績値が大幅に増加し、令和４年度以降は微増減を繰り返しながらも令和７年度時点では中間目標値を達成している状況にあります。なお、実績値急増の背景については、令和３年１月に消防庁より発出された消防部門の男性職員の育児休業取得の促進に係る通知による取得率増加が挙げられます。

このことから、令和４年度から令和７年度までの実績値の推移を用い算出した将来推計値を目標値に設定することとします。なお、最終目標値については、統計上の推計では１００％となったものの、育児休業取得は本人及び家庭の事情に左右される側面があり、全対象者の取得を前提とした目標設定は現実的ではないことから、推計値を踏まえつつも実現可能性を考慮した数値に見直しすることとします。

市男性職員の育児休業取得率　（単位：%）

	実績値とその評価						目標値の見直し	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	-	-	-	-	33	40
実績値	25.0	21.1	81.8	73.7	88.9	85.7	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	（達成）	変更なし	95

（６）家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合

本指標については、令和元年度に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」における同項目の結果を超えるよう当初の目標値を設定しました。

実績値については、男性女性ともにわずかに増加がみられ、男性については中間目標値を達成しています。

このことから、男性の目標値については、令和２年度と令和７年度の実績値から想定される毎年度の増加割合を算出し、最終目標値を見直しすることとします。

家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	女性　40 男性　53	女性　48 男性　64
実績値	女性　32.3 男性　46.1	女性　37.3 男性　58.0	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	（女性 未達成） （男性　達成）	女性　変更なし 男性　変更なし	女性　変更なし 男性　70

（７）家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合

本指標については、令和２年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

令和２年度実施の「四街道市男女共同参画市民意識調査」において令和２年度の実績値を把握しましたが、令和７年度に実施した同調査で該当する質問内容の再検討を行った結果、個人の余暇を含める「家庭等の個人生活」から、個人の余暇を含めない「家庭生活」のための時間に関する実績値を把握する質問内容に変更しました。これにより、令和２年度実績値との単純比較が難しくなりました。実績値は減少傾向ですが、令和８年度以降の改善を見込んで今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。なお、令和１２年度に実施予定の同調査では、質問内容を個人の余暇を含める「家庭等の個人生活」に戻します。

家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	女性　87 男性　82	女性　96 男性　90
実績値	女性　79.4 男性　74.6	女性　71.9 男性　69.0	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	（未達成）	変更なし	変更なし

（８）保育所入所待機児童数

本指標については、計画策定時の実績値の維持を目指し目標値を０名と設定しました。

実績値については、継続して目標値を達成している状況であるため、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

なお、本指標については、計画期間内の実績値を評価するため、最終目標値の基準年月日を令和１４年４月１日から令和１３年４月１日に変更し、それに合わせて中間目標値を令和９年４月１日から令和８年４月１日に変更します。

保育所入所待機児童数　（単位：人）

	実績値とその評価						目標値の見直し	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8.4.1	R13.4.1
当初目標値	-	-	-	-	-	-	0	0
実績値	0	0	0	0	0	0	-	-
新たな目標値 （進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	変更なし	変更なし

（９）子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合

本指標については、平成２８年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

実績値については、令和７年度時点で目標値未達成となっていますが、実績値との大きな乖離もなく、かつ本指標の実績値に影響を及ぼすような社会情勢の変化はないことから、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

なお、本指標については、調査実施方法の見直しに伴い目標値の基準年度を令和８年度から令和７年度、令和１３年度から令和１２年度に変更しました。

子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価			目標値の見直し	
	H28	R3	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	-	34	41
実績値	26.3	26.5	28.3	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	（未達成）	変更なし	変更なし

（10）家事諸項目（食事・掃除洗濯）の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合

本指標については、令和２年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

実績値については、令和２年度から令和７年度までで男女ともに増加傾向がみられたことから、最終目標値の見直しを行うこととします。見直しにあたっては、男女それぞれの実績値の推移から想定される毎年度の増加割合を算出し、目標値を見直しすることとします。

家事諸項目（食事・掃除洗濯）の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	女性　11 男性　15	女性　14 男性　20
実績値	女性　7.0 男性　9.9	女性　11.0 男性　21.9	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	（達成）	女性 変更なし 男性 変更なし	女性　15 男性　34

― 基本目標３「安全・安心に暮らせる環境づくり」

（１）「人権が侵害されている」と感じる場面にDVを挙げた人の割合

本指標については、令和元年度に千葉県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の結果を超えるように当初目標値を設定しました。

実績値については、令和２年度から令和７年度の間でわずかに減少がみられ、令和７年度時点で目標値未達成となっています。

このような状況ではあるものの、令和６年度に千葉県が実施した同調査においては実績値の大幅な増加がみられることから、引き続き目指すべき数値として、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。なお、本指標については、男女共同参画市民意識調査の設問の趣旨と合わせるため、今回の見直しに合わせ成果指標名を変更します。

「人権が侵害されている」と感じる場面にDVを挙げた人の割合

※旧指標名「ＤＶが人権侵害であると認識する人の割合」　（単位：%）

	実績値とその評価		目標値の見直し	
	R2	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	77	85
実績値	70.0	69.6	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	（未達成）	変更なし	変更なし

（２）ＤＶに関する相談窓口を知っている人の割合

本指標については、令和２年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」の実績値を超えるように当初目標値を設定しました。同調査の最新結果である令和５年度調査では、わずかに実績値が減少しているものの、相談窓口の周知度は時系列比較では大きな変化はみられていない状況にあります。

本市においては、令和７年度時点で目標値は達成していませんが、国全体として顕著な減少の傾向はみられないことから、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

なお、本指標については、令和７年度四街道市男女共同参画市民意識調査で新たに質問項目を設定し調査を行いました。

ＤＶに関する相談窓口を知っている人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価	目標値の見直し	
	R7	R7	R12
当初目標値	-	75.0	83.0
実績値	59.7	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	（未達成）	変更なし	変更なし

（３）市内における性犯罪件数

本指標については、計画策定時の実績値からの減少を見込んで、当初目標値を設定しました。

実績値については、令和７年度はわずかに件数が減少したものの、特に令和４年度から令和５年度の間に件数の急激な増加がみられました。その原因として、令和５年７月に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和５年法律第６６号）の施行に伴い、本指標において件数の算出元となっていた「強制性交等」と「わいせつ」の法的解釈が拡大されたことが挙げられます。こうしたことを踏まえ、当初目標値をより実現可能な目標値とするため、以下のとおり目標値を見直しすることとします。

市内における性犯罪件数　（単位：件）

	実績値とその評価						目標値の見直し	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R13
当初目標値	-	-	-	-	-	-	0	0
実績値	3	4	3	9	11	9	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	減少を目指します	減少を目指します

（４）健康づくりに対する取組に満足している人の割合

本指標については、平成２８年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

実績値については、令和７年度時点で目標値未達成となっていますが、実績値との大きな乖離もなく、かつ本指標の実績値に影響を及ぼすような社会情勢の変化はないことから、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

なお、本指標については、調査実施方法の見直しに伴い目標値の基準年度を令和８年度から令和７年度、令和１３年度から令和１２年度に変更しました。

健康づくりに対する取組に満足している人の割合　（単位：%）

	実績値とその評価			目標値の見直し	
	H28	R3	R7	R7	R12
当初目標値	-	-	-	34	41
実績値	26.2	21.5	33.5	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(未達成)	変更なし	変更なし

（５）妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率

本指標については、令和２年度から令和６年度を計画期間とする「四街道市こどもプラン～第２期子ども・子育て支援事業計画～」に基づき目標値を設定しました。

令和６年度及び令和７年度に関しては実績値がわずかに減少していますが、現在進行している「四街道市こども計画」では、前回計画である「四街道市こどもプラン～第２期子ども・子育て支援事業計画～」で設定していた数値目標と同じ数値を目標に掲げていること、また本計画において実績値との大きな乖離もないことから、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率　（単位：%）

	実績値とその評価						目標値の見直し	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R13
当初目標値	-	-	-	-	-	-	100	100
実績値	100	100	100	100	99.8	99.1	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	変更なし	変更なし

（６）３～４か月児相談の実施率

本指標については、令和２年度から令和６年度を計画期間とする「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」に基づき目標値を設定しました。

令和５年度にわずかに実績値の減少がみられたものの、その後は継続して目標値を達成している状況にあります。

現在進行している「四街道市こども計画」では、前回計画である「四街道市こどもプラン～第２期子ども・子育て支援事業計画～」で設定していた数値目標と同じ数値を目標に掲げており、引き続き目指すべき数値であるとして、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

３～４か月児相談の実施率　（単位：%）

	実績値とその評価						目標値の見直し	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R13
当初目標値	-	-	-	-	-	-	100	100
実績値	97.6	98.3	100	99.5	100	100	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	変更なし	変更なし

（７）乳がん検診の受診率（40歳～69歳）

本指標については、令和元年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

実績値については、令和２年度に減少して以降概ね横ばいで推移を続けており、当初目標値との乖離が生じていることから、実現可能性を考慮した数値に見直しすることとします。なお、当初目標値の設定に使用した令和元年度の実績値についても、今回の目標値の見直しと同一の算出方法に基づく数値とするため、以下のとおり「26.4%」から「22.9%」に修正することとします。

乳がん検診の受診率（40歳～69歳）　（単位：%）

	実績値とその評価							目標値の見直し	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R13
当初目標値	-	-	-	-	-	-	-	34	41
実績値	22.9	18.6	17.4	18.2	19.2	18.0	17.9	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	25	30

（８）子宮頸がん検診の受診率（20歳～69歳）

本指標については、令和元年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

実績値については、微増減を繰り返しながらも概ね横ばいで推移を続けていますが、他市町村においても同程度で推移しており顕著な減少の傾向はみられないことから、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

子宮頸がん検診の受診率（20歳～69歳）　（単位：%）

	実績値とその評価							目標値の見直し	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R13
当初目標値	-	-	-	-	-	-	-	20	26
実績値	15.7	13.2	13.1	14.9	14.8	14.8	14.8	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	変更なし	変更なし

（９）防災会議の委員に占める女性の割合

本指標については、令和３年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

実績値については概ね横ばいで推移している状況が続いています。

令和２年４月１日施行の「四街道市審議会等に関する指針」では、委員構成についてどちらか一方の性が７割を超えないことを努力事項として定めていますが、本審議会では委員の大多数が充て職により選出されていることから、女性委員数の確実な増加が困難な状況にあります。一方で、地域防災の意思決定の場への女性の参画は重要です。また、今後、社会全体としての男女共同参画の意識が浸透するのに伴い、委員の推薦団体等においても積極的な女性の登用が期待されるため、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

防災会議の委員に占める女性の割合　（単位：%）

	実績値とその評価					目標値の見直し	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R13
当初目標値	-	-	-	-	-	20	26
実績値	15.6	15.6	9.4	9.4	9.4	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	変更なし	変更なし

（10）消防団員に占める女性の割合

消防団員に占める女性の割合については、令和２年度実績値をもとに一定の伸び率を見込んだ独自の算定方法（乗数表）を使い、当初の目標値を設定しました。

実績値については増減を繰り返しながらも、全体で見ると増加傾向にあり、令和７年度時点で中間目標値を達成している状況にあるため、中間目標値を見直すこととします。本来であれば実績の推移から推計値を新たに目標値として設定するところですが、女性消防団員の確保に影響する人口構造や地域の実情を踏まえると、過去の増加傾向を単純に延長した推計ではなく、ゆるやかな増加を想定して目標値を設定すべきであると判断し、中間目標値は下表のとおり見直し、最終目標値については、今回の見直しでは目標値の変更を行わないこととします。

なお、本指標については、計画期間内の実績値を評価するため、最終目標値の基準年月日を令和１４年４月１日から令和１３年４月１日に変更し、それに合わせて中間目標値を令和９年４月１日から令和８年４月１日に変更します。

消防団員に占める女性の割合　（単位：%）

	実績値とその評価						目標値の見直し	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8.4.1	R13.4.1
当初目標値	-	-	-	-	-	-	8	12
実績値	5.3	5.6	7.5	7.1	9.6	8.7	-	-
新たな目標値（進捗状況評価）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	9	変更なし

4　具体的施策の主な取組の担当課の見直し〈見直し該当箇所のみ抜粋〉

組織改編等に伴う担当課の見直しは次のとおりです。

基本目標		施策の方向		基本的施策		主な取組		担当課	
								新	旧
1	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1	男女共同参画に対する意識づくり	1	あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進	1	男女共同参画に関する情報収集及び啓発	みんなで課	政策推進課
						2	男女共同参画推進のための講座等の開催	みんなで課	政策推進課
						3	固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発	みんなで課 健康増進課 社会教育課	政策推進課 健康増進課 社会教育課
						4	イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布	みんなで課	政策推進課
		2	男女共同参画に関する教育・学習の推進	2	学校教育における男女共同参画の推進	1	学校における男女共同参画推進教育の実施	指導課 青少年育成センター	指導課
2	誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1	政策・方針決定過程への女性参画の促進	2	事務所等における方針決定過程への女性参画の促進	5	事務所等における男女共同参画推進のための支援	みんなで課 産業振興課	政策推進課 産業振興課
		2	労働分野における男女共同参画の促進	1	ワーク・ライフ・バランスの推進	1	市民へのワーク・ライフ・バランスの促進	みんなで課	政策推進課
				4	多様な働き方に対する支援	2	障害のある人への支援	障がい者支援課	障害者支援課
						4	多様な働き方に対する情報提供	みんなで課 産業振興課	政策推進課 産業振興課

		3	家庭や地域における男女共同参画の促進	2	男性の家庭参画の推進	1	固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発〈再掲〉	みんなで課 健康増進課 社会教育課	政策推進課 健康増進課 社会教育課
						2	イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布〈再掲〉	みんなで課	政策推進課
				3	地域活動における男女共同参画の促進	1	自治会における男女共同参画の促進	みんなで課	自治振興課
						2	PTAの活動、子ども会における男女共同参画の促進	社会教育課	社会教育課 スポーツ青少年課
						3	市民活動団体等における男女共同参画の促進	みんなで課	政策推進課
3	安全・安心に暮らせる環境づくり	2	ハラスメントや性犯罪の防止	2	性犯罪の防止に向けた安全対策の推進	1	各種パトロールの実施	くらし安全交通課 青少年育成センター	自治振興課 青少年育成センター
						3	性犯罪被害相談窓口への周知	くらし安全交通課	自治振興課
		3	生涯を通じた健康づくりの支援	2	生涯を通じた男女の健康支援	4	喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の啓発	健康増進課 指導課 青少年育成センター	健康増進課 学務課
		4	防災・復興における男女共同参画の促進	1	防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進	4	市民活動等と協働したネットワークづくり	みんなで課 危機管理室	政策推進課 危機管理室



第４次四街道市男女共同参画推進計画(令和９年〇月改定)
(発行・編集)　四街道市みんなで課
四街道市鹿渡無番地　電話 043-420-7525

四街道市男女共同参画市民意識調査
結果報告書

令和８年３月

四街道市

目　次

序．調査の概要 …… 1
１．調査目的 …… 1
２．調査方法 …… 1
３．調査項目 …… 1
４．回収率と回収サンプル数 …… 1
５．報告書を読む際の注意事項 …… 1
６．標本誤差について …… 2
７．比較分析に使用した「内閣府男女共同参画社会に関する世論調査」の概要 …… 2

Ⅰ．調査結果の要約 …… 3

Ⅱ．調査結果 …… 8

１．回答者の属性 …… 8
（１）性別 …… 8
（２）年代 …… 8
（３）職業 …… 9
（４）配偶者等パートナー …… 9

２．男女平等に対する考え方について …… 10
（１）男女の地位の平等 …… 10
①　社会全体として …… 11
②　家庭生活の中で …… 13
③　職場で …… 15
④　教育の中で …… 17
⑤　政治の場で …… 19
⑥　法律や制度の上で …… 21
⑦　社会通念・慣習・しきたり等において …… 23
⑧　区・自治会、ＰＴＡなどの地域活動の場で …… 25
（２）男は仕事、女は家庭という考え方 …… 27

３．男女共同参画の取組について …… 29
（１）男女共同参画社会実現に対する評価について …… 29
（２）男女共同参画社会の実現に行政が力を入れるべきこと …… 31
（３）「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の認知度 …… 34

４．ワーク・ライフ・バランスについて …… 36

（１）ワーク・ライフ・バランスの認知度 …… 36
（２）仕事・家庭・地域との関わり方 …… 38
（３）「家庭等の個人生活」のための時間 …… 41
（４）働きやすい環境づくり …… 43
（５）家事等の分担 …… 46
① 食事の支度・後片付け …… 50
② 掃除・洗濯 …… 52
③ 食料品・日用品等の買物 …… 54
④ 家計費の管理 …… 56
⑤ 乳児・幼児の世話 …… 58
⑥ 子どもの学校行事等への参加 …… 60
⑦ 子どもの送迎、勉強や遊びの世話 …… 62
⑧ 介護や看護を要する家族の世話 …… 64
⑨ 自治会や地域活動への参加 …… 66
⑩ 自治会や地域活動の役員、責任者 …… 68

５．防災・災害復興対策について …… 70
（１）女性の視点での防災・災害復興対策 …… 70

６．女性の就業のあり方や現状について …… 73
（１）女性の就業のあり方 …… 73
（２）職場における性別による格差 …… 77

７．子どもの性別による子育てのあり方について …… 80
（１）子どもの性別と子育てのあり方 …… 80

８．人権について …… 86
（１）人権が侵害されていると感じるとき …… 86
（２）セクシュアル・ハラスメントの経験の有無 …… 89
（３）ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の経験の有無 …… 95
（４）ＤＶに関する相談窓口の認知状況 …… 99

９．男女共同参画に関する四街道市の取組について …… 101
（１）男女共同参画に関する四街道市の取組への満足度 …… 101

Ⅲ．自由意見 …… 105

Ⅳ．調査票 …… 112

序．調査の概要

１．調査目的

第４次四街道市男女共同参画推進計画の達成度を把握するとともに、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の参考とすることを目的とする。

２．調査方法

・調査地域 ： 四街道市全域
・調査対象 ： 市内に居住する満１８歳以上の男女（令和８年１月１日現在）
・対象者数 ： ２，０００人（男女各１，０００人）
・抽出方法 ： 住民基本台帳による無作為抽出
・調査方法 ： 郵送配布、郵送・ＷＥＢ回収法
・調査時期 ： 令和８年１月２８日～２月１２日

３．調査項目

・男女平等に対する考え方について　【問１～問２】
・男女共同参画の取組について　【問３～問４】
・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について　【問５～問８】
・防災・災害復興対策について　【問９】
・女性の就業のあり方や現状について　【問１０～問１１】
・子どもの性別による子育てのあり方ついて　【問１２】
・人権について　【問１３～問１６】
・男女共同参画に関する四街道市の取組について【問１７】

４．回収率と回収サンプル数

・配　布　数 ：２，０００人
・有効回答者数 ：９１４人
・有効回答率 ：４５．７％

５．報告書を読む際の注意事項

・アンケート集計は、各設問の単純集計と性別集計、性別×年代別（※設問により性別×配偶者を追加）のクロス集計を行った。
・分析では、平成２９年度、令和２年度に行った調査と共通の質問があるものについては経年比較を行った。【問１～問３、問５～問１５】
・内閣府世論調査「男女共同参画社会に関する調査」（令和元年９月実施及び令和６年９月実施）の共通の質問があるものについては比較を行った。【問１、問２、問５、問９】
・回収されたサンプルは性別と年代の割合に偏りがみられる。そのため、全体値の見方に注意が必要である。
・図表中のｎ数が２５未満の属性（性別×年代別）は、誤差が±20.0%以上と大きいため分析の対象とせず、コメントはしていない。
・図表中の比率（%）は、すべて回答者数を母数として算出しており、その都度表示している。表示は小数点以下第２位を四捨五入しているため、比率の合計値が１００％にならない場合がある。

・複数回答は質問の特性上、回答者数を母数とし、比率を算出している。したがって、比率の合計値は１００％にならない場合がある。

６．標本誤差について

今回の無作為抽出法による調査の場合は、ここで出された数値（％）をそのまま１８歳以上の全市民の回答として単純に置き換えると、多少の誤差が生じる。統計学的には、次式で標本誤差を計算して、１８歳以上の全市民の回答を推測する。（信頼度９５％）

図１　標本誤差の算定式

$$b = \pm 1.96 \times \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

b＝標本誤差　　N＝母集団数（81,432人*）
n＝比率算出の基数　　P＝回答比率

*令和８年１月１日現在の１８歳以上住民基本台帳人口

表１　今回の意識調査（ｎ＝９１４）における回答比率別標本誤差

回答比率	標本誤差
10％または 90％	±1.94
20％または 80％	±2.59
30％または 70％	±2.97
40％または 60％	±3.18
50％	±3.24

７．比較分析に使用した「内閣府男女共同参画社会に関する世論調査」の概要

内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査

（１）調査対象

・母 集 団 ：全国１８歳以上の日本国籍を有する者
・標 本 数 ：５，０００人
・抽出方法 ：層化２段無作為抽出法

（２）調査時期

令和６年９月５日～９月２２日

（３）調査方法

郵送法（配布：郵送、回収：郵送又はインターネット回答）

（４）回収結果

・有効回収数（率）：２，６７３人（５３．５％）
・調査不能数（率）：２，３２７人（４６．５％）

Ⅰ．調査結果の要約

１．男女平等に対する考え方について

（１） 男女の地位の平等【問１】

P.10～26　参照

男女の地位の平等については、すべての項目で『男性の方が優遇されている（「男性優遇」＋「どちらかといえば男性優遇」）』が、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」＋「どちらかといえば女性優遇」）』を大きく上回っている。

場面で比較すると、『男性の方が優遇されている』は、「⑤政治の場で」（77.1%）が最も高く、次いで「⑦社会通念・慣習・しきたり等において」（76.7%）、「①社会全体として」（73.1%）となっている。なお、「平等」では、「④教育の中で」（71.4%）が最も高く、次いで「②家庭生活の中で」、「⑧区・自治会、ＰＴＡなどの地域活動の場で」（ともに46.5%）となっている。

性別では、女性はすべての場面で『男性の方が優遇されている』が男性よりも高くなっている。一方、「平等」はすべての場面で男性の方が女性よりも高くなっている。各場面で女性の方が男性より不平等感を感じており、男性が優遇されていると感じている割合が高い。

（２）男は仕事、女は家庭という考え方【問２】

P.27～28　参照

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、『否定的（「反対」26.9%＋「どちらかといえば反対」23.4%）』（50.3%）が構成比の中で最も高く、『肯定的（「賛成」2.6%＋「どちらかといえば賛成」10.2%）』（12.8%）を大きく上回っている。また、「どちらともいえない」は36.4%となっている。

性別では、男女ともに『否定的』が『肯定的』を上回っている。『否定的』は女性が55.2%と半数を超え、男性（43.6%）を11.6ポイント上回っている。

経年比較では、前々回調査（平成29年度）から回を追うごとに『肯定的』が減少している一方、『否定的』が増加しており、今回調査（令和７年度）では『否定的』が50.3%と半数を超えている。

２．男女共同参画の取組について

（１）男女共同参画社会実現に対する評価について【問３（１）】

P.29～30　参照

男女共同参画社会の実現については、「とても良いことだと思う」（57.8%）と「まあ良いことだと思う」（31.7%）を合わせた『良いことだと思う』が89.5%と非常に高くなっている。男女共同参画社会の実現に向けた理解はおおむね得られているものと考えられる。

（２）男女共同参画社会の実現に行政が力を入れるべきこと【問３（２）】

P.31～33　参照

男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことについては、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」（62.4%）が最も高く、次いで「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」（49.6%）、「仕事と家庭の両立のための事業所への意識啓発を行う」（46.7%）などとなっている。

P.34～35　参照

（３）「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の認知度【問４】

「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の認知度については、「条例が施行されたことは知らない」が73.6％と構成比の中で最も高く、次いで「条例が施行されたことは知っているが、内容は知らない」が13.2％、「条例が施行されたことは知っており、内容は少し知っている」が7.2％、「条例が施行されたことは知っており、内容も知っている」が1.5％となっている。また、『条例が施行されたことを知っている（「条例が施行されたことは知っており、内容も知っている」＋「条例が施行されたことは知っており、内容は少し知っている」）＋「条例が施行されたことは知っているが、内容は知らない」』は、22.0％となっている。

３．ワーク・ライフ・バランスについて

（１）ワーク・ライフ・バランスの認知度【問５】

P.36～37　参照

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度については、「言葉も内容も知っている」が49.2％と構成比の中で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が36.4％、「言葉も内容も知らない」が13.8％となっている。また、『言葉を知っている（「言葉も内容も知っている」＋「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」）』は、85.7％となっている。

経年比較では、前々回調査（平成29年度）から「言葉も内容も知っている」は大幅な増加傾向にある。また、前回調査（令和２年度）と比較すると、『言葉を知っている』は「言葉も内容も知っている」が21.8ポイント増加、「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が5.5ポイント増加しているため、『言葉を知っている』は27.3ポイントの増加となっている。

（２）仕事・家庭・地域との関わり方【問６（１）】

P.38～40　参照

日常生活の中で、「仕事・学業」「家庭生活」「地域・個人の生活」への関わり方については、「『仕事・学業』と『家庭生活』をともに優先している」（28.7％）が最も高く、次いで「『仕事・学業』を優先している」（23.7％）、「『家庭生活』を優先させている」（23.0％）、「『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先している」（11.3％）などとなっている。

性別では、男性は「『仕事・学業』を優先している」が30.2％と高く、女性（19.5％）を10.7ポイント上回っている。女性は、「『家庭生活』を優先している」が27.9％と高く、男性（14.2％）を13.7ポイント上回っている。また、男女ともに「『仕事・学業』と『家庭生活』を優先している」がそれぞれ29.4％、29.7％と高くなっている。

（３）「家庭等の個人生活」のための時間【問６（２）】

P.41～42　参照

「家庭等の個人生活」のための時間については、『取れている（「十分取れている」26.6％＋「まあ取れている」44.4％）』が71.0％と『取れていない（「全く取れていない」3.6％＋「あまり取れていない」22.3％）』の25.9％を大きく上回っている。

性・年代別では、『取れている』は、男性の70歳代以上と女性の60歳代以上で80.4～98.5％と特に高く、『取れていない』は、男性の50歳代（43.1％）と女性の30歳代（40.2％）で高くなっている。

経年比較では、前回調査（令和２年度）と比べて『取れている』が6.7ポイント減少し、『取れていない』が7.1ポイント増加している。

（４）働きやすい環境づくり【問７】

P.43～45　参照

仕事と家庭の両立のための環境づくりについては、「育児・介護休業中の代替要員の確保など制度を利用しやすい職場環境の整備」が41.8%と最も高く、次いで「育児・介護休職中の賃金や手当などの経済的支援の充実」が41.4%、「在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入」が37.0%などとなっている。

（５）家事等の分担【問８】

P.46～69　参照

【実態】

家事等の分担（実態）については、すべての項目で『妻が行う（「ほとんど妻」＋「どちらかと言えば妻」）』が最も高くなっている。

項目で比較すると、『妻が行う』は、「①食事の支度・後片付け」（76.8%）で最も高く、次いで「②掃除・洗濯」（76.2%）、「⑤乳児・幼児の世話」（63.3%）などとなっている。また、「夫婦とも同じ程度」は、「③食料品・日用品の買い物」（25.4%）が最も高く、『夫が行う（「ほとんど夫」＋「どちらかと言えば夫」）』は、「⑩自治会や地域活動の役員、責任者」（26.6%）が最も高くなっている。

【理想】

家事等の分担（理想）については、すべての項目で「夫婦とも同じ程度」が最も高くなっている。

項目で比較すると、「夫婦とも同じ程度」は、「③料品・日用品等の買物」（59.4%）で最も高く、次いで「②掃除・洗濯」（56.3%）、「⑦食事の支度・後片付け」（55.8%）などとなっている。また、『妻が行う』は、「④家計費の管理」（32.1%）が最も高く、『夫が行う（「ほとんど夫」＋「どちらかと言えば夫」）』は、「⑩自治会や地域活動の役員、責任者」（23.1%）が最も高くなっている。

４．防災・災害復興対策について

（１）女性の視点での防災・災害復興対策【問９】

P.70～72　参照

女性の視点に配慮した防災・災害復興対策については、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策など）」が80.1%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が58.2%、「対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること」が37.4%などとなっている。

性・年代別では、「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」は女性の60歳代（69.6%）と30歳代（68.5%）で高くなっている。

５．女性の就業のあり方や現状について

（１） 女性の就業のあり方【問10】

P.73～76　参照

女性の理想の働き方については、男性は「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」が39.8%と最も高く、女性は「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」が39.8%と最も高くなっており、男女間で差がみられる。

女性の現実の働き方については、男女ともに「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」がそれぞれ44.7%、42.6%と最も高い。

これからの女性の働き方については、男女ともに「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」がそれぞれ35.6%、49.6%と最も高くなっている。

（２）職場における性別による格差【問11】

P.77～79　参照

職場での性別による格差については、「性別による格差は感じない」が52.7%と最も高くなっている。一方、性別格差があるという項目のなかでは、「配置や仕事の与え方に性別による格差がある」が21.0%と最も高く、次いで「昇進・昇格で性別による格差がある」が16.6%、「募集や採用に性別による格差がある」が15.5%などとなっている。

経年比較では、前回調査（令和２年度）と比較して、「性別による格差は感じない」は増加傾向にあり、性別格差があるというすべての項目は減少傾向にある。なお、前々回調査（平成29年度）時点における「性別による格差は感じない」は44.9%であったが、今回調査（令和７年度）では52.7%まで増加し、半数を超えている。

６．子どもの性別による子育てのあり方について

（１）子どもの性別と子育てのあり方【問12】

P.80～85　参照

子どもの性別や子育てのあり方については、『思う（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）』は、「④性別に関係なく、子どもの個性と意見を大事に伸ばしたい」（91.5%）で最も高く、次いで「②子どもには、性別に関係なく、炊事・洗濯・掃除等生活に必要な技術を身につけさせたい」（88.6%）となっている。また、『思わない（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）』は、「⑤男の子には、女の子以上に、高い学歴を身につけさせたい」（47.7%）で最も高くなっている。

７．人権について

（１） 人権が侵害されていると感じるとき【問13】

P.86～88　参照

人権侵害については、「レイプ（強姦）、痴漢等の性暴力・性犯罪」（81.5%）が最も高く、次いで「職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」（76.9%）、「パートナーや交際相手からの暴力」（69.6%）などとなっている。

経年比較では、前々回調査（平成29年度）から「職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」、「ストーカー等のつきまとい・待ち伏せ行為」、「買春・売春・援助交際」で増加傾向にある。

（２） セクシュアル・ハラスメントの経験の有無【問14】

P.89～94　参照

セクシュアル・ハラスメントの経験については、「性的な冗談や会話につき合わされた」(20.4%)が最も高く、次いで「宴会でお酌やデュエットを強要された」（18.2%）、「不必要に身体を触られた」（16.5%）となっている。

経験した場面を比較すると、「しつこく容姿のことを言われた」、「性的なうわさを流された」を除いたすべての項目で職場が最も高く、「しつこく容姿のことを言われた」と「性的なうわさを流された」では学校が最も高くなっている。

性別では、職場・学校・地域活動の場すべてにおいて、セクシュアル・ハラスメントの経験は女性の方が男性よりも高くなっている。

（３）ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の経験の有無【問15】

P.95～98　参照

ドメスティック・バイオレンスの経験については、すべての項目で「経験がない」が最も高くなっている。経験があるのうち「過去に経験したが今はない」がすべての項目で最も高くなっている。また、「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計は、「①精神的な暴力」5.6%、「②肉体的な暴力」2.4%、「③性的な暴力」1.1%、「④経済的な暴力」1.5%となっている。

性別では、暴力行為を受けた経験は、すべての暴力で女性が男性を上回っている。

経年比較でみると、前々回調査（平成29年度）からすべての項目で「経験がない」が増加傾向にある。

（４）ＤＶに関する相談窓口の認知状況【問16】

P.99～100　参照

ＤＶに関する相談窓口の認知状況については、「わからない」が40.3%と最も高くなっている。知っているＤＶに関する相談窓口のなかでは、「四街道警察署（生活支援課）」（38.8%）が最も高く、次いで「四街道市子育て支援課」（23.5%）、「千葉県女性サポートセンター（配偶者暴力相談支援センター）」（17.0%）などとなっている。

性別では、「わからない」は、男性（44.9%）が女性（36.9%）を8.0ポイント上回っている。また、知っているＤＶに関する相談窓口については、「警察本部相談サポートコーナー」を除くすべての相談窓口の認知率で女性が男性を上回っている。

８．男女共同参画に関する四街道市の取組について

（１）男女共同参画に関する四街道市の取組への満足度【問17】

P.101～104　参照

男女共同参画に関する四街道市の取組への満足度については、男女共同参画の推進、子ども家庭支援、健康づくりのいずれも『満足である（「満足」＋「どちらかといえば満足」）』が『不満である（「不満」＋「どちらかといえば不満」）』を上回っている。『満足である（「満足」＋「どちらかといえば満足」）』は、「③健康づくり」が33.5%で最も高く、次いで「②子ども家庭支援」が28.3%、「①男女共同参画の推進」が21.7%となっている。また、『不満である（「不満」＋「どちらかといえば不満」）』は、「②子ども家庭支援」が12.0%で最も高くなっている。

Ⅱ．調査結果

１．回答者の属性

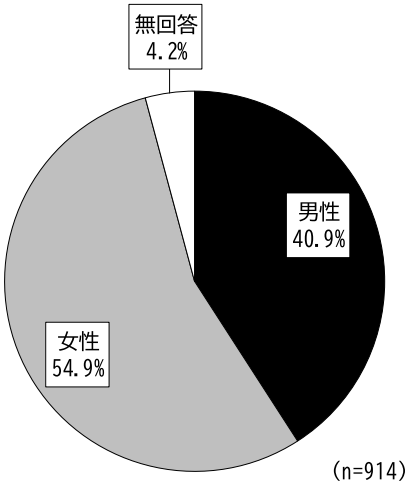
有効回収数は 914票であり、集計分析に十分な数の回答が得られた。

回収されたサンプルは、性別では「女性」（54.9%）が「男性」（40.9%）を上回り、年代では「60歳代」（18.8%）が最も高かった。

（１）性別

回答者の性別は、「男性」が40.9%（374人）に対し、「女性」が54.9%（502人）となっている。また、「無回答」は4.2%（38人）となっている。

図表１－１　回答者の性別

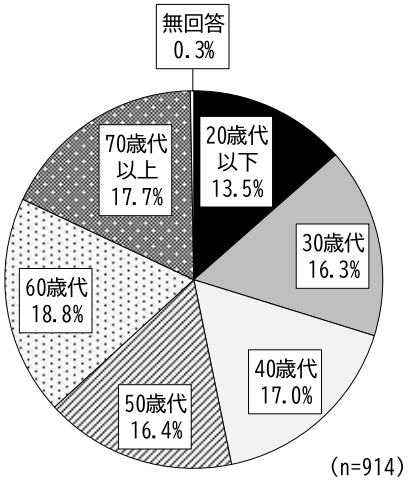


性別	回答数（件）	構成比（%）
男性	374	40.9
女性	502	54.9
無回答	38	4.2
サンプル数（ｎ）	914	100.0

（２）年代

回答者の年代は、「60歳代」が18.8%（172人）と最も多く、「20歳代以下」が13.5%（123人）と最も少なかった。

図表１－２　回答者の年代

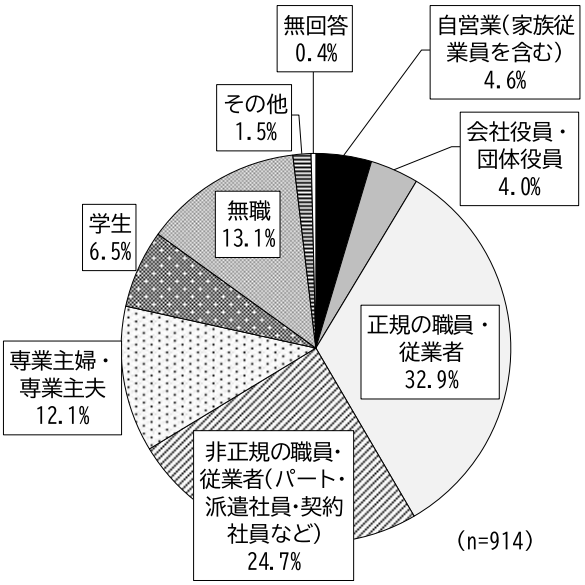


年代	回答数（件）	構成比（%）
20歳代以下	123	13.5
30歳代	149	16.3
40歳代	155	17.0
50歳代	150	16.4
60歳代	172	18.8
70歳代以上	162	17.7
無回答	3	0.3
サンプル数（ｎ）	914	100.0

（３）職業

回答者の職業は、「正規の職員・従業者」が32.9%（301人）と最も多く、次いで「非正規の職員・従業者（パート、派遣社員・契約社員など）」が24.7%（226人）、「無職」が13.1%（120人）などとなっている。

図表１－３　回答者の職業

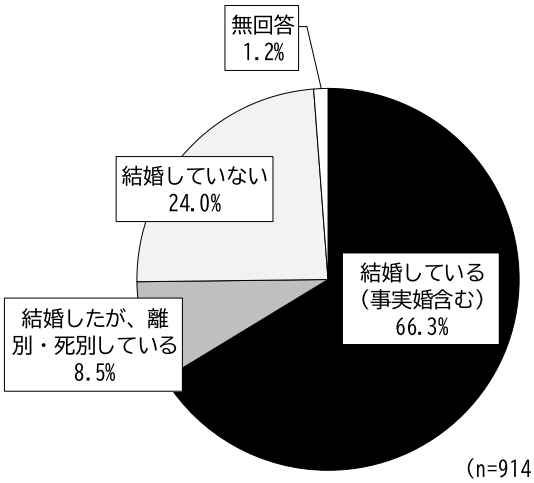


職業	回答数（件）	構成比（%）
自営業(家族従業員を含む)	42	4.6
会社役員・団体役員	37	4.0
正規の職員・従業者	301	32.9
非正規の職員･従業者(パート･派遣社員･契約社員など)	226	24.7
専業主婦・専業主夫	111	12.1
学生	59	6.5
無職	120	13.1
その他	14	1.5
無回答	4	0.4
サンプル数（ｎ）	914	100.0

（４）配偶者等パートナー

回答者の婚姻等の状況は、「結婚している（事実婚含む）」が66.3%（606人）、「結婚していない」が24.0%（219人）、「結婚したが、離別・死別している」が8.5%（78人）となっている。

図表１－４　回答者の配偶者等パートナー



配偶者	回答数（件）	構成比（%）
結婚している（事実婚含む）	606	66.3
結婚したが、離別・死別している	78	8.5
結婚していない	219	24.0
無回答	11	1.2
サンプル数（ｎ）	914	100.0

２．男女平等に対する考え方について

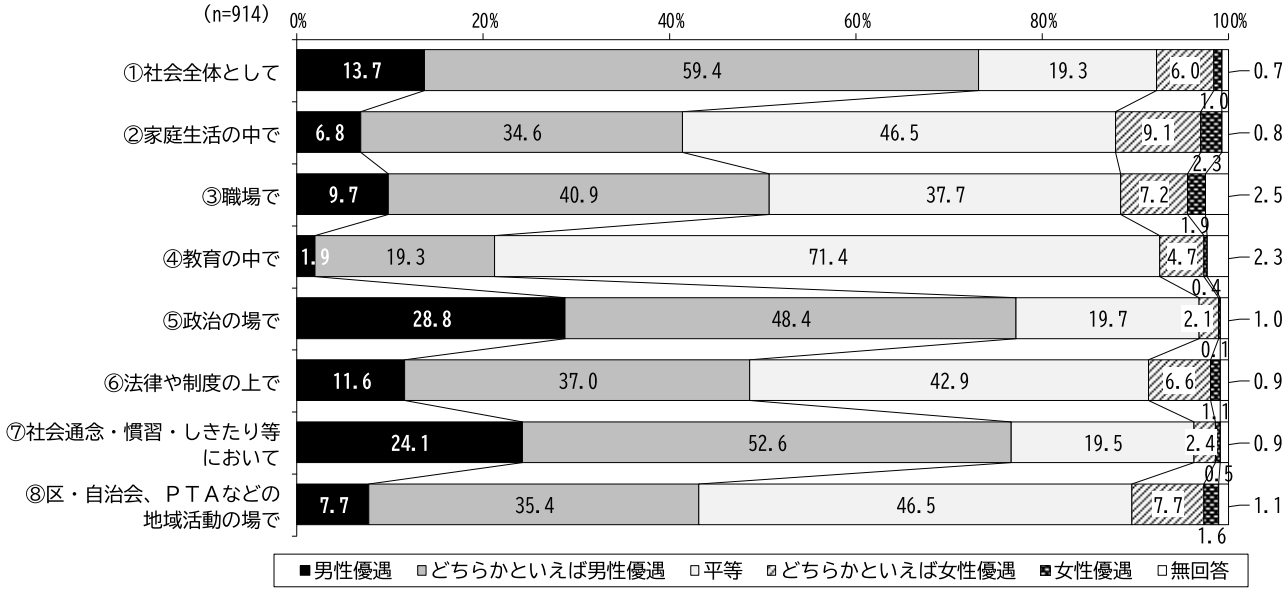
（１）男女の地位の平等

問１．次の①～⑧の場面で、男女の地位は現在において平等になっていると思いますか。
それぞれの場面において、あてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

男女の地位の平等については、すべての項目で『男性の方が優遇されている（「男性優遇」＋「どちらかといえば男性優遇」）』が、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」＋「どちらかといえば女性優遇」）』を大きく上回っている。

場面で比較すると、『男性の方が優遇されている』は、「⑤政治の場で」（77.1%）が最も高く、次いで「⑦社会通念・慣習・しきたり等において」（76.7%）、「①社会全体として」（73.1%）となっている。なお、「平等」では、「④教育の中で」（71.4%）が最も高く、次いで「②家庭生活の中で」、「⑧区・自治会、ＰＴＡなどの地域活動の場で」（ともに46.5%）となっている。

図表２－１　男女の地位の平等について（全体）



場面	項目	男性の方が優遇されている	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	無回答	サンプル数（n）
①社会全体として	回答数（件）	668	125	543	176	64	55	9	6	914
	構成比（%）	73.1	13.7	59.4	19.3	7.0	6.0	1.0	0.7	100.0
②家庭生活の中で	回答数（件）	378	62	316	425	104	83	21	7	914
	構成比（%）	41.4	6.8	34.6	46.5	11.4	9.1	2.3	0.8	100.0
③職場で	回答数（件）	463	89	374	345	83	66	17	23	914
	構成比（%）	50.7	9.7	40.9	37.7	9.1	7.2	1.9	2.5	100.0
④教育の中で	回答数（件）	193	17	176	653	47	43	4	21	914
	構成比（%）	21.1	1.9	19.3	71.4	5.1	4.7	0.4	2.3	100.0
⑤政治の場で	回答数（件）	705	263	442	180	20	19	1	9	914
	構成比（%）	77.1	28.8	48.4	19.7	2.2	2.1	0.1	1.0	100.0
⑥法律や制度の上で	回答数（件）	444	106	338	392	70	60	10	8	914
	構成比（%）	48.6	11.6	37.0	42.9	7.7	6.6	1.1	0.9	100.0
⑦社会通念・慣習・しきたり等において	回答数（件）	701	220	481	178	27	22	5	8	914
	構成比（%）	76.7	24.1	52.6	19.5	3.0	2.4	0.5	0.9	100.0
⑧区・自治会、ＰＴＡなどの地域活動の場で	回答数（件）	394	70	324	425	85	70	15	10	914
	構成比（%）	43.1	7.7	35.4	46.5	9.3	7.7	1.6	1.1	100.0

① 社会全体として

社会全体の男女平等意識では、『男性の方が優遇されている（「男性優遇」13.7%＋「どちらかといえば男性優遇」59.4%）』（73.1%）が「平等」（19.3%）を大幅に上回っている。一方、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」1.0%＋「どちらかといえば女性優遇」6.0%）』は7.0%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、『男性の方が優遇されている』は男女ともに最も高く、女性（80.9%）が男性（62.0%）を18.9ポイント上回っている。一方、「平等」は男性（25.4%）が女性（14.9%）を10.5ポイント上回っている。

性・年代別では、男性は『男性の方が優遇されている』が70歳代以上で81.1%と高く、20歳代以下は34.6%と低くなっている。女性は40歳代以上の年代で『男性の方が優遇されている』が80%以上と高く、特に60歳代は88.0%と最も高くなっている。

図表２－２　①社会全体として（性別、性・年代別）

（件、%）

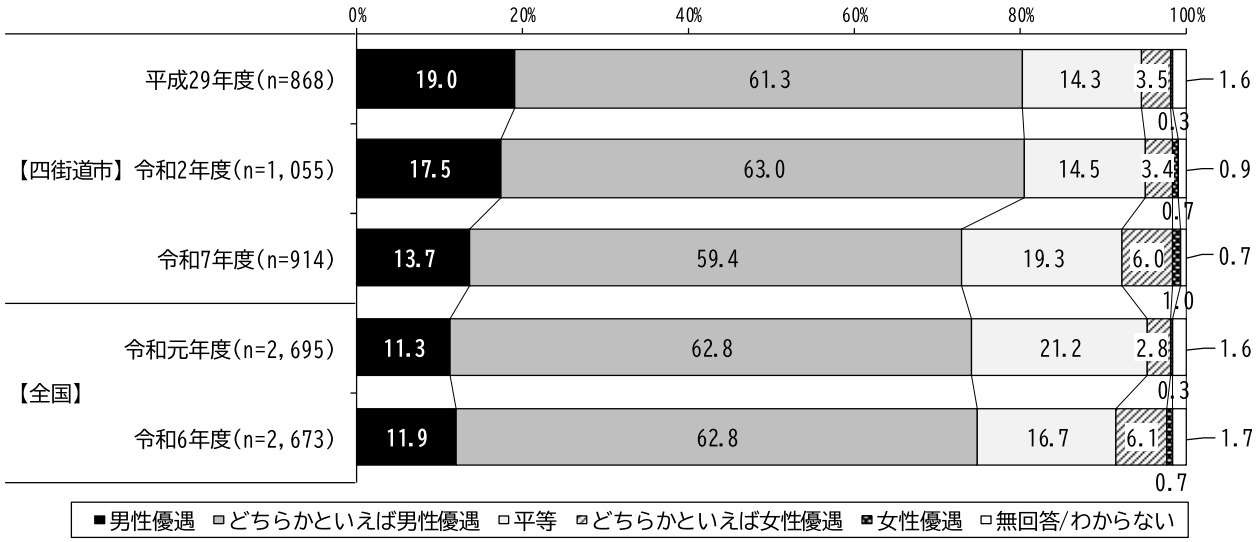
		回答数（ｎ）	男性の方が優遇されている	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	無回答
全体		914	73.1	13.7	59.4	19.3	7.0	6.0	1.0	0.7
男性	計	374	62.0	10.4	51.6	25.4	12.0	10.2	1.9	0.5
	20歳代以下	52	34.6	3.8	30.8	30.8	34.6	28.8	5.8	－
	30歳代	55	43.6	3.6	40.0	36.4	20.0	16.4	3.6	－
	40歳代	61	59.0	13.1	45.9	29.5	11.5	9.8	1.6	－
	50歳代	58	69.0	13.8	55.2	27.6	3.4	1.7	1.7	－
	60歳代	74	73.0	9.5	63.5	18.9	8.1	8.1	－	－
	70歳代以上	74	81.1	16.2	64.9	14.9	1.4	1.4	－	2.7
女性	計	502	80.9	16.1	64.7	14.9	3.6	3.4	0.2	0.6
	20歳代以下	71	64.8	9.9	54.9	25.4	9.9	9.9	－	－
	30歳代	92	79.3	18.5	60.9	15.2	5.4	5.4	－	－
	40歳代	92	80.4	14.1	66.3	16.3	3.3	2.2	1.1	－
	50歳代	89	86.5	14.6	71.9	12.4	1.1	1.1	－	－
	60歳代	92	88.0	20.7	67.4	6.5	2.2	2.2	－	3.3
	70歳代以上	65	84.6	18.5	66.2	15.4	－	－	－	－

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較すると、『男性の方が優遇されている』が 7.4 ポイント減少し、「平等」は 4.8 ポイント増加している。

全国調査（令和６年度）と比較すると、『男性の方が優遇されている』「平等」『女性の方が優遇されている』のいずれも同水準となっている。

図表２－３　①社会全体として（経年比較）



※内閣府が実施した全国令和元年度調査は面接調査のため、「無回答」は「わからない」と回答したもの

② 家庭生活の中で

家庭生活の中での男女平等意識では、「平等」が 46.5%と構成比の中で最も高くなっており、『男性の方が優遇されている(「男性優遇」6.8%＋「どちらかといえば男性優遇」34.6%)』(41.4%)より 5.1 ポイント上回っている。また、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」2.3%＋「どちらかといえば女性優遇」9.1%）』は 11.4%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、男性は「平等」が 58.0%と最も高く、女性（37.3%）を 20.7 ポイント上回っている。女性は『男性の方が優遇されている』が 51.8%と半数を超え、男性（27.5%）を 24.3 ポイント上回っている。

性・年代別では、男性はすべての年代で「平等」が 51.4～67.3%と最も高くなっている。一方、女性は 20 歳代以下を除くすべての年代で『男性の方が優遇されている』が最も高く、特に 60 歳代は 58.7%と特に高くなっている。

図表２－４　②家庭生活の中で（性別、性・年代別）

（件、%）

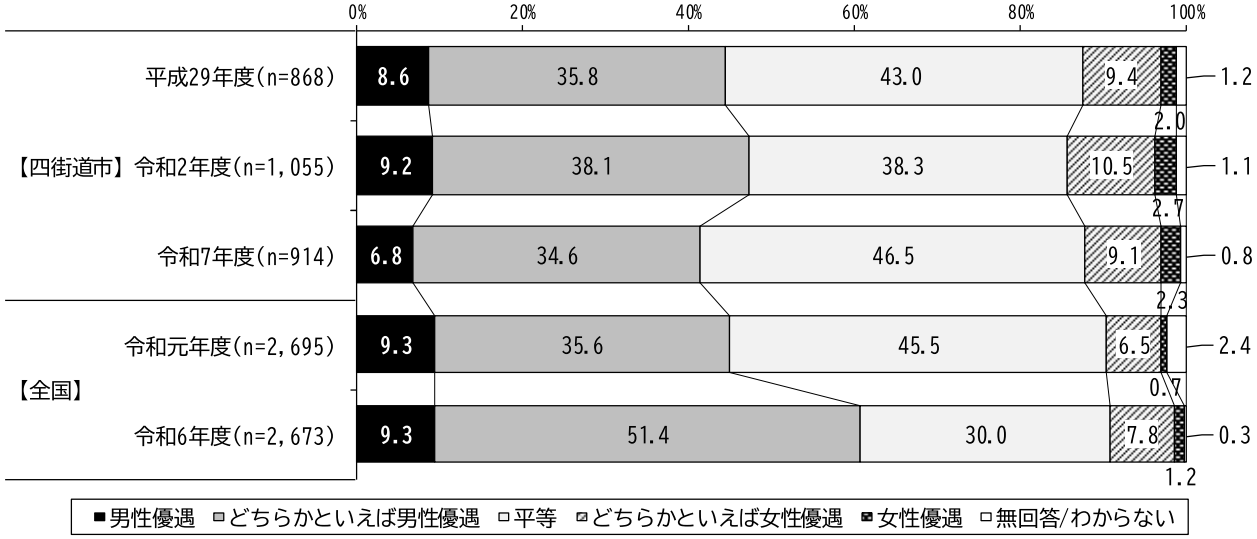
		回答数（ｎ）	男性の方が優遇されている	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	無回答
全体		914	41.4	6.8	34.6	46.5	11.4	9.1	2.3	0.8
男性	計	374	27.5	1.6	25.9	58.0	13.9	11.2	2.7	0.5
	20歳代以下	52	15.4	1.9	13.5	67.3	15.4	11.5	3.8	1.9
	30歳代	55	14.5	-	14.5	63.6	21.8	14.5	7.3	-
	40歳代	61	29.5	3.3	26.2	59.0	11.5	4.9	6.6	-
	50歳代	58	25.9	-	25.9	58.6	15.5	15.5	-	-
	60歳代	74	35.1	1.4	33.8	51.4	13.5	13.5	-	-
	70歳代以上	74	37.8	2.7	35.1	52.7	8.1	8.1	-	1.4
女性	計	502	51.8	10.8	41.0	37.3	10.2	8.0	2.2	0.8
	20歳代以下	71	42.3	4.2	38.0	46.5	11.3	7.0	4.2	-
	30歳代	92	53.3	12.0	41.3	37.0	9.8	7.6	2.2	-
	40歳代	92	51.1	15.2	35.9	33.7	14.1	10.9	3.3	1.1
	50歳代	89	53.9	13.5	40.4	36.0	10.1	9.0	1.1	-
	60歳代	92	58.7	7.6	51.1	35.9	4.3	4.3	-	1.1
	70歳代以上	65	49.2	10.8	38.5	35.4	12.3	9.2	3.1	3.1

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較すると、『男性の方が優遇されている』が 5.9 ポイント減少し、「平等」が 8.2 ポイント増加している。

全国調査（令和６年度）と比較すると、『男性の方が優遇されている』が 19.3 ポイント低く、「平等」が 16.5 ポイント高くなっている。

図表２－５　②家庭生活の中で（経年比較）



※内閣府が実施した全国令和元年度調査は面接調査のため、「無回答」は「わからない」と回答したもの

③ 職場で

職場での男女平等意識では、『男性の方が優遇されている（「男性優遇」9.7%＋「どちらかといえば男性優遇」40.9%）』（50.7%）が「平等」（37.7%）を大きく上回っている。また、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」1.9%＋「どちらかといえば女性優遇」7.2%）』は9.1%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、『男性の方が優遇されている』は男女ともに最も高く、女性（54.0%）が男性（44.9%）を9.1ポイント上回っている。

性・年代別では、男性は20歳代以下で「平等」が55.8%と最も高くなっている。『男性の方が優遇されている』は男性50歳代以上の年代と女性のすべての年代で最も高く、なかでも男性70歳代以上は67.6%と特に高くなっている。

図表２－６　③職場で（性別、性・年代別）

（件、%）

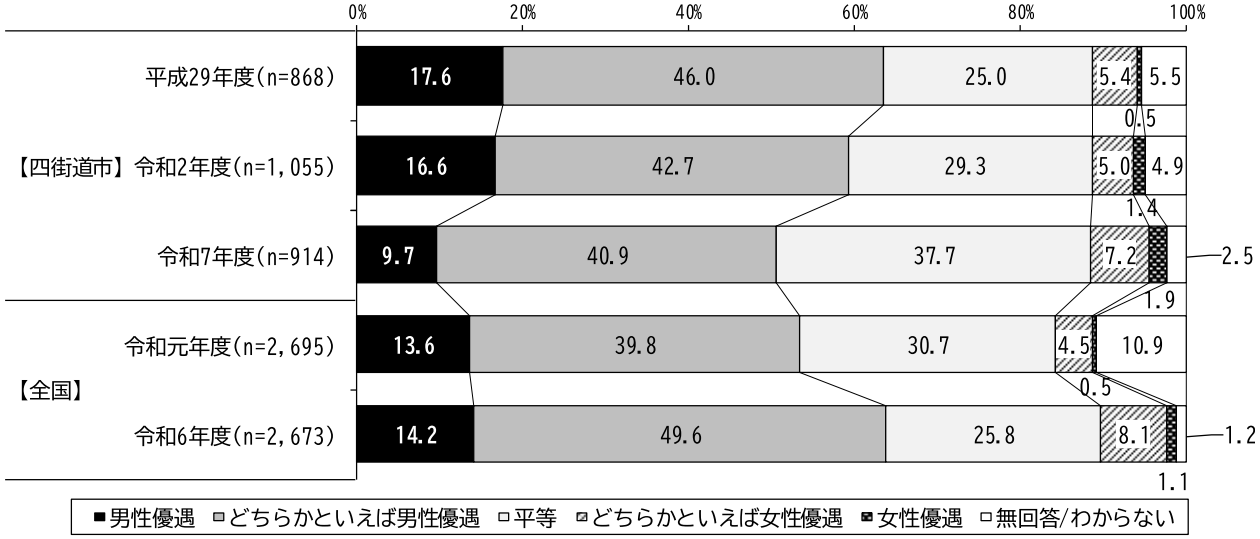
		回答数（ｎ）	男性の方が優遇されている	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	無回答
全体		914	50.7	9.7	40.9	37.7	9.1	7.2	1.9	2.5
男性	計	374	44.9	6.7	38.2	43.0	10.4	8.8	1.6	1.6
	20歳代以下	52	28.8	5.8	23.1	55.8	15.4	13.5	1.9	-
	30歳代	55	23.6	1.8	21.8	52.7	23.6	14.5	9.1	-
	40歳代	61	37.7	9.8	27.9	47.5	14.8	14.8	-	-
	50歳代	58	51.7	6.9	44.8	39.7	8.6	8.6	-	-
	60歳代	74	50.0	5.4	44.6	44.6	5.4	5.4	-	-
	70歳代以上	74	67.6	9.5	58.1	24.3	-	-	-	8.1
女性	計	502	54.0	11.4	42.6	34.7	8.4	6.4	2.0	3.0
	20歳代以下	71	45.1	5.6	39.4	43.7	9.9	9.9	-	1.4
	30歳代	92	57.6	10.9	46.7	31.5	10.9	8.7	2.2	-
	40歳代	92	53.3	12.0	41.3	32.6	14.1	10.9	3.3	-
	50歳代	89	48.3	11.2	37.1	40.4	9.0	3.4	5.6	2.2
	60歳代	92	55.4	16.3	39.1	39.1	2.2	2.2	-	3.3
	70歳代以上	65	64.6	10.8	53.8	18.5	3.1	3.1	-	13.8

【経年比較】

前々回調査（平成 29 年度）から「平等」が増加傾向にあり、前々回調査（平成 29 年度）と比較すると 12.7 ポイント増加している。

全国調査（令和６年度）と比較すると、『男性の方が優遇されている』が 13.2 ポイント低く、「平等」は 11.9 ポイント高くなっている。

図表２－７　③職場で（経年比較）



※内閣府が実施した全国令和元年度調査は面接調査のため、「無回答」は「わからない」と回答したもの

④ 教育の中で

教育の中での男女平等意識では、「平等」が 71.4%と最も高く、『男性の方が優遇されている（「男性優遇」1.9%＋「どちらかといえば男性優遇」19.3%）』（21.1%）を大幅に上回っている。また、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」0.4%＋「どちらかといえば女性優遇」4.7%）』は 5.1%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに「平等」が最も高く、男性（74.3%）が女性（70.1%）を 4.2 ポイント上回っている。『男性の方が優遇されている』は、女性（24.7%）が男性（15.2%）を 9.5 ポイント上回っている。

性・年代別では、男女ともにすべての年代で「平等」が最も高く、特に男性 60 歳代は 82.4%と高くなっている。また、男性 20 歳代以下・男性 30 歳代では、『女性の方が優遇されている（21.2%、16.4%）』が『男性の方が優遇されている（5.8%、9.1%）』より高く、一方、女性のすべての年代では、『男性の方が優遇されている』が『女性の方が優遇されている』より高くなっている。

図表２－８　④教育の中で（性別、性・年代別）

（件、%）

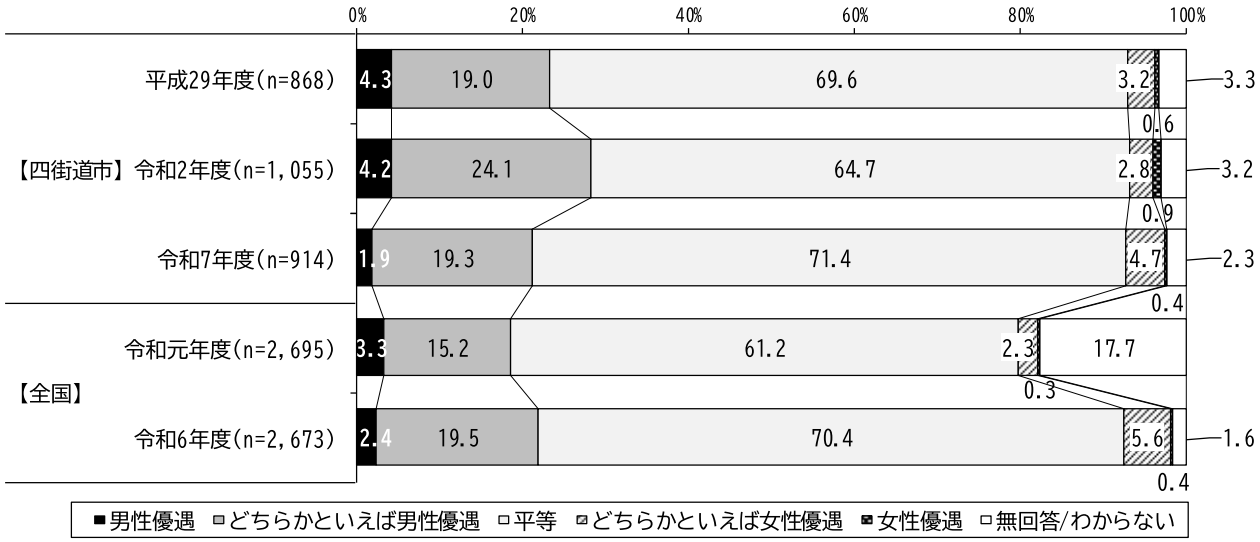
		回答数（n）	男性の方が優遇されている	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	無回答
全体		914	21.1	1.9	19.3	71.4	5.1	4.7	0.4	2.3
男性	計	374	15.2	0.5	14.7	74.3	8.8	7.8	1.1	1.6
	20歳代以下	52	5.8	-	5.8	73.1	21.2	17.3	3.8	-
	30歳代	55	9.1	-	9.1	72.7	16.4	12.7	3.6	1.8
	40歳代	61	14.8	-	14.8	80.3	4.9	4.9	-	-
	50歳代	58	17.2	-	17.2	77.6	3.4	3.4	-	1.7
	60歳代	74	12.2	1.4	10.8	82.4	5.4	5.4	-	-
	70歳代以上	74	28.4	1.4	27.0	60.8	5.4	5.4	-	5.4
女性	計	502	24.7	2.8	21.9	70.1	2.6	2.6	-	2.6
	20歳代以下	71	25.4	2.8	22.5	67.6	7.0	7.0	-	-
	30歳代	92	19.6	3.3	16.3	79.3	1.1	1.1	-	-
	40歳代	92	22.8	1.1	21.7	72.8	3.3	3.3	-	1.1
	50歳代	89	21.3	4.5	16.9	76.4	1.1	1.1	-	1.1
	60歳代	92	26.1	3.3	22.8	67.4	2.2	2.2	-	4.3
	70歳代以上	65	36.9	1.5	35.4	52.3	-	-	-	10.8

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較すると、『男性の方が優遇されている』が 7.1 ポイント減少し、「平等」が 6.7 ポイント増加している。

全国調査（令和６年度）と比較すると、『男性の方が優遇されている』「平等」『女性の方が優遇されている』のいずれも同水準となっている。

図表２－９　④教育の中で（経年比較）



※内閣府が実施した全国令和元年度調査、令和６年度調査では、「学校教育の場」として調査

※内閣府が実施した全国令和元年度調査は面接調査のため、「無回答」は「わからない」と回答したもの

⑤ 政治の場で

政治の場での男女平等意識では、『男性の方が優遇されている（「男性優遇」28.8%＋「どちらかといえば男性優遇」48.4%）』（77.1%）が「平等」（19.7%）を大幅に上回っている。また、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」0.1%＋「どちらかといえば女性優遇」2.1%）』は2.2%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、『男性の方が優遇されている』は女性において調査８項目で最も高く、女性（84.5%）が男性（67.9%）を16.6ポイント上回っている。「平等」は男性（27.8%）が女性（13.5%）を14.3ポイント上回っている。

性・年代別では、女性はすべての年代で『男性の方が優遇されている』が最も高く、全年代で80%を超えている。男性は70歳代以上で『男性の方が優遇されている』が77.0%と高くなっている。

図表２-10　⑤政治の場で（性別、性・年代別）

（件、%）

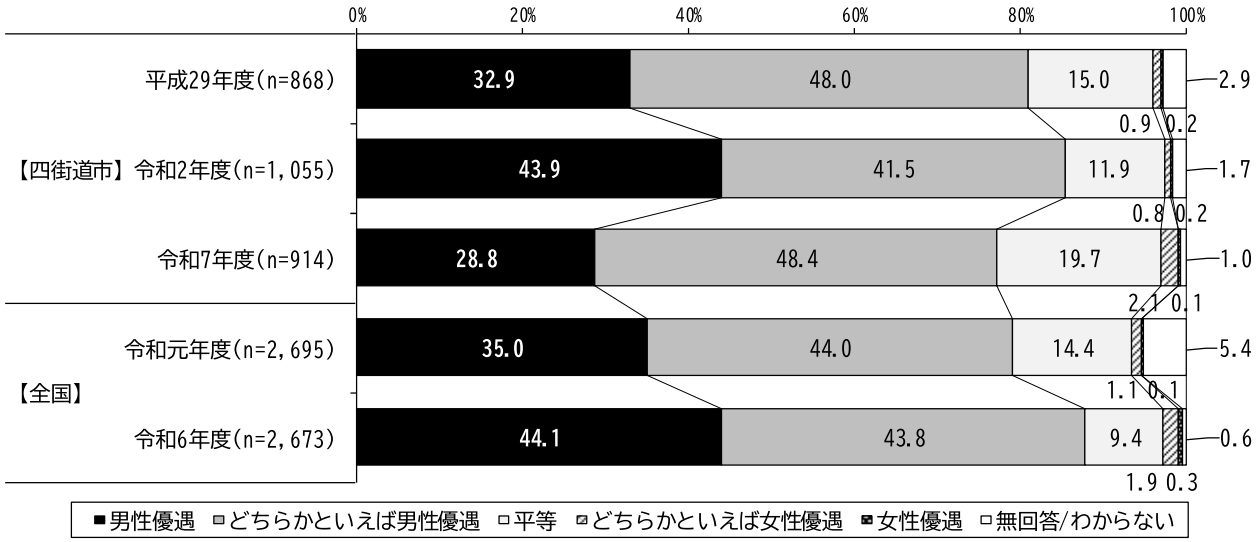
		回答数（ｎ）	男性の方が優遇されている	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	無回答
全体		914	77.1	28.8	48.4	19.7	2.2	2.1	0.1	1.0
男性	計	374	67.9	21.7	46.3	27.8	4.0	4.0	－	0.3
	20歳代以下	52	55.8	21.2	34.6	38.5	5.8	5.8	－	－
	30歳代	55	69.1	16.4	52.7	27.3	3.6	3.6	－	－
	40歳代	61	65.6	23.0	42.6	29.5	4.9	4.9	－	－
	50歳代	58	69.0	17.2	51.7	29.3	1.7	1.7	－	－
	60歳代	74	67.6	24.3	43.2	27.0	5.4	5.4	－	－
	70歳代以上	74	77.0	25.7	51.4	18.9	2.7	2.7	－	1.4
女性	計	502	84.5	33.5	51.0	13.5	0.8	0.6	0.2	1.2
	20歳代以下	71	84.5	33.8	50.7	14.1	1.4	1.4	－	－
	30歳代	92	85.9	42.4	43.5	13.0	1.1	1.1	－	－
	40歳代	92	82.6	32.6	50.0	15.2	1.1	－	1.1	1.1
	50歳代	89	86.5	33.7	52.8	11.2	1.1	1.1	－	1.1
	60歳代	92	83.7	32.6	51.1	14.1	－	－	－	2.2
	70歳代以上	65	83.1	23.1	60.0	13.8	－	－	－	3.1

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較すると、「男性優遇」が 8.2 ポイント減少し、「平等」が 7.8 ポイント増加している。

全国調査（令和６年度）と比較すると、「男性優遇」が 10.7 ポイント低く、「平等」が 10.3 ポイント高くなっている。

図表２-11　⑤政治の場で（経年比較）



※内閣府が実施した全国令和元年度調査は面接調査のため、「無回答」は「わからない」と回答したもの

⑥ 法律や制度の上で

法律や制度の上での男女平等意識では、『男性の方が優遇されている（「男性優遇」11.6%＋「どちらかといえば男性優遇」37.0%）』（48.6%）が「平等」（42.9%）をやや上回っている。また、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」1.1%＋「どちらかといえば女性優遇」6.6%）』は7.7%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、男性は「平等」が51.3%と最も高く、女性（36.9%）を14.4ポイント上回っている。女性は『男性の方が優遇されている』が59.0%と最も高く、男性（34.5%）を24.5ポイント上回っている。

性・年代別では、男性はすべての年代で「平等」が最も高く、20歳代以下、40歳代、60歳代以上では50%以上となっている。女性はすべての年代で『男性の方が優遇されている』が最も高く、特に40歳代と60歳代以上では60%以上となっている。

図表２-12　⑥法律や制度の上で（性別、性・年代別）

（件、%）

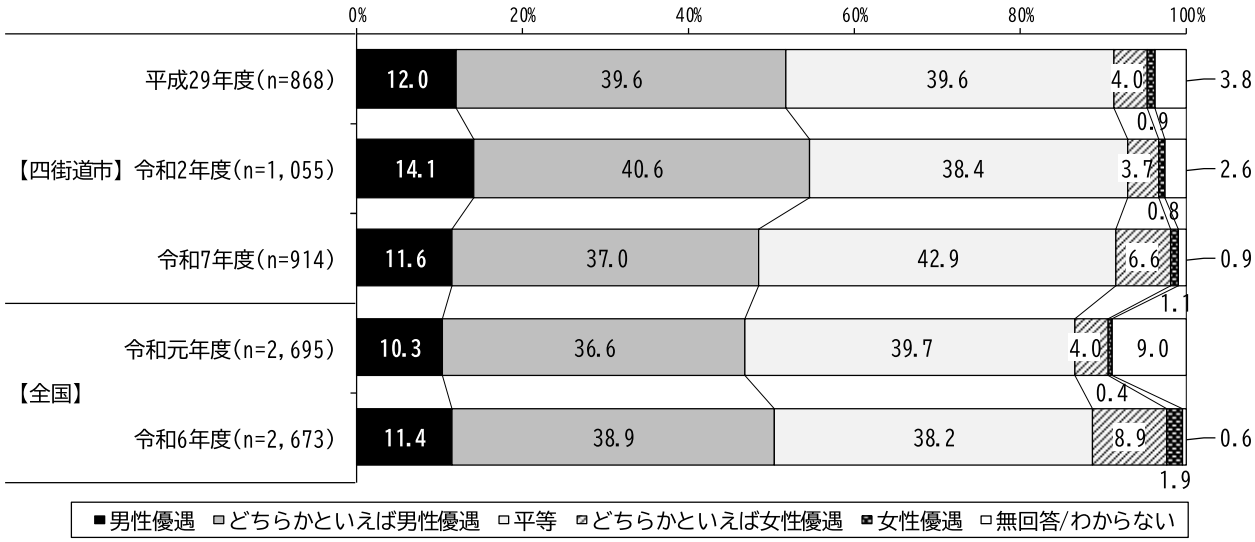
		回答数（n）	男性の方が優遇されている	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	無回答
全体		914	48.6	11.6	37.0	42.9	7.7	6.6	1.1	0.9
男性	計	374	34.5	5.1	29.4	51.3	13.6	11.5	2.1	0.5
	20歳代以下	52	13.5	1.9	11.5	55.8	28.8	25.0	3.8	1.9
	30歳代	55	27.3	7.3	20.0	45.5	27.3	18.2	9.1	-
	40歳代	61	29.5	9.8	19.7	57.4	13.1	11.5	1.6	-
	50歳代	58	41.4	1.7	39.7	43.1	15.5	15.5	-	-
	60歳代	74	44.6	5.4	39.2	50.0	5.4	5.4	-	-
	70歳代以上	74	43.2	4.1	39.2	55.4	-	-	-	1.4
女性	計	502	59.0	15.7	43.2	36.9	3.4	3.0	0.4	0.8
	20歳代以下	71	50.7	15.5	35.2	42.3	7.0	5.6	1.4	-
	30歳代	92	56.5	22.8	33.7	41.3	2.2	2.2	-	-
	40歳代	92	62.0	17.4	44.6	32.6	5.4	5.4	-	-
	50歳代	89	55.1	4.5	50.6	38.2	5.6	4.5	1.1	1.1
	60歳代	92	67.4	20.7	46.7	31.5	-	-	-	1.1
	70歳代以上	65	60.0	12.3	47.7	36.9	-	-	-	3.1

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較して『男性の方が優遇されている』は 6.1 ポイント減少している。また、「平等」は前回調査（令和２年度）と比較して 4.5 ポイント増加し、構成比の中で最も高くなっている。

全国調査（令和６年度）と比較すると、「平等」は 4.7 ポイント高くなっている。

図表２-13　⑥法律や制度の上で（経年比較）



※内閣府が実施した全国令和元年度調査は面接調査のため、「無回答」は「わからない」と回答したもの

⑦ 社会通念・慣習・しきたり等において

社会通念・慣習・しきたり等における男女平等意識では、『男性の方が優遇されている（「男性優遇」24.1%＋「どちらかといえば男性優遇」52.6%）』（76.7%）が「平等」（19.5%）を大幅に上回っている。また、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」0.5%＋「どちらかといえば女性優遇」2.4%）』は3.0%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、『男性の方が優遇されている』は男女ともに最も高く、女性（82.1%）が男性（69.3%）を12.8ポイント上回っている。「平等」は男性（24.6%）が女性（16.1%）を8.5ポイント上回っている。

性・年代別では、男性はすべての年代で『男性の方が優遇されている』が最も高く、特に60歳代は82.4%と高くなっている。また、「平等」は男性の20歳代以下で44.2%と他の性・年代より高くなっている。女性はすべての年代で『男性の方が優遇されている』が最も高く、特に60歳代は89.1%と高くなっている。

図表２-14　⑦社会通念・慣習・しきたり等において（性別、性・年代別）

（件、%）

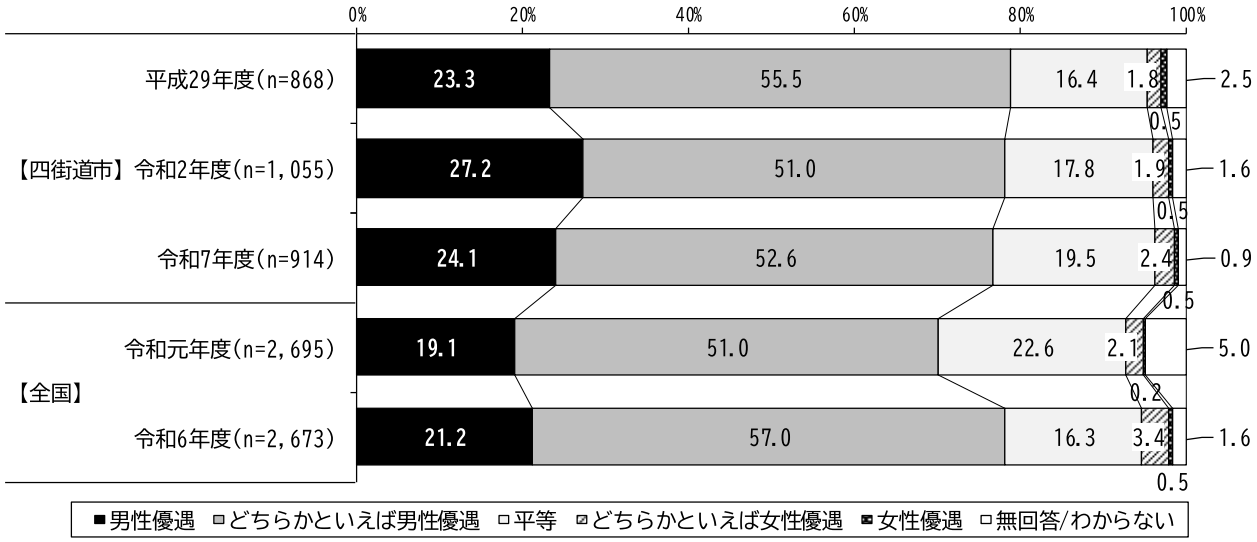
		回答数（n）	男性の方が優遇されている	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	無回答
全体		914	76.7	24.1	52.6	19.5	3.0	2.4	0.5	0.9
男性	計	374	69.3	14.4	54.8	24.6	5.6	4.5	1.1	0.5
	20歳代以下	52	46.2	11.5	34.6	44.2	7.7	5.8	1.9	1.9
	30歳代	55	61.8	7.3	54.5	27.3	10.9	7.3	3.6	-
	40歳代	61	65.6	14.8	50.8	26.2	8.2	8.2	-	-
	50歳代	58	70.7	15.5	55.2	25.9	3.4	1.7	1.7	-
	60歳代	74	82.4	20.3	62.2	13.5	4.1	4.1	-	-
	70歳代以上	74	79.7	14.9	64.9	17.6	1.4	1.4	-	1.4
女性	計	502	82.1	31.1	51.0	16.1	1.0	0.8	0.2	0.8
	20歳代以下	71	69.0	28.2	40.8	31.0	-	-	-	-
	30歳代	92	79.3	38.0	41.3	18.5	2.2	2.2	-	-
	40歳代	92	83.7	28.3	55.4	14.1	2.2	1.1	1.1	-
	50歳代	89	86.5	37.1	49.4	12.4	-	-	-	1.1
	60歳代	92	89.1	29.3	59.8	8.7	-	-	-	2.2
	70歳代以上	65	83.1	23.1	60.0	13.8	1.5	1.5	-	1.5

【経年比較】

前々回調査（平成 29 年度）から『男性の方が優遇されている』は減少傾向にあり、「平等」は増加傾向にある。

全国調査（令和６年度）と比較すると、「平等」は 3.2 ポイント高くなっている。

図表２-15　⑦社会通念・慣習・しきたり等において（経年比較）



※内閣府が実施した全国令和元年度調査は面接調査のため、「無回答」は「わからない」と回答したもの

⑧ 区・自治会、ＰＴＡなどの地域活動の場で

区・自治会、ＰＴＡなどの地域活動の場での男女平等意識では、「平等」が 46.5%と構成比の中で最も高くなっており、『男性の方が優遇されている（「男性優遇」7.7%＋「どちらかといえば男性優遇」35.4%）』（43.1%）を「平等」（46.5%）が上回っている。また、『女性の方が優遇されている（「女性優遇」1.6%＋「どちらかといえば女性優遇」7.7%）』は 9.3%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、男性は「平等」が 54.5%と最も高く、女性（41.2%）を 13.3 ポイント上回っている。女性は『男性の方が優遇されている』が 49.6%と最も高く、男性（33.2%）を 16.4 ポイント上回っている。

性・年代別では、男性はすべての年代で「平等」が最も高く、特に 20 歳代以下は 67.3%と高くなっている。女性は 40 歳代以上では『男性の方が優遇されている』が最も高く、30 歳代以下では「平等」が最も高くなっている。

図表２-16　⑧区・自治会、ＰＴＡなどの地域活動の場で（性別、性・年代別）

（件、%）

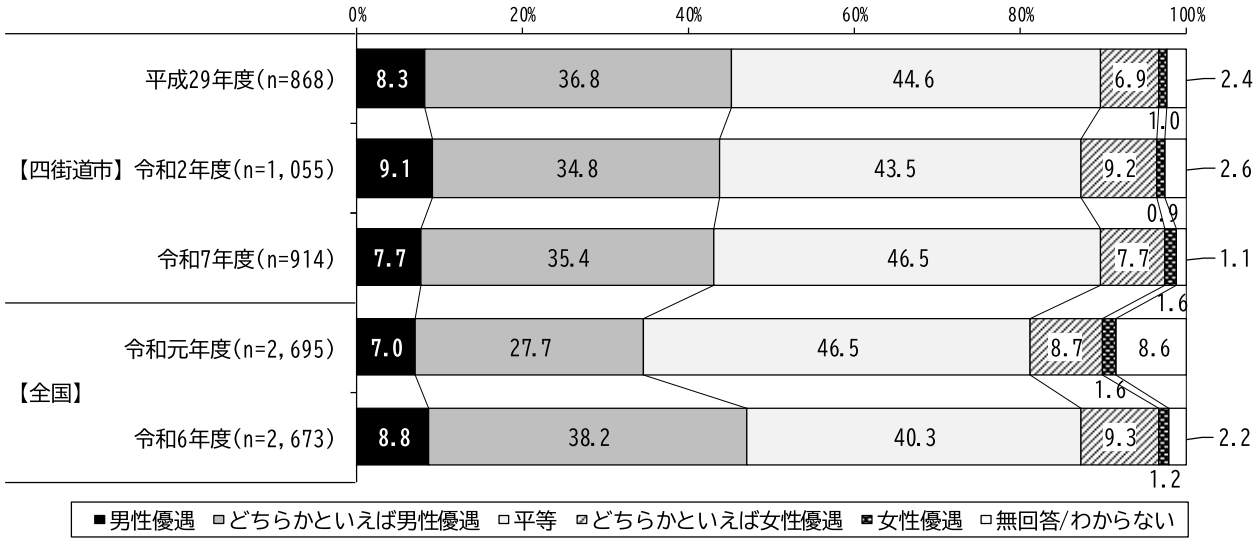
		回答数（ｎ）	男性の方が優遇されている	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	無回答
全体		914	43.1	7.7	35.4	46.5	9.3	7.7	1.6	1.1
男性	計	374	33.2	5.1	28.1	54.5	12.0	9.6	2.4	0.3
	20歳代以下	52	13.5	1.9	11.5	67.3	19.2	13.5	5.8	-
	30歳代	55	21.8	1.8	20.0	58.2	20.0	14.5	5.5	-
	40歳代	61	31.1	4.9	26.2	59.0	9.8	9.8	-	-
	50歳代	58	41.4	5.2	36.2	46.6	12.1	10.3	1.7	-
	60歳代	74	37.8	6.8	31.1	51.4	10.8	10.8	-	-
	70歳代以上	74	45.9	8.1	37.8	48.6	4.1	1.4	2.7	1.4
女性	計	502	49.6	8.8	40.8	41.2	7.8	6.6	1.2	1.4
	20歳代以下	71	35.2	7.0	28.2	54.9	9.9	8.5	1.4	-
	30歳代	92	41.3	9.8	31.5	51.1	7.6	5.4	2.2	-
	40歳代	92	48.9	7.6	41.3	39.1	10.9	8.7	2.2	1.1
	50歳代	89	51.7	12.4	39.3	37.1	9.0	7.9	1.1	2.2
	60歳代	92	65.2	7.6	57.6	28.3	5.4	5.4	-	1.1
	70歳代以上	65	52.3	7.7	44.6	40.0	3.1	3.1	-	4.6

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較すると、「平等」が 3.0 ポイント増加している。

全国調査（令和６年度）と比較すると、『男性の方が優遇されている』は 3.9 ポイント低く、「平等」は 6.2 ポイント高くなっている。

図表２-17　⑧区・自治会、ＰＴＡなどの地域活動の場で（経年比較）



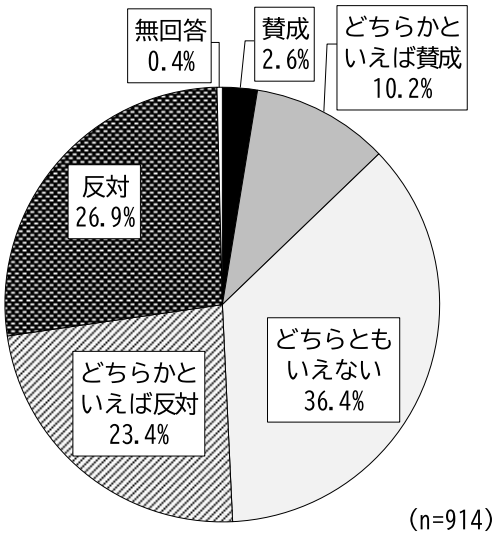
※内閣府が実施した全国令和元年度調査は面接調査のため、「無回答」は「わからない」と回答したもの

（２）男は仕事、女は家庭という考え方

問２．「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。
次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、『否定的（「反対」26.9%＋「どちらかといえば反対」23.4%）』（50.3%）が構成比の中で最も高く、『肯定的（「賛成」2.6%＋「どちらかといえば賛成」10.2%）』（12.8%）を大きく上回っている。また、「どちらともいえない」は36.4%となっている。

図表２-18　「男は仕事、女は家庭」という考え方について（全体）



項目	回答数（件）	構成比（%）
肯定的	117	12.8
賛成	24	2.6
どちらかといえば賛成	93	10.2
どちらともいえない	333	36.4
否定的	460	50.3
どちらかといえば反対	214	23.4
反対	246	26.9
無回答	4	0.4
サンプル数（ｎ）	914	100.0

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに『否定的』が『肯定的』を上回っている。『否定的』は女性が 55.2%と半数を超え、男性（43.6%）を 11.6 ポイント上回っている。

性・年代別では、男性は 20 歳代以下、40 歳代、60 歳代以上では『否定的』が最も高く、30 歳代と 50 歳代では「どちらともいえない」が最も高くなっている。女性はすべての年代で『否定的』が最も高く、特に 20 歳代以下は 60.6%と高くなっている。

図表２-19　「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別、性・年代別）

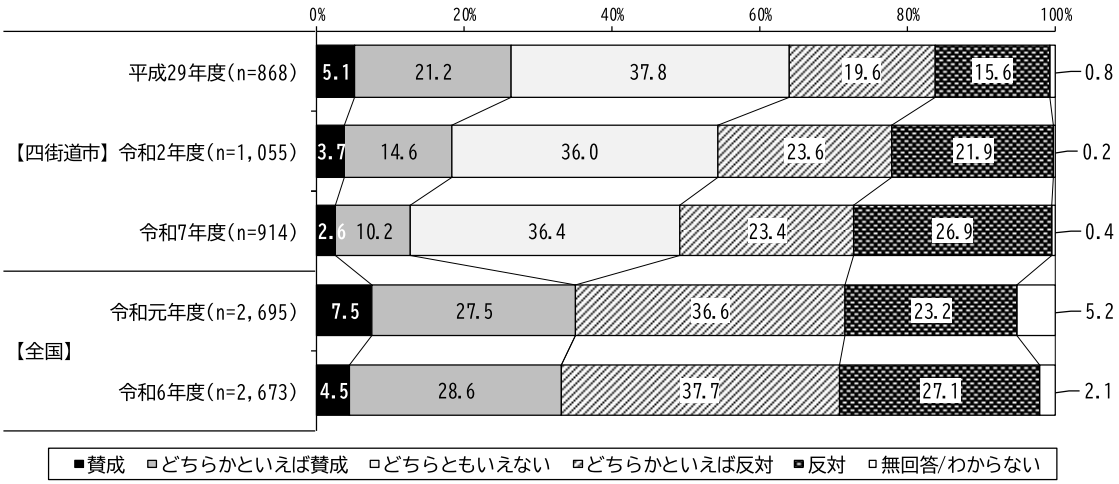
（件、%）

		回答数（n）	肯定的	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	否定的	どちらかといえば反対	反対	無回答
全体		914	12.8	2.6	10.2	36.4	50.3	23.4	26.9	0.4
男性	計	374	18.2	3.7	14.4	38.2	43.6	21.4	22.2	-
	20歳代以下	52	23.1	7.7	15.4	32.7	44.2	23.1	21.2	-
	30歳代	55	20.0	5.5	14.5	43.6	36.4	12.7	23.6	-
	40歳代	61	14.8	8.2	6.6	34.4	50.8	19.7	31.1	-
	50歳代	58	20.7	1.7	19.0	48.3	31.0	15.5	15.5	-
	60歳代	74	12.2	-	12.2	35.1	52.7	27.0	25.7	-
	70歳代以上	74	20.3	1.4	18.9	36.5	43.2	27.0	16.2	-
女性	計	502	9.2	1.8	7.4	35.1	55.2	24.9	30.3	0.6
	20歳代以下	71	14.1	1.4	12.7	25.4	60.6	22.5	38.0	-
	30歳代	92	9.8	3.3	6.5	37.0	52.2	22.8	29.3	1.1
	40歳代	92	5.4	2.2	3.3	39.1	55.4	25.0	30.4	-
	50歳代	89	9.0	2.2	6.7	31.5	59.6	29.2	30.3	-
	60歳代	92	6.5	1.1	5.4	37.0	56.5	27.2	29.3	-
	70歳代以上	65	12.3	-	12.3	40.0	44.6	20.0	24.6	3.1

【経年比較】

前々回調査（平成29年度）から回を追うごとに『肯定的』が減少している一方、『否定的』が増加しており、今回調査では『否定的』が50.3%と半数を超えている。

図表２-20　「男は仕事、女は家庭」という考え方（経年比較）



※　全国・内閣府世論調査では「どちらともいえない」を調査していない

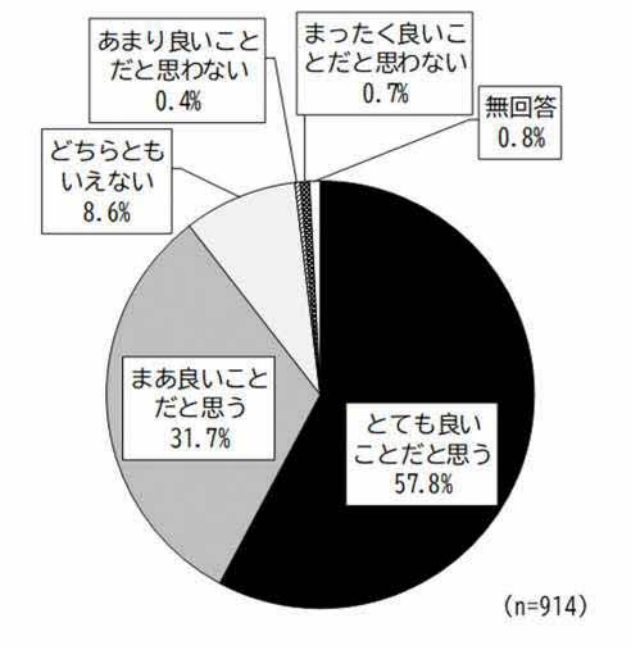
３．男女共同参画の取組について

（１）男女共同参画社会実現に対する評価について

問３（１）．市の男女共同参画推進計画でめざしている「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」の実現についてどのように思いますか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

男女共同参画社会の実現については、「とても良いことだと思う」（57.8%）と「まあ良いことだと思う」（31.7%）を合わせた『良いことだと思う』が89.5%と非常に高くなっている。

図表３－１　男女共同参画社会の実現について（全体）



項目	回答数（件）	構成比（%）
良いことだと思う	818	89.5
とても良いことだと思う	528	57.8
まあ良いことだと思う	290	31.7
どちらともいえない	79	8.6
良いことだと思わない	10	1.1
あまり良いことだと思わない	4	0.4
まったく良いことだと思わない	6	0.7
無回答	7	0.8
サンプル数（ｎ）	914	100.0

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに『良いことだと思う』が男性は88.8%、女性は90.6%と最も高くなっている。

性・年代別では、『良いことだと思う』は男性の60歳代(95.9%)と女性の20歳代以下(95.8%)で特に高くなっている。

図表３－２　男女共同参画社会の実現について（性別、性・年代別）

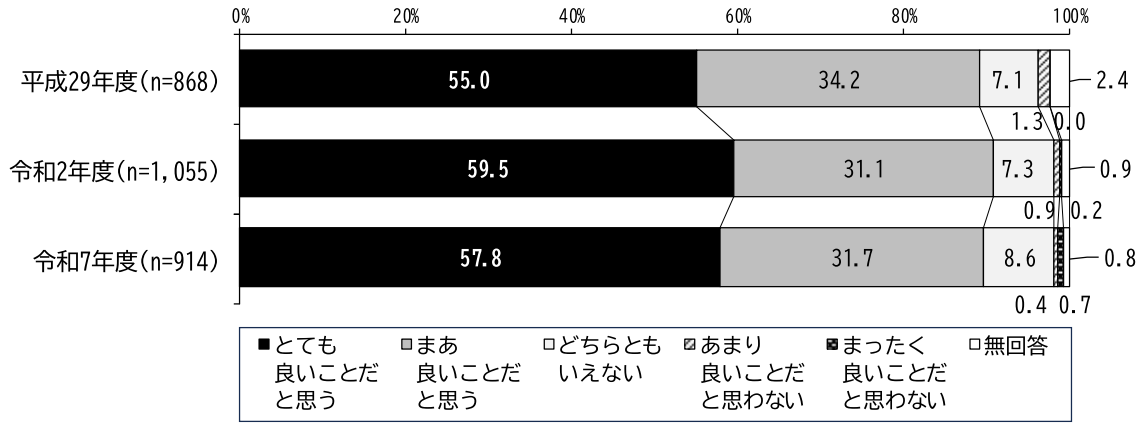
（件、%）

		回答数（n）	良いことだと思う	とても良いことだと思う	まあ良いことだと思う	どちらともいえない	良いことだと思わない	あまり良いことだと思わない	まったく良いことだと思わない	無回答
全体		914	89.5	57.8	31.7	8.6	1.1	0.4	0.7	0.8
男性	計	374	88.8	57.2	31.6	8.6	2.1	0.5	1.6	0.5
	20歳代以下	52	88.5	67.3	21.2	9.6	1.9	－	1.9	－
	30歳代	55	89.1	49.1	40.0	7.3	3.6	－	3.6	－
	40歳代	61	82.0	50.8	31.1	16.4	1.6	－	1.6	－
	50歳代	58	86.2	56.9	29.3	12.1	1.7	－	1.7	－
	60歳代	74	95.9	63.5	32.4	2.7	－	－	－	1.4
	70歳代以上	74	89.2	55.4	33.8	5.4	4.1	2.7	1.4	1.4
女性	計	502	90.6	58.4	32.3	8.4	0.2	0.2	－	0.8
	20歳代以下	71	95.8	64.8	31.0	4.2	－	－	－	－
	30歳代	92	89.1	57.6	31.5	9.8	1.1	1.1	－	－
	40歳代	92	88.0	50.0	38.0	10.9	－	－	－	1.1
	50歳代	89	88.8	50.6	38.2	10.1	－	－	－	1.1
	60歳代	92	92.4	65.2	27.2	5.4	－	－	－	2.2
	70歳代以上	65	92.3	66.2	26.2	7.7	－	－	－	－

【経年比較】

『良いことだと思う』は前々回調査（平成29年度）、前回調査（令和２年度）と比較してもほぼ横ばいとなっている。

図表３－３　男女共同参画社会の実現について（経年比較）

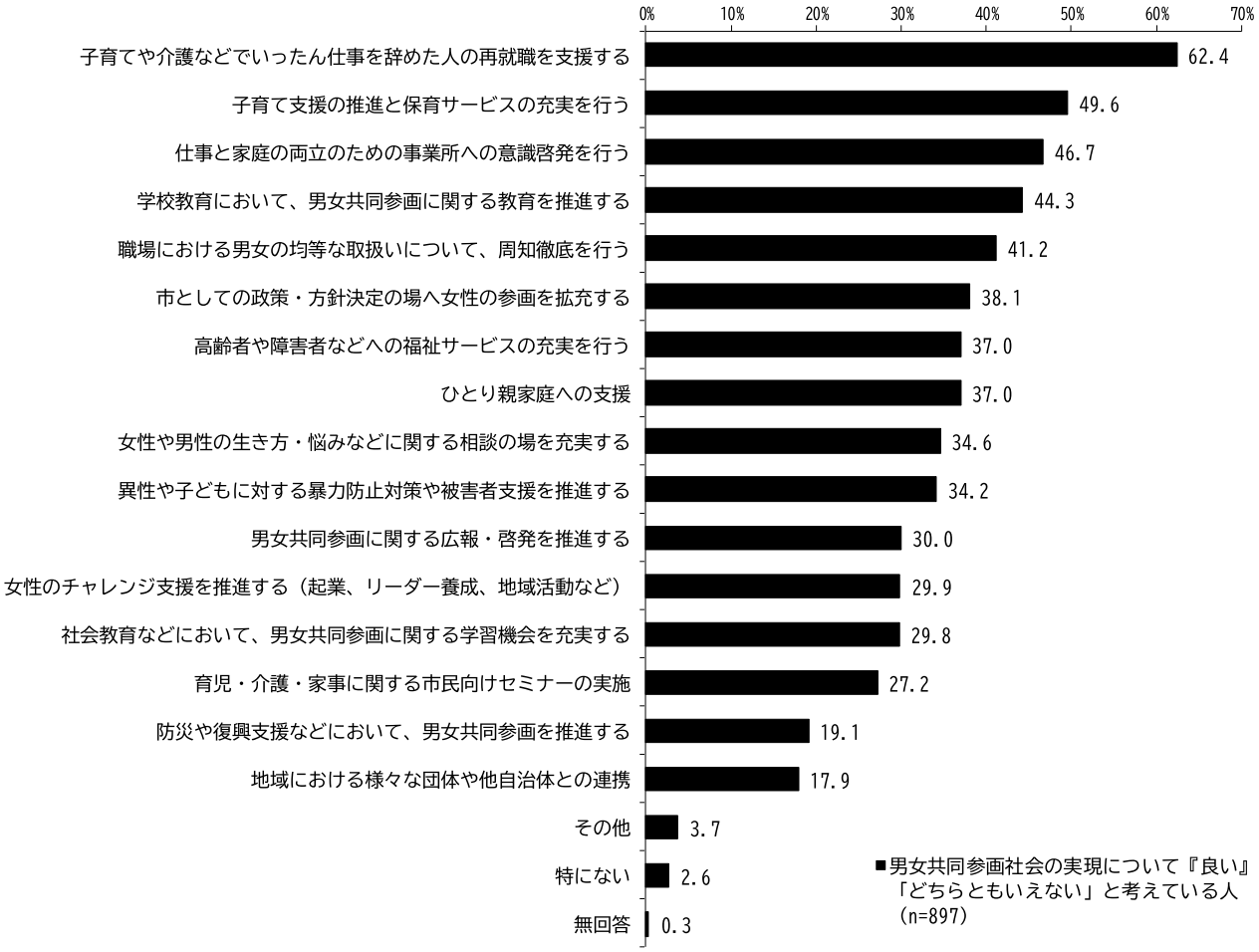


（２）男女共同参画社会の実現に行政が力を入れるべきこと

問３（２）．問３（１）で１～３（「とても良いことだと思う」「まあ良いことだと思う」「どちらともいえない」）を選んだ方に伺います。男女共同参画社会を実現するためには、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中からあてはまる数字すべてに○をつけてください。

男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことについて上位の３項目をみると、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」（62.4%）が最も高く、次いで「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」（49.6%）、「仕事と家庭の両立のための事業所への意識啓発を行う」（46.7%）などとなっている。

図表３－４　男女共同参画社会の実現に向けて（全体）



【性別、性・年代別】

全体の上位３項目を性別でみると、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」は女性（65.6%）が男性（57.7%）を7.9ポイント上回っている。「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」は女性（50.3%）が男性（48.4%）を1.9ポイントとわずかに上回っている。「仕事と家庭の両立のための事業所への意識啓発を行う」は女性（46.9%）、男性（46.5%）とほとんど差はみられない。

性・年代別では、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」は女性の30歳代で82.4%と特に高くなっている。「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」は男女ともに30歳代でそれぞれ62.3%、63.7%と高くなっている。「仕事と家庭の両立のための事業所への意識啓発を行う」は男性の40歳代で56.7%、女性の30歳代で54.9%と高くなっている。

図表３−５　男女共同参画社会の実現に向けて（性別・性・年代別）

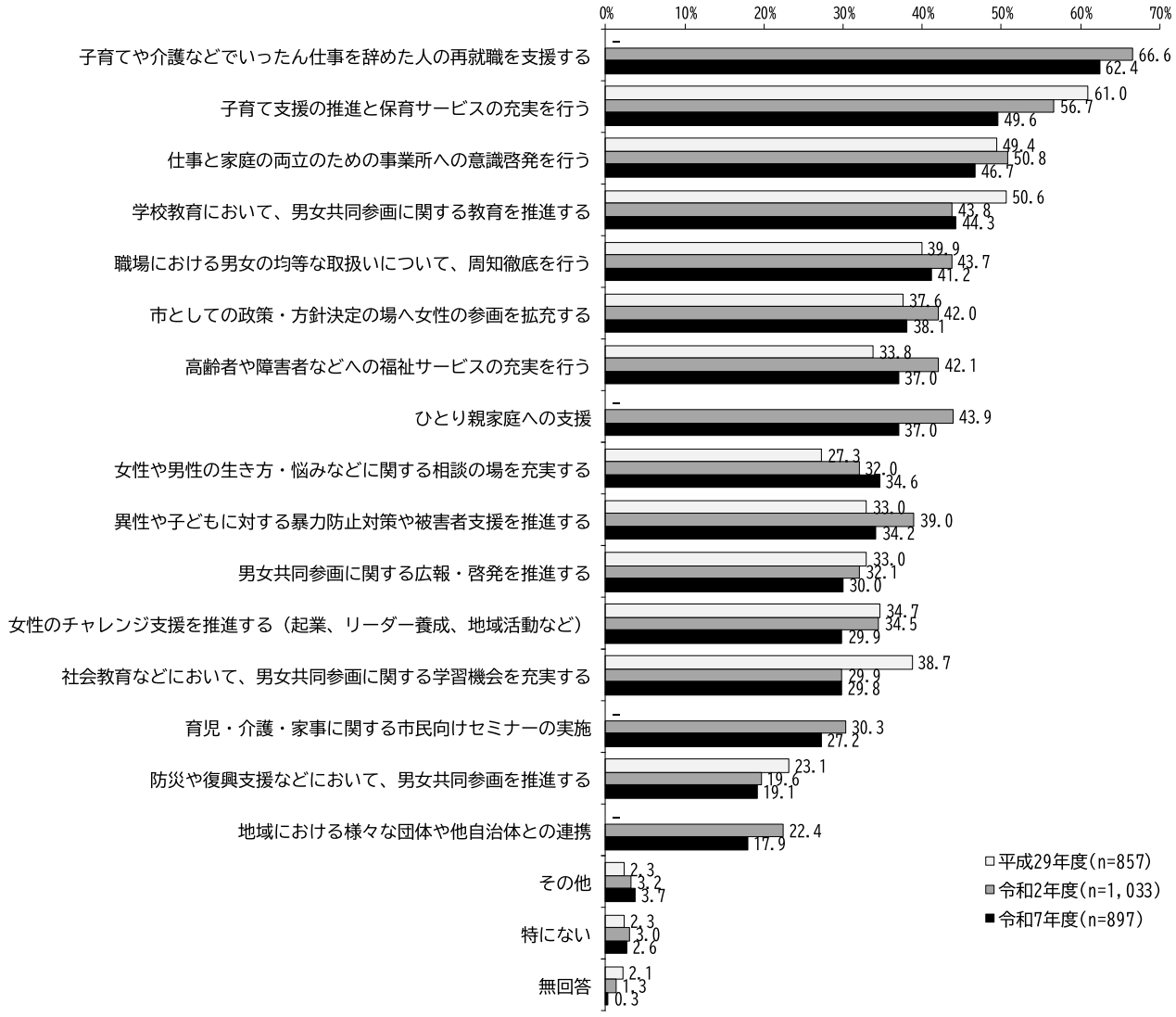
（件、%）

		回答数（n）	男女共同参画に関する広報・啓発を推進する	女性や男性の生き方・悩みなどに関する相談の場を充実する	市としての政策・方針決定の場へ女性の参画を拡充する	学校教育において、男女共同参画に関する教育を推進する	社会教育などにおいて、男女共同参画に関する学習機会を充実する	育児・介護・家事に関する市民向けセミナーの実施	仕事と家庭の両立のための事業所への意識啓発を行う	職場における男女の均等な取扱いについて、周知徹底を行う	女性のチャレンジ支援を推進する（起業、リーダー養成、地域活動など）	子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する	子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う	高齢者や障害者などへの福祉サービスの充実を行う	防災や復興支援などにおいて、男女共同参画を推進する	ひとり親家庭への支援	異性や子どもに対する暴力防止対策や被害者支援を推進する	地域における様々な団体や他自治体との連携	その他	特にない	無回答
全体		897	30.0	34.6	38.1	44.3	29.8	27.2	46.7	41.2	29.9	62.4	49.6	37.0	19.1	37.0	34.2	17.9	3.7	2.6	0.3
男性	計	364	33.5	34.1	40.1	42.9	30.2	24.5	46.2	41.2	28.3	57.7	48.4	31.6	21.4	41.8	33.0	17.9	3.6	3.3	0.5
	20歳代以下	51	29.4	29.4	21.6	43.1	23.5	27.5	35.3	41.2	19.6	45.1	35.3	13.7	13.7	37.3	31.4	13.7	−	3.9	−
	30歳代	53	15.1	32.1	15.1	34.0	24.5	18.9	49.1	34.0	20.8	62.3	62.3	18.9	9.4	30.2	24.5	9.4	5.7	1.9	−
	40歳代	60	25.0	35.0	33.3	36.7	31.7	23.3	56.7	41.7	20.0	56.7	51.7	31.7	16.7	43.3	36.7	15.0	6.7	8.3	−
	50歳代	57	29.8	31.6	43.9	47.4	28.1	19.3	42.1	40.4	40.4	57.9	36.8	33.3	26.3	43.9	29.8	15.8	5.3	3.5	−
	60歳代	73	38.4	41.1	46.6	41.1	32.9	27.4	41.1	45.2	34.2	63.0	50.7	39.7	21.9	45.2	31.5	20.5	−	1.4	1.4
	70歳代以上	70	55.7	32.9	68.6	52.9	37.1	28.6	51.4	42.9	31.4	58.6	51.4	44.3	35.7	47.1	41.4	28.6	4.3	1.4	1.4
女性	計	497	26.4	34.6	35.2	44.9	29.2	28.8	46.9	41.4	30.2	65.6	50.3	39.2	16.5	32.6	34.6	17.7	3.6	2.0	0.2
	20歳代以下	71	18.3	35.2	33.8	36.6	18.3	28.2	46.5	33.8	26.8	60.6	59.2	21.1	11.3	46.5	32.4	9.9	−	5.6	−
	30歳代	91	17.6	36.3	33.0	41.8	24.2	26.4	54.9	34.1	31.9	82.4	63.7	30.8	16.5	30.8	36.3	13.2	6.6	−	−
	40歳代	91	26.4	30.8	29.7	38.5	19.8	25.3	52.7	45.1	37.4	58.2	52.7	33.0	11.0	29.7	28.6	13.2	4.4	3.3	−
	50歳代	88	30.7	38.6	40.9	40.9	35.2	29.5	45.5	44.3	28.4	60.2	38.6	46.6	20.5	33.0	34.1	18.2	6.8	3.4	−
	60歳代	90	33.3	35.6	35.6	58.9	36.7	32.2	37.8	46.7	27.8	64.4	47.8	53.3	20.0	25.6	46.7	24.4	−	−	1.1
	70歳代以上	65	32.3	30.8	40.0	52.3	41.5	30.8	41.5	43.1	27.7	67.7	36.9	49.2	18.5	33.8	27.7	27.7	3.1	−	−

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較すると、「女性や男性の生き方・悩みなどに関する相談の場を充実する」が 2.6 ポイント増加している。一方、「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」が 7.1 ポイント、「ひとり親家庭への支援」が 6.9 ポイント、「高齢者や障害者などへの福祉サービスの充実を行う」が 5.1 ポイント減少している。

図表３−６　男女共同参画社会の実現に向けて（経年比較）



※前々回調査（平成 29 年度）の設問は、「男女共同参画社会を実現するためには、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか」

- 「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「ひとり親家庭への支援」、「育児・介護・家事に関する市民向けセミナーの実施」、「地域における様々な団体や他自治体との連携」は前回調査（令和２年度）で追加
- 「社会教育などにおいて、男女共同参画に関する学習機会を充実する」は、前々回調査（平成 29 年度）では「社会教育などにおいて、男女平等・男女共同参画に関する学習機会を充実する」
- 「学校教育において、男女共同参画に関する教育を推進する」は、前々回調査（平成 29 年度）では「学校教育において、男女平等の教育を推進する」
- 「高齢者や障害者などへの福祉サービスの充実を行う」は、前々回調査（平成 29 年度）では「支援を必要とする高齢者や障害者などに対するサービスの利用を促進する」

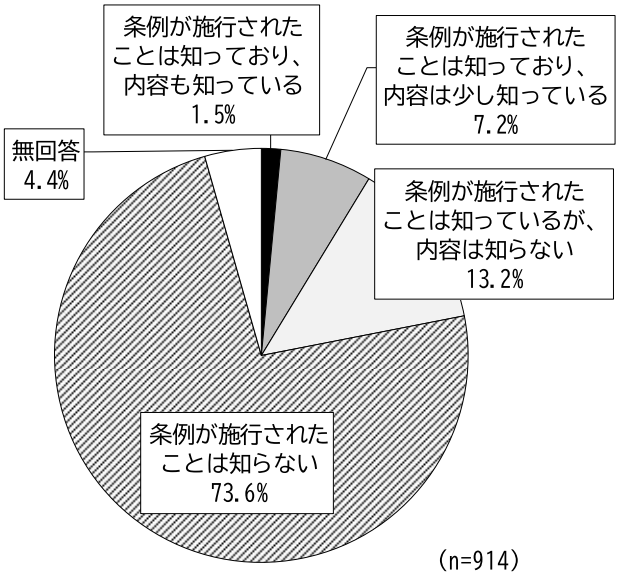
（３）「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の認知度

問４．千葉県では、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会の形成を推進するため、令和６年１月１日に「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が施行されましたが、そのことを知っていましたか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の認知度については、「条例が施行されたことは知らない」が73.6％と構成比の中で最も高く、次いで「条例が施行されたことは知っているが、内容は知らない」が13.2％、「条例が施行されたことは知っており、内容は少し知っている」が7.2％、「条例が施行されたことは知っており、内容も知っている」が1.5％となっている。また、『条例が施行されたことを知っている（「条例が施行されたことは知っており、内容も知っている」＋「条例が施行されたことは知っており、内容は少し知っている」）＋「条例が施行されたことは知っているが、内容は知らない」』は、22.0％となっている。

図表３－７　「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」認知度

（全体）



項目	回答数（件）	構成比（%）
条例が施行されたことを知っている	201	22.0
条例が施行されたことは知っており、内容も知っている	14	1.5
条例が施行されたことは知っており、内容は少し知っている	66	7.2
条例が施行されたことは知っているが、内容は知らない	121	13.2
条例が施行されたことは知らない	673	73.6
無回答	40	4.4
サンプル数（ｎ）	914	100.0

【性別、性・年代別】

性別では、『条例が施行されたことを知っている』は男性（24.9%）が女性（20.3%）を4.6ポイント上回っている。一方、「条例が施行されたことは知らない」は女性（76.3%）が男性（70.1%）を6.2ポイント上回っている。

性・年代別では、『条例が施行されたことを知っている』は男性の70歳代以上で40%を超えている。「条例が施行されたことは知らない」は男性の40歳代と女性の30歳代以下で80%を超えて高くなっている。

図表３－８「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の認知度（性別・性・年代別）

（件、%）

		回答数（ｎ）	条例が施行されたことを知っている	条例が施行されたことは知っており、内容も知っている	条例が施行されたことは知っており、内容は少し知っている	条例が施行されたことは知っているが、内容は知らない	条例が施行されたことは知らない	無回答
全体		914	22.0	1.5	7.2	13.2	73.6	4.4
男性	計	374	24.9	1.9	8.8	14.2	70.1	5.1
	20歳代以下	52	25.0	7.7	9.6	7.7	73.1	1.9
	30歳代	55	27.3	1.8	9.1	16.4	70.9	1.8
	40歳代	61	14.8	－	8.2	6.6	83.6	1.6
	50歳代	58	20.7	1.7	3.4	15.5	72.4	6.9
	60歳代	74	18.9	－	12.2	6.8	68.9	12.2
	70歳代以上	74	40.5	1.4	9.5	29.7	55.4	4.1
女性	計	502	20.3	1.4	6.6	12.4	76.3	3.4
	20歳代以下	71	14.1	2.8	4.2	7.0	84.5	1.4
	30歳代	92	13.0	－	4.3	8.7	84.8	2.2
	40歳代	92	19.6	3.3	5.4	10.9	78.3	2.2
	50歳代	89	22.5	1.1	9.0	12.4	75.3	2.2
	60歳代	92	22.8	－	9.8	13.0	72.8	4.3
	70歳代以上	65	32.3	1.5	6.2	24.6	58.5	9.2

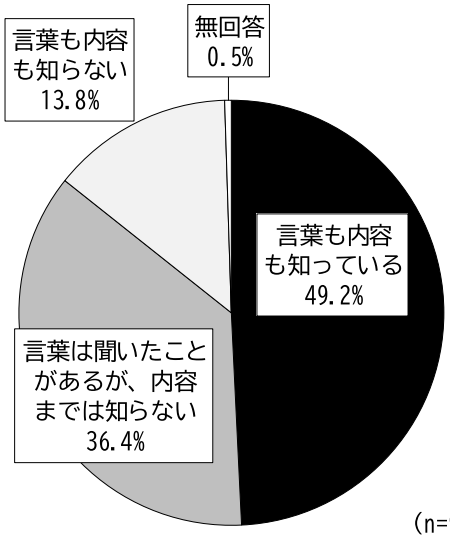
４．ワーク・ライフ・バランスについて

（１）ワーク・ライフ・バランスの認知度

問５．「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度については、「言葉も内容も知っている」が49.2％と構成比の中で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が36.4％、「言葉も内容も知らない」が13.8％となっている。また、『言葉を知っている（「言葉も内容も知っている」＋「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」）』は、85.7％となっている。

図表４－１　ワーク・ライフ・バランスの認知度（全体）



項目	回答数（件）	構成比（％）
言葉を知っている	783	85.7
言葉も内容も知っている	450	49.2
言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない	333	36.4
言葉も内容も知らない	126	13.8
無回答	5	0.5
サンプル数（ｎ）	914	100.0

【性別、性・年代別】

性別では、『言葉を知っている』は男性（88.5%）が女性（84.3%）を4.2ポイント上回っている。「言葉も内容も知らない」は女性（14.7%）が男性（11.5%）を3.2ポイント上回っている。

性・年代別では、『言葉を知っている』は男性の20歳代以下、40歳代、60歳代、女性の30歳代以下で90%を超えている。

図表４－２　ワーク・ライフ・バランスの認知度（性別、性・年代別）

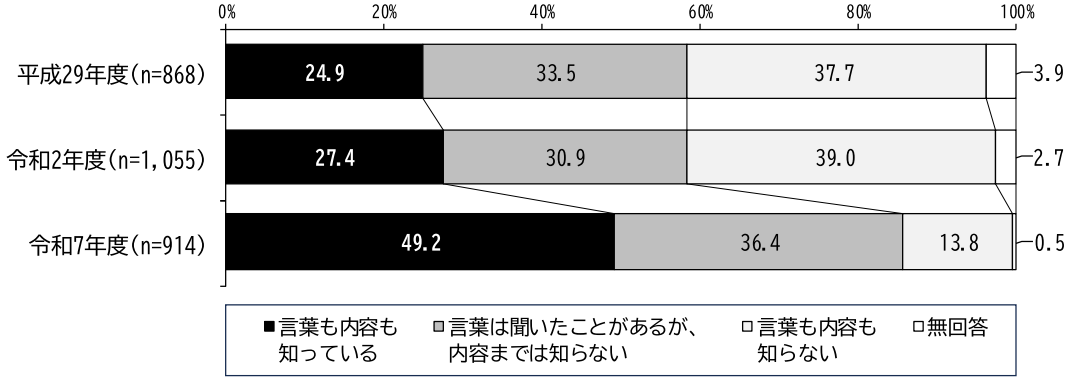
（件、%）

		回答数（n）	言葉を知っている	言葉も内容も知っている	言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない	言葉も内容も知らない	無回答
全体		914	85.7	49.2	36.4	13.8	0.5
男性	計	374	88.5	57.5	31.0	11.5	-
	20歳代以下	52	92.3	75.0	17.3	7.7	-
	30歳代	55	89.1	67.3	21.8	10.9	-
	40歳代	61	90.2	57.4	32.8	9.8	-
	50歳代	58	87.9	62.1	25.9	12.1	-
	60歳代	74	90.5	62.2	28.4	9.5	-
	70歳代以上	74	82.4	29.7	52.7	17.6	-
女性	計	502	84.3	45.4	38.8	14.7	1.0
	20歳代以下	71	95.8	84.5	11.3	4.2	-
	30歳代	92	90.2	56.5	33.7	9.8	-
	40歳代	92	85.9	41.3	44.6	13.0	1.1
	50歳代	89	84.3	40.4	43.8	15.7	-
	60歳代	92	77.2	31.5	45.7	20.7	2.2
	70歳代以上	65	72.3	20.0	52.3	24.6	3.1

【経年比較】

前々回調査（平成29年度）から「言葉も内容も知っている」は大幅な増加傾向にある。また、前回調査（令和２年度）と比較すると、『言葉を知っている』は「言葉も内容も知っている」が21.8ポイント増加、「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が5.5ポイント増加しているため、『言葉を知っている』は27.3ポイントの増加となっている。

図表４－３　ワーク・ライフ・バランスの認知度（経年比較）

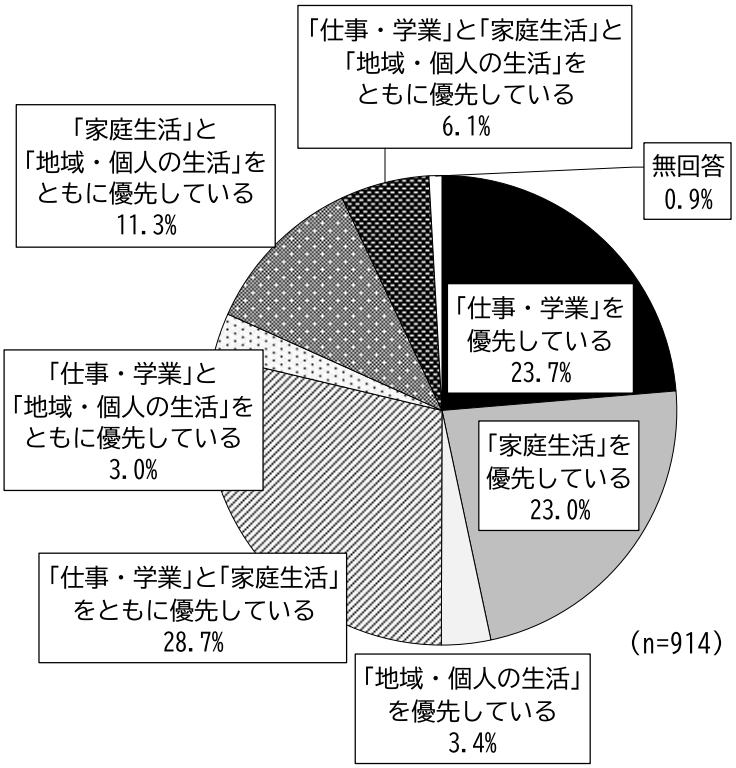


（２）仕事・家庭・地域との関わり方

問６（１）．あなたの現在の日常生活の中で、「仕事・学業」「家庭生活」「地域・個人の生活」への関わり方は、次の１～７のうちどれにあてはまりますか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

日常生活の中で、「仕事・学業」「家庭生活」「地域・個人の生活」への関わり方については、「『仕事・学業』と『家庭生活』をともに優先している」（28.7%）が最も高く、次いで「『仕事・学業』を優先している」（23.7%）、「『家庭生活』を優先させている」（23.0%）、「『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先している」（11.3%）などとなっている。

図表４－４　仕事・家庭・地域との関わり方（全体）



項目	回答数（件）	構成比（%）
「仕事・学業」を優先している	217	23.7
「家庭生活」を優先している	210	23.0
「地域・個人の生活」を優先している	31	3.4
「仕事・学業」と「家庭生活」をともに優先している	262	28.7
「仕事・学業」と「地域・個人の生活」をともに優先している	27	3.0
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	103	11.3
「仕事・学業」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	56	6.1
無回答	8	0.9
サンプル数（ｎ）	914	100.1

【性別、性・年代別】

性別では、男性は「『仕事・学業』を優先している」が30.2％と高く、女性（19.5％）を10.7ポイント上回っている。女性は、「『家庭生活』を優先している」が27.9％と高く、男性（14.2％）を13.7ポイント上回っている。また、男女ともに「『仕事・学業』と『家庭生活』をともに優先している」がそれぞれ29.4％、29.7％と高くなっている。

性・年代別では、「『仕事・学業』を優先している」が男女ともに20歳代以下でそれぞれ48.1％、56.3％と高くなっている。「『家庭生活』を優先している」は女性の70歳代以上で40％を超え、「『仕事・学業』と『家庭生活』をともに優先している」は男性の30歳代と50歳代で40％を超えている。「『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先している」は女性の70歳代以上で40.0％と高くなっている。

図表４－５　仕事・家庭・地域との関わり方（性別、性・年代別）

		回答数（ｎ）	「仕事・学業」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事・学業」と「家庭生活」をともに優先している	「仕事・学業」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「仕事・学業」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	無回答
全体		914	23.7	23.0	3.4	28.7	3.0	11.3	6.1	0.9
男性	計	374	30.2	14.2	5.1	29.4	2.1	11.2	7.2	0.5
	20歳代以下	52	48.1	3.8	9.6	17.3	11.5	3.8	5.8	-
	30歳代	55	27.3	12.7	5.5	41.8	-	1.8	10.9	-
	40歳代	61	39.3	1.6	6.6	37.7	-	9.8	3.3	1.6
	50歳代	58	37.9	10.3	1.7	41.4	1.7	-	6.9	-
	60歳代	74	25.7	14.9	4.1	31.1	1.4	10.8	12.2	-
	70歳代以上	74	10.8	35.1	4.1	10.8	-	33.8	4.1	1.4
女性	計	502	19.5	27.9	2.0	29.7	3.8	11.0	5.4	0.8
	20歳代以下	71	56.3	5.6	1.4	16.9	11.3	5.6	2.8	-
	30歳代	92	17.4	29.3	2.2	39.1	3.3	5.4	3.3	-
	40歳代	92	13.0	33.7	1.1	39.1	4.3	1.1	6.5	1.1
	50歳代	89	22.5	20.2	1.1	39.3	2.2	4.5	10.1	-
	60歳代	92	7.6	34.8	2.2	27.2	2.2	16.3	7.6	2.2
	70歳代以上	65	3.1	43.1	4.6	7.7	-	40.0	-	1.5

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較して増加しているものは、「『仕事・学業』と『家庭生活』をともに優先している」＋「仕事・学業』と『仕事・学業』と『家庭生活』をともに優先している」＋「『仕事・学業』と『家庭生活』と『仕事・学業』と『家庭生活』をともに優先している」（28.5ポイント増）となっている。一方、前回調査（令和２年度）より減少しているものは、「『仕事・学業』を優先している」（18.8ポイント減）となっている。

図表４－６　仕事・家庭・地域との関わり方（経年比較）

（%）

令和２年度までの回答選択肢（回答数）	H29（868）	R2（1,055）	R7（914）	令和７年度の回答選択肢
1 ほぼ「仕事・学業」に専念している	25.1	26.4	23.7	1 「仕事・学業」を優先している
2 「家庭等の個人生活」「地域活動」にも携わっているが、「仕事・学業」を優先している	14.5	16.1		
3 「家庭等の個人生活」「地域活動」と「仕事・学業」に同じくらい携わっている	7.6	9.3	28.7	4 「仕事・学業」と「家庭生活」をともに優先している
			3.0	5 「仕事・学業」と「地域・個人の生活」をともに優先している
			6.1	7 「仕事・学業」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
4 「仕事・学業」にも携わっているが、「家庭等の個人生活」「地域活動」を優先している	7.0	7.6	11.3	6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
5 ほぼ「家庭等の個人生活」「地域活動」に関わっている	12.4	9.1		
6 ほぼ「家庭等の個人生活」に関わっている	27.6	27.5	23.0	2 「家庭生活」を優先している
7 ほぼ「地域活動」に関わっている	2.8	1.1	3.4	3 「地域・個人の生活」を優先している
無回答	2.9	2.8	0.9	無回答

※「ほぼ『家庭等の個人生活』『地域活動』に関わっている」、「ほぼ『家庭等の個人生活』に関わっている」、「ほぼ『地域活動』に関わっている」は、前々回調査（平成29年度）では「ほぼ家庭生活や地域活動に専念している」

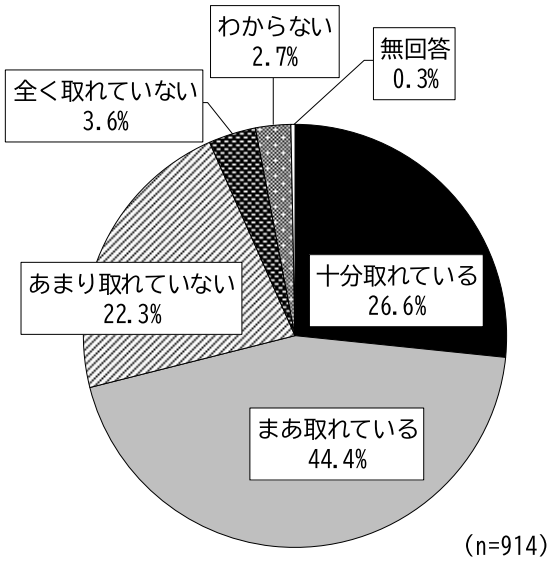
※内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」とは、令和元年度を最後に非聴取項目となったため、経年比較はせず

（３）「家庭等の個人生活」のための時間

問６（２）．現在「家庭等の個人生活」のための時間は十分とれていると思いますか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

「家庭等の個人生活」のための時間については、『取れている（「十分取れている」26.6%＋「まあ取れている」44.4%）』が71.0%と『取れていない（「全く取れていない」3.6%＋「あまり取れていない」22.3%）』の25.9%を大きく上回っている。

図表４－７　「家庭等の個人生活」のための時間（全体）



項目	回答数（件）	構成比（%）
取れている	649	71.0
十分取れている	243	26.6
まあ取れている	406	44.4
取れていない	237	25.9
あまり取れていない	204	22.3
全く取れていない	33	3.6
わからない	25	2.7
無回答	3	0.3
サンプル数（ｎ）	914	100.0

【性別、性・年代別】

性別では、『取れている』は女性（71.9%）が男性（69.0%）を2.9ポイント上回っている。『取れていない』は男性（28.1%）が女性（25.3%）を2.8ポイント上回っている。

性・年代別では、『取れている』は、男性の70歳代以上と女性の60歳代以上で80.4～98.5%と特に高く、『取れていない』は、男性の50歳代（43.1%）と女性の30歳代（40.2%）で高くなっている。

図表４－８　「家庭等の個人生活」のための時間（性別、性・年代別）

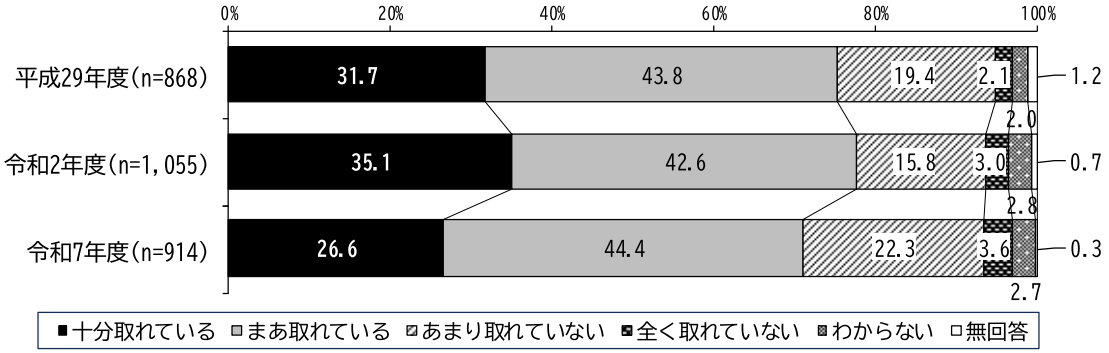
（件、%）

		回答数（n）	取れている	十分取れている	まあ取れている	取れていない	あまり取れていない	全く取れていない	わからない	無回答
全体		914	71.0	26.6	44.4	25.9	22.3	3.6	2.7	0.3
男性	計	374	69.0	22.2	46.8	28.1	23.3	4.8	2.7	0.3
	20歳代以下	52	69.2	32.7	36.5	26.9	19.2	7.7	3.8	－
	30歳代	55	63.6	7.3	56.4	30.9	25.5	5.5	5.5	－
	40歳代	61	67.2	6.6	60.7	31.1	21.3	9.8	1.6	－
	50歳代	58	51.7	13.8	37.9	43.1	39.7	3.4	5.2	－
	60歳代	74	73.0	24.3	48.6	27.0	23.0	4.1	－	－
	70歳代以上	74	83.8	43.2	40.5	13.5	13.5	－	1.4	1.4
女性	計	502	71.9	28.5	43.4	25.3	22.5	2.8	2.4	0.4
	20歳代以下	71	67.6	19.7	47.9	29.6	26.8	2.8	2.8	－
	30歳代	92	57.6	20.7	37.0	40.2	35.9	4.3	2.2	－
	40歳代	92	65.2	14.1	51.1	29.3	25.0	4.3	4.3	1.1
	50歳代	89	69.7	24.7	44.9	28.1	25.8	2.2	2.2	－
	60歳代	92	80.4	41.3	39.1	16.3	14.1	2.2	2.2	1.1
	70歳代以上	65	98.5	56.9	41.5	1.5	1.5	－	－	－

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較すると、『取れている』が6.7ポイント減少し、『取れていない』が7.1ポイント増加している。

図表４－９　「家庭等の個人生活」のための時間（経年比較）

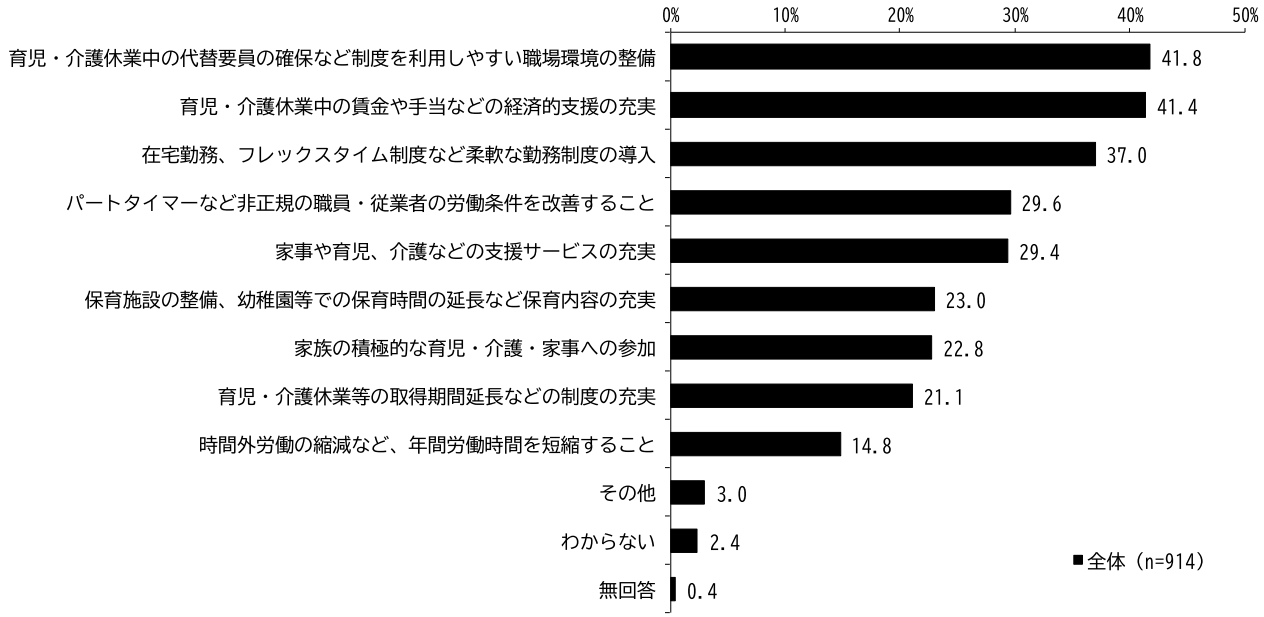


（４）働きやすい環境づくり

問７．一般的に、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのような環境づくりが必要だと思いますか。次の中からあてはまる数字を３つまで選んで○をつけてください。

仕事と家庭の両立のための環境づくりについては、「育児・介護休業中の代替要員の確保など制度を利用しやすい職場環境の整備」が41.8％と最も高く、次いで「育児・介護休職中の賃金や手当などの経済的支援の充実」が41.4％、「在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入」が37.0％などとなっている。

図表４－10　仕事と家庭の両立に必要な環境づくり（全体）



【性別、性・年代別】

全体の上位３項目を性別でみると、「育児・介護休業中の代替要員の確保など制度を利用しやすい職場環境の整備」は、男性（44.4%）が女性（39.8%）を4.6ポイント上回っており、「育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援の充実」は、男性（46.5%）が女性（38.6%）を7.9ポイント上回っている。「在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入」は、男性（38.0%）と女性（37.3%）で同水準となっている。また、全体の上位３項目とは関係なくみると、「家族の積極的な育児・介護・家事への参加」は女性（28.3%）が男性（15.5%）より12.8ポイント高く、男女の差が大きくなっている。

性・年代別では、「育児・介護休業中の代替要員の確保など制度を利用しやすい職場環境の整備」は女性の20歳代以下で49.3%と高くなっている。「育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援の充実」は、男性の40歳代以下で50%台と高く、「在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入」は、男女ともに30歳代と男性の60歳代で40%を超えて高くなっている。

図表４－11　仕事と家庭の両立に必要な環境づくり（性別、性別・年代別）

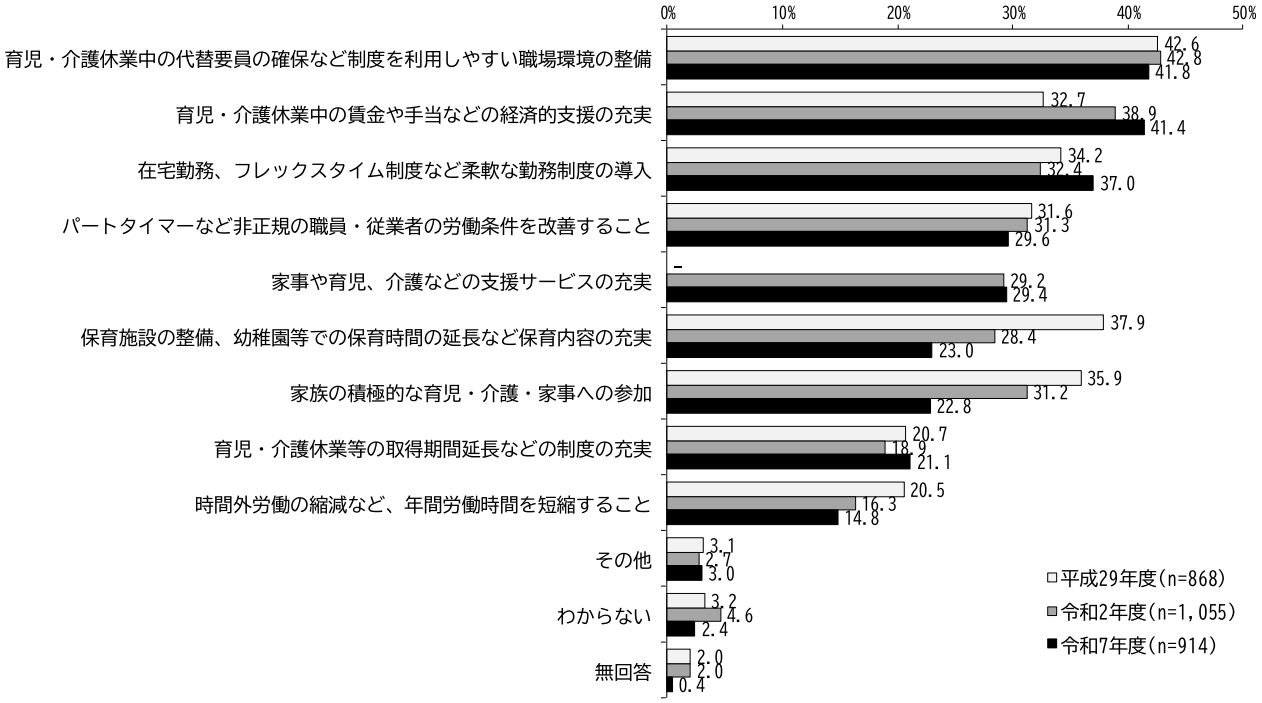
（件、%）

		回答数（n）	育児・介護休業等の取得期間延長などの制度の充実	育児・介護休業中の代替要員の確保など制度を利用しやすい職場環境の整備	育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援の充実	保育施設の整備、幼稚園等での保育時間の延長など保育内容の充実	家事や育児、介護などの支援サービスの充実	在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入	時間外労働の縮減など、年間労働時間を短縮すること	パートタイマーなど非正規の職員・従業者の労働条件を改善すること	家族の積極的な育児・介護・家事への参加	その他	わからない	無回答
全体		914	21.1	41.8	41.4	23.0	29.4	37.0	14.8	29.6	22.8	3.0	2.4	0.4
男性	計	374	20.9	44.4	46.5	27.0	24.3	38.0	17.1	25.7	15.5	2.9	2.4	0.3
	20歳代以下	52	23.1	46.2	50.0	19.2	19.2	38.5	23.1	13.5	23.1	1.9	1.9	－
	30歳代	55	18.2	43.6	54.5	30.9	16.4	45.5	21.8	14.5	14.5	1.8	3.6	－
	40歳代	61	26.2	44.3	54.1	21.3	14.8	32.8	32.8	18.0	1.6	6.6	3.3	－
	50歳代	58	17.2	41.4	37.9	25.9	27.6	32.8	13.8	31.0	20.7	1.7	3.4	－
	60歳代	74	20.3	44.6	37.8	37.8	29.7	43.2	12.2	32.4	20.3	1.4	－	－
	70歳代以上	74	20.3	45.9	47.3	24.3	33.8	35.1	4.1	37.8	13.5	4.1	2.7	1.4
女性	計	502	22.1	39.8	38.6	19.7	31.9	37.3	13.1	32.3	28.3	3.0	2.2	0.4
	20歳代以下	71	40.8	49.3	45.1	15.5	25.4	36.6	22.5	11.3	16.9	1.4	4.2	－
	30歳代	92	26.1	46.7	46.7	20.7	16.3	45.7	12.0	27.2	27.2	3.3	1.1	－
	40歳代	92	10.9	37.0	42.4	17.4	22.8	34.8	16.3	41.3	28.3	6.5	1.1	1.1
	50歳代	89	18.0	34.8	38.2	19.1	43.8	37.1	6.7	40.4	24.7	4.5	2.2	－
	60歳代	92	19.6	39.1	29.3	22.8	40.2	33.7	15.2	34.8	29.3	1.1	4.3	1.1
	70歳代以上	65	20.0	32.3	29.2	23.1	44.6	35.4	6.2	35.4	46.2	－	－	－

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較すると、「在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入」が4.6ポイント、「育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援の充実」が2.5ポイント増加し、「家族の積極的な育児・介護・家事への参加」が8.4ポイント、「保育施設の整備、幼稚園等での保育時間の延長など保育内容の充実」が5.4ポイント減少している。

図表４－12　仕事と家庭の両立に必要な環境づくり（経年比較）



※「家事や育児、介護などの支援サービスの充実」は前回調査（令和２年度）で追加

・「パートタイマーなど非正規の職員・従業者の労働条件を改善すること」は、前々回調査（平成 29 年度）では「パートタイマーなど非正規雇用者の労働条件を改善すること」

・「家族の積極的な育児・介護・家事への参加」は、前々回調査（平成 29 年度）では「家族など周囲の理解と協力があること」

（５）家事等の分担

問８．現在、配偶者等パートナーと暮らしている方、または過去に暮らした経験がある方に伺います。（これまでに配偶者等パートナーと暮らした経験のない方は問８(2)へお進みください。）※「夫」、「妻」には配偶者以外のパートナーを含む。

問８(1)．【実態】①～⑩の家事等をどなたがしていますか。（またはどなたがしていましたか。）①～⑩のそれぞれの項目について、次の中からあてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

問８(2)．【理想】①～⑩の家事等をどなたにしてほしいですか。①～⑩のそれぞれの項目について、次の中からあてはまる数字に１つずつ○をつけてください。（配偶者等の有無や、家事、育児、介護などの実施有無に関わらず、あなたが理想とする分担をお答えください。）

【実態】

家事等の分担（実態）については、すべての項目で『妻が行う（「ほとんど妻」＋「どちらかと言えば妻」）』が最も高くなっている。

項目で比較すると、『妻が行う』は、「①食事の支度・後片付け」（76.8%）で最も高く、次いで「②掃除・洗濯」（76.2%）、「⑤乳児・幼児の世話」（63.3%）などとなっている。また、「夫婦とも同じ程度」は、「③食料品・日用品の買い物」（25.4%）が最も高く、『夫が行う（「ほとんど夫」＋「どちらかと言えば夫」）』は、「⑩自治会や地域活動の役員、責任者」（26.6%）が最も高くなっている。

図表４－13　家事等分担【実態】（全体）

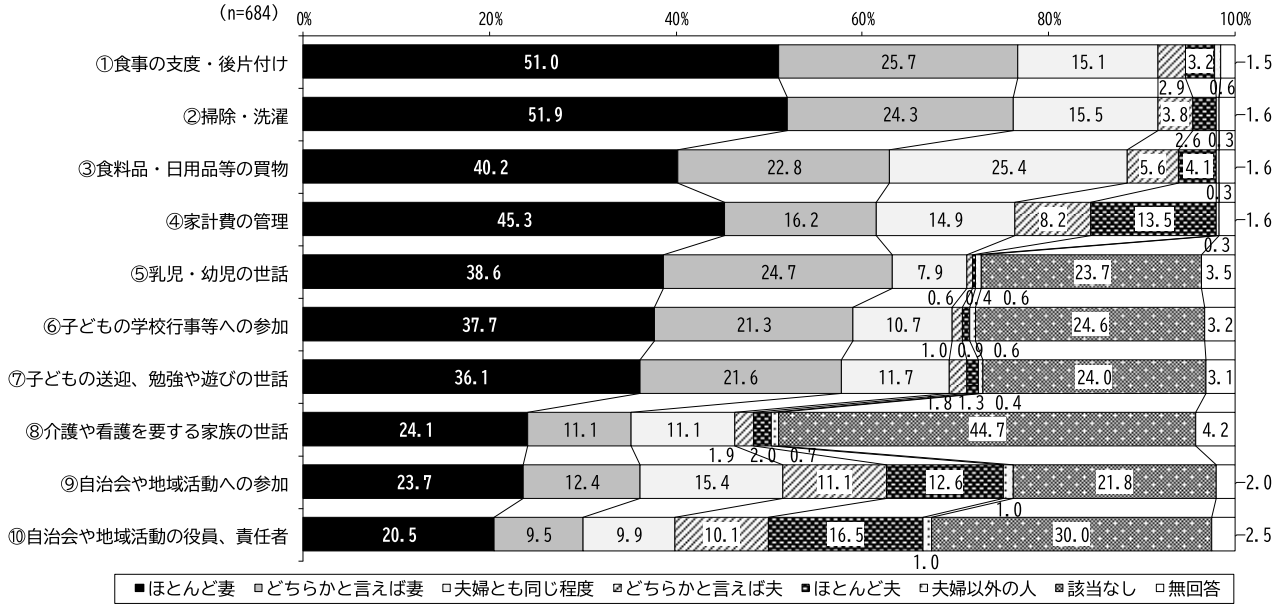


表４－14　家事等分担【実態】（全体）

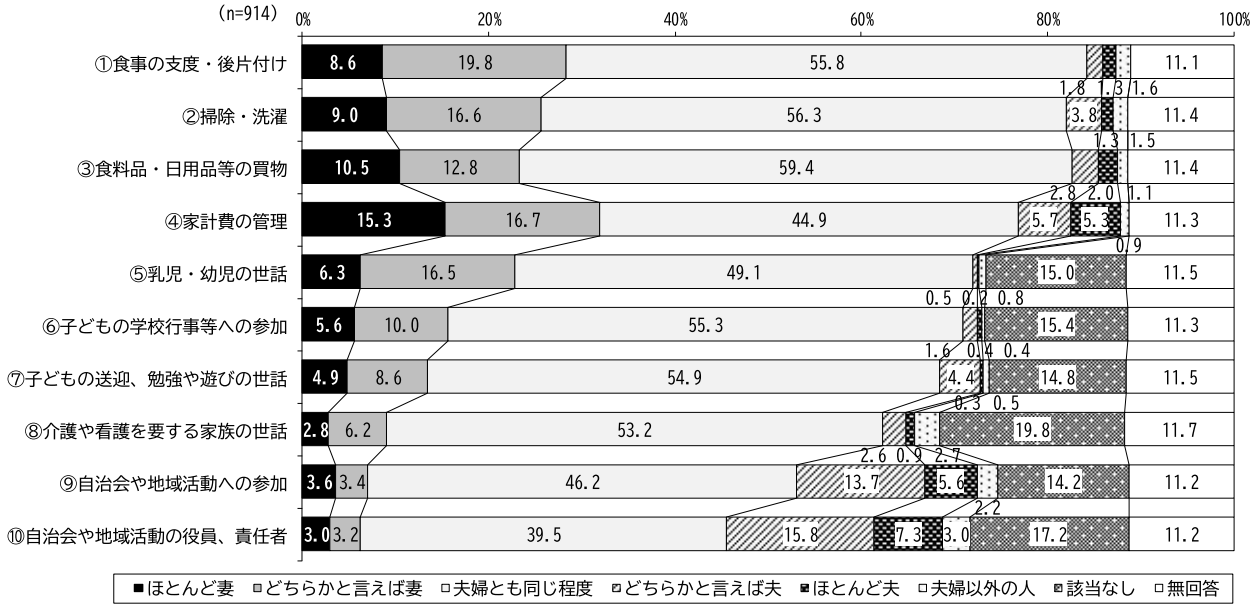
家事等＼どなたが？		妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	該当なし	無回答	サンプル数（ｎ）
①食事の支度・後片付け	回答数（件）	525	349	176	103	42	20	22	4		10	684
	構成比（％）	76.8	51.0	25.7	15.1	6.1	2.9	3.2	0.6		1.5	100.0
②掃除・洗濯	回答数（件）	521	355	166	106	44	26	18	2		11	684
	構成比（％）	76.2	51.9	24.3	15.5	6.4	3.8	2.6	0.3		1.6	100.0
③食料品・日用品等の買物	回答数（件）	431	275	156	174	66	38	28	2		11	684
	構成比（％）	63.0	40.2	22.8	25.4	9.6	5.6	4.1	0.3		1.6	100.0
④家計費の管理	回答数（件）	421	310	111	102	148	56	92	2		11	684
	構成比（％）	61.5	45.3	16.2	14.9	21.6	8.2	13.5	0.3		1.6	100.0
⑤乳児・幼児の世話	回答数（件）	433	264	169	54	7	4	3	4	162	24	684
	構成比（％）	63.3	38.6	24.7	7.9	1.0	0.6	0.4	0.6	23.7	3.5	100.0
⑥子どもの学校行事等への参加	回答数（件）	404	258	146	73	13	7	6	4	168	22	684
	構成比（％）	59.1	37.7	21.3	10.7	1.9	1.0	0.9	0.6	24.6	3.2	100.0
⑦子どもの送迎、勉強や遊びの世話	回答数（件）	395	247	148	80	21	12	9	3	164	21	684
	構成比（％）	57.7	36.1	21.6	11.7	3.1	1.8	1.3	0.4	24.0	3.1	100.0
⑧介護や看護を要する家族の世話	回答数（件）	241	165	76	76	27	13	14	5	306	29	684
	構成比（％）	35.2	24.1	11.1	11.1	3.9	1.9	2.0	0.7	44.7	4.2	100.0
⑨自治会や地域活動への参加	回答数（件）	247	162	85	105	162	76	86	7	149	14	684
	構成比（％）	36.1	23.7	12.4	15.4	23.7	11.1	12.6	1.0	21.8	2.0	100.0
⑩自治会や地域活動の役員、責任者	回答数（件）	205	140	65	68	182	69	113	7	205	17	684
	構成比（％）	30.0	20.5	9.5	9.9	26.6	10.1	16.5	1.0	30.0	2.5	100.0

【理想】

家事等の分担（理想）については、すべての項目で「夫婦とも同じ程度」が最も高くなっている。

項目で比較すると、「夫婦とも同じ程度」は、「③料品・日用品等の買物」（59.4%）で最も高く、次いで「②掃除・洗濯」（56.3%）、「⑦食事の支度・後片付け」（55.8%）などとなっている。また、『妻が行う』は、「④家計費の管理」（32.1%）が最も高く、『夫が行う（「ほとんど夫」＋「どちらかと言えば夫」）』は、「⑩自治会や地域活動の役員、責任者」（23.1%）が最も高くなっている。

図表４－15　家事等分担【理想】（全体）



図表４－16　家事等分担【理想】（全体）

家事等＼どなたが？		妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	該当なし	無回答	サンプル数（ｎ）
①食事の支度・後片付け	回答数（件）	260	79	181	510	28	16	12	15		101	914
	構成比（％）	28.4	8.6	19.8	55.8	3.1	1.8	1.3	1.6		11.1	100.0
②掃除・洗濯	回答数（件）	234	82	152	515	47	35	12	14		104	914
	構成比（％）	25.6	9.0	16.6	56.3	5.1	3.8	1.3	1.5		11.4	100.0
③食料品・日用品等の買物	回答数（件）	213	96	117	543	44	26	18	10		104	914
	構成比（％）	23.3	10.5	12.8	59.4	4.8	2.8	2.0	1.1		11.4	100.0
④家計費の管理	回答数（件）	293	140	153	410	100	52	48	8		103	914
	構成比（％）	32.1	15.3	16.7	44.9	10.9	5.7	5.3	0.9		11.3	100.0
⑤乳児・幼児の世話	回答数（件）	209	58	151	449	7	5	2	7	137	105	914
	構成比（％）	22.9	6.3	16.5	49.1	0.8	0.5	0.2	0.8	15.0	11.5	100.0
⑥子どもの学校行事等への参加	回答数（件）	142	51	91	505	19	15	4	4	141	103	914
	構成比（％）	15.5	5.6	10.0	55.3	2.1	1.6	0.4	0.4	15.4	11.3	100.0
⑦子どもの送迎、勉強や遊びの世話	回答数（件）	124	45	79	502	43	40	3	5	135	105	914
	構成比（％）	13.6	4.9	8.6	54.9	4.7	4.4	0.3	0.5	14.8	11.5	100.0
⑧介護や看護を要する家族の世話	回答数（件）	83	26	57	486	32	24	8	25	181	107	914
	構成比（％）	9.1	2.8	6.2	53.2	3.5	2.6	0.9	2.7	19.8	11.7	100.0
⑨自治会や地域活動への参加	回答数（件）	64	33	31	422	176	125	51	20	130	102	914
	構成比（％）	7.0	3.6	3.4	46.2	19.3	13.7	5.6	2.2	14.2	11.2	100.0
⑩自治会や地域活動の役員、責任者	回答数（件）	56	27	29	361	211	144	67	27	157	102	914
	構成比（％）	6.1	3.0	3.2	39.5	23.1	15.8	7.3	3.0	17.2	11.2	100.0

① 食事の支度・後片付け

食事の支度・後片付けの実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」51.0%＋「どちらかと言えば妻」25.7%）』（76.8%）が、「夫婦とも同じ程度」（15.1%）を大幅に上回っている。また、『夫が行う（「ほとんど夫」3.2%＋「どちらかと言えば夫」2.9%）』は6.1%となっている。

食事の支度・後片付けの理想では、「夫婦とも同じ程度」が55.8%と最も高くなっている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、男女ともに『妻が行う』が最も高く、女性（83.7%）が男性（66.5%）を17.2ポイント上回っている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性（59.6%）が男性（52.7%）を6.9ポイント上回っている。

実態における性・年代別では、女性において年代が上がるほど『妻が行う』が高くなる傾向がみられ、なかでも女性の70歳代以上では90.5%と特に高くなっている。

理想における性・年代別では、すべての年代で「夫婦とも同じ程度」が最も高くなっている。また、男性の50歳代は『妻が行う』が41.4%と他の性・年代に比べて高くなっている。

図表４-17　①食事の支度・後片付け（性別、性・年代別）

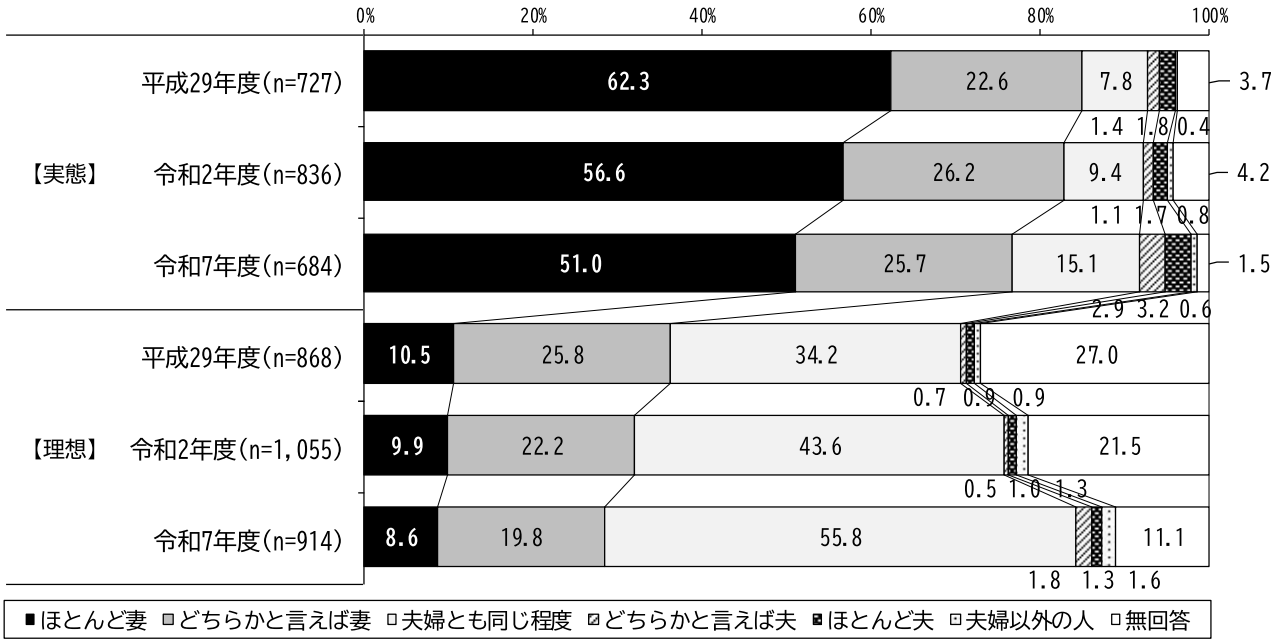
（件、%）

			回答数（n）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	無回答
実態	全体		684	76.8	51.0	25.7	15.1	6.1	2.9	3.2	0.6	1.5
	男性	計	272	66.5	39.7	26.8	22.1	9.9	4.4	5.5	－	1.5
		20歳代以下	2	50.0	50.0	－	50.0	－	－	－	－	－
		30歳代	38	44.7	21.1	23.7	39.5	15.8	13.2	2.6	－	－
		40歳代	44	68.2	50.0	18.2	22.7	6.8	4.5	2.3	－	2.3
		50歳代	49	75.5	49.0	26.5	14.3	10.2	2.0	8.2	－	－
		60歳代	69	66.7	40.6	26.1	21.7	11.6	2.9	8.7	－	－
		70歳代以上	70	71.4	35.7	35.7	17.1	7.1	2.9	4.3	－	4.3
	女性	計	381	83.7	58.5	25.2	10.5	3.7	1.8	1.8	1.0	1.0
		20歳代以下	13	30.8	15.4	15.4	53.8	15.4	－	15.4	－	－
		30歳代	69	81.2	60.9	20.3	10.1	8.7	7.2	1.4	－	－
		40歳代	80	83.8	58.8	25.0	11.3	2.5	1.3	1.3	2.5	－
		50歳代	72	86.1	56.9	29.2	9.7	2.8	－	2.8	－	1.4
		60歳代	84	86.9	57.1	29.8	9.5	－	－	－	2.4	1.2
		70歳代以上	63	90.5	68.3	22.2	3.2	3.2	1.6	1.6	－	3.2
理想	全体		914	28.4	8.6	19.8	55.8	3.1	1.8	1.3	1.6	11.1
	男性	計	374	30.7	9.6	21.1	52.7	4.3	1.9	2.4	1.3	11.0
		20歳代以下	52	34.6	17.3	17.3	57.7	3.8	1.9	1.9	1.9	1.9
		30歳代	55	18.2	3.6	14.5	70.9	7.3	3.6	3.6	－	3.6
		40歳代	61	32.8	9.8	23.0	55.7	3.3	－	3.3	4.9	3.3
		50歳代	58	41.4	15.5	25.9	46.6	5.2	3.4	1.7	1.7	5.2
		60歳代	74	31.1	6.8	24.3	52.7	4.1	1.4	2.7	－	12.2
		70歳代以上	74	27.0	6.8	20.3	37.8	2.7	1.4	1.4	－	32.4
	女性	計	502	26.9	8.2	18.7	59.6	2.2	1.8	0.4	2.0	9.4
		20歳代以下	71	22.5	8.5	14.1	67.6	2.8	1.4	1.4	2.8	4.2
		30歳代	92	29.3	12.0	17.4	63.0	3.3	3.3	－	3.3	1.1
		40歳代	92	32.6	8.7	23.9	60.9	2.2	2.2	－	2.2	2.2
		50歳代	89	24.7	5.6	19.1	58.4	1.1	1.1	－	2.2	13.5
		60歳代	92	17.4	4.3	13.0	60.9	2.2	2.2	－	1.1	18.5
		70歳代以上	65	35.4	10.8	24.6	44.6	1.5	－	1.5	－	18.5

【経年比較】

実態・理想とも、前々回調査（平成29年度）から『妻が行う』が減少傾向にあり、「夫婦とも同じ程度」は増加傾向にある。

図表４-18　①食事の支度・後片付け（経年比較）



② 掃除・洗濯

掃除・洗濯の実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」51.9%＋「どちらかと言えば妻」24.3%）』（76.2%）が「夫婦とも同じ程度」（15.5%）を大幅に上回っている。また、『夫が行う（「ほとんど夫」2.6%＋「どちらかと言えば夫」3.8%）』は6.4%となっている。

掃除・洗濯の理想では、「夫婦とも同じ程度」が56.3%と最も高くなっている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、男女ともに『妻が行う』が最も高く、女性（82.7%）が男性（66.2%）を16.5ポイント上回っている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性（59.4%）が男性（54.0%）を5.4ポイント上回っている。

実態における性・年代別では、『妻が行う』は男性の50歳代、女性の40歳代以上で80%台と高くなっている。

理想における性・年代別では、すべての年代で「夫婦とも同じ程度」が最も高くなっている。また、男性の50歳代は『妻が行う』が39.7%と他の性・年代に比べて高くなっている。

図表４-19　②掃除・洗濯（性別、性・年代別）

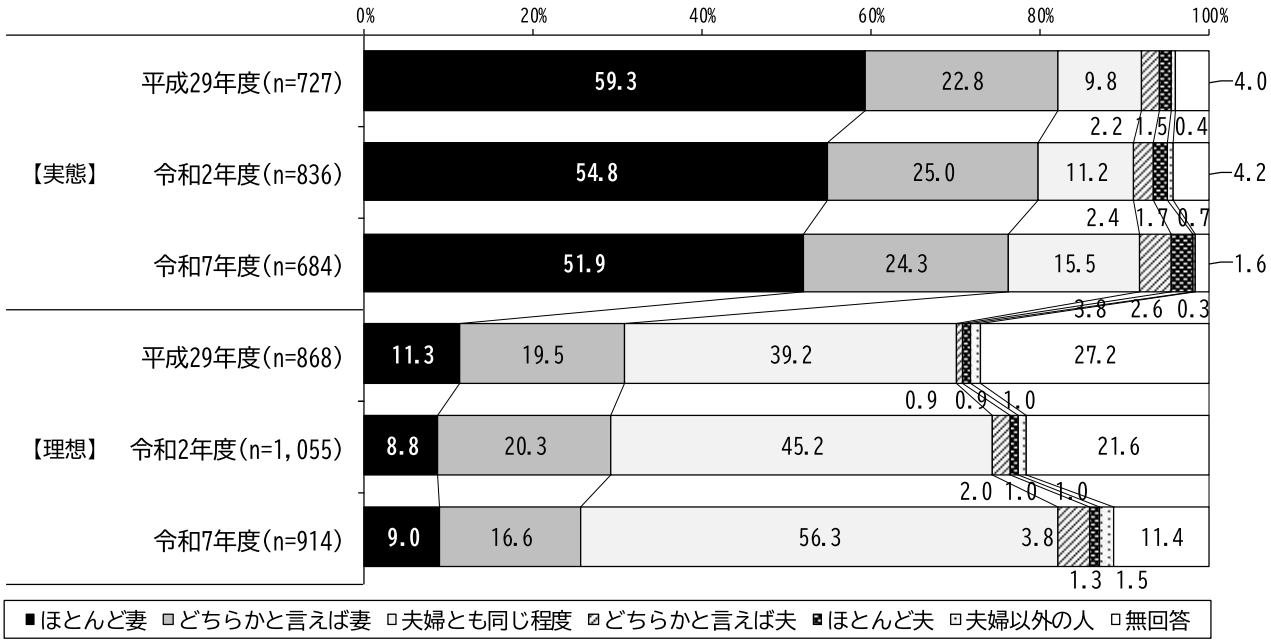
（件、%）

			回答数（ｎ）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	無回答
実態	全体		684	76.2	51.9	24.3	15.5	6.4	3.8	2.6	0.3	1.6
	男性	計	272	66.2	39.0	27.2	21.7	10.7	5.9	4.8	－	1.5
		20歳代以下	2	50.0	50.0	－	－	50.0	50.0	－	－	－
		30歳代	38	52.6	13.2	39.5	31.6	15.8	10.5	5.3	－	－
		40歳代	44	65.9	45.5	20.5	22.7	9.1	4.5	4.5	－	2.3
		50歳代	49	85.7	63.3	22.4	6.1	8.2	2.0	6.1	－	－
		60歳代	69	66.7	39.1	27.5	23.2	8.7	5.8	2.9	－	1.4
		70歳代以上	70	60.0	31.4	28.6	25.7	11.4	5.7	5.7	－	2.9
	女性	計	381	82.7	60.4	22.3	11.5	3.9	2.6	1.3	0.5	1.3
		20歳代以下	13	61.5	38.5	23.1	30.8	7.7	－	7.7	－	－
		30歳代	69	71.0	46.4	24.6	18.8	10.1	5.8	4.3	－	－
		40歳代	80	85.0	73.8	11.3	10.0	3.8	3.8	－	1.3	－
		50歳代	72	87.5	66.7	20.8	11.1	－	－	－	－	1.4
		60歳代	84	86.9	54.8	32.1	8.3	2.4	1.2	1.2	1.2	1.2
		70歳代以上	63	85.7	63.5	22.2	6.3	3.2	3.2	－	－	4.8
理想	全体		914	25.6	9.0	16.6	56.3	5.1	3.8	1.3	1.5	11.4
	男性	計	374	27.5	7.8	19.8	54.0	6.1	4.3	1.9	1.3	11.0
		20歳代以下	52	23.1	9.6	13.5	53.8	19.2	13.5	5.8	1.9	1.9
		30歳代	55	18.2	3.6	14.5	74.5	3.6	3.6	－	－	3.6
		40歳代	61	27.9	8.2	19.7	60.7	3.3	1.6	1.6	4.9	3.3
		50歳代	58	39.7	13.8	25.9	50.0	3.4	1.7	1.7	1.7	5.2
		60歳代	74	29.7	8.1	21.6	54.1	4.1	2.7	1.4	－	12.2
		70歳代以上	74	25.7	4.1	21.6	36.5	5.4	4.1	1.4	－	32.4
	女性	計	502	24.5	9.8	14.7	59.4	4.4	3.4	1.0	1.8	10.0
		20歳代以下	71	19.7	7.0	12.7	63.4	9.9	9.9	－	2.8	4.2
		30歳代	92	21.7	9.8	12.0	69.6	4.3	2.2	2.2	3.3	1.1
		40歳代	92	31.5	14.1	17.4	59.8	3.3	2.2	1.1	2.2	3.3
		50歳代	89	24.7	10.1	14.6	55.1	5.6	4.5	1.1	1.1	13.5
		60歳代	92	15.2	4.3	10.9	63.0	2.2	2.2	－	1.1	18.5
		70歳代以上	65	35.4	13.8	21.5	41.5	1.5	－	1.5	－	21.5

【経年比較】

実態・理想とも、前々回調査（平成29年度）から『妻が行う』は減少傾向にあり、「夫婦とも同じ程度」は増加傾向にある。

図表４-20　②掃除・洗濯（経年比較）



③ 食料品・日用品等の買物

食料品・日用品等の買物の実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」40.2%＋「どちらかと言えば妻」22.8%）』（63.0%）が「夫婦とも同じ程度」（25.4%）を大幅に上回っている。また、『夫が行う（「ほとんど夫」4.1%＋「どちらかと言えば夫」5.6%）』は9.6%となっている。

食料品・日用品等の買物の理想では、「夫婦とも同じ程度」が59.4%と特に高くなっている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、男女ともに『妻が行う』が最も高く、女性（72.2%）が男性（50.0%）を22.2ポイント上回っている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性（61.0%）が男性（58.8%）を2.2ポイント上回っている。

実態における性・年代別では、『妻が行う』は女性の40歳代で81.3%と他の性・年代に比べて高くなっている。また、「夫婦とも同じ程度」は男性の60歳代で44.9%と高くなっている。

理想における性・年代別では、男女ともにすべての年代で「夫婦とも同じ程度」が最も高く、なかでも男性の30歳代では70.9%と特に高くなっている。

図表４-21　③食料品・日用品等の買物（性別、性・年代別）

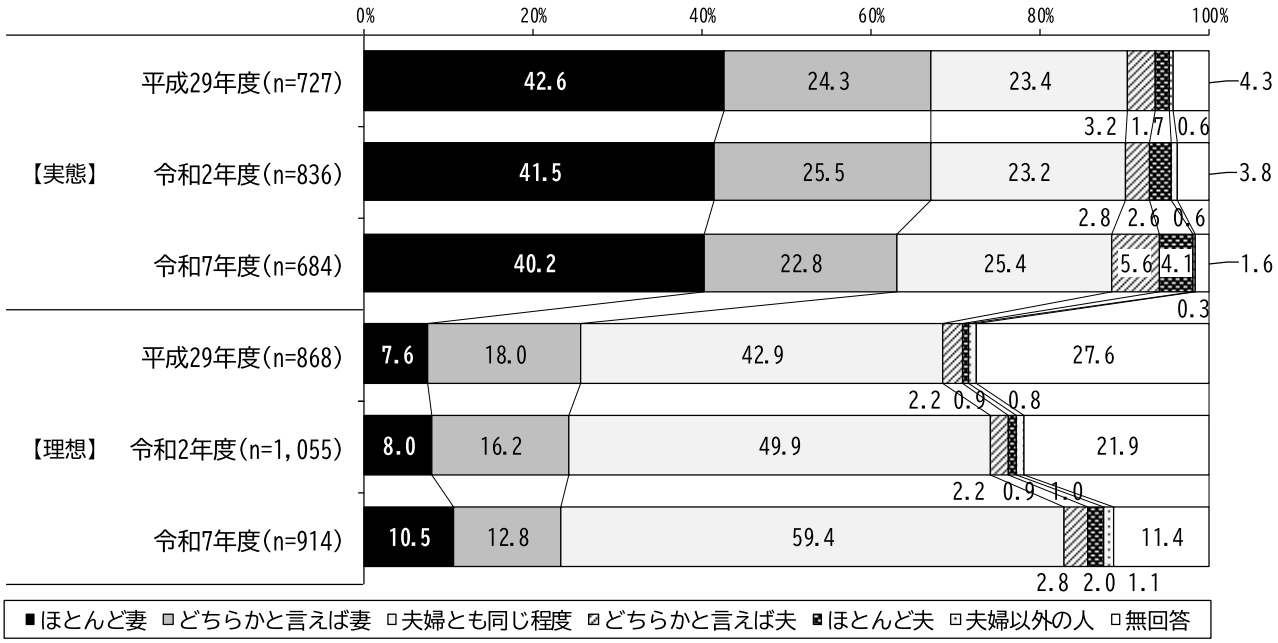
（件、%）

			回答数（n）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	無回答
実態	全体		684	63.0	40.2	22.8	25.4	9.6	5.6	4.1	0.3	1.6
	男性	計	272	50.0	26.5	23.5	32.0	16.5	8.8	7.7	－	1.5
		20歳代以下	2	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－
		30歳代	38	55.3	21.1	34.2	18.4	26.3	18.4	7.9	－	－
		40歳代	44	61.4	47.7	13.6	22.7	13.6	11.4	2.3	－	2.3
		50歳代	49	71.4	40.8	30.6	18.4	10.2	－	10.2	－	－
		60歳代	69	37.7	17.4	20.3	44.9	17.4	11.6	5.8	－	－
		70歳代以上	70	38.6	15.7	22.9	40.0	17.1	5.7	11.4	－	4.3
	女性	計	381	72.2	48.8	23.4	21.0	5.0	3.4	1.6	0.5	1.3
		20歳代以下	13	61.5	23.1	38.5	30.8	7.7	－	7.7	－	－
		30歳代	69	65.2	44.9	20.3	33.3	1.4	1.4	－	－	－
		40歳代	80	81.3	60.0	21.3	12.5	6.3	3.8	2.5	－	－
		50歳代	72	75.0	52.8	22.2	22.2	1.4	－	1.4	－	1.4
		60歳代	84	71.4	46.4	25.0	17.9	7.1	6.0	1.2	2.4	1.2
		70歳代以上	63	68.3	42.9	25.4	19.0	7.9	6.3	1.6	－	4.8
理想	全体		914	23.3	10.5	12.8	59.4	4.8	2.8	2.0	1.1	11.4
	男性	計	374	21.7	8.3	13.4	58.8	7.2	4.0	3.2	1.3	11.0
		20歳代以下	52	19.2	11.5	7.7	69.2	7.7	3.8	3.8	1.9	1.9
		30歳代	55	16.4	7.3	9.1	70.9	9.1	5.5	3.6	－	3.6
		40歳代	61	26.2	13.1	13.1	59.0	6.6	3.3	3.3	4.9	3.3
		50歳代	58	27.6	10.3	17.2	60.3	5.2	3.4	1.7	1.7	5.2
		60歳代	74	20.3	5.4	14.9	59.5	8.1	4.1	4.1	－	12.2
		70歳代以上	74	20.3	4.1	16.2	40.5	6.8	4.1	2.7	－	32.4
	女性	計	502	25.3	12.5	12.7	61.0	2.8	1.6	1.2	1.0	10.0
		20歳代以下	71	25.4	11.3	14.1	64.8	2.8	－	2.8	2.8	4.2
		30歳代	92	29.3	14.1	15.2	64.1	3.3	1.1	2.2	2.2	1.1
		40歳代	92	31.5	18.5	13.0	60.9	4.3	4.3	－	－	3.3
		50歳代	89	24.7	11.2	13.5	60.7	－	－	－	1.1	13.5
		60歳代	92	18.5	7.6	10.9	59.8	2.2	2.2	－	－	19.6
		70歳代以上	65	20.0	12.3	7.7	55.4	4.6	1.5	3.1	－	20.0

【経年比較】

実態において、前々回調査（平成29年度）から『夫が行う』は微増傾向にある。また、理想において『妻が行う』が減少傾向にあり、「夫婦とも同じ程度」は増加傾向にある。

図表４-22　③食料品・日用品等の買物（経年比較）



④ 家計費の管理

家計費の管理の実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」45.3%＋「どちらかと言えば妻」16.2%）』（61.5%）が「夫婦とも同じ程度」（14.9%）を上回っている。また、『夫が行う（「ほとんど夫」13.5%＋「どちらかと言えば夫」8.2%）』は21.6%となっている。

家計費の管理の理想では、「夫婦とも同じ程度」が44.9%と最も高く、『妻が行う』は32.1%となっている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、男女ともに『妻が行う』が最も高く、女性（68.5%）が男性（50.4%）を18.1ポイント上回っている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、男性（45.7%）と女性（45.8%）が同水準となっている。

実態における性・年代別では、『妻が行う』は女性の50歳代以上で70%を超えており、なかでも70歳代以上では82.5%と特に高くなっている。

理想における性・年代別では、男女ともにすべての年代で「夫婦とも同じ程度」が最も高く、なかでも男女ともに30歳代と男性20歳以下では57.7～59.8%と他の性・年代に比べて高くなっている。

図表４-23　④家計費の管理（性別、性・年代別）

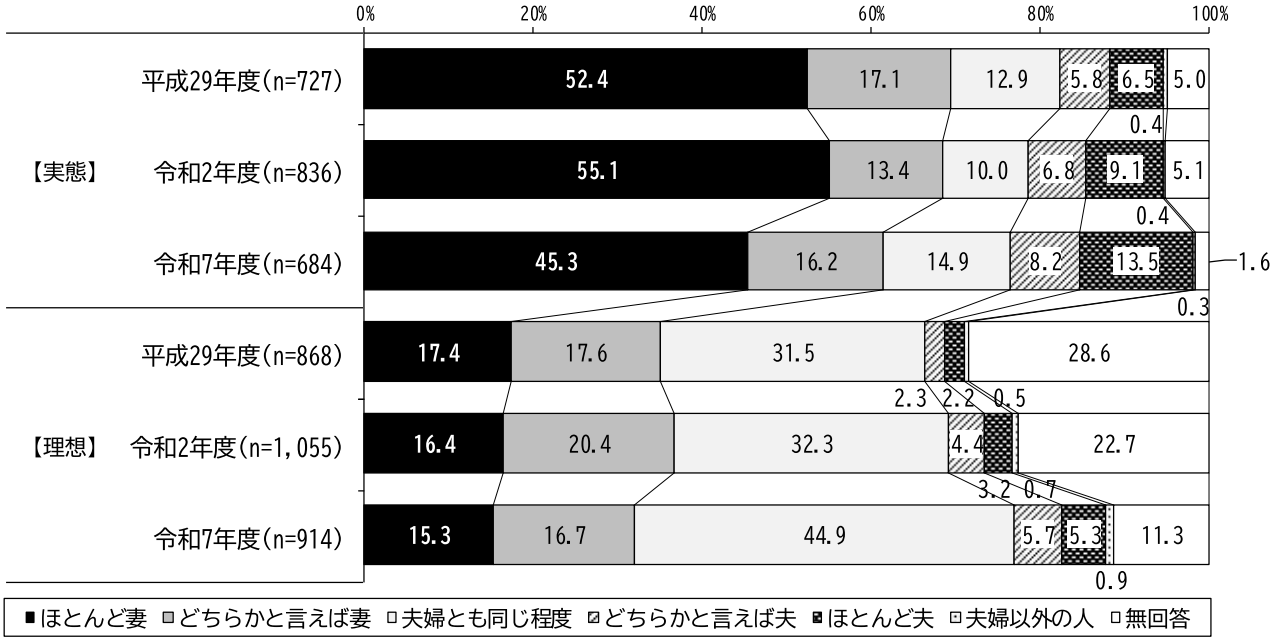
（件、%）

			回答数（ｎ）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	無回答
実態	全体		684	61.5	45.3	16.2	14.9	21.6	8.2	13.5	0.3	1.6
	男性	計	272	50.4	35.3	15.1	17.3	30.5	12.1	18.4	－	1.8
		20歳代以下	2	－	－	－	50.0	50.0	－	50.0	－	－
		30歳代	38	28.9	18.4	10.5	28.9	42.1	13.2	28.9	－	－
		40歳代	44	45.5	36.4	9.1	15.9	34.1	6.8	27.3	－	4.5
		50歳代	49	61.2	42.9	18.4	16.3	20.4	4.1	16.3	－	2.0
		60歳代	69	52.2	37.7	14.5	10.1	37.7	20.3	17.4	－	－
		70歳代以上	70	57.1	37.1	20.0	18.6	21.4	12.9	8.6	－	2.9
	女性	計	381	68.5	51.7	16.8	13.4	16.5	6.0	10.5	0.5	1.0
		20歳代以下	13	30.8	15.4	15.4	38.5	30.8	－	30.8	－	－
		30歳代	69	55.1	37.7	17.4	24.6	20.3	5.8	14.5	－	－
		40歳代	80	65.0	52.5	12.5	10.0	23.8	5.0	18.8	1.3	－
		50歳代	72	77.8	59.7	18.1	6.9	13.9	9.7	4.2	－	1.4
		60歳代	84	70.2	53.6	16.7	13.1	15.5	8.3	7.1	－	1.2
		70歳代以上	63	82.5	61.9	20.6	7.9	4.8	1.6	3.2	1.6	3.2
理想	全体		914	32.1	15.3	16.7	44.9	10.9	5.7	5.3	0.9	11.3
	男性	計	374	29.1	11.5	17.6	45.7	13.1	5.9	7.2	1.1	11.0
		20歳代以下	52	32.7	17.3	15.4	57.7	5.8	3.8	1.9	1.9	1.9
		30歳代	55	23.6	12.7	10.9	58.2	14.5	3.6	10.9	－	3.6
		40歳代	61	26.2	13.1	13.1	49.2	18.0	6.6	11.5	3.3	3.3
		50歳代	58	41.4	6.9	34.5	41.4	10.3	1.7	8.6	1.7	5.2
		60歳代	74	24.3	12.2	12.2	43.2	20.3	12.2	8.1	－	12.2
		70歳代以上	74	28.4	8.1	20.3	31.1	8.1	5.4	2.7	－	32.4
	女性	計	502	34.1	18.3	15.7	45.8	9.8	5.6	4.2	0.8	9.6
		20歳代以下	71	36.6	16.9	19.7	46.5	11.3	5.6	5.6	1.4	4.2
		30歳代	92	28.3	19.6	8.7	59.8	10.9	6.5	4.3	－	1.1
		40歳代	92	40.2	25.0	15.2	41.3	14.1	3.3	10.9	2.2	2.2
		50歳代	89	38.2	22.5	15.7	37.1	10.1	10.1	－	1.1	13.5
		60歳代	92	26.1	12.0	14.1	51.1	4.3	3.3	1.1	－	18.5
		70歳代以上	65	36.9	12.3	24.6	36.9	6.2	4.6	1.5	－	20.0

【経年比較】

実態において、前々回調査（平成29年度）から『妻が行う』は減少傾向にあり、『夫が行う』は増加傾向にある。また、理想においては「夫婦とも同じ程度」が増加傾向にある。

図表４-24　④家計費の管理（経年比較）



⑤ 乳児・幼児の世話

乳児・幼児の世話の実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」38.6%＋「どちらかと言えば妻」24.7%）』（63.3%）が「夫婦とも同じ程度」（7.9%）を大幅に上回っている。また、『夫が行う（「ほとんど夫」0.4%＋「どちらかと言えば夫」0.6%）』は1.0%となっている。

乳児・幼児の世話の理想では、「夫婦とも同じ程度」が49.1%と最も高くなっている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、男女ともに『妻が行う』が最も高く、女性（66.7%）が男性（60.3%）を6.4ポイント上回っている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性（56.0%）が男性（41.7%）を14.3ポイント上回っている。

実態における性・年代別では、『妻が行う』は女性の40歳代と50歳代で70%を超えている。

理想における性・年代別では、「夫婦とも同じ程度」は男女ともに30歳代と女性40歳代で60%を超えており、他の性・年代に比べて高くなっている。

図表４-25　⑤乳児・幼児の世話（性別、性・年代別）

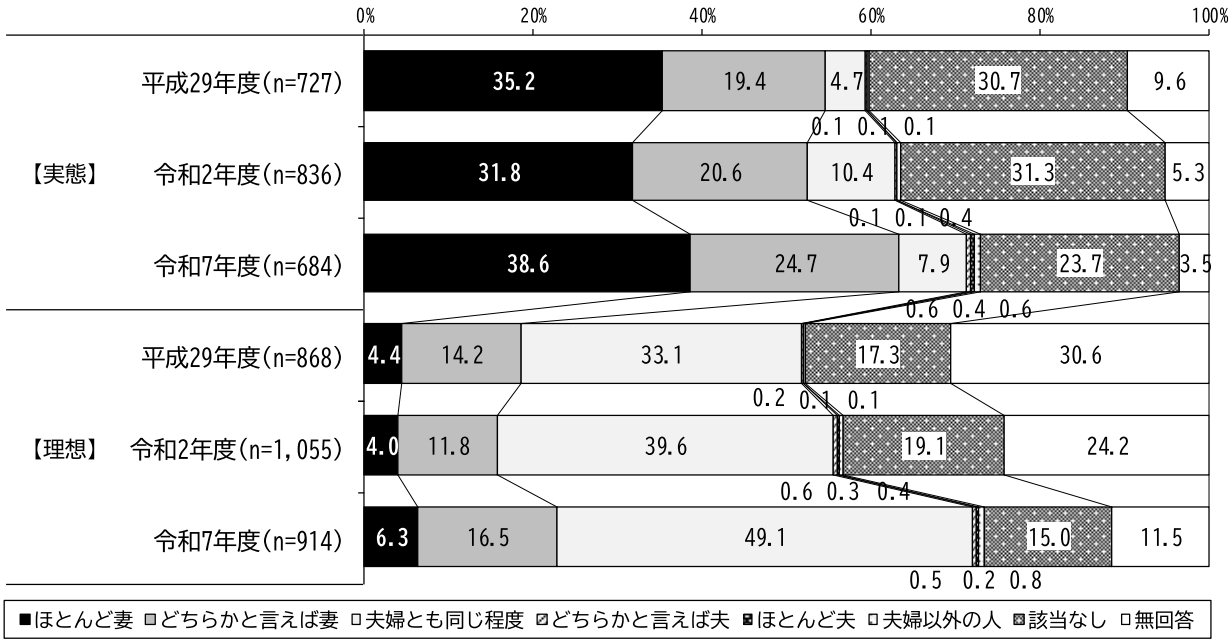
（件、%）

			回答数（n）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	該当なし	無回答
実態	全体		684	63.3	38.6	24.7	7.9	1.0	0.6	0.4	0.6	23.7	3.5
	男性	計	272	60.3	33.1	27.2	9.6	1.1	0.4	0.7	－	25.0	4.0
		20歳代以下	2	50.0	50.0	－	50.0	－	－	－	－	－	－
		30歳代	38	57.9	18.4	39.5	21.1	－	－	－	－	21.1	－
		40歳代	44	65.9	43.2	22.7	11.4	－	－	－	－	20.5	2.3
		50歳代	49	65.3	42.9	22.4	10.2	2.0	2.0	－	－	22.4	－
		60歳代	69	62.3	33.3	29.0	5.8	1.4	－	1.4	－	27.5	2.9
		70歳代以上	70	52.9	27.1	25.7	4.3	1.4	－	1.4	－	30.0	11.4
	女性	計	381	66.7	43.0	23.6	6.6	0.8	0.5	0.3	1.0	22.6	2.4
		20歳代以下	13	15.4	7.7	7.7	15.4	－	－	－	－	69.2	－
		30歳代	69	69.6	40.6	29.0	10.1	1.4	1.4	－	1.4	17.4	－
		40歳代	80	75.0	50.0	25.0	3.8	1.3	－	1.3	－	20.0	－
		50歳代	72	70.8	44.4	26.4	6.9	－	－	－	2.8	16.7	2.8
		60歳代	84	61.9	45.2	16.7	6.0	1.2	1.2	－	－	28.6	2.4
		70歳代以上	63	65.1	39.7	25.4	4.8	－	－	－	1.6	20.6	7.9
理想	全体		914	22.9	6.3	16.5	49.1	0.8	0.5	0.2	0.8	15.0	11.5
	男性	計	374	28.3	7.2	21.1	41.7	0.5	0.5	－	－	18.2	11.2
		20歳代以下	52	32.7	11.5	21.2	53.8	1.9	1.9	－	－	9.6	1.9
		30歳代	55	27.3	5.5	21.8	61.8	－	－	－	－	7.3	3.6
		40歳代	61	27.9	11.5	16.4	49.2	－	－	－	－	19.7	3.3
		50歳代	58	34.5	10.3	24.1	36.2	1.7	1.7	－	－	22.4	5.2
		60歳代	74	29.7	2.7	27.0	31.1	－	－	－	－	25.7	13.5
		70歳代以上	74	20.3	4.1	16.2	27.0	－	－	－	－	20.3	32.4
	女性	計	502	18.9	5.4	13.5	56.0	1.0	0.6	0.4	1.4	12.4	10.4
		20歳代以下	71	23.9	5.6	18.3	59.2	1.4	1.4	－	2.8	8.5	4.2
		30歳代	92	19.6	9.8	9.8	68.5	2.2	2.2	－	2.2	6.5	1.1
		40歳代	92	21.7	7.6	14.1	62.0	－	－	－	1.1	13.0	2.2
		50歳代	89	19.1	3.4	15.7	50.6	2.2	－	2.2	1.1	13.5	13.5
		60歳代	92	16.3	2.2	14.1	47.8	－	－	－	－	16.3	19.6
		70歳代以上	65	12.3	3.1	9.2	46.2	－	－	－	1.5	15.4	24.6

【経年比較】

実態において、前回調査（令和２年度）と比較して『妻が行う』が増加傾向にある。また、理想においては、前々回調査（平成29年度）から「夫婦とも同じ程度」が増加傾向にある。

図表４-26　⑤乳児・幼児の世話（経年比較）



⑥ 子どもの学校行事等への参加

子どもの学校行事等への参加の実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」37.7%＋「どちらかと言えば妻」21.3%）』（59.1%）が「夫婦とも同じ程度」（10.7%）を大幅に上回っている。また、『夫が行う（「ほとんど夫」0.9%＋「どちらかと言えば夫」1.0%）』は1.9%となっている。

子どもの学校行事等への参加の理想では、「夫婦とも同じ程度」が55.3%と半数を超え、最も高くなっている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、男女ともに『妻が行う』が最も高く、女性（64.0%）が男性（51.8%）を12.2ポイント上回っている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性（61.0%）が男性（48.9%）を12.1ポイント上回っている。

実態における性・年代別では、『妻が行う』は女性の40歳代と50歳代で70%台と高くなっている。

理想における性・年代別では、「夫婦とも同じ程度」は女性の30歳代で70.7%と他の年代に比べて高くなっている。

図表４-27　⑥子どもの学校行事等への参加（性別、性・年代別）

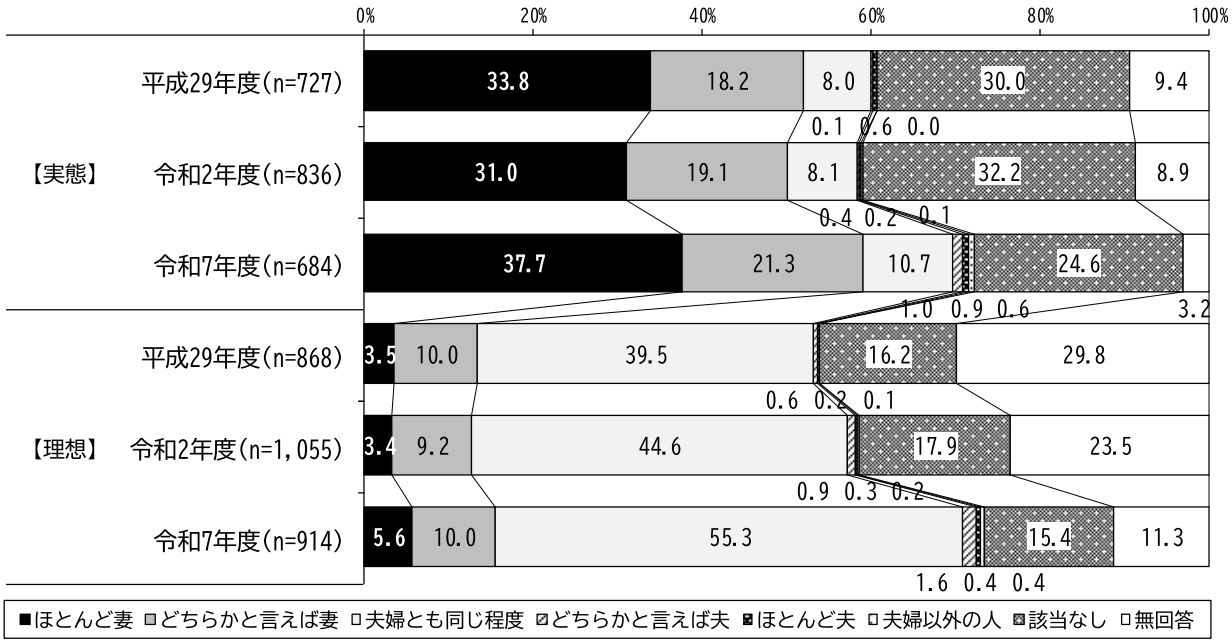
（件、%）

			回答数（n）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	該当なし	無回答
実態	全体		684	59.1	37.7	21.3	10.7	1.9	1.0	0.9	0.6	24.6	3.2
	男性	計	272	51.8	25.4	26.5	15.8	3.3	1.1	2.2	－	25.7	3.3
		20歳代以下	2	100.0	50.0	50.0	－	－	－	－	－	－	－
		30歳代	38	28.9	13.2	15.8	36.8	5.3	2.6	2.6	－	28.9	－
		40歳代	44	61.4	31.8	29.5	15.9	2.3	2.3	－	－	18.2	2.3
		50歳代	49	63.3	44.9	18.4	14.3	2.0	－	2.0	－	20.4	－
		60歳代	69	52.2	17.4	34.8	11.6	5.8	1.4	4.3	－	29.0	1.4
		70歳代以上	70	48.6	21.4	27.1	10.0	1.4	－	1.4	－	30.0	10.0
	女性	計	381	64.0	46.2	17.8	7.9	0.8	0.8	－	1.0	24.1	2.1
		20歳代以下	13	7.7	－	7.7	7.7	－	－	－	－	84.6	－
		30歳代	69	58.0	43.5	14.5	15.9	－	－	－	1.4	23.2	1.4
		40歳代	80	71.3	50.0	21.3	8.8	1.3	1.3	－	－	18.8	－
		50歳代	72	70.8	54.2	16.7	5.6	1.4	1.4	－	1.4	18.1	2.8
		60歳代	84	64.3	48.8	15.5	4.8	－	－	－	1.2	28.6	1.2
		70歳代以上	63	65.1	41.3	23.8	4.8	1.6	1.6	－	1.6	20.6	6.3
理想	全体		914	15.5	5.6	10.0	55.3	2.1	1.6	0.4	0.4	15.4	11.3
	男性	計	374	19.3	6.1	13.1	48.9	1.9	1.3	0.5	－	18.7	11.2
		20歳代以下	52	23.1	5.8	17.3	65.4	1.9	－	1.9	－	7.7	1.9
		30歳代	55	12.7	3.6	9.1	63.6	5.5	3.6	1.8	－	14.5	3.6
		40歳代	61	27.9	11.5	16.4	52.5	1.6	1.6	－	－	14.8	3.3
		50歳代	58	25.9	10.3	15.5	43.1	3.4	3.4	－	－	22.4	5.2
		60歳代	74	14.9	2.7	12.2	45.9	－	－	－	－	25.7	13.5
		70歳代以上	74	13.5	4.1	9.5	31.1	－	－	－	－	23.0	32.4
	女性	計	502	12.9	5.2	7.8	61.0	2.4	2.0	0.4	0.8	12.9	10.0
		20歳代以下	71	12.7	2.8	9.9	69.0	1.4	1.4	－	2.8	9.9	4.2
		30歳代	92	16.3	6.5	9.8	70.7	2.2	2.2	－	2.2	7.6	1.1
		40歳代	92	18.5	10.9	7.6	64.1	2.2	2.2	－	－	13.0	2.2
		50歳代	89	10.1	4.5	5.6	59.6	4.5	2.2	2.2	－	12.4	13.5
		60歳代	92	8.7	2.2	6.5	51.1	3.3	3.3	－	－	17.4	19.6
		70歳代以上	65	10.8	3.1	7.7	49.2	－	－	－	－	18.5	21.5

【経年比較】

実態において、前回調査（令和２年度）と比較して『妻が行う』が増加傾向にある。また、理想においては、前々回調査（平成29年度）から「夫婦とも同じ程度」が増加傾向にある。

図表４-28　⑥子どもの学校行事等への参加（経年比較）



⑦ 子どもの送迎、勉強や遊びの世話

子どもの送迎、勉強や遊びの世話の実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」36.1%＋「どちらかと言えば妻」21.6%）』（57.7%）が「夫婦とも同じ程度」（11.7%）を大幅に上回っている。また、『夫が行う（「ほとんど夫」1.3%＋「どちらかと言えば夫」1.8%）』は3.1%となっている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、男女ともに『妻が行う』が最も高く、女性（64.8%）が男性（48.2%）を16.6ポイント上回っている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性（59.8%）が男性（49.7%）を10.1ポイント上回っている。

実態における性・年代別では、『妻が行う』は女性の40歳代で70%を超えている。

理想における性・年代別では、「夫婦とも同じ程度」は男性の30歳代以下と女性の30歳代、40歳代で63.6～69.6%と他の性・年代に比べて高くなっている

図表４-29　⑦子どもの送迎、勉強や遊びの世話（性別、性・年代別）

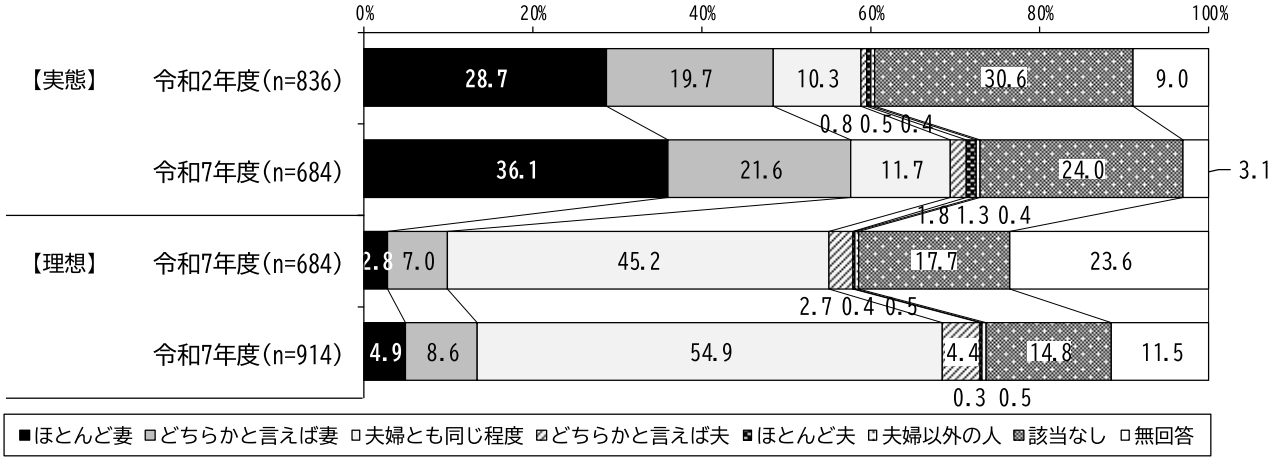
（件、%）

			回答数（n）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	該当なし	無回答
実態	全体		684	57.7	36.1	21.6	11.7	3.1	1.8	1.3	0.4	24.0	3.1
	男性	計	272	48.2	22.4	25.7	17.6	5.1	2.9	2.2	0.4	25.7	2.9
		20歳代以下	2	100.0	50.0	50.0	－	－	－	－	－	－	－
		30歳代	38	42.1	18.4	23.7	21.1	7.9	7.9	－	－	28.9	－
		40歳代	44	59.1	38.6	20.5	18.2	4.5	2.3	2.3	－	15.9	2.3
		50歳代	49	51.0	30.6	20.4	22.4	4.1	2.0	2.0	－	22.4	－
		60歳代	69	39.1	14.5	24.6	20.3	8.7	4.3	4.3	－	30.4	1.4
		70歳代以上	70	50.0	15.7	34.3	10.0	1.4	－	1.4	1.4	28.6	8.6
	女性	計	381	64.8	46.2	18.6	7.9	1.6	0.8	0.8	0.5	23.1	2.1
		20歳代以下	13	15.4	15.4	－	7.7	－	－	－	－	76.9	－
		30歳代	69	62.3	47.8	14.5	13.0	2.9	－	2.9	－	21.7	－
		40歳代	80	76.3	52.5	23.8	6.3	1.3	1.3	－	－	16.3	－
		50歳代	72	68.1	54.2	13.9	9.7	1.4	－	1.4	1.4	16.7	2.8
		60歳代	84	63.1	47.6	15.5	3.6	1.2	1.2	－	－	29.8	2.4
		70歳代以上	63	61.9	31.7	30.2	7.9	1.6	1.6	－	1.6	20.6	6.3
理想	全体		914	13.6	4.9	8.6	54.9	4.7	4.4	0.3	0.5	14.8	11.5
	男性	計	374	16.6	5.3	11.2	49.7	3.7	3.5	0.3	0.3	18.4	11.2
		20歳代以下	52	19.2	5.8	13.5	65.4	5.8	3.8	1.9	－	7.7	1.9
		30歳代	55	12.7	3.6	9.1	63.6	5.5	5.5	－	－	14.5	3.6
		40歳代	61	26.2	11.5	14.8	54.1	1.6	1.6	－	－	14.8	3.3
		50歳代	58	19.0	8.6	10.3	51.7	1.7	1.7	－	－	22.4	5.2
		60歳代	74	12.2	1.4	10.8	43.2	5.4	5.4	－	－	25.7	13.5
		70歳代以上	74	12.2	2.7	9.5	29.7	2.7	2.7	－	1.4	21.6	32.4
	女性	計	502	12.0	4.8	7.2	59.8	5.4	5.0	0.4	0.8	12.0	10.2
		20歳代以下	71	16.9	5.6	11.3	59.2	7.0	7.0	－	4.2	8.5	4.2
		30歳代	92	15.2	6.5	8.7	69.6	5.4	4.3	1.1	1.1	7.6	1.1
		40歳代	92	14.1	9.8	4.3	68.5	4.3	4.3	－	－	10.9	2.2
		50歳代	89	10.1	3.4	6.7	56.2	9.0	7.9	1.1	－	10.1	14.6
		60歳代	92	6.5	－	6.5	54.3	2.2	2.2	－	－	17.4	19.6
		70歳代以上	65	7.7	3.1	4.6	47.7	4.6	4.6	－	－	18.5	21.5

【経年比較】

実態・理想とも、前回調査（令和２年度）から『妻が行う』が増加傾向にある。また、理想において「夫婦ともに同じ程度」が増加傾向にある。

図表４-30　⑦子どもの送迎、勉強や遊びの世話（経年比較）



※「子どもの送迎、勉強や遊びの世話」は前回調査（令和２年度）で追加

⑧ 介護や看護を要する家族の世話

介護や看護を要する家族の世話の実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」24.1%＋「どちらかと言えば妻」11.1%）』（35.2%）が「夫婦とも同じ程度」（11.1%）を上回っている。また、『夫が行う（「ほとんど夫」2.0%＋「どちらかと言えば夫」1.9%）』は3.9%となっている。

介護や看護を要する家族の世話の理想では、「夫婦とも同じ程度」が53.2%と半数を超え最も高くなっている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、『妻が行う』は女性（44.9%）が男性（21.3%）を23.6ポイント上回っている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性（57.8%）が男性（47.1%）を10.7ポイント上回っている。

実態における性・年代別では、『妻が行う』は女性の50歳代以上で50%台と高くなっている。

理想における性・年代別では、「夫婦とも同じ程度」は男女ともに20歳代以下と女性の50歳代で60%を超えており、他の性・年代に比べて高くなっている。

図表４-31　⑧介護や看護を要する家族の世話（性別、性・年代別）

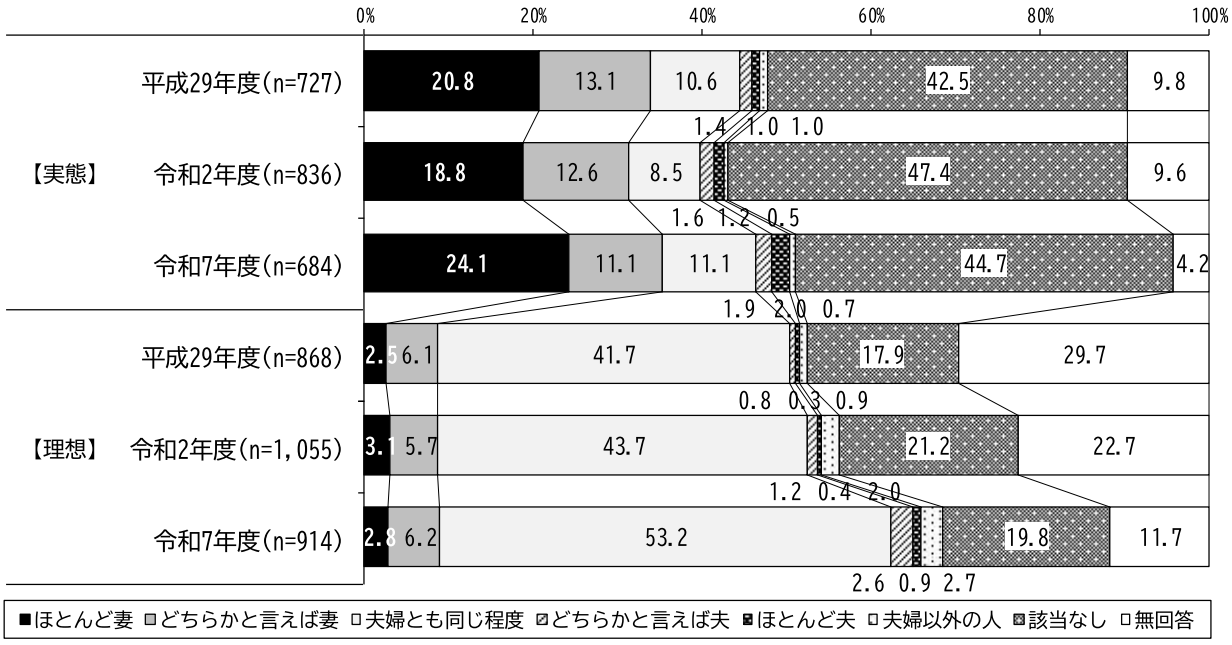
（件、%）

		回答数（n）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	該当なし	無回答
実態	全体	684	35.2	24.1	11.1	11.1	3.9	1.9	2.0	0.7	44.7	4.2
	男性 計	272	21.3	11.0	10.3	15.4	7.7	3.7	4.0	0.7	51.8	2.9
	男性 20歳代以下	2	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0	-
	男性 30歳代	38	2.6	2.6	-	5.3	-	-	-	-	92.1	-
	男性 40歳代	44	13.6	11.4	2.3	11.4	4.5	2.3	2.3	-	68.2	2.3
	男性 50歳代	49	30.6	16.3	14.3	16.3	12.2	6.1	6.1	4.1	34.7	2.0
	男性 60歳代	69	26.1	10.1	15.9	20.3	11.6	4.3	7.2	-	40.6	1.4
	男性 70歳代以上	70	24.3	11.4	12.9	18.6	7.1	4.3	2.9	-	42.9	7.1
	女性 計	381	44.9	32.5	12.3	8.1	1.3	0.5	0.8	0.8	40.4	4.5
	女性 20歳代以下	13	15.4	15.4	-	-	-	-	-	-	84.6	-
	女性 30歳代	69	33.3	23.2	10.1	4.3	-	-	-	1.4	58.0	2.9
	女性 40歳代	80	38.8	33.8	5.0	6.3	2.5	1.3	1.3	-	51.3	1.3
	女性 50歳代	72	52.8	36.1	16.7	12.5	2.8	-	2.8	-	27.8	4.2
	女性 60歳代	84	52.4	35.7	16.7	13.1	1.2	1.2	-	1.2	28.6	3.6
	女性 70歳代以上	63	52.4	36.5	15.9	4.8	-	-	-	1.6	28.6	12.7
理想	全体	914	9.1	2.8	6.2	53.2	3.5	2.6	0.9	2.7	19.8	11.7
	男性 計	374	10.2	3.2	7.0	47.1	3.7	2.7	1.1	1.9	25.7	11.5
	男性 20歳代以下	52	11.5	3.8	7.7	65.4	5.8	3.8	1.9	1.9	13.5	1.9
	男性 30歳代	55	5.5	3.6	1.8	56.4	-	-	-	3.6	30.9	3.6
	男性 40歳代	61	8.2	3.3	4.9	44.3	1.6	1.6	-	-	42.6	3.3
	男性 50歳代	58	19.0	6.9	12.1	46.6	6.9	5.2	1.7	1.7	20.7	5.2
	男性 60歳代	74	10.8	1.4	9.5	44.6	5.4	4.1	1.4	1.4	24.3	13.5
	男性 70歳代以上	74	6.8	1.4	5.4	32.4	2.7	1.4	1.4	2.7	21.6	33.8
	女性 計	502	8.6	2.6	6.0	57.8	3.4	2.6	0.8	3.6	16.1	10.6
	女性 20歳代以下	71	9.9	1.4	8.5	64.8	5.6	1.4	4.2	4.2	11.3	4.2
	女性 30歳代	92	12.0	4.3	7.6	54.3	3.3	2.2	1.1	7.6	20.7	2.2
	女性 40歳代	92	7.6	4.3	3.3	56.5	4.3	4.3	-	3.3	25.0	3.3
	女性 50歳代	89	7.9	1.1	6.7	61.8	2.2	2.2	-	2.2	12.4	13.5
	女性 60歳代	92	5.4	2.2	3.3	59.8	2.2	2.2	-	3.3	9.8	19.6
	女性 70歳代以上	65	9.2	1.5	7.7	49.2	1.5	1.5	-	-	16.9	23.1

【経年比較】

実態において、前回調査（令和２年度）から『妻が行う』が増加傾向にある。また、理想においては、前々回調査（平成29年度）から「夫婦ともに同じ程度」が増加傾向にある。

図表４-32　⑧介護や看護を要する家族の世話（経年比較）



⑨ 自治会や地域活動への参加

自治会や地域活動への参加の実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」23.7%＋「どちらかと言えば妻」12.4%）』が 36.1%、『夫が行う（「ほとんど夫」12.6%＋「どちらかと言えば夫」11.1%）』が 23.7%と、差（12.4 ポイント）が比較的小さい項目となっている。また、「夫婦とも同じ程度」は 15.4%となっている。

自治会や地域活動への参加の理想では、「夫婦とも同じ程度」が 46.2%と最も高くなっている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、男性は『夫が行う』（31.6%）が最も高く、女性は『妻が行う』（43.0%）が最も高くなっている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性（49.4%）が男性（42.8%）を6.6ポイント上回っている。

実態における性・年代別では、『妻が行う』は女性の50歳代で58.3%と高く、『夫が行う』は男性の60歳代で39.1%と高くなっている。

理想における性・年代別では、男女ともにすべての年代で「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性の30歳代以下で半数を超えている。

図表４-33　⑨自治会や地域活動への参加（性別、性・年代別）

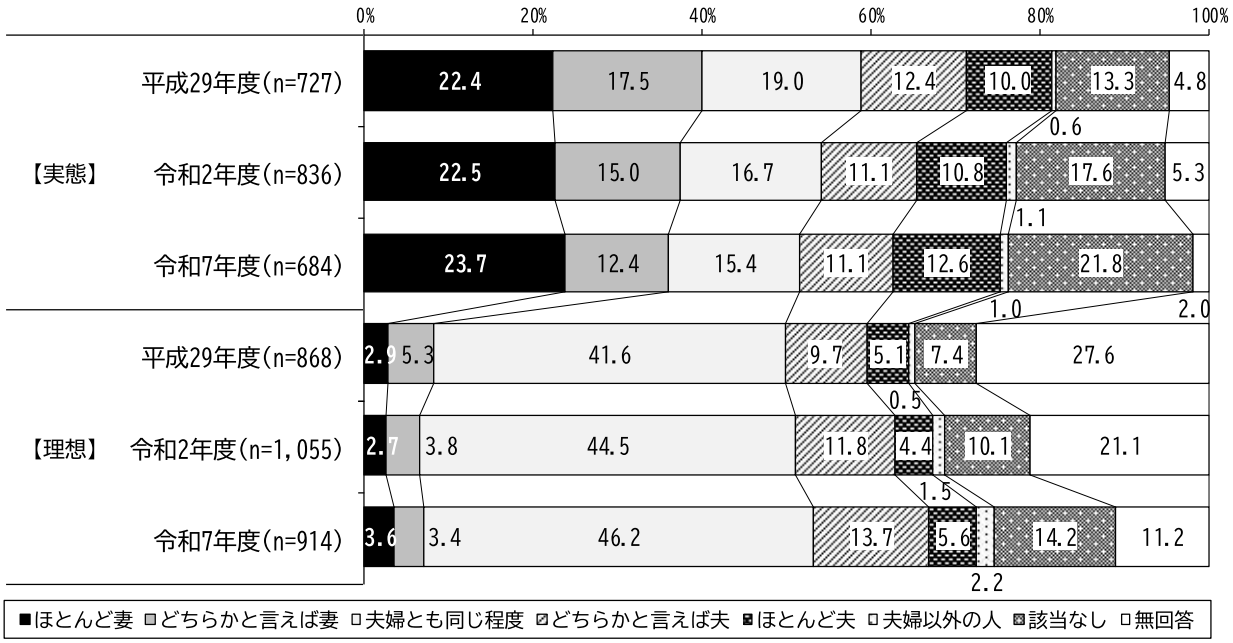
（件、%）

			回答数（n）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	該当なし	無回答
実態	全体		684	36.1	23.7	12.4	15.4	23.7	11.1	12.6	1.0	21.8	2.0
	男性	計	272	25.7	11.4	14.3	17.3	31.6	11.8	19.9	-	23.5	1.8
		20歳代以下	2	-	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-
		30歳代	38	2.6	2.6	-	15.8	34.2	18.4	15.8	-	47.4	-
		40歳代	44	22.7	6.8	15.9	15.9	22.7	4.5	18.2	-	36.4	2.3
		50歳代	49	38.8	20.4	18.4	14.3	26.5	10.2	16.3	-	20.4	-
		60歳代	69	36.2	13.0	23.2	13.0	39.1	15.9	23.2	-	10.1	1.4
		70歳代以上	70	21.4	11.4	10.0	24.3	32.9	10.0	22.9	-	17.1	4.3
	女性	計	381	43.0	31.5	11.5	14.2	18.1	10.5	7.6	1.8	21.3	1.6
		20歳代以下	13	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
		30歳代	69	26.1	15.9	10.1	21.7	10.1	4.3	5.8	1.4	40.6	-
		40歳代	80	48.8	42.5	6.3	7.5	15.0	8.8	6.3	3.8	25.0	-
		50歳代	72	58.3	43.1	15.3	8.3	19.4	15.3	4.2	-	12.5	1.4
		60歳代	84	47.6	32.1	15.5	14.3	22.6	13.1	9.5	1.2	13.1	1.2
		70歳代以上	63	39.7	27.0	12.7	23.8	27.0	12.7	14.3	3.2	-	6.3
理想	全体		914	7.0	3.6	3.4	46.2	19.3	13.7	5.6	2.2	14.2	11.2
	男性	計	374	9.4	4.3	5.1	42.8	16.3	12.0	4.3	1.6	18.7	11.2
		20歳代以下	52	11.5	5.8	5.8	48.1	13.5	11.5	1.9	3.8	21.2	1.9
		30歳代	55	7.3	1.8	5.5	40.0	20.0	12.7	7.3	3.6	25.5	3.6
		40歳代	61	9.8	1.6	8.2	45.9	8.2	4.9	3.3	3.3	29.5	3.3
		50歳代	58	10.3	8.6	1.7	48.3	20.7	15.5	5.2	-	15.5	5.2
		60歳代	74	9.5	4.1	5.4	44.6	21.6	17.6	4.1	-	10.8	13.5
		70歳代以上	74	8.1	4.1	4.1	32.4	13.5	9.5	4.1	-	13.5	32.4
	女性	計	502	5.4	3.2	2.2	49.4	21.1	14.7	6.4	2.8	11.6	9.8
		20歳代以下	71	7.0	2.8	4.2	57.7	9.9	5.6	4.2	2.8	18.3	4.2
		30歳代	92	4.3	1.1	3.3	53.3	18.5	12.0	6.5	3.3	19.6	1.1
		40歳代	92	8.7	7.6	1.1	46.7	20.7	14.1	6.5	5.4	16.3	2.2
		50歳代	89	3.4	2.2	1.1	47.2	29.2	20.2	9.0	2.2	4.5	13.5
		60歳代	92	5.4	2.2	3.3	47.8	17.4	14.1	3.3	2.2	8.7	18.5
		70歳代以上	65	3.1	3.1	-	44.6	30.8	23.1	7.7	-	-	21.5

【経年比較】

実態において、前々回調査（平成 29 年度）から『妻が行う』が減少傾向にある。また、理想においては、「夫婦ともに同じ程度」が増加傾向にある。

図表４-34　⑨自治会や地域活動への参加（経年比較）



⑩　自治会や地域活動の役員、責任者

自治会や地域活動の役員、責任者の実態では、『妻が行う（「ほとんど妻」20.5%＋「どちらかと言えば妻」9.5%）』が 30.0%、『夫が行う（「ほとんど夫」16.5%＋「どちらかと言えば夫」10.1%）』が 26.6%と、差（3.4 ポイント）が最も小さい項目となっている。また、「夫婦とも同じ程度」は 9.9%となっている。

自治会や地域活動の役員、責任者の理想では、「夫婦とも同じ程度」が 39.5%と最も高くなっている。また、『夫が行う』（23.1%）が『妻が行う』（6.1%）を 17.0 ポイント上回っている。

【性別、性・年代別】

実態における性別では、男性は『夫が行う』（30.1%）が最も高く、女性は『妻が行う』（35.4%）が最も高くなっている。

理想における性別では、男女ともに「夫婦とも同じ程度」が最も高く、女性（42.0%）が男性（37.4%）を4.6ポイント上回っている。

実態における性・年代別では、『夫が行う』は男性の60歳代で40.6%と最も高く、『妻が行う』は女性の50歳代で51.4%と最も高くなっている。

理想における性・年代別では、女性の20歳代以下で「夫婦とも同じ程度」が49.3%と最も高くなっている。

図表４-35　⑩自治会や地域活動の役員、責任者（性別、性・年代別）

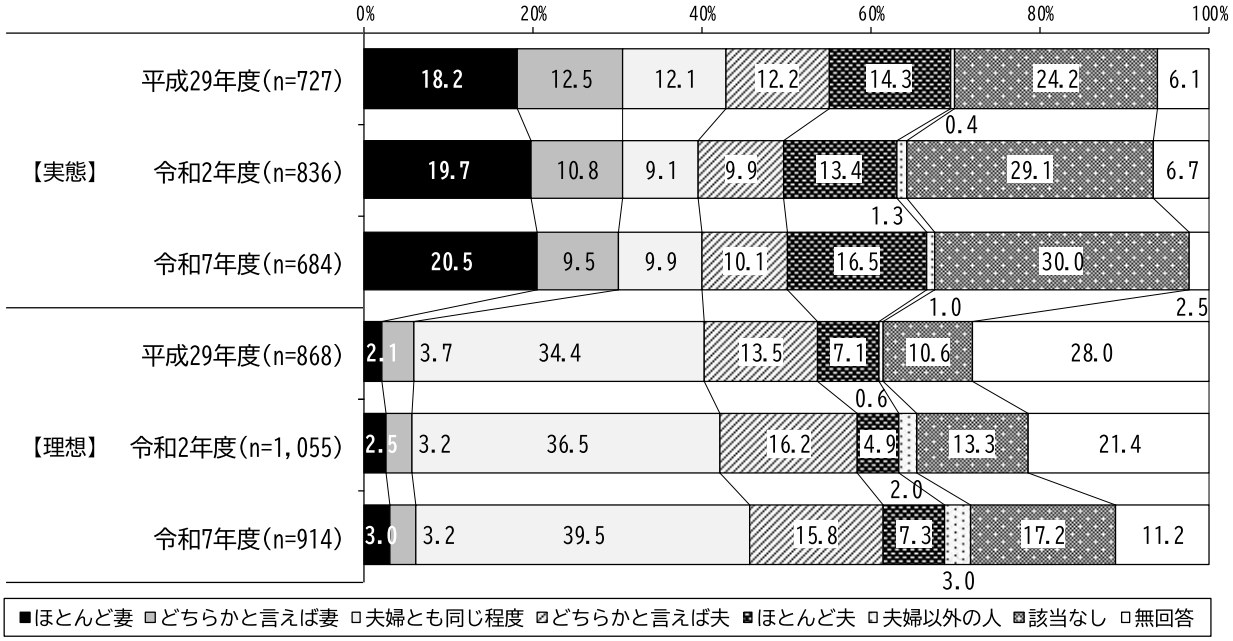
（件、%）

			回答数（n）	妻が行う	ほとんど妻	どちらかと言えば妻	夫婦とも同じ程度	夫が行う	どちらかと言えば夫	ほとんど夫	夫婦以外の人	該当なし	無回答
実態	全体		684	30.0	20.5	9.5	9.9	26.6	10.1	16.5	1.0	30.0	2.5
	男性	計	272	21.3	9.2	12.1	11.8	30.1	8.1	22.1	-	34.6	2.2
		20歳代以下	2	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
		30歳代	38	5.3	-	5.3	10.5	21.1	2.6	18.4	-	63.2	-
		40歳代	44	20.5	9.1	11.4	11.4	15.9	2.3	13.6	-	50.0	2.3
		50歳代	49	28.6	18.4	10.2	12.2	28.6	8.2	20.4	-	30.6	-
		60歳代	69	29.0	10.1	18.8	5.8	40.6	8.7	31.9	-	23.2	1.4
		70歳代以上	70	18.6	7.1	11.4	18.6	35.7	14.3	21.4	-	21.4	5.7
	女性	計	381	35.4	27.6	7.9	9.2	24.1	11.5	12.6	1.8	27.3	2.1
		20歳代以下	13	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
		30歳代	69	21.7	14.5	7.2	10.1	11.6	4.3	7.2	1.4	53.6	1.4
		40歳代	80	42.5	38.8	3.8	3.8	18.8	11.3	7.5	3.8	31.3	-
		50歳代	72	51.4	40.3	11.1	8.3	25.0	11.1	13.9	-	13.9	1.4
		60歳代	84	32.1	25.0	7.1	13.1	33.3	17.9	15.5	1.2	19.0	1.2
		70歳代以上	63	34.9	22.2	12.7	12.7	36.5	14.3	22.2	3.2	4.8	7.9
理想	全体		914	6.1	3.0	3.2	39.5	23.1	15.8	7.3	3.0	17.2	11.2
	男性	計	374	8.0	3.5	4.5	37.4	18.4	13.1	5.3	1.9	23.0	11.2
		20歳代以下	52	9.6	5.8	3.8	40.4	19.2	17.3	1.9	3.8	25.0	1.9
		30歳代	55	7.3	1.8	5.5	36.4	20.0	12.7	7.3	3.6	29.1	3.6
		40歳代	61	6.6	1.6	4.9	42.6	9.8	4.9	4.9	3.3	34.4	3.3
		50歳代	58	10.3	5.2	5.2	36.2	24.1	17.2	6.9	-	24.1	5.2
		60歳代	74	8.1	2.7	5.4	43.2	20.3	13.5	6.8	-	14.9	13.5
		70歳代以上	74	6.8	4.1	2.7	27.0	17.6	13.5	4.1	1.4	14.9	32.4
	女性	計	502	4.8	2.6	2.2	42.0	26.3	17.5	8.8	3.8	13.3	9.8
		20歳代以下	71	7.0	2.8	4.2	49.3	16.9	11.3	5.6	4.2	18.3	4.2
		30歳代	92	4.3	1.1	3.3	44.6	22.8	15.2	7.6	3.3	23.9	1.1
		40歳代	92	6.5	5.4	1.1	42.4	22.8	17.4	5.4	6.5	19.6	2.2
		50歳代	89	3.4	2.2	1.1	38.2	36.0	21.3	14.6	3.4	5.6	13.5
		60歳代	92	4.3	2.2	2.2	41.3	23.9	15.2	8.7	4.3	7.6	18.5
		70歳代以上	65	3.1	1.5	1.5	36.9	35.4	26.2	9.2	-	3.1	21.5

【経年比較】

実態において、前回調査（令和２年度）と比較して『夫が行う』が増加傾向にある。また、理想においては、前々回調査（平成 29 年度）から「夫婦とも同じ程度」が増加傾向にある。

図表４-36　⑩自治会や地域活動の役員、責任者（経年比較）



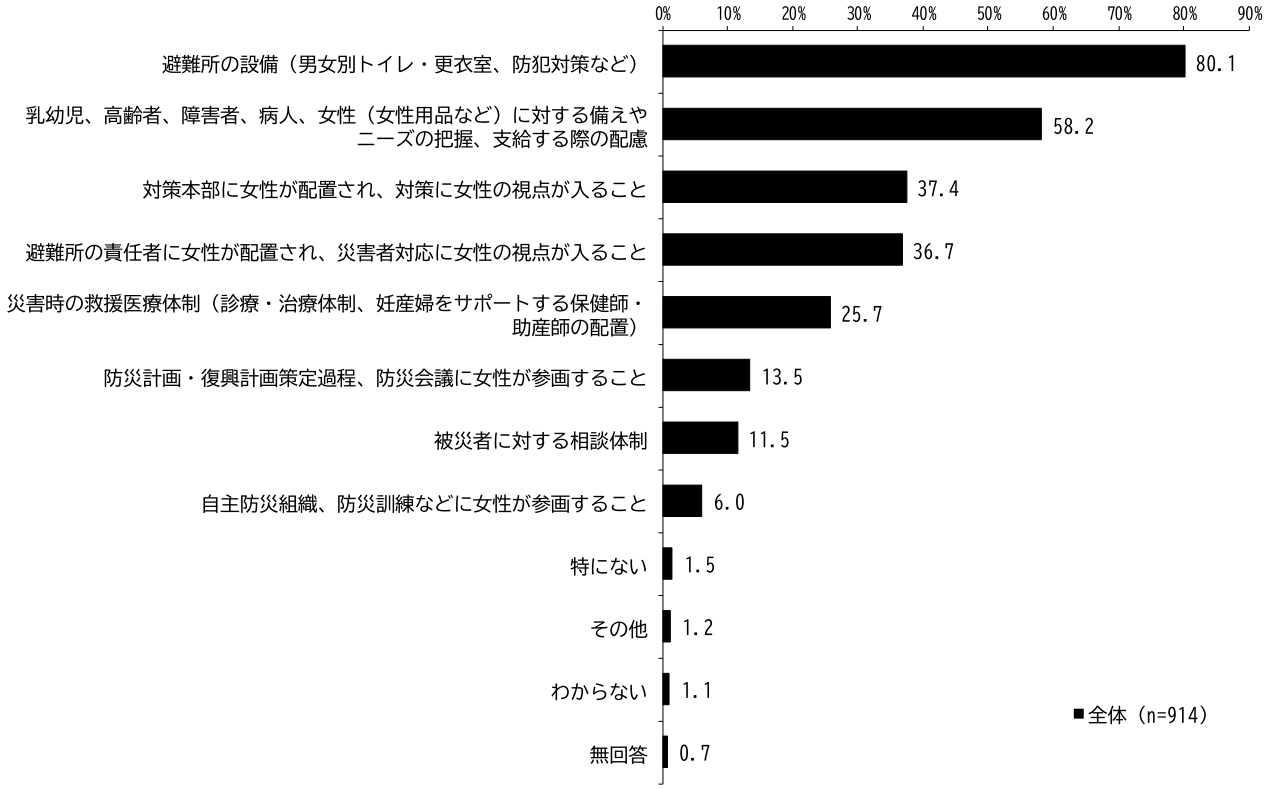
５．防災・災害復興対策について

（１）女性の視点での防災・災害復興対策

問９．あなたは、防災・災害復興対策で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまる数字を３つまで選んで○をつけてください。

女性の視点に配慮した防災・災害復興対策については、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策など）」が80.1%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が58.2%、「対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること」が37.4%などとなっている。

図表５－１　女性の視点で取り組む防災・災害復興対策（全体）



【性別、性・年代別】

全体の上位３項目を性別でみると、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策など）」は、女性（81.7%）が男性（78.6%）を3.1ポイント、「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」は、女性（61.2%）が男性（54.0%）を7.2ポイント上回っている。なお、「対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること」も、女性（42.8%）が男性（31.6%）を11.2ポイント上回っている。

性・年代別では、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策など）」は男性の60歳代で86.5%、女性の30歳代で85.9%と高くなっている。「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」は、女性の60歳代（69.6%）と30歳代（68.5%）で高くなっている。「対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること」は、女性の70歳代以上で60.0%と特に高くなっている。

図表５－２　女性の視点で取り組む防災・災害復興対策（性別、性・年代別）

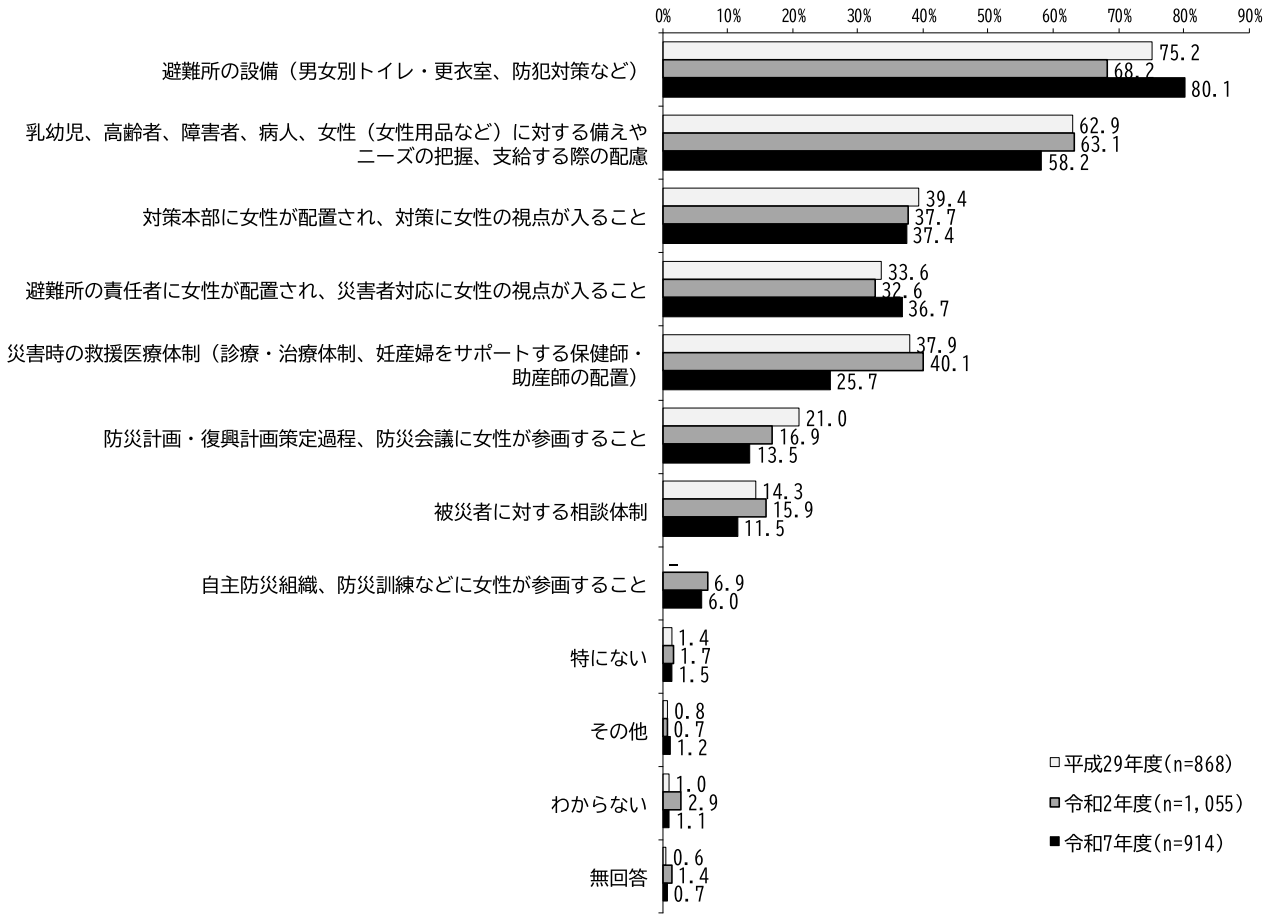
（件、%）

		回答数（ｎ）	避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策など）	避難所の責任者に女性が配置され、災害対応に女性の視点が入ること	乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮	災害時の救援医療体制（診療・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）	被災者に対する相談体制	対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること	防災計画・復興計画策定過程、防災会議に女性が参画すること	自主防災組織、防災訓練などに女性が参画すること	特にない	その他	わからない	無回答
全体		914	80.1	36.7	58.2	25.7	11.5	37.4	13.5	6.0	1.5	1.2	1.1	0.7
男性	計	374	78.6	32.9	54.0	27.3	11.8	31.6	15.0	8.3	3.2	1.3	1.9	0.3
	20歳代以下	52	65.4	15.4	42.3	19.2	11.5	17.3	11.5	7.7	9.6	1.9	7.7	-
	30歳代	55	74.5	30.9	58.2	38.2	9.1	20.0	5.5	9.1	5.5	-	3.6	-
	40歳代	61	83.6	47.5	55.7	21.3	11.5	26.2	14.8	4.9	3.3	1.6	-	-
	50歳代	58	84.5	36.2	60.3	31.0	10.3	29.3	8.6	5.2	1.7	1.7	1.7	-
	60歳代	74	86.5	33.8	62.2	23.0	10.8	39.2	17.6	9.5	-	2.7	-	-
	70歳代以上	74	74.3	31.1	44.6	31.1	16.2	48.6	27.0	12.2	1.4	-	-	1.4
女性	計	502	81.7	39.2	61.2	23.7	11.6	42.8	12.4	3.8	0.2	1.0	0.6	1.0
	20歳代以下	71	83.1	29.6	63.4	23.9	7.0	28.2	7.0	2.8	-	-	2.8	1.4
	30歳代	92	85.9	45.7	68.5	20.7	3.3	40.2	5.4	1.1	1.1	2.2	-	-
	40歳代	92	82.6	45.7	56.5	26.1	10.9	40.2	8.7	4.3	-	1.1	-	1.1
	50歳代	89	83.1	42.7	62.9	20.2	12.4	42.7	16.9	7.9	-	1.1	1.1	1.1
	60歳代	92	84.8	30.4	69.6	28.3	19.6	46.7	8.7	2.2	-	1.1	-	1.1
	70歳代以上	65	66.2	40.0	40.0	23.1	16.9	60.0	32.3	4.6	-	-	-	1.5

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較すると、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策など）」が11.9ポイント増加し、「災害時の救援医療体制（診療・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）」が14.4ポイント、「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が4.9ポイント減少している。

図表５－３　女性の視点で取り組む防災・災害復興対策（経年比較）



※「自主防災組織・防災訓練などに女性が参画すること」は前回調査（令和２年度）で追加

６．女性の就業のあり方や現状について

（１）女性の就業のあり方

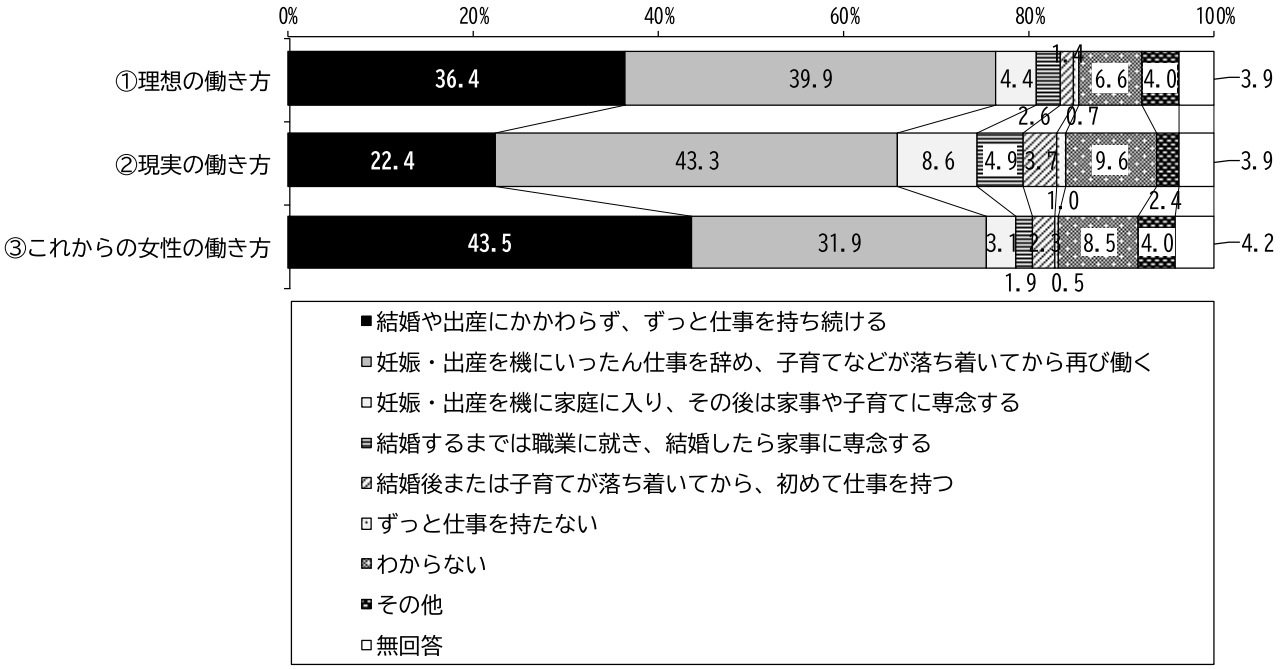
問10. 女性（男性の場合は「妻・パートナー」）の働き方として、①理想の働き方、②現実の働き方、③これからの女性の働き方について、Ａ～Ｈの就業形態であてはまる数字を次の中から１つずつ選んで○をつけてください。

女性の理想の働き方については、「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」が39.9％と最も高く、次いで「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」が36.4％となっている。

女性の現実の働き方については、「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」が43.3％と最も高く、次いで「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」が22.4％となっている。

これからの女性の働き方については、「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」が43.5％と最も高く、次いで「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」が31.9％となっている。

図表６－１　女性の働き方について（全体）



働き方＼就業形態		結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける	妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く	妊娠・出産を機に家庭に入り、その後は家事や子育てに専念する	結婚するまでは職業に就き、結婚したら家事に専念する	結婚後または子育てが落ち着いてから、初めて仕事を持つ	ずっと仕事を持たない	わからない	その他	無回答	サンプル数（ｎ）
①理想の働き方	回答数（件）	333	365	40	24	13	6	60	37	36	914
	構成比（％）	36.4	39.9	4.4	2.6	1.4	0.7	6.6	4.0	3.9	100.0
②現実の働き方	回答数（件）	205	396	79	45	34	9	88	22	36	914
	構成比（％）	22.4	43.3	8.6	4.9	3.7	1.0	9.6	2.4	3.9	100.0
③これからの女性の働き方	回答数（件）	398	292	28	17	21	5	78	37	38	914
	構成比（％）	43.5	31.9	3.1	1.9	2.3	0.5	8.5	4.0	4.2	100.0

【性別、性・年代別】

女性の理想の働き方における性別では、男性は「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」が39.8％と最も高く、女性は「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」が39.8％と最も高くなっている。

女性の現実の働き方における性別では、男女ともに「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」がそれぞれ44.7％、42.6％と最も高くなっている。

これからの女性の働き方における性別では、男女ともに「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」がそれぞれ35.6％、49.6％と最も高くなっている。

女性の理想の働き方における性・年代別では、「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」は女性の60歳代で50.0％と高く、「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」は男性の50歳代で50.0％と高くなっている。

女性の現実の働き方における性・年代別では、「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」は、男女ともに50歳代と女性の60歳代で半数を超えている。

これからの女性の働き方における性・年代別では、「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」は女性の60歳代で60.9％と高く、「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」は男性の30歳代（49.1％）と40歳代（46.6％）で高くなっている。

図表６－２　女性の働き方について（性別、性・年代別）

（件、％）

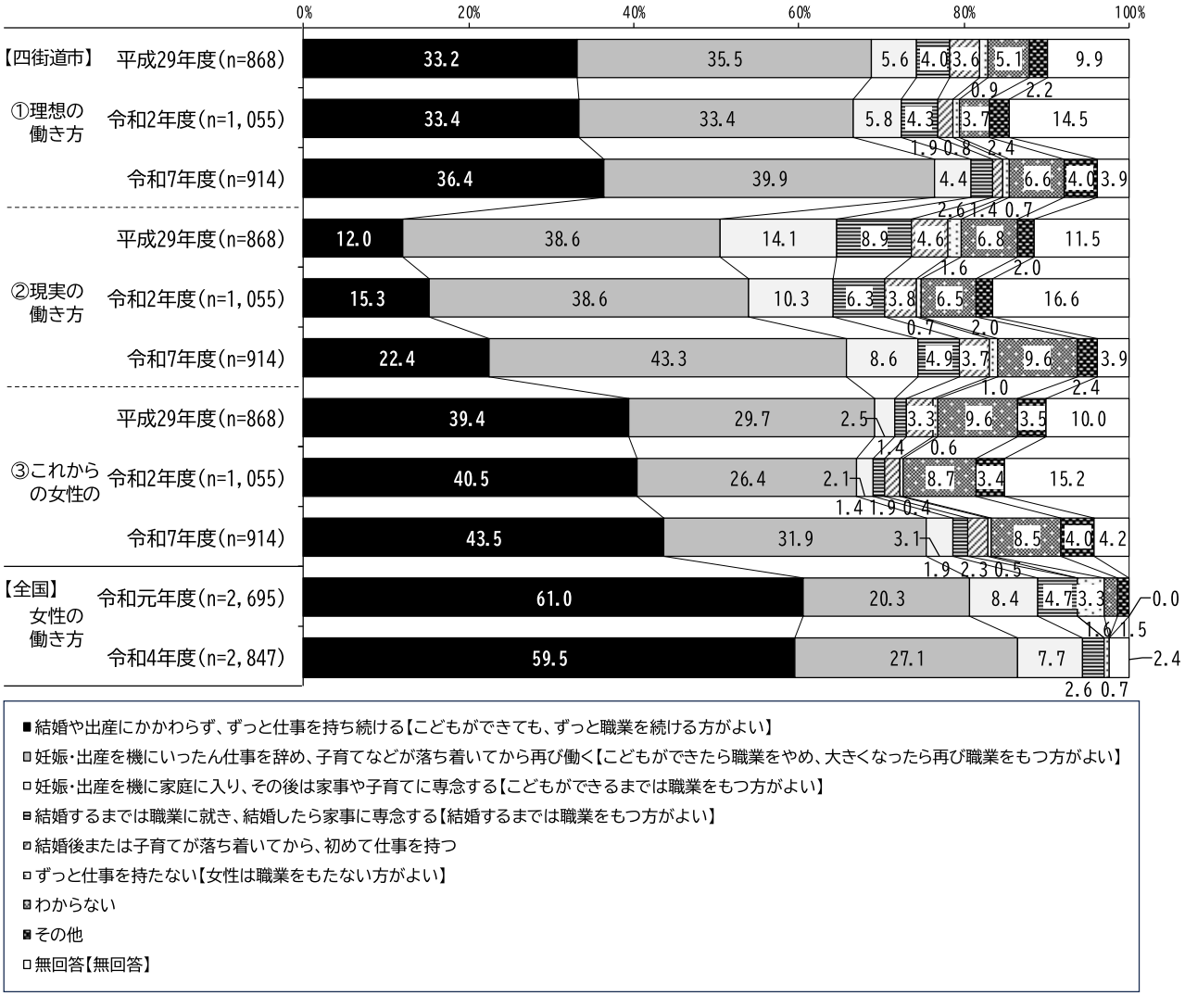
			回答数（ｎ）	結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける	妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く	妊娠・出産を機に家庭に入り、その後は家事や子育てに専念する	結婚するまでは職業に就き、結婚したら家事に専念する	結婚後または子育てが落ち着いてから、初めて仕事を持つ	ずっと仕事を持たない	わからない	その他	無回答
理想の働き方	全体		914	36.4	39.9	4.4	2.6	1.4	0.7	6.6	4.0	3.9
	男性	計	374	32.4	39.8	5.3	2.7	1.6	0.8	9.4	4.5	3.5
		20歳代以下	52	23.1	32.7	11.5	5.8	3.8	－	13.5	7.7	1.9
		30歳代	55	27.3	47.3	3.6	3.6	－	－	7.3	9.1	1.8
		40歳代	61	34.4	32.8	8.2	3.3	1.6	1.6	11.5	4.9	1.6
		50歳代	58	32.8	50.0	1.7	1.7	1.7	1.7	10.3	－	－
		60歳代	74	37.8	43.2	1.4	1.4	1.4	－	9.5	4.1	1.4
		70歳代以上	74	35.1	33.8	6.8	1.4	1.4	1.4	5.4	2.7	12.2
	女性	計	502	39.8	39.4	4.0	2.6	1.4	0.6	4.4	4.0	3.8
		20歳代以下	71	36.6	46.5	5.6	1.4	2.8	2.8	1.4	2.8	－
		30歳代	92	41.3	38.0	3.3	4.3	1.1	－	1.1	8.7	2.2
		40歳代	92	41.3	35.9	7.6	3.3	－	－	4.3	5.4	2.2
		50歳代	89	33.7	43.8	3.4	2.2	－	－	5.6	3.4	7.9
		60歳代	92	50.0	31.5	2.2	1.1	－	1.1	7.6	2.2	4.3
		70歳代以上	65	32.3	44.6	1.5	3.1	6.2	－	6.2	－	6.2
現実の働き方	全体		914	22.4	43.3	8.6	4.9	3.7	1.0	9.6	2.4	3.9
	男性	計	374	16.6	44.7	11.0	5.3	3.7	1.3	12.6	2.1	2.7
		20歳代以下	52	5.8	36.5	21.2	7.7	1.9	－	21.2	3.8	1.9
		30歳代	55	23.6	41.8	10.9	1.8	－	1.8	16.4	3.6	－
		40歳代	61	26.2	42.6	8.2	4.9	4.9	－	11.5	－	1.6
		50歳代	58	12.1	53.4	5.2	8.6	1.7	1.7	17.2	－	－
		60歳代	74	17.6	50.0	8.1	5.4	5.4	2.7	6.8	2.7	1.4
		70歳代以上	74	13.5	41.9	13.5	4.1	6.8	1.4	6.8	2.7	9.5
	女性	計	502	26.9	42.6	7.4	4.8	3.2	0.8	7.2	2.8	4.4
		20歳代以下	71	28.2	33.8	9.9	5.6	1.4	1.4	18.3	1.4	－
		30歳代	92	39.1	31.5	4.3	6.5	5.4	1.1	4.3	6.5	1.1
		40歳代	92	34.8	40.2	6.5	3.3	2.2	1.1	5.4	3.3	3.3
		50歳代	89	16.9	56.2	4.5	3.4	1.1	1.1	5.6	3.4	7.9
		60歳代	92	19.6	55.4	7.6	3.3	2.2	－	4.3	1.1	6.5
		70歳代以上	65	20.0	35.4	13.8	7.7	7.7	－	7.7	－	7.7
これからの女性の働き方	全体		914	43.5	31.9	3.1	1.9	2.3	0.5	8.5	4.0	4.2
	男性	計	374	35.6	34.5	5.6	2.7	4.0	0.5	9.9	3.5	3.7
		20歳代以下	52	21.2	30.8	15.4	11.5	1.9	－	13.5	3.8	1.9
		30歳代	55	25.5	49.1	1.8	1.8	1.8	－	12.7	5.5	1.8
		40歳代	61	42.6	29.5	6.6	－	3.3	－	11.5	4.9	1.6
		50歳代	58	37.9	46.6	－	－	1.7	1.7	12.1	－	－
		60歳代	74	48.6	25.7	4.1	4.1	4.1	－	5.4	5.4	2.7
		70歳代以上	74	32.4	29.7	6.8	－	9.5	1.4	6.8	1.4	12.2
	女性	計	502	49.6	30.5	1.4	1.2	0.8	0.6	7.4	4.6	4.0
		20歳代以下	71	38.0	40.8	5.6	－	1.4	1.4	9.9	2.8	－
		30歳代	92	52.2	28.3	－	2.2	1.1	－	6.5	8.7	1.1
		40歳代	92	46.7	29.3	2.2	3.3	－	－	6.5	7.6	4.3
		50歳代	89	48.3	31.5	1.1	－	－	1.1	7.9	4.5	5.6
		60歳代	92	60.9	23.9	－	－	－	1.1	6.5	2.2	5.4
		70歳代以上	65	49.2	30.8	－	1.5	3.1	－	7.7	－	7.7

【経年比較】

女性の理想の働き方、現実の働き方、これからの女性の働き方とも、前々回調査（平成29年度）から「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける」が増加傾向にある。前回調査（令和２年度）と比較すると、女性の理想の働き方、現実の働き方、これからの女性の働き方とも「妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く」は増加傾向にある。

全国調査の女性の働き方では、前回調査（令和元年度）から「こどもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が増加傾向にある。

図表６－３　女性の働き方について（経年比較）



※全国調査の設問は次のとおり

内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」『Ｑ４一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。（○は１つ）』

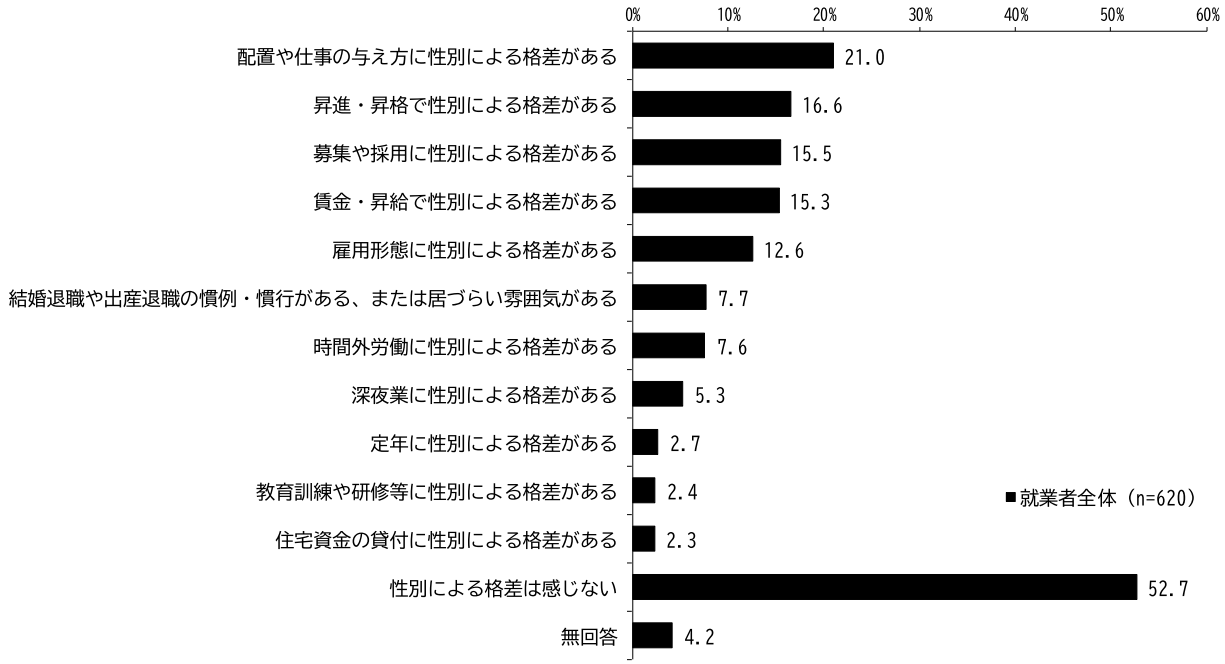
（ア）　女性は職業をもたない方がよい
（イ）　結婚するまでは職業をもつ方がよい
（ウ）　こどもができるまでは、職業をもつ方がよい
（エ）　こどもができても、ずっと職業を続ける方がよい
（オ）　こどもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい

（２）職場における性別による格差

問11. 現在、仕事をされている方に伺います。（現在、仕事をされていない方は問12へお進みください。）職場で次のようなことがありますか。（あると感じますか。）次の中からあてはまる数字すべてに○をつけてください。

職場での性別による格差については、「性別による格差は感じない」が52.7％と最も高くなっている。一方、性別格差があるという項目のなかでは、「配置や仕事の与え方に性別による格差がある」が21.0％と最も高く、次いで「昇進・昇格で性別による格差がある」が16.6％、「募集や採用に性別による格差がある」が15.5％などとなっている。

図表６－４　職場での性別による格差（全体）



【性別、性・年代別】

性別では、「性別による格差は感じない」は、女性（53.8%）が男性（50.6%）を3.2ポイント上回っている。「配置や仕事の与え方に性別による格差がある」は、男性（21.9%）と女性（20.7%）が同水準、「昇進・昇格で性別による格差がある」も、男性（16.7%）と女性（17.2%）が同水準となっている。「募集や採用に性別による格差がある」は、男性（17.5%）が女性（14.2%）を3.3ポイント上回っている。

性・年代別では、「性別による格差は感じない」は、女性の20歳代以下で60.0%と高くなっている。「配置や仕事の与え方に性別による格差がある」は男性の50歳代と女性の40歳代（ともに29.1%）で高くなっている。「昇進・昇格で性別による格差がある」は、女性の30歳代（24.7%）と男性の70歳代以上（24.0%）で高くなっている。「募集や採用に性別による格差がある」は、男性の20歳代以下で24.0%と他の性・年代より高くなっている。

図表６－５　職場での性別による格差（性別、性・年代別）

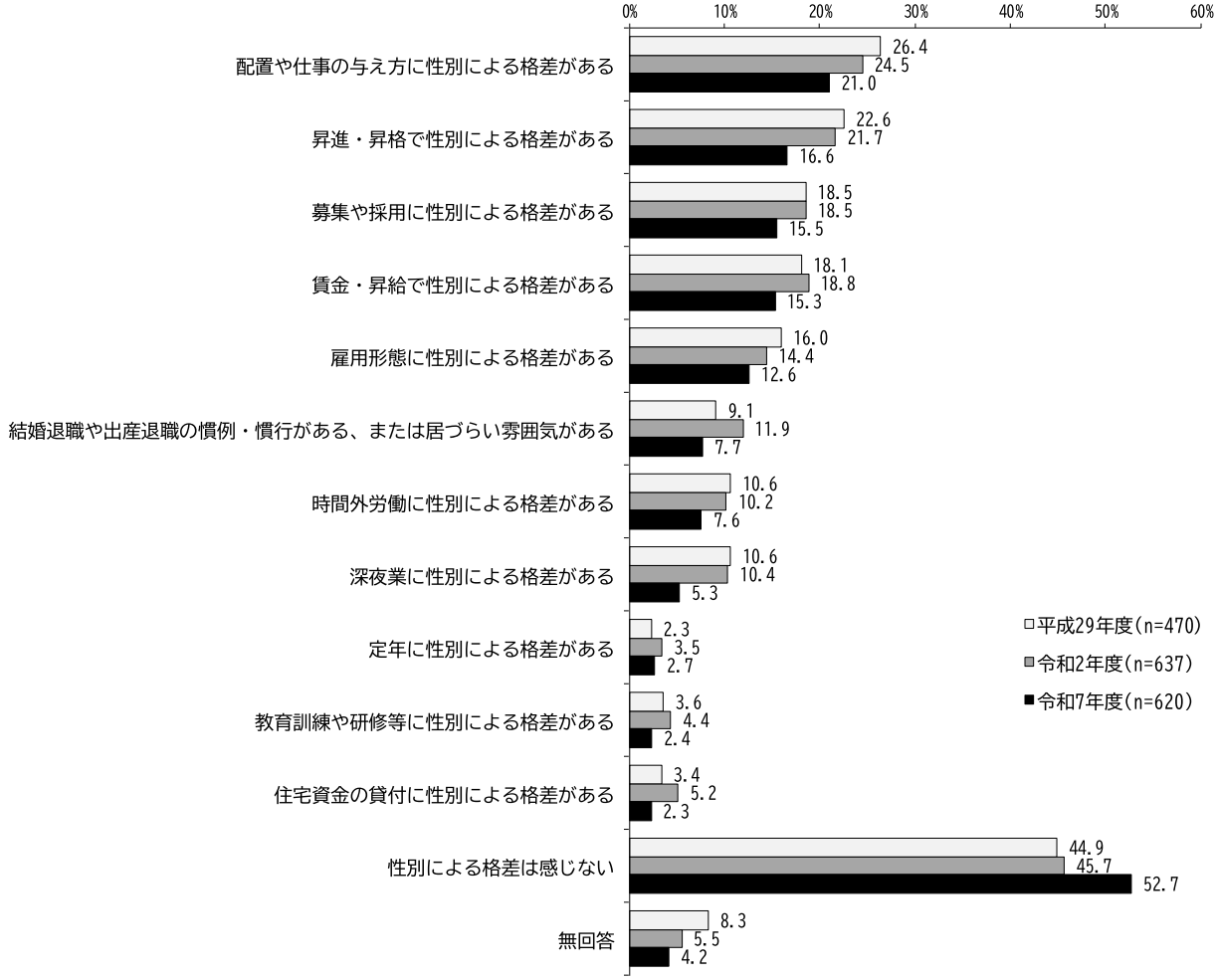
（件、%）

		回答数（ｎ）	募集や採用に性別による格差がある	賃金・昇給で性別による格差がある	昇進・昇格で性別による格差がある	雇用形態に性別による格差がある	時間外労働に性別による格差がある	定年に性別による格差がある	深夜業に性別による格差がある	住宅資金の貸付に性別による格差がある	配置や仕事の与え方に性別による格差がある	教育訓練や研修等に性別による格差がある	結婚退職や出産退職の慣例・慣行がある、または居づらい雰囲気がある	性別による格差は感じない	無回答
全体		620	15.5	15.3	16.6	12.6	7.6	2.7	5.3	2.3	21.0	2.4	7.7	52.7	4.2
男性	計	269	17.5	13.0	16.7	11.5	13.0	1.9	8.6	1.1	21.9	2.6	5.2	50.6	4.5
	20歳代以下	25	24.0	12.0	16.0	8.0	12.0	4.0	12.0	4.0	12.0	－	12.0	52.0	－
	30歳代	53	17.0	1.9	11.3	9.4	11.3	－	1.9	－	22.6	3.8	7.5	52.8	－
	40歳代	56	19.6	17.9	16.1	7.1	16.1	1.8	12.5	－	28.6	5.4	3.6	46.4	1.8
	50歳代	55	18.2	20.0	20.0	16.4	18.2	－	10.9	3.6	29.1	3.6	3.6	49.1	1.8
	60歳代	55	12.7	9.1	16.4	10.9	7.3	－	7.3	－	10.9	－	3.6	54.5	7.3
	70歳代以上	25	16.0	20.0	24.0	20.0	12.0	12.0	8.0	－	24.0	－	4.0	48.0	24.0
女性	計	338	14.2	17.5	17.2	13.6	3.6	3.6	3.0	3.3	20.7	2.4	10.1	53.8	3.6
	20歳代以下	35	5.7	8.6	8.6	2.9	－	－	5.7	2.9	14.3	－	14.3	60.0	－
	30歳代	81	19.8	19.8	24.7	16.0	3.7	1.2	1.2	3.7	19.8	1.2	16.0	51.9	3.7
	40歳代	79	20.3	19.0	19.0	17.7	5.1	1.3	3.8	7.6	29.1	7.6	11.4	49.4	－
	50歳代	75	13.3	21.3	18.7	16.0	4.0	8.0	2.7	1.3	21.3	1.3	8.0	53.3	1.3
	60歳代	59	6.8	11.9	10.2	10.2	3.4	6.8	3.4	－	16.9	－	1.7	59.3	10.2
	70歳代以上	8	－	12.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	62.5	25.0

【経年比較】

前回調査（令和２年度）と比較して、「性別による格差は感じない」は増加傾向にあり、性別格差があるというすべての項目は減少傾向にある。なお、前々回調査（平成29年度）時点における「性別による格差は感じない」は44.9％であったが、今回調査（令和７年度）では52.7％まで増加し、半数を超えている。

図表６－６　職場での性別による格差（経年比較）



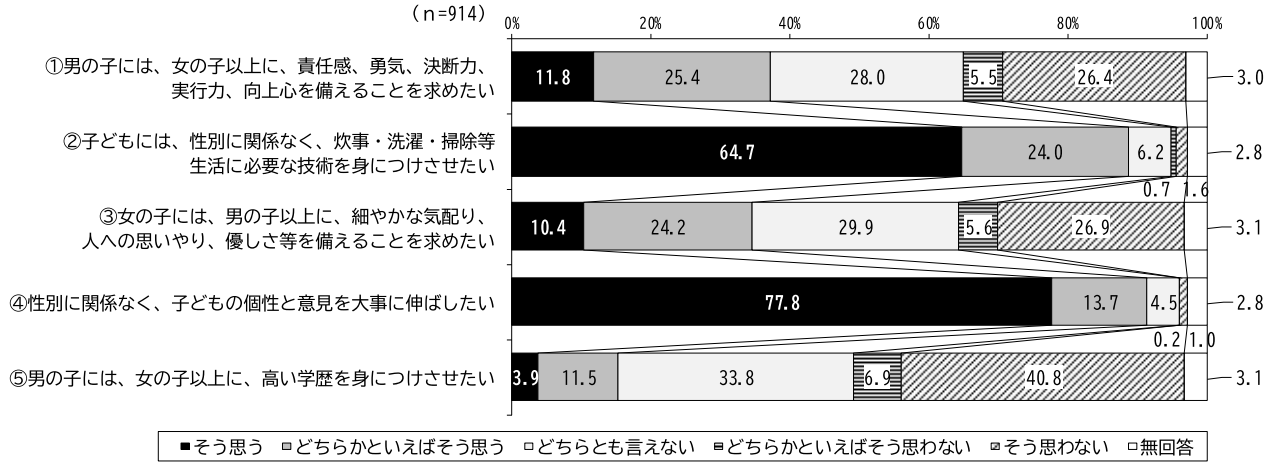
７．子どもの性別による子育てのあり方について

（１）子どもの性別と子育てのあり方

問12. 子どもの性別や子育てのあり方についてどう思いますか。次の①～⑤それぞれの項目について、あてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

子どもの性別や子育てのあり方については、『思う（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）』は、「④性別に関係なく、子どもの個性と意見を大事に伸ばしたい」（91.5%）で最も高く、次いで「②子どもには、性別に関係なく、炊事・洗濯・掃除等生活に必要な技術を身につけさせたい」（88.6%）となっている。また、『思わない（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）』は、「⑤男の子には、女の子以上に、高い学歴を身につけさせたい」（47.7%）で最も高くなっている。

図表７－１　子どもの性別による子育てのあり方について（全体）



項目＼近いもの		思う	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらとも言えない	思わない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答	サンプル数（n）
①男の子には、女の子以上に、責任感、勇気、決断力、実行力、向上心を備えることを求めたい	回答数（件）	340	108	232	256	291	50	241	27	914
	構成比（%）	37.2	11.8	25.4	28.0	31.8	5.5	26.4	3.0	100.0
②子どもには、性別に関係なく、炊事・洗濯・掃除等生活に必要な技術を身につけさせたい	回答数（件）	810	591	219	57	21	6	15	26	914
	構成比（%）	88.6	64.7	24.0	6.2	2.3	0.7	1.6	2.8	100.0
③女の子には、男の子以上に、細やかな気配り、人への思いやり、優しさ等を備えることを求めたい	回答数（件）	316	95	221	273	297	51	246	28	914
	構成比（%）	34.6	10.4	24.2	29.9	32.5	5.6	26.9	3.1	100.0
④性別に関係なく、子どもの個性と意見を大事に伸ばしたい	回答数（件）	836	711	125	41	11	2	9	26	914
	構成比（%）	91.5	77.8	13.7	4.5	1.2	0.2	1.0	2.8	100.0
⑤男の子には、女の子以上に、高い学歴を身につけさせたい	回答数（件）	141	36	105	309	436	63	373	28	914
	構成比（%）	15.4	3.9	11.5	33.8	47.7	6.9	40.8	3.1	100.0

① 男の子には、女の子以上に、責任感、勇気、決断力、実行力、向上心を備えることを求めたい

『思う（「そう思う」11.8%＋「どちらかといえばそう思う」25.4%）』（37.2%）が、『思わない（「そう思わない」26.4%＋「どちらかといえばそう思わない」5.5%）』（31.8%）を5.4ポイント上回っている。また、「どちらとも言えない」は28.0%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに『思う』が最も高く、男性（41.2%）が女性（35.1%）を6.1ポイント上回っている。

性・年代別では、『思う』は男性の20歳代以下で51.9%と高くなっている。

図表７－２　①男の子には、女の子以上に、責任感、勇気、決断力、実行力、向上心を備えることを求めたい（性別、性・年代別）

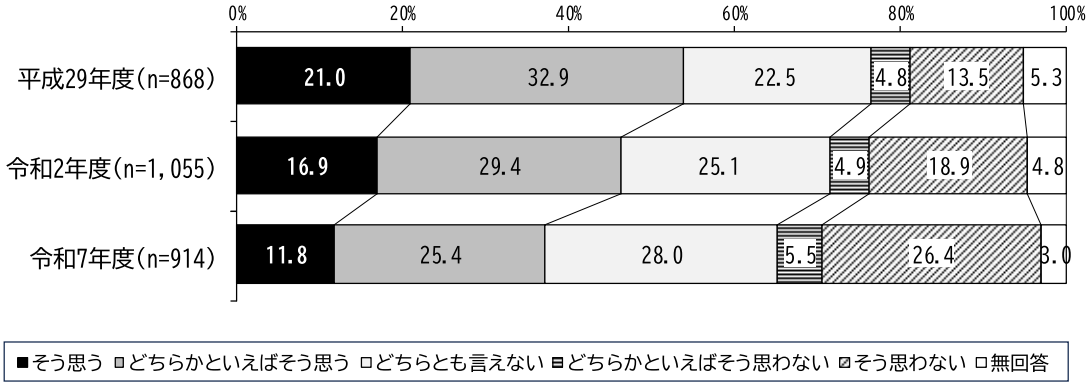
（件、%）

		回答数（n）	思う	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらとも言えない	思わない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		914	37.2	11.8	25.4	28.0	31.8	5.5	26.4	3.0
男性	計	374	41.2	15.2	25.9	28.6	26.7	4.3	22.5	3.5
	20歳代以下	52	51.9	15.4	36.5	26.9	19.2	－	19.2	1.9
	30歳代	55	38.2	18.2	20.0	25.5	36.4	3.6	32.7	－
	40歳代	61	41.0	16.4	24.6	27.9	29.5	3.3	26.2	1.6
	50歳代	58	48.3	19.0	29.3	24.1	24.1	3.4	20.7	3.4
	60歳代	74	32.4	6.8	25.7	37.8	28.4	4.1	24.3	1.4
	70歳代以上	74	39.2	17.6	21.6	27.0	23.0	9.5	13.5	10.8
女性	計	502	35.1	9.6	25.5	26.7	36.1	6.2	29.9	2.2
	20歳代以下	71	31.0	8.5	22.5	28.2	40.8	11.3	29.6	－
	30歳代	92	29.3	8.7	20.7	23.9	46.7	5.4	41.3	－
	40歳代	92	42.4	12.0	30.4	23.9	33.7	5.4	28.3	－
	50歳代	89	41.6	10.1	31.5	22.5	30.3	5.6	24.7	5.6
	60歳代	92	32.6	8.7	23.9	27.2	35.9	5.4	30.4	4.3
	70歳代以上	65	30.8	7.7	23.1	38.5	27.7	4.6	23.1	3.1

【経年比較】

前々回調査（平成29年度）から『思う』は減少傾向にあり、『思わない』は増加傾向にある。

図表７－３　①男の子には、女の子以上に、責任感、勇気、決断力、実行力、向上心を備えることを求めたい（経年比較）



② 子どもには、性別に関係なく、炊事・洗濯・掃除等生活に必要な技術を身につけさせたい

『思う（「そう思う」64.7%＋「どちらかといえばそう思う」24.0%）』（88.6%）が、『思わない（「そう思わない」1.6%＋「どちらかといえばそう思わない」0.7%）』（2.3%）を大きく上回っている。

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに『思う』が最も高く、女性（90.8%）が男性（86.6%）を4.2ポイント上回っている。

性・年代別では、『思う』は男女ともに30歳代でそれぞれ94.8%、96.7%と高くなっている。

図表７－４　②子どもには、性別に関係なく、炊事・洗濯・掃除等生活に必要な技術を身につけさせたい（性別、性・年代別）

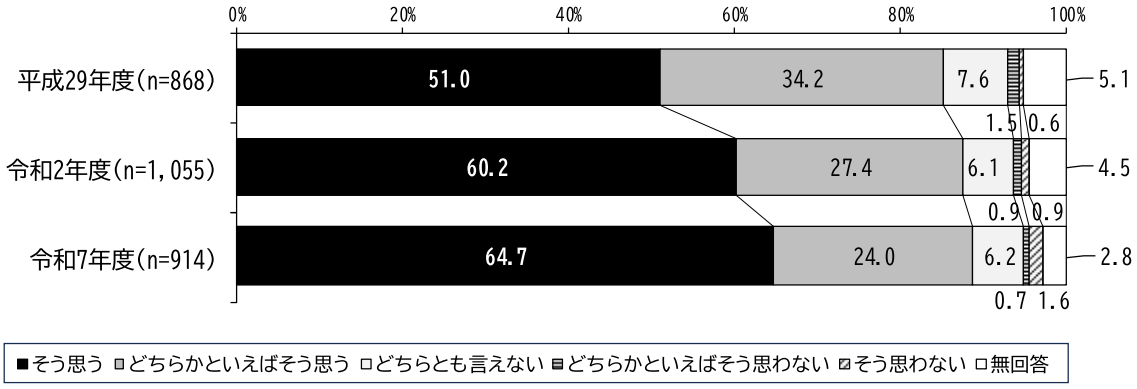
（件、%）

		回答数（n）	思う	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらとも言えない	思わない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		914	88.6	64.7	24.0	6.2	2.3	0.7	1.6	2.8
男性	計	374	86.6	56.7	29.9	6.4	3.5	1.1	2.4	3.5
	20歳代以下	52	84.6	51.9	32.7	7.7	5.8	－	5.8	1.9
	30歳代	55	94.5	70.9	23.6	1.8	3.6	－	3.6	－
	40歳代	61	91.8	73.8	18.0	3.3	3.3	－	3.3	1.6
	50歳代	58	87.9	65.5	22.4	8.6	－	－	－	3.4
	60歳代	74	86.5	50.0	36.5	8.1	4.1	2.7	1.4	1.4
	70歳代以上	74	77.0	35.1	41.9	8.1	4.1	2.7	1.4	10.8
女性	計	502	90.8	71.9	18.9	5.8	1.4	0.4	1.0	2.0
	20歳代以下	71	88.7	71.8	16.9	8.5	2.8	1.4	1.4	－
	30歳代	92	96.7	82.6	14.1	3.3	－	－	－	－
	40歳代	92	93.5	73.9	19.6	3.3	3.3	1.1	2.2	－
	50歳代	89	87.6	70.8	16.9	7.9	－	－	－	4.5
	60歳代	92	92.4	72.8	19.6	3.3	－	－	－	4.3
	70歳代以上	65	83.1	55.4	27.7	10.8	3.1	－	3.1	3.1

【経年比較】

前々回調査（平成29年度）から「そう思う」が増加傾向にある。

図表７－５　②子どもには、性別に関係なく、炊事・洗濯・掃除等生活に必要な技術を身につけさせたい（経年比較）



③　女の子には、男の子以上に、細やかな気配り、人への思いやり、優しさ等を備えることを求めたい

『思う（「そう思う」10.4%＋「どちらかといえばそう思う」24.2%）』（34.6%）が、『思わない（「そう思わない」26.9%＋「どちらかといえばそう思わない」5.6%）』（32.5%）を2.1ポイント上回っている。また、「どちらとも言えない」は29.9%となっている。

【性別、性・年代別】

性別でみると、男性では『思う』が39.6%と最も高く、女性では『思わない』が37.3%と最も高くなっている。

性・年代別では、男性の50歳代で『思う』が46.6%と最も高く、女性の30歳代で『思わない』が51.1%と最も高くなっている。

図表７－６　③女の子には、男の子以上に、細やかな気配り、人への思いやり、優しさ等を備えることを求めたい（性別、性・年代別）

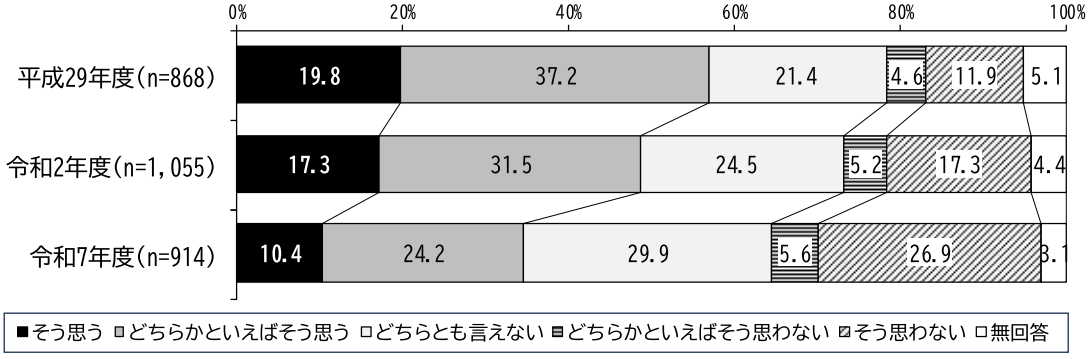
（件、%）

		回答数（n）	思う	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらとも言えない	思わない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		914	34.6	10.4	24.2	29.9	32.5	5.6	26.9	3.1
男性	計	374	39.6	12.8	26.7	29.9	26.7	4.0	22.7	3.7
	20歳代以下	52	44.2	15.4	28.8	25.0	28.8	5.8	23.1	1.9
	30歳代	55	30.9	10.9	20.0	34.5	34.5	3.6	30.9	－
	40歳代	61	34.4	13.1	21.3	31.1	32.8	3.3	29.5	1.6
	50歳代	58	46.6	13.8	32.8	29.3	20.7	1.7	19.0	3.4
	60歳代	74	37.8	9.5	28.4	35.1	25.7	4.1	21.6	1.4
	70歳代以上	74	43.2	14.9	28.4	24.3	20.3	5.4	14.9	12.2
女性	計	502	30.7	8.8	21.9	29.9	37.3	6.6	30.7	2.2
	20歳代以下	71	22.5	8.5	14.1	31.0	46.5	12.7	33.8	－
	30歳代	92	22.8	6.5	16.3	26.1	51.1	7.6	43.5	－
	40歳代	92	34.8	7.6	27.2	31.5	33.7	5.4	28.3	－
	50歳代	89	30.3	11.2	19.1	38.2	25.8	4.5	21.3	5.6
	60歳代	92	30.4	8.7	21.7	26.1	39.1	6.5	32.6	4.3
	70歳代以上	65	44.6	10.8	33.8	26.2	26.2	3.1	23.1	3.1

【経年比較】

前々回調査（平成29年度）から『思う』が減少傾向にあり、『思わない』と「どちらとも言えない」が増加傾向にある。

図表７－７　③女の子には、男の子以上に、細やかな気配り、人への思いやり、優しさ等を備えることを求めたい（経年比較）



④　性別に関係なく、子どもの個性と意見を大事に伸ばしたい

『思う（「そう思う」77.8%＋「どちらかといえばそう思う」13.7%）』（91.5%）が、『思わない（「そう思わない」1.0%＋「どちらかといえばそう思わない」0.2%）』（1.2%）を大幅に上回っている。

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに『思う』が最も高く、女性（93.2%）が男性（90.4%）を2.8ポイント上回っている。

性・年代別では、『思う』は女性の30歳代と40歳代でともに96.7%と最も高くなっている。

図表７－８　④性別に関係なく、子どもの個性と意見を大事に伸ばしたい（性別・性年代別）

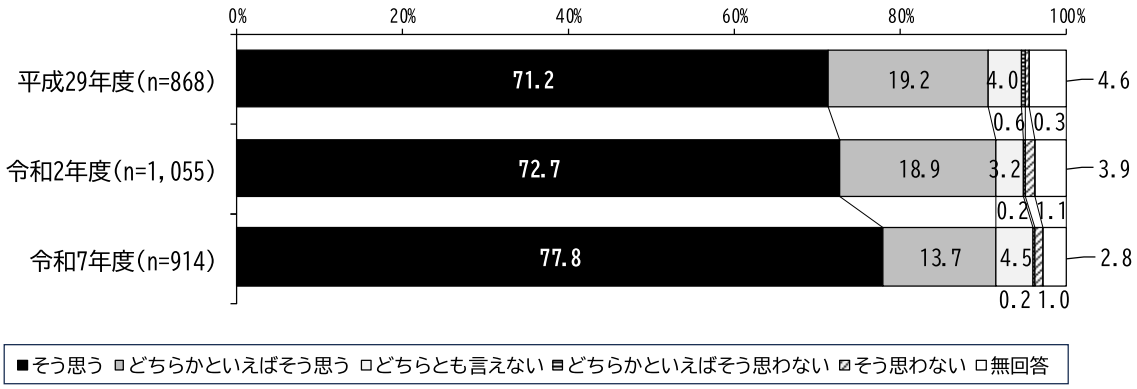
（件、%）

		回答数（n）	思う	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらとも言えない	思わない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		914	91.5	77.8	13.7	4.5	1.2	0.2	1.0	2.8
男性	計	374	90.4	73.8	16.6	5.1	1.1	－	1.1	3.5
	20歳代以下	52	80.8	59.6	21.2	13.5	3.8	－	3.8	1.9
	30歳代	55	92.7	85.5	7.3	5.5	1.8	－	1.8	－
	40歳代	61	93.4	80.3	13.1	3.3	1.6	－	1.6	1.6
	50歳代	58	91.4	77.6	13.8	5.2	－	－	－	3.4
	60歳代	74	95.9	74.3	21.6	2.7	－	－	－	1.4
	70歳代以上	74	86.5	66.2	20.3	2.7	－	－	－	10.8
女性	計	502	93.2	82.5	10.8	3.6	1.2	0.2	1.0	2.0
	20歳代以下	71	87.3	78.9	8.5	11.3	1.4	－	1.4	－
	30歳代	92	96.7	89.1	7.6	2.2	1.1	1.1	－	－
	40歳代	92	96.7	81.5	15.2	1.1	2.2	－	2.2	－
	50歳代	89	91.0	75.3	15.7	3.4	－	－	－	5.6
	60歳代	92	91.3	85.9	5.4	3.3	1.1	－	1.1	4.3
	70歳代以上	65	95.4	83.1	12.3	1.5	1.5	－	1.5	1.5

【経年比較】

前々回調査（平成29年度）から『思う』が90%台と高い割合でほぼ横ばいとなっている。

図表７－９　④性別に関係なく、子どもの個性と意見を大事に伸ばしたい（経年比較）



⑤　男の子には、女の子以上に、高い学歴を身につけさせたい

『思わない（「そう思わない」40.8%＋「どちらかといえばそう思わない」6.9%）』が47.7%と最も高く、『思う（「そう思う」3.9%＋「どちらかといえばそう思う」11.5%）（15.4%）を大きく上回っている。また、「どちらとも言えない」は33.8%となっている。

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに『思わない』が最も高く、女性（49.8%）が男性（46.3%）を3.5ポイント上回っている。

性・年代別では、『思わない』は男性の30歳代で60.0%と特に高くなっている。

図表７-10　⑤男の子には、女の子以上に、高い学歴を身につけさせたい（性別、性・年代別）

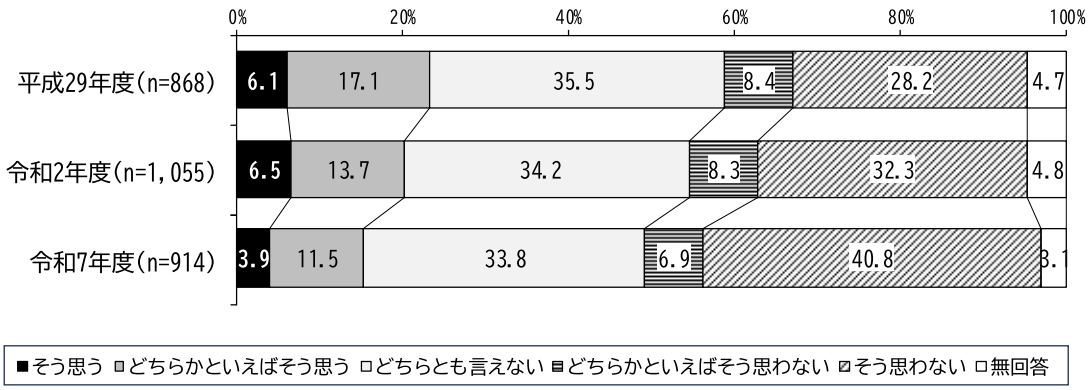
（件、%）

		回答数（n）	思う	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらとも言えない	思わない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		914	15.4	3.9	11.5	33.8	47.7	6.9	40.8	3.1
男性	計	374	12.8	4.0	8.8	37.2	46.3	7.5	38.8	3.7
	20歳代以下	52	19.2	7.7	11.5	34.6	44.2	3.8	40.4	1.9
	30歳代	55	5.5	1.8	3.6	34.5	60.0	5.5	54.5	-
	40歳代	61	9.8	3.3	6.6	32.8	55.7	11.5	44.3	1.6
	50歳代	58	19.0	3.4	15.5	37.9	39.7	8.6	31.0	3.4
	60歳代	74	9.5	5.4	4.1	40.5	48.6	6.8	41.9	1.4
	70歳代以上	74	14.9	2.7	12.2	40.5	32.4	8.1	24.3	12.2
女性	計	502	17.1	3.8	13.3	30.9	49.8	6.4	43.4	2.2
	20歳代以下	71	14.1	4.2	9.9	29.6	56.3	12.7	43.7	-
	30歳代	92	15.2	5.4	9.8	26.1	58.7	7.6	51.1	-
	40歳代	92	27.2	4.3	22.8	28.3	44.6	4.3	40.2	-
	50歳代	89	14.6	2.2	12.4	38.2	41.6	5.6	36.0	5.6
	60歳代	92	14.1	1.1	13.0	30.4	51.1	2.2	48.9	4.3
	70歳代以上	65	15.4	6.2	9.2	33.8	47.7	7.7	40.0	3.1

【経年比較】

前々回調査（平成29年度）から『思う』が減少傾向にあり、『思わない』が増加傾向にある。

図表７-11　⑤男の子には、女の子以上に、高い学歴を身につけさせたい（経年比較）



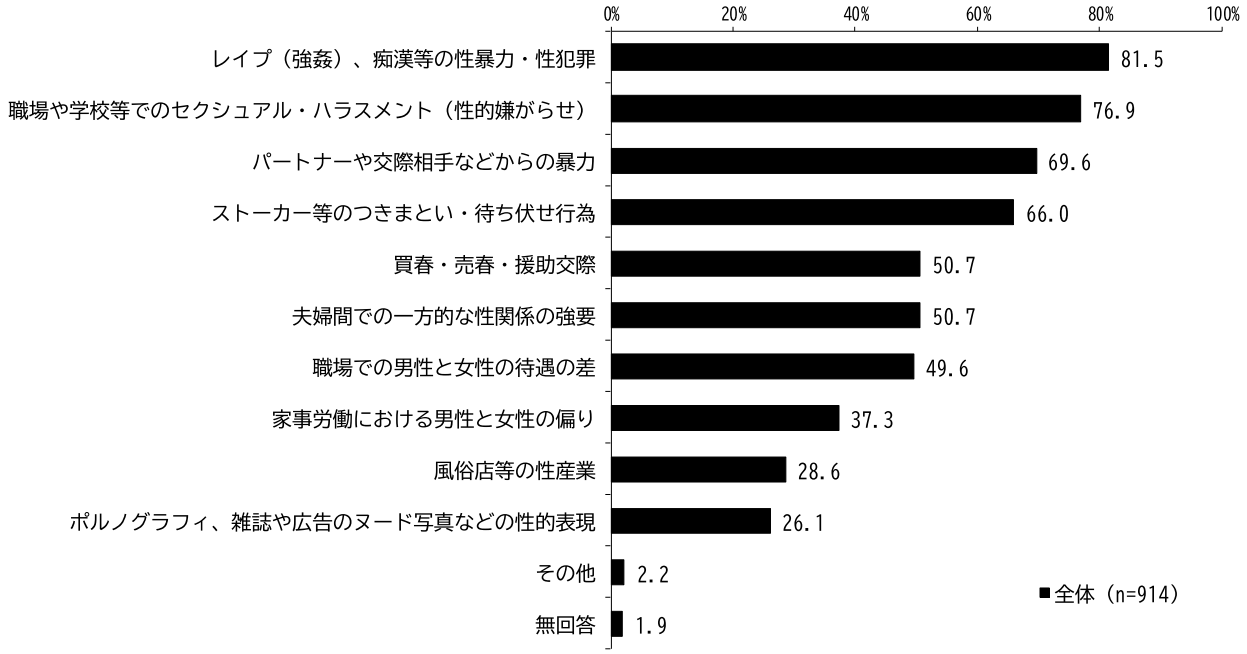
８．人権について

（１）人権が侵害されていると感じるとき

問13. 「人権が侵害されている」と感じるのはどのような場合ですか。次の中からあてはまる数字すべてに○をつけてください。

人権侵害については、「レイプ（強姦）、痴漢等の性暴力・性犯罪」（81.5%）が最も高く、次いで「職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」（76.9%）、「パートナーや交際相手からの暴力」（69.6%）などとなっている。

図表８－１　人権が侵害されていると感じる場合（全体）



【性別、性・年代別】

全体の上位３項目を性別でみると、「レイプ（強姦）、痴漢等の性暴力・性犯罪」は、男性（80.5%）と女性（82.1%）が同水準となっている。「職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」は、女性（77.9%）が男性（75.9%）を2.0ポイント上回っている。「パートナーや交際相手などからの暴力」は、女性（70.7%）が男性（67.6%）を3.1ポイント上回っている。また、全体の上位３項目以外でみると「家事労働における男性と女性の偏り」は女性（47.0%）が男性（25.1%）より21.9ポイント高く、男女の差が大きくなっている。

性・年代別では、「レイプ（強姦）、痴漢等の性暴力・性犯罪」は男性の30歳代で90.9%と高くなっている。「職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」は、男性の40歳代から60歳代までと女性の60歳代以上で80%を超えている。「パートナーや交際相手などからの暴力」は、女性の50歳代で78.7%と高くなっている。

図表８-２　人権が侵害されていると感じる場合（性別、性・年代別）

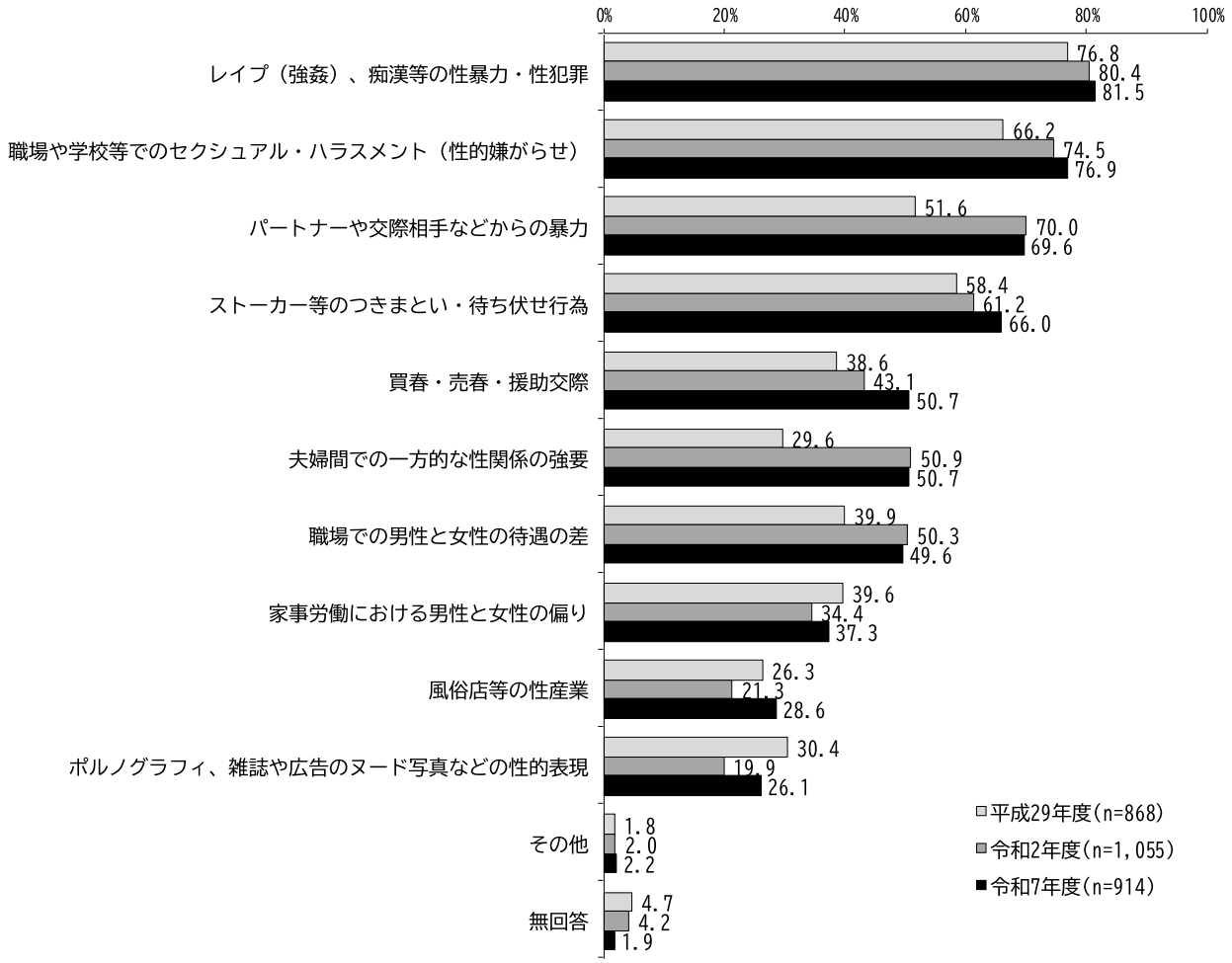
（件、%）

		回答数（ｎ）	レイプ（強姦）、痴漢等の性暴力・性犯罪	職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）	ストーカー等のつきまとい・待ち伏せ行為	パートナーや交際相手などからの暴力	買春・売春・援助交際	夫婦間での一方的な性関係の強要	風俗店等の性産業	ポルノグラフィ、雑誌や広告のヌード写真などの性的表現	職場での男性と女性の待遇の差	家事労働における男性と女性の偏り	その他	無回答
全体		914	81.5	76.9	66.0	69.6	50.7	50.7	28.6	26.1	49.6	37.3	2.2	1.9
男性	計	374	80.5	75.9	65.5	67.6	45.7	46.0	21.1	19.0	46.0	25.1	1.9	1.9
	20歳代以下	52	73.1	67.3	42.3	63.5	36.5	38.5	15.4	17.3	44.2	26.9	1.9	-
	30歳代	55	90.9	78.2	65.5	61.8	41.8	41.8	14.5	9.1	38.2	20.0	1.8	-
	40歳代	61	78.7	82.0	67.2	67.2	42.6	59.0	21.3	16.4	57.4	34.4	4.9	-
	50歳代	58	87.9	84.5	69.0	77.6	56.9	48.3	15.5	13.8	37.9	20.7	-	1.7
	60歳代	74	78.4	81.1	73.0	73.0	45.9	48.6	24.3	24.3	44.6	25.7	1.4	1.4
	70歳代以上	74	75.7	63.5	70.3	62.2	48.6	39.2	31.1	28.4	51.4	23.0	1.4	6.8
女性	計	502	82.1	77.9	66.7	70.7	54.4	53.8	33.5	31.5	53.4	47.0	2.2	1.4
	20歳代以下	71	78.9	69.0	60.6	66.2	54.9	57.7	33.8	31.0	64.8	43.7	-	1.4
	30歳代	92	84.8	79.3	67.4	71.7	57.6	57.6	37.0	42.4	55.4	51.1	6.5	-
	40歳代	92	80.4	78.3	68.5	72.8	46.7	47.8	20.7	19.6	52.2	47.8	3.3	-
	50歳代	89	86.5	76.4	71.9	78.7	57.3	55.1	29.2	28.1	51.7	53.9	2.2	1.1
	60歳代	92	85.9	81.5	69.6	66.3	60.9	51.1	40.2	29.3	44.6	39.1	-	1.1
	70歳代以上	65	72.3	81.5	58.5	66.2	46.2	53.8	41.5	40.0	53.8	44.6	-	6.2

【経年比較】

前々回調査（平成29年度）から「職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」、「ストーカー等のつきまとい・待ち伏せ行為」、「買春・売春・援助交際」で増加傾向にある。また、前回調査（令和２年度）と比較して、「レイプ（強姦）、痴漢等の性暴力・性犯罪」、「パートナーや交際相手などからの暴力」、「夫婦間での一方的な性関係の強要」、「職場での男性と女性の待遇の差」はほぼ同水準となっている。

図表８－３　人権が侵害されていると感じる場合（経年比較）



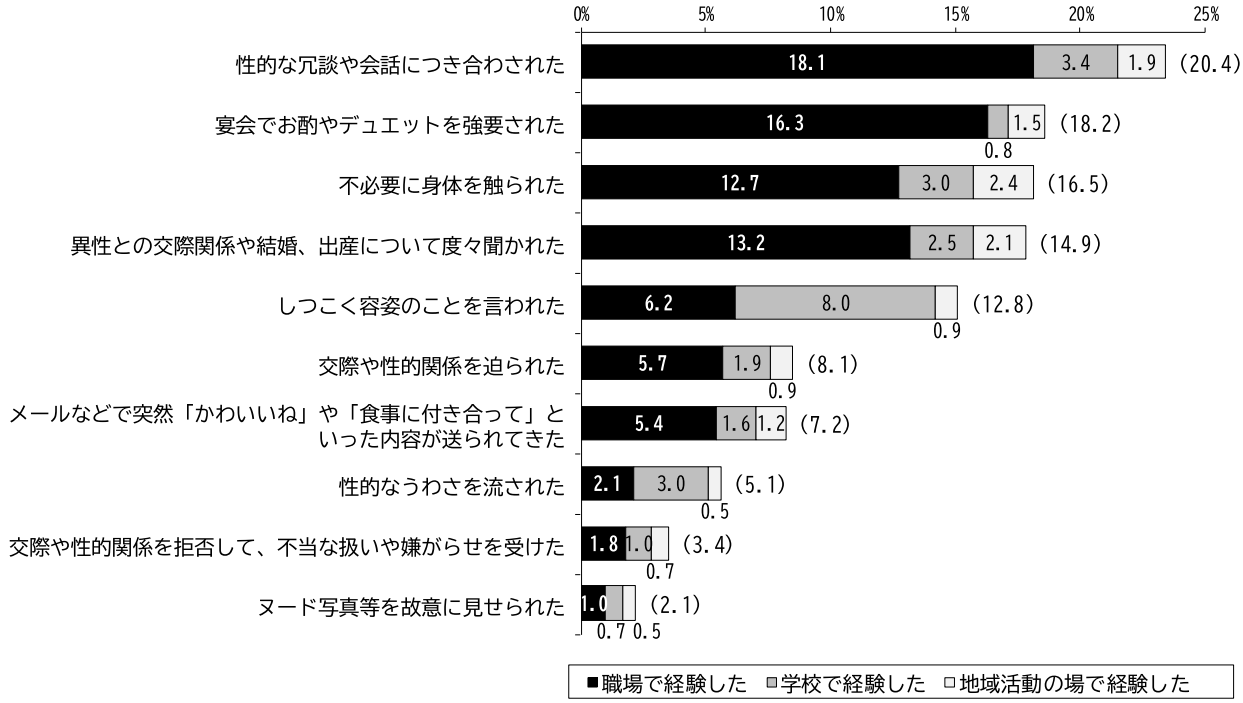
（２）セクシュアル・ハラスメントの経験の有無

問14. セクシュアル・ハラスメントについて伺います。（お答えいただける方のみで結構です。）
これまでに、職場や学校、地域活動のそれぞれの場面において、①～⑩のような経験をして不快・苦痛な思いをしたことがありますか。①～⑩それぞれの項目について、あてはまる数字すべてに○をつけてください。

セクシュアル・ハラスメントの経験については、「性的な冗談や会話につき合わされた」（20.4%）が最も高く、次いで「宴会でお酌やデュエットを強要された」（18.2%）、「不必要に身体を触られた」（16.5%）となっている。

経験した場面を比較すると、「しつこく容姿のことを言われた」、「性的なうわさを流された」を除いたすべての項目で職場が最も高く、「しつこく容姿のことを言われた」と「性的なうわさを流された」では学校が最も高くなっている。

図表８－４　セクシュアル・ハラスメントの経験（全体）



※カッコ内の数値は「職場」「学校」「地域活動の場」のうち、いずれか１つでも経験した割合を表す

【性別、性・年代別】

性別では、職場・学校・地域活動の場すべてにおいて、セクシュアル・ハラスメントの経験は女性の方が男性よりも高くなっている。

性・年代別では、女性の60歳代で職場における「宴会でお酌やデュエットを強要された」が40.2%と高く、また、女性の40歳代で職場における「性的な冗談や会話につき合わされた」（39.1%）、「不必要に身体を触られた」（33.7%）、「異性との交際関係や結婚、出産について度々聞かれた」（30.4%）が他の性・年代に比べて高くなっている。なお、女性の40歳代と50歳代では、職場で何かしらのセクシュアル・ハラスメントの経験をした割合がそれぞれ57.6%、55.1%と半数を超えている。

図表８－５　セクシュアル・ハラスメントの経験（性別、性・年代別）

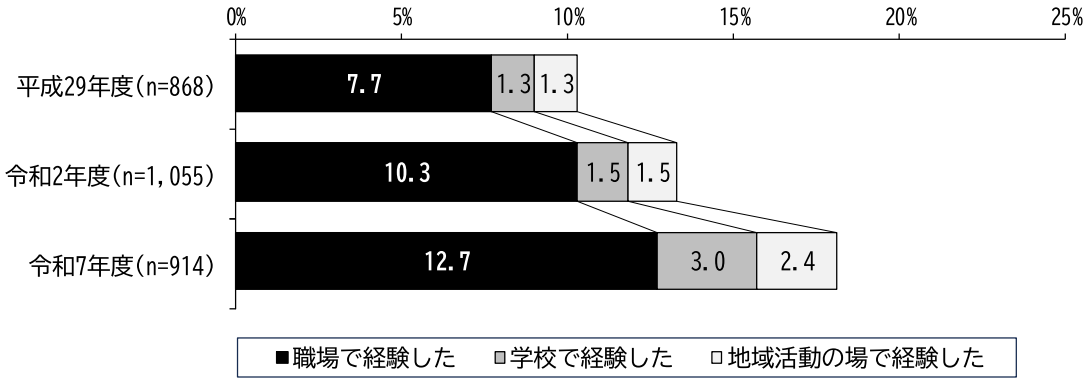
（件、％）

			回答数（ｎ）	不必要に身体を触られた	交際や性的関係を迫られた	交際や性的関係を拒否して、不当な扱いや嫌がらせを受けた	宴会でお酌やデュエットを強要された	ヌード写真等を故意に見せられた	性的なうわさを流された	しつこく容姿のことを言われた	異性との交際関係や結婚、出産について度々聞かれた	性的な冗談や会話につき合わされた	メールなどで突然「かわいいね」や「食事に付き合って」といった内容が送られてきた	左記のいずれかで経験があると回答した人の割合	経験はない＋無回答
職場で経験した	全体		914	12.7	5.7	1.8	16.3	1.0	2.1	6.2	13.2	18.1	5.4	31.4	68.6
	男性	計	374	1.3	0.8	0.3	5.6	0.5	1.9	2.9	7.5	10.2	0.5	15.8	84.2
		20歳代以下	52	1.9	－	－	1.9	－	1.9	－	3.8	3.8	－	7.7	92.3
		30歳代	55	3.6	1.8	－	5.5	3.6	1.8	5.5	14.5	16.4	1.8	29.1	70.9
		40歳代	61	1.6	1.6	1.6	4.9	－	3.3	4.9	11.5	13.1	－	19.7	80.3
		50歳代	58	－	－	－	6.9	－	1.7	3.4	6.9	10.3	－	12.1	87.9
		60歳代	74	1.4	1.4	－	8.1	－	1.4	4.1	8.1	13.5	1.4	17.6	82.4
		70歳代以上	74	－	－	－	5.4	－	1.4	－	1.4	4.1	－	9.5	90.5
	女性	計	502	21.3	9.2	2.4	24.1	1.2	2.2	9.0	18.1	24.7	9.4	43.4	56.6
		20歳代以下	71	8.5	1.4	1.4	2.8	－	－	1.4	4.2	5.6	5.6	21.1	78.9
		30歳代	92	17.4	9.8	3.3	19.6	2.2	4.3	10.9	26.1	30.4	13.0	47.8	52.2
		40歳代	92	33.7	15.2	2.2	28.3	－	3.3	18.5	30.4	39.1	21.7	57.6	42.4
		50歳代	89	23.6	10.1	3.4	34.8	1.1	2.2	11.2	23.6	30.3	4.5	55.1	44.9
		60歳代	92	29.3	13.0	2.2	40.2	3.3	－	6.5	14.1	27.2	6.5	48.9	51.1
		70歳代以上	65	9.2	1.5	1.5	9.2	－	3.1	1.5	3.1	6.2	1.5	16.9	83.1
学校で経験した	全体		914	3.0	1.9	1.0	0.8	0.7	3.0	8.0	2.5	3.4	1.6	13.3	86.7
	男性	計	374	1.3	1.1	0.5	0.3	－	2.1	4.8	2.1	3.2	0.3	8.3	91.7
		20歳代以下	52	3.8	3.8	1.9	－	－	3.8	5.8	1.9	1.9	－	13.5	86.5
		30歳代	55	1.8	1.8	1.8	－	－	5.5	5.5	3.6	10.9	－	12.7	87.3
		40歳代	61	1.6	－	－	1.6	－	3.3	8.2	4.9	4.9	1.6	9.8	90.2
		50歳代	58	－	1.7	－	－	－	1.7	5.2	3.4	3.4	－	10.3	89.7
		60歳代	74	1.4	－	－	－	－	－	5.4	－	－	－	6.8	93.2
		70歳代以上	74	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
	女性	計	502	4.4	2.2	1.4	1.2	1.2	3.8	10.6	3.0	3.8	2.8	17.3	82.7
		20歳代以下	71	2.8	5.6	4.2	1.4	－	8.5	11.3	－	4.2	2.8	19.7	80.3
		30歳代	92	5.4	4.3	2.2	1.1	2.2	5.4	19.6	6.5	3.3	5.4	27.2	72.8
		40歳代	92	7.6	3.3	2.2	2.2	1.1	6.5	9.8	7.6	8.7	5.4	23.9	76.1
		50歳代	89	2.2	－	－	1.1	1.1	2.2	13.5	1.1	5.6	2.2	15.7	84.3
		60歳代	92	6.5	－	－	1.1	2.2	－	6.5	1.1	－	－	13.0	87.0
		70歳代以上	65	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
地域活動の場で経験した	全体		914	2.4	0.9	0.7	1.5	0.5	0.5	0.9	2.1	1.9	1.2	7.1	92.9
	男性	計	374	－	－	0.5	0.8	0.3	0.3	0.3	0.5	1.1	0.3	2.4	97.6
		20歳代以下	52	－	－	－	－	－	－	－	－	1.9	－	1.9	98.1
		30歳代	55	－	－	－	－	－	－	－	1.8	－	－	1.8	98.2
		40歳代	61	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
		50歳代	58	－	－	－	－	－	1.7	1.7	1.7	3.4	－	5.2	94.8
		60歳代	74	－	－	2.7	2.7	1.4	－	－	－	1.4	1.4	4.1	95.9
		70歳代以上	74	－	－	－	1.4	－	－	－	－	－	－	1.4	98.6
	女性	計	502	4.4	1.6	0.8	2.0	0.8	0.8	1.4	3.2	2.6	2.0	10.8	89.2
		20歳代以下	71	2.8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2.8	97.2
		30歳代	92	12.0	1.1	－	2.2	2.2	1.1	4.3	8.7	4.3	3.3	20.7	79.3
		40歳代	92	3.3	5.4	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	3.3	3.3	3.3	12.0	88.0
		50歳代	89	4.5	1.1	1.1	2.2	－	1.1	1.1	3.4	3.4	4.5	13.5	86.5
		60歳代	92	1.1	－	－	2.2	－	－	－	2.2	2.2	－	7.6	92.4
		70歳代以上	65	1.5	1.5	－	1.5	－	－	－	－	1.5	－	4.6	95.4

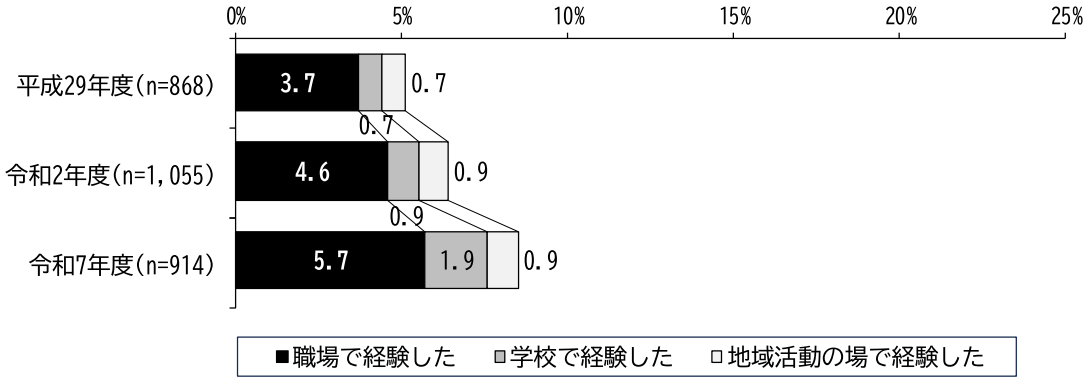
【経年比較】

前々回調査（平成 29 年度）から比較すると、「⑤ヌード写真等を故意に見せられた」と「⑩メールなどで突然『かわいいね』や『食事に付き合って』などが送られてきた」を除いたすべての項目で回を重ねるごとにセクシュアル・ハラスメントの経験が増加傾向となっている。なお、前回調査（令和２年度）と比較した場合では、すべての項目でセクシュアル・ハラスメントの経験が増加している。

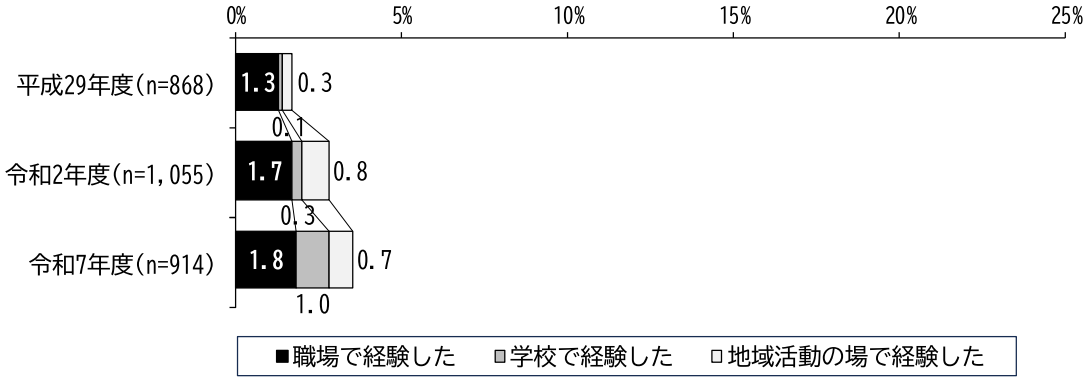
図表８－６　①不必要に身体を触られた（経年比較）



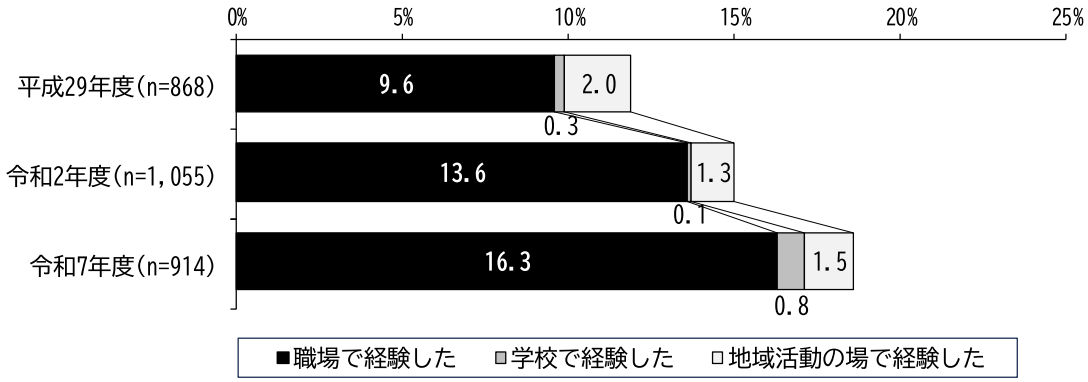
図表８－７　②交際や性的関係を迫られた（経年比較）



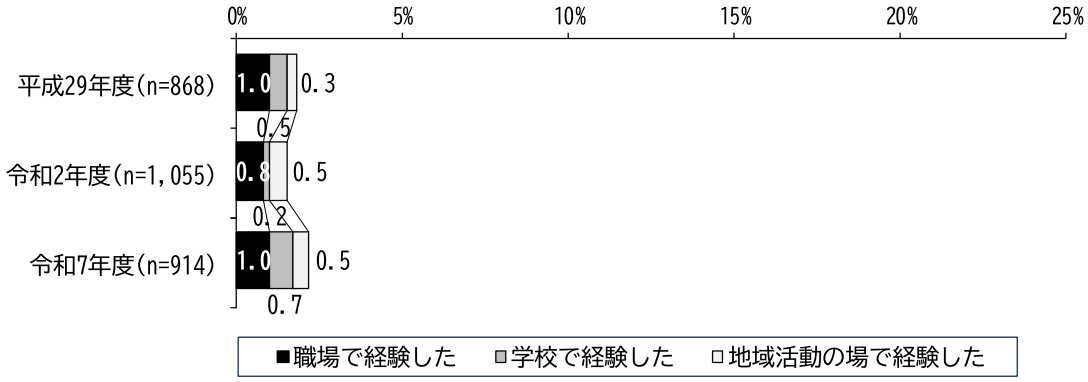
図表８－８　③交際や性的関係を拒否して、不当な扱いや嫌がらせを受けた（経年比較）



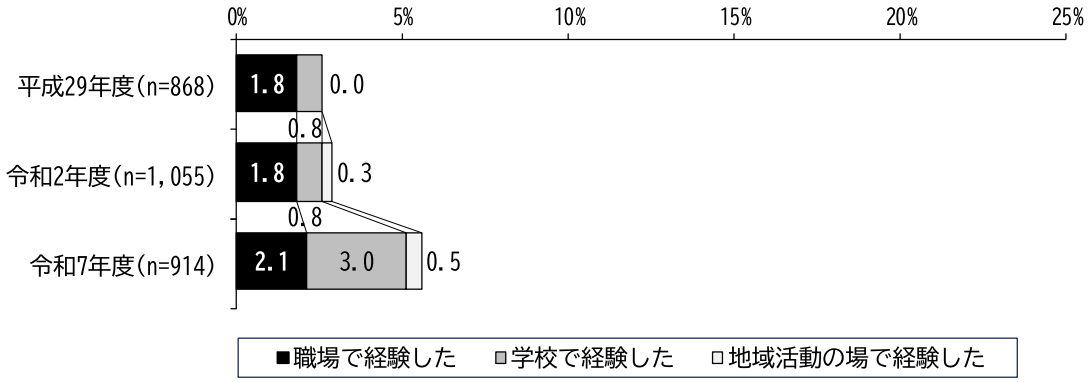
図表８－９　④宴会でお酌やデュエットを強要された（経年比較）



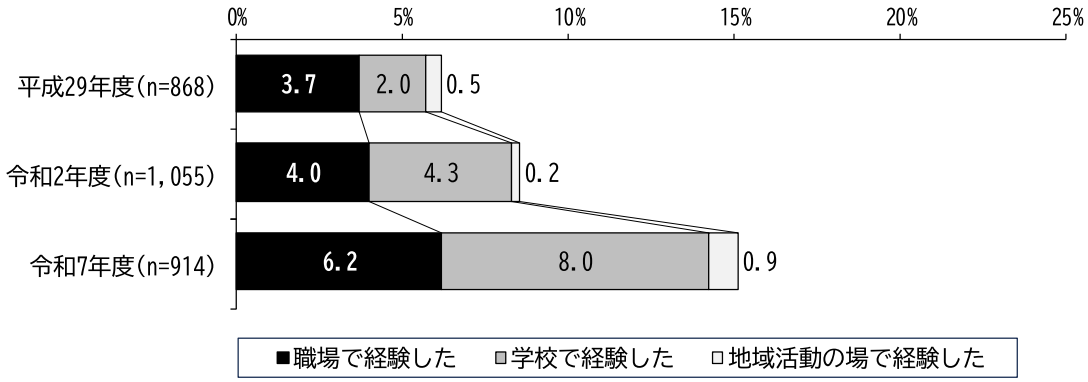
図表８-10　⑤ヌード写真等を故意に見せられた（経年比較）



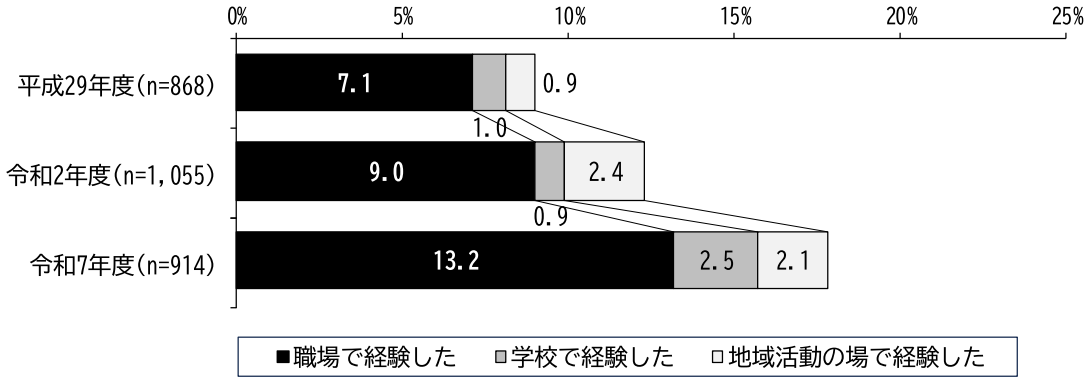
図表８-11　⑥性的なうわさを流された（経年比較）



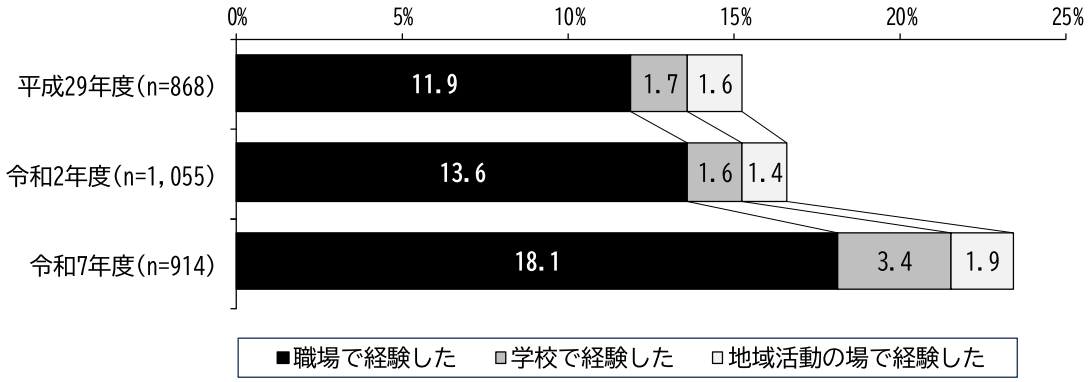
図表８-12　⑦しつこく容姿のことを言われた（経年比較）



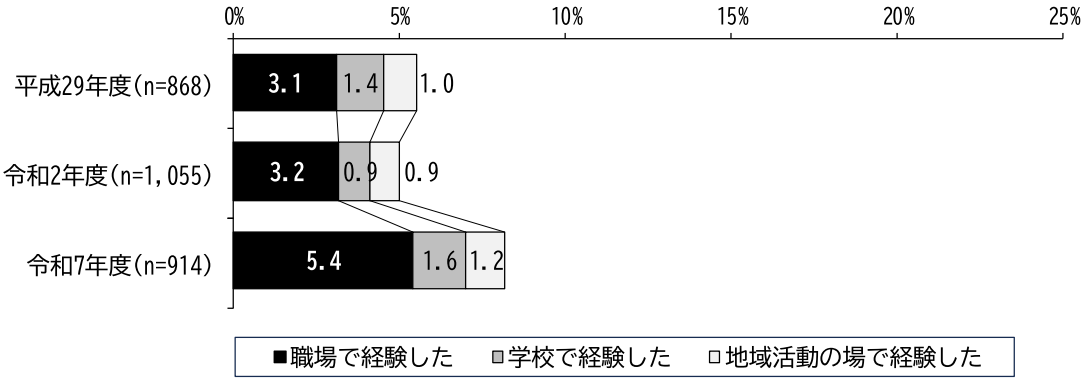
図表８-13　⑧異性との交際関係や結婚、出産について度々聞かれた（経年比較）



図表８-14　⑨性的な冗談や会話につき合わされた（経年比較）



図表８-15　⑩メールなどで突然「かわいいね」や「食事に付き合って」
といった内容が送られてきた（経年比較）

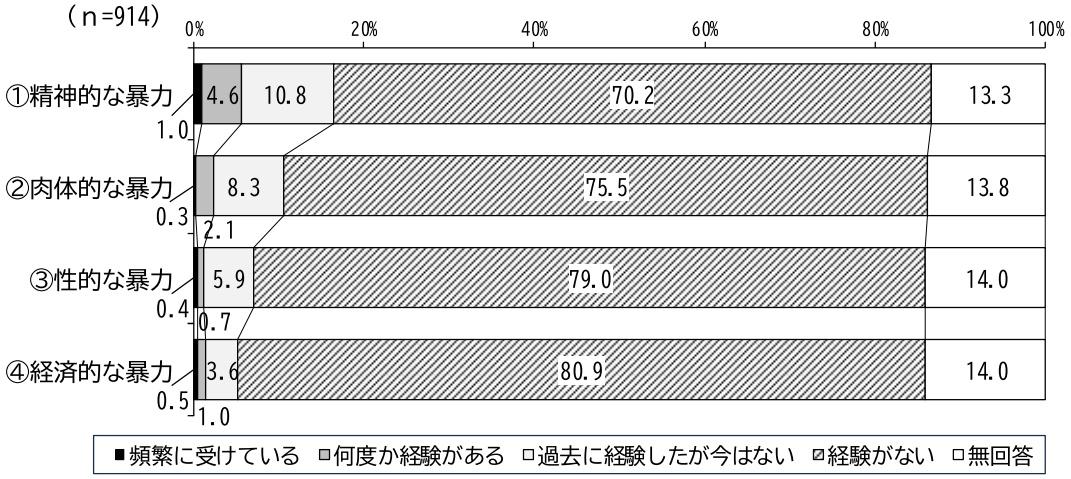


（３）ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の経験の有無

問15. ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）について伺います。（お答えいただける方のみで結構です。）これまでに配偶者や恋人等から次の①～④の暴力行為を受けたことがありますか。①～④それぞれの項目について、あてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

ドメスティック・バイオレンスの経験については、すべての項目で「経験がない」が最も高くなっている。経験があるのうち「過去に経験したが今はない」がすべての項目で最も高くなっている。また、「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計は、「①精神的な暴力」5.6%、「②肉体的な暴力」2.4%、「③性的な暴力」1.1%、「④経済的な暴力」1.5%となっている。

図表８-16　ドメスティック・バイオレンスの経験（全体）



【性別、性・年代別】

性別では、暴力行為を受けた経験は、すべての暴力で女性が男性を上回っている。

性・年代別では、「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計は、精神的な暴力と経済的な暴力で女性の50歳代がそれぞれ9.0%、4.5%と最も高く、肉体的な暴力では女性の40歳代（5.4%）が、性的な暴力では女性の30歳代（4.4%）が他の性・年代と比べて高くなっている。

図表８-17　ドメスティック・バイオレンスの経験（性別、性・年代別）

（件、%）

			回答数（ｎ）	頻繁に受けている	何度か経験がある	過去に経験したが今はない	経験がない	無回答
精神的な暴力	全体		914	1.0	4.6	10.8	70.2	13.3
	男性	計	374	0.3	3.7	5.9	73.3	16.8
		20歳代以下	52	－	1.9	3.8	92.3	1.9
		30歳代	55	－	3.6	7.3	85.5	3.6
		40歳代	61	－	8.2	9.8	77.0	4.9
		50歳代	58	1.7	1.7	10.3	79.3	6.9
		60歳代	74	－	5.4	2.7	74.3	17.6
		70歳代以上	74	－	1.4	2.7	41.9	54.1
	女性	計	502	1.4	5.2	14.9	67.9	10.6
		20歳代以下	71	－	2.8	5.6	85.9	5.6
		30歳代	92	2.2	6.5	15.2	71.7	4.3
		40歳代	92	3.3	4.3	22.8	66.3	3.3
		50歳代	89	－	9.0	15.7	68.5	6.7
		60歳代	92	1.1	4.3	18.5	62.0	14.1
		70歳代以上	65	1.5	3.1	7.7	52.3	35.4
性的な暴力	全体		914	0.4	0.7	5.9	79.0	14.0
	男性	計	374	－	0.3	1.1	81.3	17.4
		20歳代以下	52	－	－	1.9	96.2	1.9
		30歳代	55	－	1.8	－	94.5	3.6
		40歳代	61	－	－	1.6	91.8	6.6
		50歳代	58	－	－	－	93.1	6.9
		60歳代	74	－	－	1.4	79.7	18.9
		70歳代以上	74	－	－	1.4	44.6	54.1
	女性	計	502	0.6	1.0	9.4	77.7	11.4
		20歳代以下	71	－	－	2.8	91.5	5.6
		30歳代	92	1.1	3.3	9.8	81.5	4.3
		40歳代	92	1.1	－	16.3	78.3	4.3
		50歳代	89	－	2.2	12.4	78.7	6.7
		60歳代	92	－	－	8.7	76.1	15.2
		70歳代以上	65	1.5	－	3.1	56.9	38.5

（件、%）

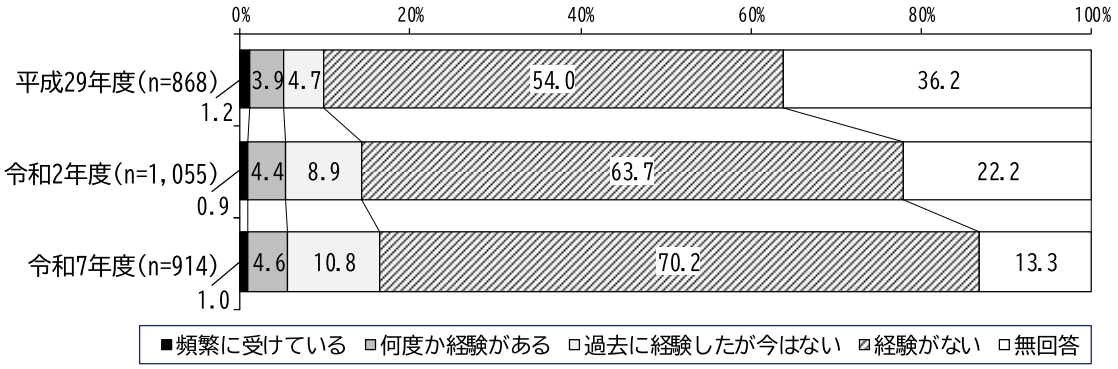
			回答数（ｎ）	頻繁に受けている	何度か経験がある	過去に経験したが今はない	経験がない	無回答
肉体的な暴力	全体		914	0.3	2.1	8.3	75.5	13.8
	男性	計	374	0.3	0.8	4.0	77.5	17.4
		20歳代以下	52	－	－	1.9	96.2	1.9
		30歳代	55	－	1.8	3.6	90.9	3.6
		40歳代	61	－	1.6	6.6	85.2	6.6
		50歳代	58	1.7	－	1.7	89.7	6.9
		60歳代	74	－	1.4	6.8	74.3	17.6
		70歳代以上	74	－	－	2.7	41.9	55.4
	女性	計	502	0.2	3.0	11.8	74.1	11.0
		20歳代以下	71	－	－	5.6	88.7	5.6
		30歳代	92	－	4.3	17.4	73.9	4.3
		40歳代	92	－	5.4	14.1	77.2	3.3
		50歳代	89	－	3.4	11.2	78.7	6.7
		60歳代	92	1.1	2.2	13.0	68.5	15.2
		70歳代以上	65	－	1.5	6.2	55.4	36.9
経済的な暴力	全体		914	0.5	1.0	3.6	80.9	14.0
	男性	計	374	0.3	0.3	1.3	80.7	17.4
		20歳代以下	52	－	－	－	98.1	1.9
		30歳代	55	－	－	－	96.4	3.6
		40歳代	61	－	1.6	3.3	88.5	6.6
		50歳代	58	1.7	－	1.7	89.7	6.9
		60歳代	74	－	－	1.4	79.7	18.9
		70歳代以上	74	－	－	1.4	44.6	54.1
	女性	計	502	0.6	1.6	5.0	81.5	11.4
		20歳代以下	71	－	－	1.4	93.0	5.6
		30歳代	92	1.1	1.1	5.4	87.0	5.4
		40歳代	92	1.1	2.2	4.3	89.1	3.3
		50歳代	89	－	4.5	5.6	83.1	6.7
		60歳代	92	－	－	8.7	76.1	15.2
		70歳代以上	65	1.5	1.5	3.1	55.4	38.5

【経年比較】

前々回調査（平成 29 年度）からすべての項目で「経験がない」が増加傾向にある。また、すべての項目で「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計に時系列での大きな差異はみられず、いずれも同水準となっている。

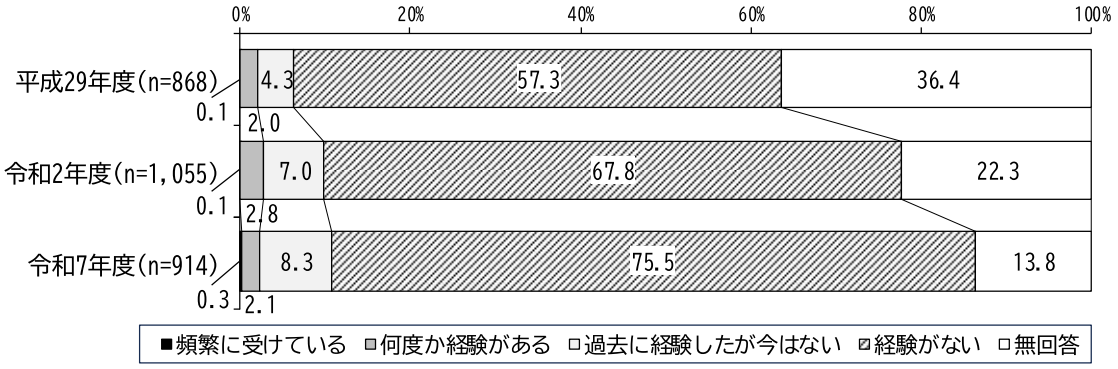
① 精神的な暴力（無視する、なじる、おとしめる、おどす、嫌がらせをする、つきまとう、行動や交友関係等を監視したり禁止する等）

図表８-18　精神的な暴力の経験（経年比較）



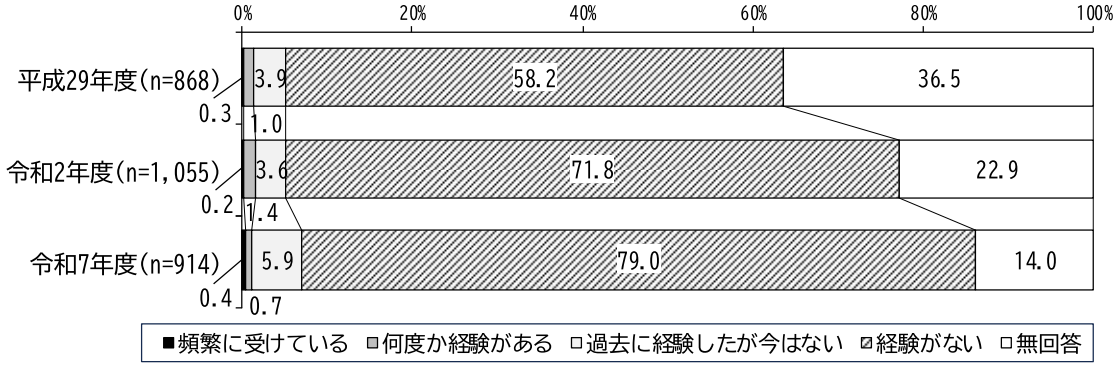
② 肉体的な暴力（殴る、蹴る、物を壊す等）

図表８-19　肉体的な暴力の経験（経年比較）



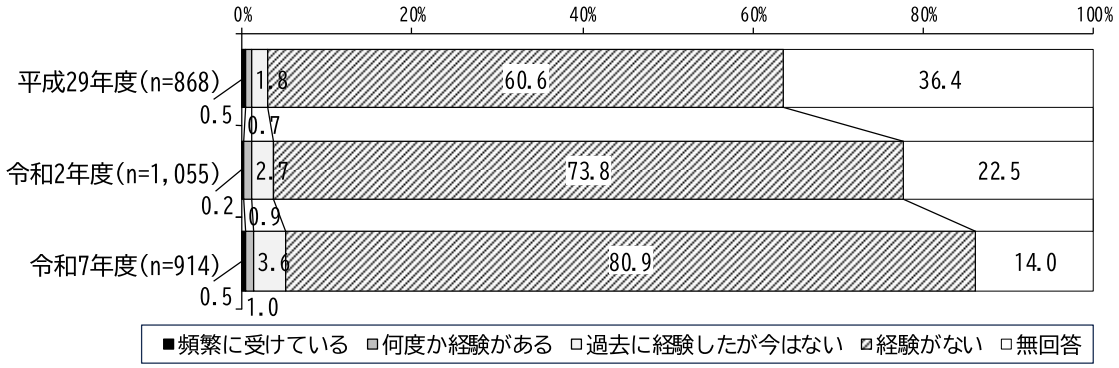
③　性的な暴力（望まない性行為の強要、避妊への非協力等）

図表８-20　性的な暴力の経験（経年比較）



④　経済的な暴力（生活費を渡さない、外で働かせない等）

図表８-21　経済的な暴力の経験（経年比較）

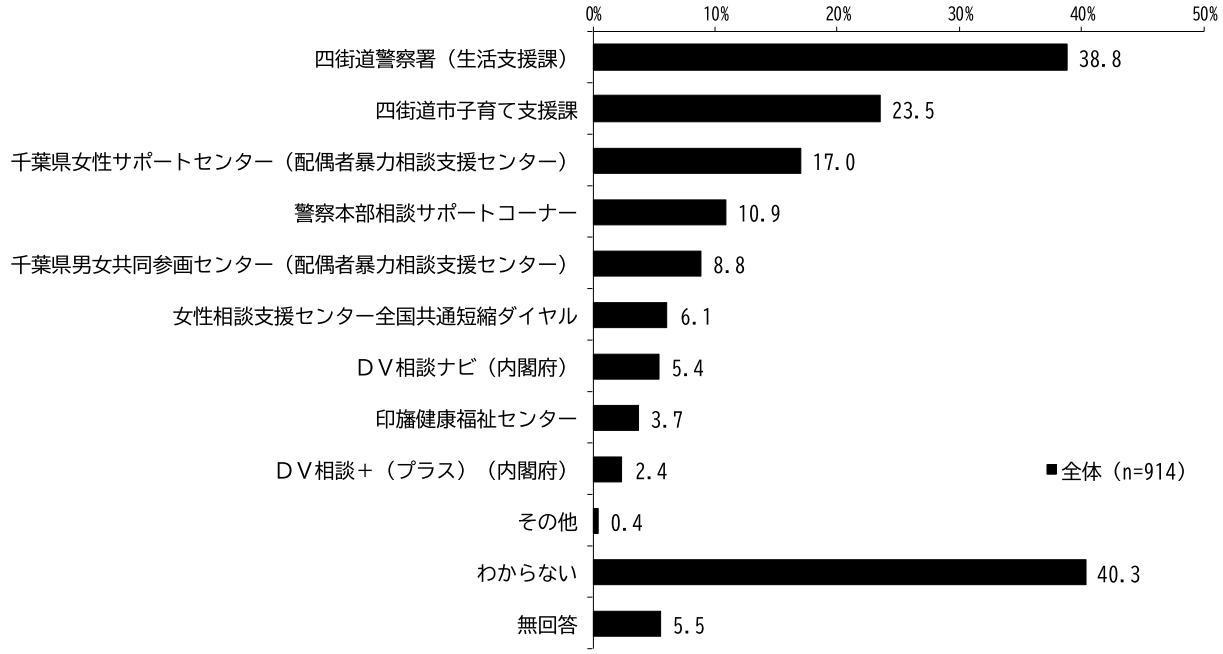


（４）ＤＶに関する相談窓口の認知状況

問16. ＤＶに関する相談ができる窓口を知っていますか。次の中からあてはまる数字すべてに○をつけてください。

ＤＶに関する相談窓口の認知状況については、「わからない」が 40.3％と最も高くなっている。知っているＤＶに関する相談窓口のなかでは、「四街道警察署（生活支援課）」（38.8％）が最も高く、次いで「四街道市子育て支援課」（23.5％）、「千葉県女性サポートセンター（配偶者暴力相談支援センター）」（17.0％）などとなっている。

図表８-22　ＤＶに関する相談窓口の認知状況（全体）



【性別、性・年代別】

性別では、「わからない」は、男性（44.9%）が女性（36.9%）を 8.0 ポイント上回っている。また、知っているＤＶに関する相談窓口については、「警察本部相談サポートコーナー」を除くすべての相談窓口の認知率で女性が男性を上回っている。

性・年代別では、「わからない」は男性の 40 歳代、50 歳代で 50%台と高くなっている。「四街道警察署（生活支援課）」は女性の 50 歳代と男性の 70 歳以上でそれぞれ 43.8%、43.2%と高く、「四街道市子育て支援課」は男性の 30 歳代と女性の 60 歳代で 30%台と高くなっている。また、「千葉県女性サポートセンター（配偶者暴力相談支援センター）」は、どの年代も女性の方が男性より高くなっており、特に女性の 40 歳代、50 歳代、60 歳代では 26.1～27.2%と高くなっている。

図表８-23　ＤＶに関する相談窓口の認知状況（性別、性・年代別）

（件、%）

		回答数（ｎ）	四街道市子育て支援課	千葉県女性サポートセンター（配偶者暴力相談支援センター）	千葉県男女共同参画センター（配偶者暴力相談支援センター）	印旛健康福祉センター	警察本部相談サポートコーナー	四街道警察署（生活支援課）	ＤＶ相談ナビ（内閣府）	ＤＶ相談＋（プラス）（内閣府）	女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル	その他	わからない	無回答
全体		914	23.5	17.0	8.8	3.7	10.9	38.8	5.4	2.4	6.1	0.4	40.3	5.5
男性	計	374	21.1	9.9	6.7	3.5	11.8	36.6	3.5	2.4	3.2	0.3	44.9	6.4
	20歳代以下	52	25.0	9.6	7.7	3.8	9.6	36.5	5.8	3.8	1.9	1.9	48.1	3.8
	30歳代	55	32.7	9.1	5.5	－	12.7	34.5	3.6	1.8	1.8	－	43.6	1.8
	40歳代	61	21.3	13.1	9.8	4.9	14.8	29.5	4.9	4.9	4.9	－	55.7	1.6
	50歳代	58	17.2	8.6	1.7	3.4	8.6	31.0	1.7	1.7	1.7	－	53.4	3.4
	60歳代	74	9.5	10.8	8.1	2.7	12.2	41.9	2.7	1.4	4.1	－	44.6	6.8
	70歳代以上	74	24.3	8.1	6.8	5.4	12.2	43.2	2.7	1.4	4.1	－	28.4	17.6
女性	計	502	26.3	22.5	10.8	3.8	10.8	40.4	7.2	2.6	8.2	0.6	36.9	4.2
	20歳代以下	71	28.2	21.1	15.5	2.8	7.0	39.4	11.3	4.2	9.9	1.4	36.6	1.4
	30歳代	92	27.2	15.2	10.9	2.2	8.7	41.3	6.5	2.2	5.4	－	41.3	2.2
	40歳代	92	27.2	27.2	8.7	－	10.9	38.0	8.7	2.2	9.8	－	37.0	－
	50歳代	89	19.1	27.0	7.9	5.6	10.1	43.8	7.9	3.4	11.2	－	38.2	2.2
	60歳代	92	30.4	26.1	13.0	7.6	17.4	41.3	5.4	2.2	7.6	1.1	35.9	4.3
	70歳代以上	65	26.2	16.9	9.2	4.6	9.2	38.5	1.5	1.5	4.6	1.5	30.8	18.5

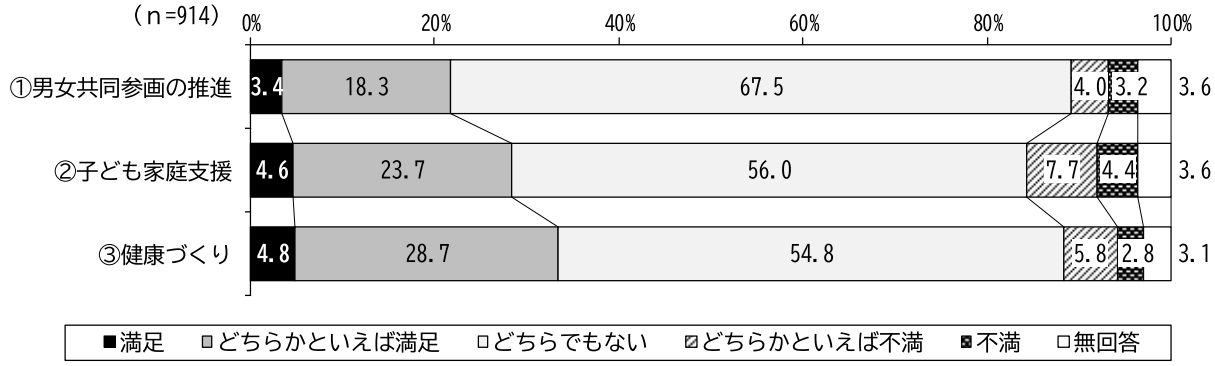
９．男女共同参画に関する四街道市の取組について

（１）男女共同参画に関する四街道市の取組への満足度

問17. あなたは、男女共同参画に関連する次の項目（①～③）について、どの程度満足されていますか。日ごろの印象や日常生活の中で、あなたご自身のお考えに最もよくあてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

男女共同参画に関する四街道市の取組への満足度については、男女共同参画の推進、子ども家庭支援、健康づくりのいずれも『満足である（「満足」＋「どちらかといえば満足」）』が『不満である（「不満」＋「どちらかといえば不満」）』を上回っている。『満足である（「満足」＋「どちらかといえば満足」）』は、「③健康づくり」が33.5%で最も高く、次いで「②子ども家庭支援」が28.3%、「①男女共同参画の推進」が21.7%となっている。また、『不満である（「不満」＋「どちらかといえば不満」）』は、「②子ども家庭支援」が12.0%で最も高くなっている。

図表９－１　男女共同参画に関する四街道市の取組への満足度（全体）



項目 ＼ 近いもの		満足である	満足	どちらかといえば満足	どちらでもない	不満である	どちらかといえば不満	不満	無回答	サンプル数（n）
①男女共同参画の推進 男女共同参画社会のための施策の推進	回答数（件）	198	31	167	617	66	37	29	33	914
	構成比（%）	21.7	3.4	18.3	67.5	7.2	4.0	3.2	3.6	100.0
②子ども家庭支援 保育内容の充実や施設の整備、子どもたちが成長できる環境づくり ひとり親家庭等の生活安定の取組み	回答数（件）	259	42	217	512	110	70	40	33	914
	構成比（%）	28.3	4.6	23.7	56.0	12.0	7.7	4.4	3.6	100.0
③健康づくり 健康は自分で守る考え方の普及と年齢層に合わせた健康づくり活動の推進 広域的な医療連携体制の充実	回答数（件）	306	44	262	501	79	53	26	28	914
	構成比（%）	33.5	4.8	28.7	54.8	8.6	5.8	2.8	3.1	100.0

① 男女共同参画の推進

男女共同参画の推進では、『満足である（「満足」3.4%＋「どちらかといえば満足」18.3%）』（21.7%）が『不満である（「不満」3.2%＋「どちらかといえば不満」4.0%）』（7.2%）を上回っている。また、「どちらでもない」は67.5%と最も高くなっている。

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに『満足である』が『不満である』を上回っている。『満足である』は男性(21.4%)と女性(23.1%)が同水準となっており、『不満である』も男性(7.8%)と女性(6.8%)が同水準になっている。

性・年代別では、男女ともにすべての年代で『満足である』が『不満である』を上回っている。なお、『満足である』は男性の20歳代以下で42.3%と他の性・年代と比べて最も高くなっている。

図表９－２　男女共同参画の推進（性別、性・年代別）

（件、%）

		回答数（ｎ）	満足である	満足	どちらかといえば満足	どちらでもない	不満である	どちらかといえば不満	不満	無回答
全体		914	21.7	3.4	18.3	67.5	7.2	4.0	3.2	3.6
男性	計	374	21.4	4.0	17.4	67.1	7.8	3.7	4.0	3.7
	20歳代以下	52	42.3	17.3	25.0	51.9	3.8	1.9	1.9	1.9
	30歳代	55	14.5	1.8	12.7	76.4	9.1	5.5	3.6	-
	40歳代	61	16.4	1.6	14.8	77.0	6.6	1.6	4.9	-
	50歳代	58	17.2	1.7	15.5	72.4	8.6	1.7	6.9	1.7
	60歳代	74	17.6	2.7	14.9	71.6	6.8	2.7	4.1	4.1
	70歳代以上	74	23.0	1.4	21.6	54.1	10.8	8.1	2.7	12.2
女性	計	502	23.1	3.2	19.9	67.5	6.8	4.2	2.6	2.6
	20歳代以下	71	29.6	4.2	25.4	60.6	7.0	5.6	1.4	2.8
	30歳代	92	19.6	6.5	13.0	72.8	7.6	3.3	4.3	-
	40歳代	92	18.5	2.2	16.3	72.8	7.6	6.5	1.1	1.1
	50歳代	89	18.0	2.2	15.7	70.8	10.1	3.4	6.7	1.1
	60歳代	92	22.8	1.1	21.7	71.7	3.3	2.2	1.1	2.2
	70歳代以上	65	33.8	3.1	30.8	50.8	4.6	4.6	-	10.8

② 子ども家庭支援

男女共同参画の推進では、『満足である（「満足」4.6%＋「どちらかといえば満足」23.7%）』（28.3%）が『不満である（「不満」4.4%＋「どちらかといえば不満」7.7%）』（12.0%）を上回っている。また、「どちらでもない」は56.0%と最も高くなっている。

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに『満足である』が『不満である』を上回っている。『満足である』は女性（30.7%）が男性（27.0%）を3.7ポイント上回っている。

性・年代別では、男女ともにすべての年代で『満足である』が『不満である』を上回っている。なお、『満足である』は男性の20歳代以下で48.1%と「どちらでもない」（38.5%）を上回り、他の性・年代と比べて最も高くなっている。

図表９－３　子ども家庭支援（性別、性・年代別）

（件、%）

		回答数（n）	満足である	満足	どちらかといえば満足	どちらでもない	不満である	どちらかといえば不満	不満	無回答
全体		914	28.3	4.6	23.7	56.0	12.0	7.7	4.4	3.6
男性	計	374	27.0	5.1	21.9	55.9	13.6	8.6	5.1	3.5
	20歳代以下	52	48.1	17.3	30.8	38.5	11.5	5.8	5.8	1.9
	30歳代	55	30.9	3.6	27.3	56.4	12.7	5.5	7.3	-
	40歳代	61	24.6	4.9	19.7	57.4	18.0	8.2	9.8	-
	50歳代	58	22.4	3.4	19.0	62.1	13.8	10.3	3.4	1.7
	60歳代	74	16.2	2.7	13.5	67.6	12.2	9.5	2.7	4.1
	70歳代以上	74	25.7	1.4	24.3	50.0	13.5	10.8	2.7	10.8
女性	計	502	30.7	4.4	26.3	55.6	10.8	6.8	4.0	3.0
	20歳代以下	71	26.8	5.6	21.1	62.0	8.5	7.0	1.4	2.8
	30歳代	92	27.2	5.4	21.7	56.5	16.3	9.8	6.5	-
	40歳代	92	34.8	6.5	28.3	50.0	14.1	7.6	6.5	1.1
	50歳代	89	28.1	4.5	23.6	62.9	6.7	-	6.7	2.2
	60歳代	92	31.5	2.2	29.3	55.4	10.9	9.8	1.1	2.2
	70歳代以上	65	35.4	1.5	33.8	46.2	6.2	6.2	-	12.3

③ 健康づくり

健康づくりでは、『満足である（「満足」4.8%＋「どちらかといえば満足」28.7%）』（33.5%）が『不満である（「不満」2.8%＋「どちらかといえば不満」5.8%）』（8.6%）を上回っている。また、「どちらでもない」は54.8%と最も高くなっている。

【性別、性・年代別】

性別では、男女ともに『満足である』が『不満である』を上回っている。『満足である』は女性（35.5%）が男性（31.8%）を3.7ポイント上回っている。

性・年代別では、男女ともにすべての年代で『満足である』が『不満である』を上回っている。また、『満足である』は女性の70歳代以上（49.2%）で「どちらでもない」（38.5%）を上回り、特に高くなっている。

図表９－４　健康づくり（性別、性・年代別）

（件、%）

		回答数（n）	満足である	満足	どちらかといえば満足	どちらでもない	不満である	どちらかといえば不満	不満	無回答
全体		914	33.5	4.8	28.7	54.8	8.6	5.8	2.8	3.1
男性	計	374	31.8	3.5	28.3	55.1	9.9	7.0	2.9	3.2
	20歳代以下	52	46.2	17.3	28.8	50.0	1.9	-	1.9	1.9
	30歳代	55	27.3	-	27.3	67.3	5.5	3.6	1.8	-
	40歳代	61	26.2	1.6	24.6	59.0	14.8	8.2	6.6	-
	50歳代	58	25.9	-	25.9	56.9	15.5	12.1	3.4	1.7
	60歳代	74	33.8	2.7	31.1	56.8	5.4	5.4	-	4.1
	70歳代以上	74	32.4	1.4	31.1	43.2	14.9	10.8	4.1	9.5
女性	計	502	35.5	6.2	29.3	54.6	7.8	4.8	3.0	2.2
	20歳代以下	71	29.6	7.0	22.5	60.6	7.0	7.0	-	2.8
	30歳代	92	27.2	7.6	19.6	68.5	4.3	2.2	2.2	-
	40歳代	92	31.5	5.4	26.1	59.8	7.6	4.3	3.3	1.1
	50歳代	89	34.8	4.5	30.3	51.7	12.4	5.6	6.7	1.1
	60歳代	92	42.4	4.3	38.0	45.7	9.8	6.5	3.3	2.2
	70歳代以上	65	49.2	7.7	41.5	38.5	4.6	3.1	1.5	7.7

Ⅲ．自由意見

男女共同参画社会の実現に向け、意見や要望を求めたところ、152人から169件の意見が寄せられた。意見については、一人が複数の意見を記入している場合は、それぞれを１件として件数に加えている。なお、カテゴリー別に主な意見を掲載しているが、主旨を尊重しながら表現をまとめるとともに誤字などを修正している。

カテゴリー別意見をみると、「行政への意見」（25件）が最も多く、「意識改革・教育等」（22件）、「男女平等」（21件）が続いた。

図表Ⅲ－１　カテゴリー別自由意見件数

カテゴリー	件　数
（１）行政への意見	25 件
（２）意識改革・教育等	22 件
（３）男女平等	21 件
（４）男女共同参画社会	20 件
（５）生き方・働き方	19 件
（６）アンケートについて	13 件
（７）子育て支援	12 件
（８）多様性	7 件
（９）人権（ＤＶ・セクシャルハラスメントなど）	3 件
(10) その他	27 件
合　計	169 件

（１） 行政への意見（25件）

女性・20歳代以下 学生 結婚していない	春から新卒で会社員になる女です。ずっと働き続けたいと強く願っています。しかし、それ以上に家庭を持ちたいと考えています。その両立は現実的に考えて今現在は難しいと感じています。友人間でもそのような話になることが多々あります。両立のためにはパートナーとの協力も必要不可欠ですが、社会の手助けも必要だと思います。行政サービスの提供と徹底された周知、PRがその方法の一つだと思います。私自身も今後は一層そのような四街道市のサービスの機会を捉えられるように、情報に敏感でいたいと思います。
男性・30歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	新しい政策の制定など、当事者でない人たちにはほとんど浸透していないと思うので、広報に力をいれた方がよいと感じました。
女性・30歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	是非集まった意見を公報等に載せていただきたいです。特に働きながら子育てしている女性の意見を知りたいです。
女性・40歳代 会社役員・団体役員 結婚している（事実婚含む）	若者に伝わるよう、従来の広報紙よりもSNSなどを使って様々な制度がある事を広めていってほしい。
女性・50歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	男女共同参画よりも優先順位が上なもの、早急の対応が必要なものから手をつけてほしいです。

女性・50歳代 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	市の広報誌が届くと目を通してしますが、男女共同参画のことは気付きませんでした。自治会の回覧で回せるチラシなどを作成してみては？取組を広く市民に伝えることは重要だと感じました。市長様、頑張ってください。
男性・60歳代 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	このような事も大事な事ですが、まず四街道市は財源がない。会社がない。船橋市は昭和57年に大橋市長がスポーツ健康都市宣言をして、市立船橋高校に力を入れて全国レベルにしました。育て方の強化、医師同士の救急出動、日本一のはしご車等、全てにおいて四街道市は30年くらい遅れています。大きなプロジェクトチームが必要です。市長を中心に頑張ってください。松戸市、柏市、印西市、野田市なども成功しています。四街道市も出来ると思います。人の流れがよくなれば、格差・治安等の全てがよい方向に向かうと思います。私は以前、船橋市の職員でした。この一大プロジェクトは今でも忘れられません。船橋市などあまり知られていなかったのが、あっという間に全国区になりました。頑張ってください。必ず出来ると思います。
男性・70歳代以上 自営業（家族従業者を含む） 結婚している（事実婚含む）	市が男女共同参画に関してどのような取組を行っているかよくわからない。何故、健康づくりが男女共同参画なのか理解できない。

（２） 意識改革・教育等（22件）

女性・20歳代以下 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	このような意識は、価値観が形成される幼少期からの影響が大きいと考えているため、小学生くらいには教育に取り入れることが大事。
男性・40歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	働きたい女性には、そのステージが用意されていて、子育てや家庭生活に重点を置きたい女性には、無理のない働き方ができる社会が良い。男性も然り。ただ、職場の負担が増えることもあるので、いついかなる時でも対応できるシステムづくりと、組織のトップや同僚達の考え方の改革が必要になってくると思う。
女性・40歳代 専業主婦・専業主夫 結婚している（事実婚含む）	子育てや家庭のことになると、ほとんど妻任せにしておける社会の慣習（例えば授業参観など女性ばかりです）のようなものが残り続けています。子ども達が男女共同参画社会に触れ合わずに育ち、大人になってから実現できるとは思えません。子ども家庭における取組はとても大事と思います。
男性・50歳代 正規の職員・従業者 結婚していない	私の周りでは、どちらかというと女性の方が責任を負いたくないとの理由などから、男女の共同参画に消極的な方が多く、女性の意識向上が必要と感じるので、そのあたりを改善する政策をもっと実施してほしい。
女性・50歳代 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	40代以上は若い世代に比べ男性優位の思想が根強く残っており、そのような場面を経験したことが多いと感じます。 若者に向けての啓発も大切ですが、人口の比率から見ても中高年の意識改革をより強く継続的に行うことが、男女共に快適な社会の形成に繋がると思います。
女性・50歳代 正規の職員・従業者 結婚していない	自身は、職場において性別に関わるネガティブな体験はほとんどありません。ただ、職場によりまだそのような差別のようなものはあると聞きます。生まれた年代により、古くからの慣習的な部分があるかと思います。これからを担う子どもたちには教育の過程で家事一般は女性がやるのが妥当、や仕事の内容によって男女で差別することがないこと、など保育園や幼稚園の小さな頃から教育の一環として行ってほしいと思います。

無回答・70歳代 専業主婦・専業主夫 結婚している（事実婚含む）	ハードルを下げて、気軽に相談窓口に行くことができるように、車座のような話がしやすい場所を設けてほしい。題材（テーマ）を重いものにしないで、気軽なものから始めてはどうかしら。話やすい部屋、温かい部屋、常にオープンの部屋があったら集まりやすいのではないでしょうか？子どもがなんでも話す部屋があったら素晴らしいと思う。小学生から始めたいと思う。

（３） 男女平等（21件）

男性・20歳代以下 学生 結婚していない	むやみに対策を立てるのではなく、まずは社会慣習によって男女差がある部分と生物学的に必然的に差ができてしまう部分を、研究結果などの客観的なデータをもとに明確化し、主に前者に対応すべきと考える。また、育児周り（育休など）の法整備を進めるべきだと思う。
女性・30歳代 正規の職員・従業者 結婚していない	自分が学生の時もそうだったので、学校教育の場では殆ど男女による差というのは無いかと思います。しかし、社会に出てからやはり男性の方が給与が高かったり、女性より昇進しやすい面がある一方、職場でキツく当たられたり定時で帰りにくい状況に遭いやすいのも男性が多かったりと、男女差による不合理さを感じるようになりました。妊娠出産や体力の差など、生物学的にどうしようもない点についてはお互いでフォローしつつ、そうではない部分ではどちらかが優遇されることなく、平等に機会が与えられるようもっと社会全体に働きかけが必要だと思います。
女性・40歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	男女平等はいいのですが、区別と男女差別は考えないといけないと思う。 女性の意見は必要であるが、女性枠の昇進などは結局差別していると考えます。 また、今流行りの男性の育児休暇も手厚い手取りや保証、ある意味女性は馬鹿にされているのかと思います。 そして、その時期をすぎた年代、また該当しない人には何も恩恵がない。男女平等も必要ですが、全年代で考えていただきたいです。
女性・40歳代 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	全ての女性が男性と同等の社会進出を望んでいるわけではないと思う。もしも女性を社会で男性と同等に…というのなら、家事・育児・介護の負担を負いながら、外で男性と同等な役割を求められるのであれば、女性の負担が増すだけ。男性がもっと家事・育児・介護に対しての意識を変えて行動に移さなければ成り立たないのでは？また、男性・女性、それぞれの特性があるし、それぞれにしかできない仕事や役割もあるので、必ずしも平等にすることがよいことだとは思いません。
女性・60歳代 専業主婦・専業主夫 結婚している（事実婚含む）	男女平等とは何かと考えた時、女性の方が平等の名の上にあぐらをかいている事が多々見受けられる。男性の方にこれくらいしないと、等と思いが滲みでて見える。性別でどうこうするのではなく、そこに他人に対する思いやりがあればよりよい世の中になるのではないだろうか。
男性・70歳代以上 その他（ISO審査員） 結婚している（事実婚含む）	男女共同参画という言葉自体、男女を区別している。男女がある程度自由に行動している現状から、後退した社会への意見はありません。

（４） 男女共同参画社会（20件）

女性・20歳代以下 無職 結婚している（事実婚含む）	男女共同参画社会に重要なのは、女性が妊娠・出産のために一旦社会から身を引いた後、そうしなかった女性や全ての男性と変わらないくらい問題なく、社会に戻ることができるということです。

	私はまだそれらを経験していませんが、妊娠や出産にはたくさんのお金と時間がかかり、とても仕事などしていられないだろうと思っています。就職後に産休育休を取得できたとしても、同じ職場に復帰できない場合があると聞きます。長い間ブランクのある社員を、それまでと同じように扱うのが難しいというのは理解できます。それでも、一時的な休業を選んだ女性が問題なくキャリアを積んでいけると確信できれば、男女共同参画社会は実現に近づくと思います。
女性・20歳代以下 その他（アルバイト） 結婚していない	男女共同にわざわざする理由を知りたい。男女共同にしてもそれぞれの性別の格差は縮まらないと思う。あまり好まない。
女性・30歳代 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	男女共同参画社会を目指すためには、女性が産後社会復帰するのが難しい現状がある。再就職支援や子どもの預かり、子どもの世話を男性も必要だという社会の理解が必要。夫が理解していても実現するには、夫の職場の理解も必要。対象範囲が非常に広いがそれらが学べるセミナー等を開催し、負担を家庭だけが背負う現状を無くす必要があると思う。子どもの年齢が上がると支援が減ると感じている。小学校へ入っても中学へ入っても保育園のように長時間預かりが実現しないと女性の社会進出は期間限定となってしまう。そして、子育てをしている女性が社会復帰した際、お祝い金をあげるなど社会生活と家庭生活を共に頑張ろうとしている人へ応援しているというパフォーマンスがあるといいと思う。
男性・40歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	男女共同参画社会を論ずるとき、女性主体でしか論じられていないように感じる。出産のように、男はできず、女にしかできないものもある。両性の特性は認め、無理のないように、合理的な配慮で変えていけるようなところに目を向け、バランスよく進めていただきたい。
女性・40歳代 専業主婦・専業主夫 結婚している（事実婚含む）	何が正解かは一概に言えないと思うが（家庭の在り方や、その人の得意不得意などで）議論したり、選択できる社会であれば大体の人が幸せになれると思う。
無回答・60歳代 自営業（家族従業者を含む） 結婚している（事実婚含む）	小さな事からでも、また、少しずつでも実現に向けて前進してほしいと思う。
男性・60歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	専業主婦が何よりも最も幸せなポストだと考えている人達もいることを忘れずに、女性の社会進出を考えていてほしいと思います。

（５） 生き方・働き方（19件）

男性・20歳代以下 学生 結婚していない	男女平等に働きやすく、続けやすい環境にしてほしい。また、「男性だから残業させても大丈夫」や「女性だからこんな仕事でも大丈夫」という固定概念を少しずつでも無くしていってほしい。
女性・30歳代 専業主婦・専業主夫 結婚している（事実婚含む）	専業主婦は社会との繋がりが薄いです。出産・引越を機に退職しましたが、再び社会に戻りたいと思っても、保育園は仕事がないと入れない。預け先がないと仕事が決まらないのスパイラルです。ブランクが空いていく不安を抱えている人も多いと思います。そのような支援があれば働きたいという人は多いのでは？
女性・30歳代 専業主婦・専業主夫 結婚している（事実婚含む）	「女性も子どもを産んでも仕事を続けたいと思っている」というような雰囲気が社会全体にあるように感じることがありますが、私は子どものとの時間を優先したかったので仕事は辞めました。女性のみんながみんな、出産後も仕事を続けたいと思っているわ

	けではありません。働きたい人もいるだろうし、働きたくても働けない人、働きたくないけど働かざるをえない人など、人それぞれだと思います。女性だから、と一括りにするのではなく、性別関係なく一人一人が自分の行きたい生き方で人生をすごせるといいですね。
女性・40歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	従来の考え方（男性は仕事・女性は家事など）を打破しようとする段階はもう過ぎている（ある程度クリアしている）と思います。性別に関係なく、自分の望むワーク・ライフ・バランスや、社会参画の仕方を実現できる社会になってほしいと考えます。そのために、働きたい人が働けるような取組、仕事をセーブして家庭を優先したい人の助けになるような取組などの充実や、取組みをより広く周知する公報に力をいれていただきたいと思います。アンテナを高くしなくても知っている状態、「ひとまずここに聞けばいい」という場所がある、こうなったらより暮らしやすくなると思います。
男性・50歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	女性の社会進出が声高に論じられるが、母親として、専業主婦として家庭を護ることに生きがいを見出す人もいるはず。あたかもそれが古い風習や悪しきことという風潮に違和感を感じます。（共働きしないと生活が維持できないから仕方なく、というご家庭も少なくないのでは。）もっといろいろな生き方を選択できるのが本当の理想的な社会と思います。
女性・70歳代以上 無職 結婚している（事実婚含む）	私は育休がない時代に共働きをしていました。時間に追われ、肉体的には大変でしたが、家庭で24時間子育てしている母親の方が精神的に大変だったろうと思います。育休中の保育への支援を充実してほしいです。産院等で支援制度を説明してもらうと情報が伝わりやすいのではないかと思います。私の子どもたちは二人とも共働きですが、夫婦で家事分担して生活しています。よい時代になってきました。

（６） アンケートについて（13件）

男性・40歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	アンケートの内容が、現在女性の参画の割合が低いために、それを高めたいというように感じました。また、女性が生活しやすいために、この活動を推進していくようにも感じました。
女性・40歳代 非正規の職員・従業者 結婚していない	何をしているのかも何をしようとしているのかも全然わからないし、伝わってこない。 アンケートを聞くだけではなく、簡単なことからでもいいから社会実現に向けてスピード感を持って具体的な対応をして欲しい。 アンケートも形式的に実態調査だけの一方的にこちらの考えを聞くのではなく、市として今こういうことをしていますがどう思うかなど具体的にやっていることをアピールして意見を求めて欲しい。
男性・50歳代 その他（アルバイト） 結婚している（事実婚含む）	2,000人だけではなく、市民全員が参加できるシステムを作ってください。
女性・50歳代 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	男女共同云々という問題よりも、子ども・子育て・出産など、子どもをもたない家族への配慮が全くない社会はどうかと思う。すべてにおいて、子どものいない夫婦（家族）への対応が後手後手で、あたかも子どもをもたないことに対する嫌がらせなのかとも思うことがある。市内に住んでいる人間（世帯）には、子どももいなければ、老人もいない家族も存在するということを、きちんと認知してからこのようなアンケートを作ってもらいたいです。

（７） 子育て支援（12件）

男性・20歳代 正規の職員・従業者 結婚していない	男性が産休や育休に参加しやすいように、子育ての支援金等を充実させること。
女性・30歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	共働き（フルタイム）家庭で、夫婦ともに実家が遠方にある場合、子どもが急に熱を出した時などに預かってもらえる病児保育があってほしいと思いました（仕事の内容によっては休むことが難しい場合もあるため）。※他市（佐倉市や千葉市）にはあると聞きます。また、学童保育は長期休業中も朝７時（もしくは７時半）から開いていてほしいと思います（※他市では７時から開いているところもあると聞くと、いいなぁと思ってしまいます）。子どもの預け先があれば、男女共同参画社会が実現するのではと思います。
女性・30歳代 専業主婦・専業主夫 結婚している（事実婚含む）	専業主婦は社会との繋がりが薄いです。出産・引越を機に退職しましたが、再び社会に戻りたいと思っても、保育園は仕事がないと入れない。預け先がないと仕事が決まらないのスパイラルです。ブランクが空いていく不安を抱えている人も多いと思います。そのような支援があれば働きたいという人は多いのでは？
女性・60歳代 専業主婦・専業主夫 結婚している（事実婚含む）	子どもの産むのは女性だけなので、やはり子育て関係の制度が充実するといいと思う。

（８） 多様性（7件）

男性・20歳代 学生 結婚していない	近年、行き過ぎた多様性で外国人の移民受け入れが加速しすぎているように思う。男女共同参画社会の実現も素晴らしいとは思うが、理念が先行しすぎて、治安、社会的コストといった現実的な問題への配慮が不十分にならないように、理想だけでなく、国民の生活実感や持続可能性を踏まえ、特に移民政策は慎重に進めるべきだと考える。
女性・30歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	男女共同参画を四街道の様なベットタウンで調べるより、外国人住民がガンガン増えてる問題の方をどうにかして欲しい。男女の社会参加の前に日本人以外に乗っ取られかけている。駅前に何件外国人向けの食材店ができた？家の周囲に何人もヒジャブをつけた子連れがうろついていて何語かわからない言葉で大声で騒いでいる。空いたアパートが丸ごと外国人労働者の社員寮になった。美しが丘近隣公園で日が暮れてから明かりと音響を持ち込んで外国人がパーティしていたけどどうにもならないのか。この意識調査自体が随分呑気なこと聞いてくるなと思っています。男女参画よりこっちをどうにかしていただけないでしょうか。ぜひともご検討いただきたいです。
女性・40歳代 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	男女問わず活躍し住みやすい環境、また子どもたちが「男だから」、「女なのに」と思われず過ごしていける様に、もっとなっていったら嬉しいなと思います。
女性・50歳代 専業主婦・専業主夫 結婚している（事実婚含む）	男性らしさ女性らしさもとても良い事だと思いますし、個性を主張しない生き方もあると思います。その人らしく生きられる世の中であってほしいです。

（９） 人権（ＤＶ・セクシャルハラスメントなど）（ 3件）

女性・30歳代以下 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	企業では男女平等の考え方が少しずつ根付いており、実際今回アンケートに回答してみたところ、職場ではあまりハラスメントに該当するような行為を受けたことがないと感じた。一方で、学校などの閉鎖された空間や、地域活動などの高齢者と関わる場面ではまだ男性優遇の態度や冗談がスタンダードとなっていて、面白くもない話題で男性も女性も笑わなければいけないのも事実であり、この点は変える必要がある。特にハラスメントに関しては女性という括りだけでなく、ぜひ若者の視点も取り入れて、逆に若者から高齢者への講和などもいいのではないかと思う。
女性・40歳代 非正規の職員・従業者 結婚していない	平常時はなんとかできても、今後起こりうる大地震で女性が困る出来事を「担当がいないと分からないので～」とかならない避難所になっていたらいいなと思います。（今、過去の災害の本を読んでいて、生理用品を不要扱いされていたり、着替えが困った、突然の事で場所がない等々書いてあったので。※男性メインの指示者だけだと仕方ないのか？）

（10）その他（27件）

女性・20歳代以下 学生 結婚していない	多くの人が目で見てわかるほどの良い変化が起こってほしい。 人々が認知度の低い制度や支援を広く認識してもらい、申請方法やサービスの受け方まで理解できるように支援してほしい。
女性・30歳代 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	昨年四街道市に引っ越してきました。あまり知識・理解が少ないため勉強していきます。
男性・40歳代 正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	学校でのPTA活動や地域活動等が、共働き家庭に対して大きな負担になっている。惰性で続いている活動を見直して、リモート会議の推進や無駄な取り組みの廃止等、現在の働き方に沿って変えていく事が必要だと思う。
女性・50歳代 非正規の職員・従業者 結婚している（事実婚含む）	もっとすべての方が暮らしやすいと感じる街づくりに、市民の一人として参加していきたい。
無回答・70歳代以上 無職 結婚している（事実婚含む）	日本は元々は母性社会でした。女性をもっと大事にする社会が必要です。子どもを安心して産み、育てられる社会制度を充実して、少子化に対処してほしいと思います。

Ⅳ. 調査票

四街道市男女共同参画市民意識調査

日ごろより、市政にご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、四街道市では、第４次四街道市男女共同参画推進計画により「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」をめざして、各施策に取り組んでいます。

このアンケート調査は、「男女共同参画社会」の形成に対して、市民の皆様の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の参考とさせていただくことを目的とするものです。

アンケート調査の実施にあたり、市内にお住まいの 18 歳以上の方から 2,000 人を無作為に抽出しましたところ、あなたを対象とさせていただくことになりました。

このアンケートは、無記名ですべて統計的に処理いたしますので、お答えをいただいた皆様にご迷惑をおかけすることはありません。

お忙しいところ、誠に恐れ入りますが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和８年１月
四街道市長　鈴木　陽介

【回答にあたってのお願い】
- お答えは、この調査（封筒）のあて名の方ご本人がご回答ください。
- 回答方法は「郵送」または「インターネット」のいずれかをお選びいただけます。
- ２月１２日（木曜）までにご回答をお願いします。（※郵送・インターネット共通）

【郵送でお答えいただく場合】
- お答えは、このアンケート調査票に直接ご記入ください。
- 黒か青のボールペンまたはＨＢより濃い鉛筆でご記入ください。
- お答えは、四角の枠に記載されている選択肢の中からあてはまる数字を選んで○を付けていただく、選択式です。
- お答えが「その他」にあてはまる場合、（　　）内に具体的にご記入ください。
- ご記入いただいたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函してください。（※切手は不要です。また、住所・氏名の記入も一切必要ありません。）

【インターネットでお答えいただく場合】
- 下記の URL または右の２次元コードを読み取ってご回答ください。
- **回答 WEB サイト　https://questant.jp/q/yotsukaido2026**
- インターネットでお答えの場合、このアンケート調査票を返送する必要はありません。

＜本調査に関する問い合わせ先＞
四街道市役所　地域共創部　みんなで課
ＴＥＬ：０４３－４２０－７５２５（9時～１６時３０分　土日祝除く）

Ⅰ．あなたご自身について伺います

（統計処理を行うために必要な情報です。回答日現在でお答えください。）

※ 次の①～④それぞれの項目について、あてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

① 性 別	1．男性　　2．女性
② 年 代	1．２０歳代以下　　4．５０歳代 2．３０歳代　　5．６０歳代 3．４０歳代　　6．７０歳代以上
③ ご職業（兼務の場合は主なもの）	1．自営業（家族従業者を含む） 2．会社役員・団体役員 3．正規の職員・従業者 4．非正規の職員・従業者（パート・派遣社員・契約社員など） 5．専業主婦・専業主夫 6．学生 7．無職 8．その他（　　）
④ 配偶者等パートナー	1．結婚している（事実婚含む） 2．結婚したが、離別・死別している 3．結婚していない

Ⅱ．男女平等に対するお考えについて伺います

問１．次の①～⑧の場面で、男女の地位は現在において平等になっていると思いますか。それぞれの場面において、あてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

場面＼項目	A．男性優遇	B．どちらかといえば男性優遇	C．平等	D．どちらかといえば女性優遇	E．女性優遇
①社会全体として	1	2	3	4	5
②家庭生活の中で	1	2	3	4	5
③職場で	1	2	3	4	5
④教育の中で	1	2	3	4	5
⑤政治の場で	1	2	3	4	5
⑥法律や制度の上で	1	2	3	4	5
⑦社会通念・慣習・しきたり等において	1	2	3	4	5
⑧区・自治会、ＰＴＡなどの地域活動の場で	1	2	3	4	5

問２．「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

１．賛成	４．どちらかといえば反対
２．どちらかといえば賛成	５．反対
３．どちらともいえない	

Ⅲ．男女共同参画の取組について伺います

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。（男女共同参画基本法第２条）

問３（１）．市の男女共同参画推進計画でめざしている「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」の実現についてどのように思いますか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

１．とても良いことだと思う ２．まあ良いことだと思う ３．どちらともいえない	問３（２）へ	４．あまり良いことだと思わない ５．まったく良いことだと思わない	問４へ

問３（２）．問３（１）で１～３を選んだ方に伺います。男女共同参画社会を実現するためには、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中からあてはまる数字すべてに○をつけてください。

１．男女共同参画に関する広報・啓発を推進する
２．女性や男性の生き方・悩みなどに関する相談の場を充実する
３．市としての政策・方針決定の場へ女性の参画を拡充する
４．学校教育において、男女共同参画に関する教育を推進する
５．社会教育などにおいて、男女共同参画に関する学習機会を充実する
６．育児・介護・家事に関する市民向けセミナーの実施
７．仕事と家庭の両立のための事業所への意識啓発を行う
８．職場における男女の均等な取扱いについて、周知徹底を行う
９．女性のチャレンジ支援を推進する（起業、リーダー養成、地域活動など）
１０．子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
１１．子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う
１２．高齢者や障害者などへの福祉サービスの充実を行う
１３．防災や復興支援などにおいて、男女共同参画を推進する
１４．ひとり親家庭への支援
１５．異性や子どもに対する暴力防止対策や被害者支援を推進する
１６．地域における様々な団体や他自治体との連携
１７．その他（具体的に：　　）
１８．特にない

問４．千葉県では、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会の形成を推進するため、令和６年１月１日に「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が施行されましたが、そのことを知っていましたか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

１．条例が施行されたことは知っており、内容も知っている
２．条例が施行されたことは知っており、内容は少し知っている
３．条例が施行されたことは知っているが、内容は知らない
４．条例が施行されたことは知らない

【「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」について】

千葉県のホームページでは、本条例の条文やその解説、多様性尊重に関するイベント情報などを掲載しています。詳細は右記よりご覧いただけます。

千葉県ホームページ→

Ⅳ．「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」について伺います

ワーク・ライフ・バランスとは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。（内閣府）

問５．「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

１．言葉も内容も知っている
２．言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない
３．言葉も内容も知らない

問６（１）．あなたの現在の日常生活の中で、「仕事・学業」「家庭生活」「地域・個人の生活」への関わり方は、次の１～７のうちどれにあてはまりますか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

・「仕事」・・・・・・・常勤、パート、アルバイト、派遣、嘱託など働き方は問わない。
・「学業」・・・・・・・学生
・「家庭生活」・・・・・家事、子育て、介護、看護など
・「地域・個人の生活」・・・・自治会やＰＴＡ、ボランティアなどの地域活動、学習、趣味など

１．「仕事・学業」を優先している。
２．「家庭生活」を優先している
３．「地域・個人の生活」を優先している
４．「仕事・学業」と「家庭生活」をともに優先している
５．「仕事・学業」と「地域・個人の生活」をともに優先している
６．「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
７．「仕事・学業」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している

問６（２）．現在「家庭生活」のための時間は十分とれていると思いますか。次の中から１つだけ選んで○をつけてください。

１．十分取れている
２．まあ取れている
３．あまり取れていない
４．全く取れていない
５．わからない

問７．一般的に、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのような環境づくりが必要だと思いますか。次の中からあてはまる数字を３つまで選んで○をつけてください。

１．育児・介護休業等の取得期間延長などの制度の充実
２．育児・介護休業中の代替要員の確保など制度を利用しやすい職場環境の整備
３．育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援の充実
４．保育施設の整備、幼稚園等での保育時間の延長など保育内容の充実
５．家事や育児、介護などの支援サービスの充実
６．在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入
７．時間外労働の縮減など、年間労働時間を短縮すること
８．パートタイマーなど非正規の職員・従業者の労働条件を改善すること
９．家族の積極的な育児・介護・家事への参加
１０．その他（具体的に：　　）
１１．わからない

問８．現在、配偶者等パートナーと暮らしている方、または過去に暮らした経験がある方に伺います。（これまでに配偶者等パートナーと暮らした経験のない方は問８(2)へお進みください。）
※「夫」、「妻」には配偶者以外のパートナーを含む。

問８(1).【実態】①～⑩の家事等をどなたがしていますか。（またはどなたがしていましたか。）①～⑩のそれぞれの項目について、次の中からあてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

家事等 ＼ どなたが？	A. ほとんど妻	B. どちらかと言えば妻	C. 夫婦とも同じ程度	D. どちらかと言えば夫	E. ほとんど夫	F. 夫婦以外の人	G. 該当なし
① 食事の支度・後片付け	1	2	3	4	5	6	
② 掃除・洗濯	1	2	3	4	5	6	
③ 食料品・日用品等の買物	1	2	3	4	5	6	
④ 家計費の管理	1	2	3	4	5	6	
⑤ 乳児・幼児の世話	1	2	3	4	5	6	7
⑥ 子どもの学校行事等への参加	1	2	3	4	5	6	7
⑦ 子どもの送迎、勉強や遊びの世話	1	2	3	4	5	6	7
⑧ 介護や看護を要する家族の世話	1	2	3	4	5	6	7
⑨ 自治会や地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	7
⑩ 自治会や地域活動の役員、責任者	1	2	3	4	5	6	7

問８(2).【理想】①～⑩の家事等をどなたにしてほしいですか。①～⑩のそれぞれの項目について、次の中からあてはまる数字に１つずつ○をつけてください。（配偶者等の有無や、家事、育児、介護などの実施有無に関わらず、あなたが理想とする分担をお答えください。）

家事等 ＼ どなたに？	A. ほとんど妻	B. どちらかと言えば妻	C. 夫婦とも同じ程度	D. どちらかと言えば夫	E. ほとんど夫	F. 夫婦以外の人	G. 該当なし
① 食事の支度・後片付け	1	2	3	4	5	6	
② 掃除・洗濯	1	2	3	4	5	6	
③ 食料品・日用品等の買物	1	2	3	4	5	6	
④ 家計費の管理	1	2	3	4	5	6	
⑤ 乳児・幼児の世話	1	2	3	4	5	6	7
⑥ 子どもの学校行事等への参加	1	2	3	4	5	6	7
⑦ 子どもの送迎、勉強や遊びの世話	1	2	3	4	5	6	7
⑧ 介護や看護を要する家族の世話	1	2	3	4	5	6	7
⑨ 自治会や地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	7
⑩ 自治会や地域活動の役員、責任者	1	2	3	4	5	6	7

Ⅴ．防災・災害復興対策について伺います

問９．あなたは、防災・災害復興対策で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまる数字を３つまで選んで○をつけてください。

１．避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策など）
２．避難所の責任者に女性が配置され、災害者対応に女性の視点が入ること
３．乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮
４．災害時の救援医療体制（診療・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）
５．被災者に対する相談体制
６．対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること
７．防災計画・復興計画策定過程、防災会議に女性が参画すること
８．自主防災組織、防災訓練などに女性が参画すること
９．特にない
１０．その他（具体的に：　　）
１１．わからない

Ⅵ．女性の就業のあり方や現状について伺います

問 10．女性（男性の場合は「妻・パートナー」）の働き方として、①理想の働き方、②現実の働き方、③これからの女性の働き方について、Ａ～Ｈの就業形態であてはまる数字を次の中から１つずつ選んで○をつけてください。

働き方＼就業形態	A. 結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける	B. 妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く	C. 妊娠・出産を機に家庭に入り、その後は家事や子育てに専念する	D. 結婚するまでは職業に就き、結婚したら家事に専念する	E. 結婚後または子育てが落ち着いてから、初めて仕事を持つ	F. ずっと仕事を持たない	G. わからない	H. その他
①理想の働き方	1	2	3	4	5	6	7	8
②現実の働き方	1	2	3	4	5	6	7	8
③これからの女性の働き方	1	2	3	4	5	6	7	8

【その他記入欄】

①その他	
②その他	
③その他	

問 11. 現在、仕事をされている方に伺います。（現在、仕事をされていない方は問 12 へお進みください。）職場で次のようなことがありますか。（あると感じますか。）次の中からあてはまる数字すべてに○をつけてください。

1．募集や採用に性別による格差がある
2．賃金・昇給で性別による格差がある
3．昇進・昇格で性別による格差がある
4．雇用形態に性別による格差がある
5．時間外労働に性別による格差がある
6．定年に性別による格差がある
7．深夜業に性別による格差がある
8．住宅資金の貸付に性別による格差がある
9．配置や仕事の与え方に性別による格差がある
10．教育訓練や研修等に性別による格差がある
11．結婚退職や出産退職の慣例・慣行がある、または居づらい雰囲気がある
12．性別による格差は感じない

Ⅶ. 子どもの性別による子育てのあり方について伺います

問 12. 子どもの性別や子育てのあり方についてどう思いますか。次の①～⑤それぞれの項目について、あてはまる数字に1つずつ○をつけてください。

項目 ＼ 近いもの	A. そう思う	B. どちらかといえばそう思う	C. どちらとも言えない	D. どちらかといえばそう思わない	E. そう思わない
①男の子には、女の子以上に、責任感、勇気、決断力、実行力、向上心を備えることを求めたい	1	2	3	4	5
②子どもには、性別に関係なく、炊事・洗濯・掃除等生活に必要な技術を身につけさせたい	1	2	3	4	5
③女の子には、男の子以上に、細やかな気配り、人への思いやり、優しさ等を備えることを求めたい	1	2	3	4	5
④性別に関係なく、子どもの個性と意見を大事に伸ばしたい	1	2	3	4	5
⑤男の子には、女の子以上に、高い学歴を身につけさせたい	1	2	3	4	5

Ⅷ. 人権について伺います

問 13.「人権が侵害されている」と感じるのはどのような場合ですか。次の中からあてはまる数字すべてに○をつけてください。

１．レイプ（強姦）、痴漢等の性暴力・性犯罪
２．職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）
３．ストーカー等のつきまとい・待ち伏せ行為
４．パートナーや交際相手などからの暴力
５．買春・売春・援助交際
６．夫婦間での一方的な性関係の強要
７．風俗店等の性産業
８．ポルノグラフィ、雑誌や広告のヌード写真などの性的表現
９．職場での男性と女性の待遇の差
１０．家事労働における男性と女性の偏り
１１．その他（具体的に：　　）

問 14. セクシュアル・ハラスメントについて伺います。（お答えいただける方のみで結構です。）これまでに、職場や学校、地域活動のそれぞれの場面において、①～⑩のような経験をして不快・苦痛な思いをしたことがありますか。①～⑩それぞれの項目について、あてはまる数字すべてに○をつけてください。

※セクシュアル・ハラスメントは、社会的な力関係を濫用して相手の心と身体を傷つけ、ひいては働く権利や学ぶ権利をも脅かす行為です。次に示す①～⑩の項目は、セクシュアル・ハラスメントと見なされます。

項目＼場面	A. 職場で経験した	B. 学校で経験した	C. 地域活動の場で経験した	D. 経験はない
①不必要に身体を触られた	1	2	3	4
②交際や性的関係を迫られた	1	2	3	4
③交際や性的関係を拒否して、不当な扱いや嫌がらせを受けた	1	2	3	4
④宴会でお酌やデュエットを強要された	1	2	3	4
⑤ヌード写真等を故意に見せられた	1	2	3	4
⑥性的なうわさを流された	1	2	3	4
⑦しつこく容姿のことを言われた	1	2	3	4
⑧異性との交際関係や結婚、出産について度々聞かれた	1	2	3	4
⑨性的な冗談や会話につき合わされた	1	2	3	4
⑩メールなどで突然「かわいいね」や「食事に付き合って」といった内容が送られてきた	1	2	3	4

問 15.　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）について伺います。（お答えいただける方のみで結構です。）

これまでに配偶者や恋人等から次の①～④の暴力行為を受けたことがありますか。①～④それぞれの項目について、あてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

※ドメスティック・バイオレンスは、配偶者や恋人等日常をともにする相手から受ける肉体的・精神的な暴力行為で、言葉による暴力や性行為の強要、物の破壊なども含みます。

項目＼経験	A. 頻繁に受けている	B. 何度か経験がある	C. 過去に経験したが今はない	D. 経験がない
①精神的な暴力（無視する、なじる、おとしめる、おどす、嫌がらせをする、つきまとう、行動や交友関係等を監視したり禁止する等）	1	2	3	4
②肉体的な暴力（殴る、蹴る、物を壊す等）	1	2	3	4
③性的な暴力（望まない性行為の強要、避妊への非協力等）	1	2	3	4
④経済的な暴力（生活費を渡さない、外で働かせない等）	1	2	3	4

問 16.　DV に関する相談ができる窓口を知っていますか。次の中から<u>あてはまる数字すべてに</u>○をつけてください。

１．四街道市子育て支援課
２．千葉県女性サポートセンター（配偶者暴力相談支援センター）
３．千葉県男女共同参画センター（配偶者暴力相談支援センター）
４．印旛健康福祉センター
５．警察本部相談サポートコーナー
６．四街道警察署（生活安全課）
７．DV 相談ナビ（内閣府）
８．DV 相談＋（プラス）（内閣府）
９．女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル
１０．その他（具体的に：　　）
１１．わからない

【主なＤＶ相談窓口のご案内】

名　称	方　法	日　時	電話番号
四街道市 子育て支援課	来所・電話	月～金（祝日・年末年始除く） 9 時～16 時 30 分	043-420-7520
千葉県女性サポート センター【配偶者暴力 相談支援センター】	面談（要予約） 電話	平日 9～17 時 電話：365 日　24 時間	043-206-8002
千葉県男女共同参画 センター【配偶者暴力 相談支援センター】	来所・電話	[女性]（祝日・年末年始除く） 火曜～日曜　9 時 30 分～16 時 [男性]（祝日・年末年始除く） 火曜・水曜日　16 時～20 時	[女性専用] 04-7140-8605 [男性専用] 043-308-3421
四街道警察署 （生活安全課）	来所・電話	365 日　24 時間	043-432-0110 緊急時：110 番
ＤＶ相談＋（プラス）	電話・チャット・ プラス相談箱	365 日　24 時間 チャット：12～22 時	つなぐはやく 0120-279-889

➡　次のページにも質問があります。

Ⅸ. 男女共同参画に関する四街道市の取組について伺います

問 17. あなたは、男女共同参画に関連する次の項目（①～③）について、どの程度満足されていますか。日ごろの印象や日常生活の中で、あなたご自身のお考えに最もよくあてはまる数字に１つずつ○をつけてください。

項　目	A. 満足	B. どちらかといえば満足	C. どちらでもない	D. どちらかといえば不満	E. 不満
①男女共同参画の推進 男女共同参画社会のための施策の推進	1	2	3	4	5
②子ども家庭支援 保育内容の充実や施設の整備、子どもたちが成長できる環境づくり ひとり親家庭等の生活安定の取組み	1	2	3	4	5
③健康づくり 健康は自分で守る考え方の普及と年齢層に合わせた健康づくり活動の促進 広域的な医療連携体制の充実	1	2	3	4	5

◎男女共同参画社会の実現に向け、ご意見やご要望をお聞かせください。

アンケートは以上です。
お忙しいところ最後までご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

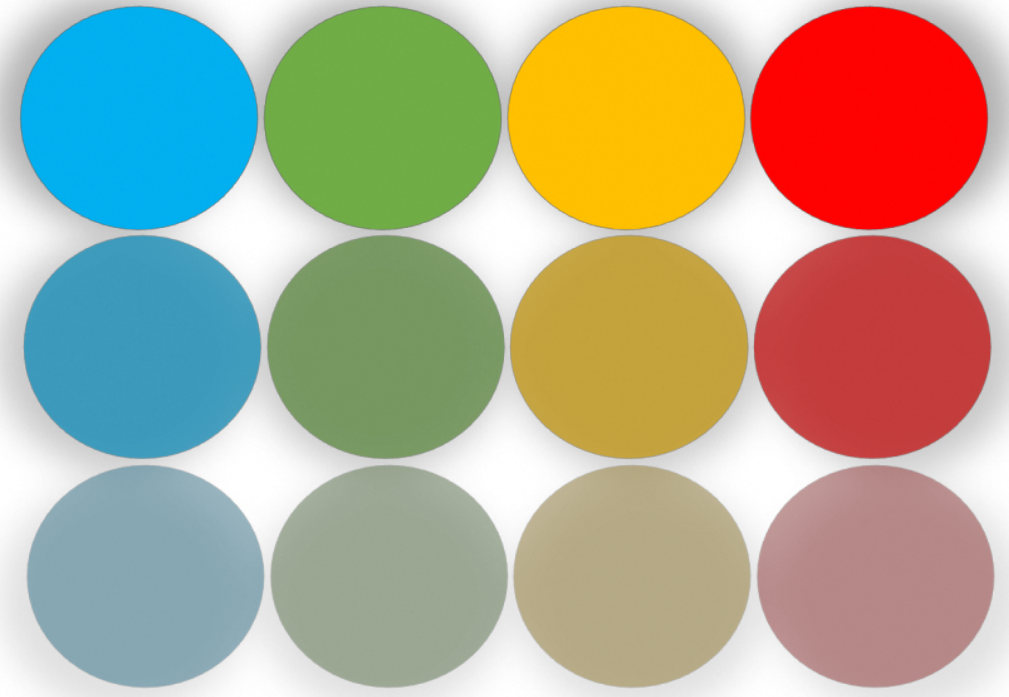
第4次

四街道市

男女共同参画推進計画

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、

個性を発揮できる社会を目指して



令和4年2月

YOTSUKAIDO City

はじめに



近年、少子高齢化の進行や価値観やライフスタイルの多様化、雇用環境の変化など、私たちを取り巻く社会環境が、様々な分野で急速に変化しています。

国においては平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、女性の職業生活における活躍は主要な課題として、より一層の推進が求められています。

このような中、市民一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、個性を発揮できる社会の実現が、ますます重要となっており、本市は、これまで推進してきた「第３次四街道市男女共同参画推進計画」の施策を継承、発展させ、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「第４次四街道市男女共同参画推進計画」を策定しました。

本計画では、その効果的な推進を図るため、社会状況や本市の現状を踏まえ、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画、ＤＶ防止と被害者支援に関する施策を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置付け、これら施策に対する取組を明確にしています。

今後は、この「第４次四街道市男女共同参画推進計画」に基づき、本市がめざす男女共同参画社会の実現に向け、積極的な取組を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました四街道市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和４年２月

四街道市長　　佐渡　　斉

目　　次

第１章　計画策定の基本的な考え方 1
1　計画策定の趣旨 2
2　計画の位置付け 3
3　計画の期間 4
4　男女共同参画を取り巻く現状 4
5　めざす社会のすがた 19
6　計画の体系 20
第２章　具体的施策 23
基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 24
（１）　男女共同参画に対する意識づくり 26
（２）　男女共同参画に関する教育・学習の推進 27
基本目標２　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり 28
（１）　政策・方針決定過程への女性の参画の促進（女性活躍推進計画） 30
（２）　労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画） 31
（３）　家庭や地域における男女共同参画の促進 33
基本目標３　安全・安心に暮らせる環境づくり 36
（１）　ＤＶ防止と被害者支援（ＤＶ防止計画） 38
（２）　ハラスメントや性犯罪の防止 39
（３）　生涯を通じた健康づくりの支援 39
（４）　防災・復興における男女共同参画の促進 41
第３章　計画の推進 43
1　計画の推進体制 44
2　計画の適切な進行管理 44
指標一覧 45
成果指標一覧 46
資料編 49
1　諮問 50
2　答申 50
3　四街道市男女共同参画審議会条例 53
4　四街道市男女共同参画審議会委員名簿 54
5　四街道市男女共同参画推進本部設置要綱 55
6　男女共同参画社会基本法 58
7　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 62
8　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 72
9　用語解説等 83

第１章　計画策定の基本的な考え方

1　計画策定の趣旨

平成 11（1999）年６月に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されてから 22 年が経過しました。

この間、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されるなど、各種法整備等が行われ、男女共同参画社会の実現に向け一定の進展が見られていますが、いまだに多くの課題が残されています。

国際社会に目を向けると、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づく「持続可能な開発目標」（以下「ＳＤＧｓ」という。）では、17 ある目標の中に「ジェンダー平等」が掲げられるなど、男女共同参画の推進は重要な取組の一つとなっています。

一方、世界経済フォーラムが令和３（2021）年３月に公表した「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の総合順位は、156 か国中 120 位で、依然として先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ＡＳＥＡＮ諸国より低い結果となりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

本市においても、平成 16（2004）年から「四街道市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を計画的に推進し、着実な進展を図ってきたところです。

しかしながら、令和２（2020）年 11 月に実施した「四街道市男女共同参画市民意識調査」（以下「男女共同参画市民意識調査」という。）では、依然として男女の地位の平等について「男性の方が優遇されている」と感じる人が多く、固定的性別役割分担意識の解消には至っていない状況です。

また、「第３次四街道市男女共同参画推進計画」における指標の進捗状況においては、目標値を達成していない項目も多くあり、それらの改善も課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市では令和３（2021）年度まで推進してきた「第３次四街道市男女共同参画推進計画」の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図っていくため、「第４次四街道市男女共同参画推進計画」を策定します。

2　計画の位置付け

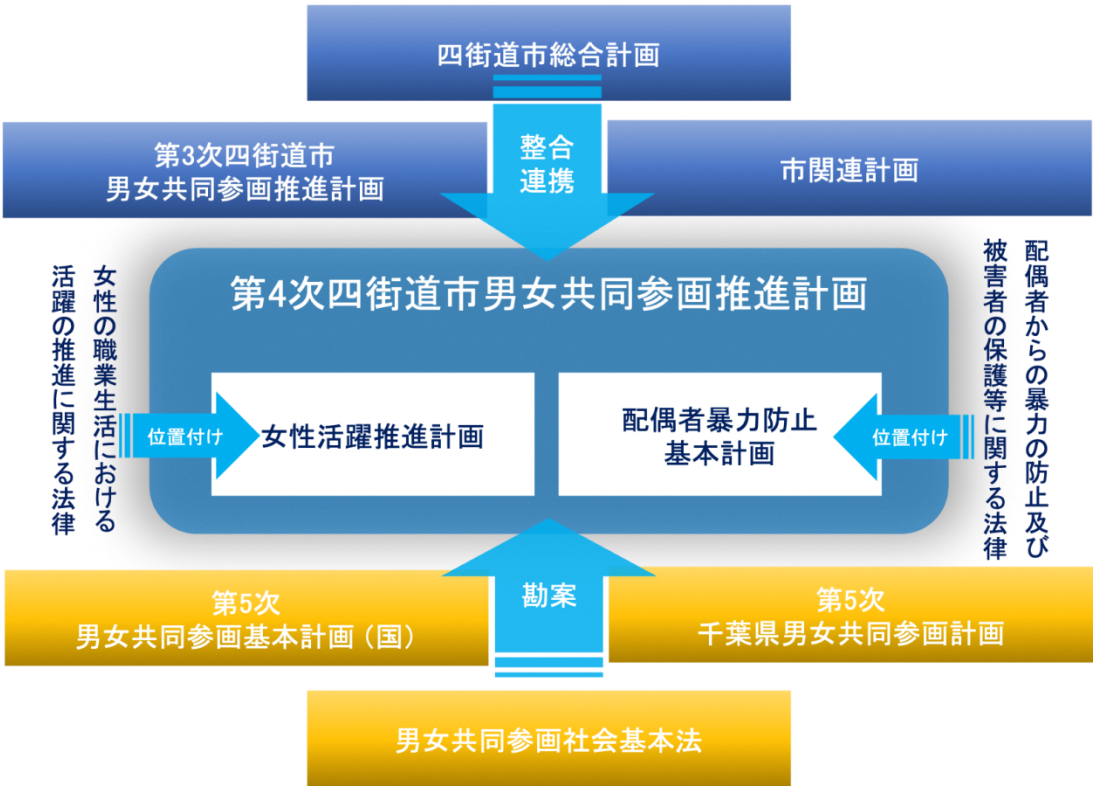
国の「第５次男女共同参画基本計画」、県の「第５次千葉県男女共同参画計画」の趣旨を十分に踏まえるとともに、「四街道市総合計画」及び他分野の関連計画との整合性を図るものとします。

(1) 女性活躍推進計画

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっていることから、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けることとし、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を明確にします。

(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)防止計画

女性に対する暴力が深刻な社会問題として認識され、ＤＶに対する緊急的な対応が求められていることから、配偶者等からの暴力防止と被害者支援に関する施策を「ＤＶ防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けることとし、ＤＶ防止と被害者支援の取組を明確にします。



3　計画の期間

令和４（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。



4　男女共同参画を取り巻く現状

(1) 社会の状況

① 日本の総人口は、平成 20（2008）年（12,808 万人）をピークに、平成 23（2011）年（12,783 万人）以降は一貫して減少しています。年齢区分別の割合をみると、平成９（1997）年に 65 歳以上人口（15.7%）が 0～14 歳人口（15.3%）を上回り、令和２（2020）年は 65 歳以上人口（28.6%）が 0～14 歳人口（11.9%）の 2.4 倍となっています。

15～64 歳人口は、平成７（1995）年（8,726 万人）をピークに減少し、令和２（2020）年（7,509 万人）はピーク時より 1,217 万人少なくなっています。総人口に占める割合は平成４（1992）年（69.8%）をピークに減少し、令和２（2020）年は 59.5%と６割を下回り、人口減少・少子高齢化社会が進行しています。

② 政策・方針決定過程への女性参画は大きな進展が見られず、令和２（2020）年４月現在の「指導的地位」に女性が占める割合について「市区町村における本庁課長相当職」は 17.8%、「民間企業（100 人以上）における課長相当職」は 11.5%にとどまっています。

③ 女性の年齢階級別労働力率について、昭和 55（1980）年においては 25～29 歳（49.2%）及び 30～34 歳（48.2%）を底とする「M字カーブ」を描いていましたが、令和２年では 25～29 歳が 85.9%、30～34 歳が 77.8%と上昇しており、M字型から先進諸国で見られる台形に近づきつつあります。

④ 女性の年齢階級別労働力率について、令和２（2020）年おいては、25～29 歳が 85.9%と最も高くなっています。30～39 歳では 70%台後半とやや落ちるものの、40～54 歳では 80%台前後とやや高くなっています。

⑤ 労働者の非正規雇用比率について、平成 27（2015）年から令和２（2020）年において、男性は 21.9%から 22.2%とやや増加、女性は 56.3%から 54.4%とやや減少しています。女性の正規雇用者の割合は増加傾向にあるものの、依然として非正規雇用者の割合が過半数を占めています。

⑥ 女性の働き方において、令和元（2019）年には、「就業継続型」を肯定する割合が女性 63.7%、男性 58.0%であり、男女ともに６割前後まで上昇しました。また、第１子出産後の就業継続率が増加傾向にあり、特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は、平成 17（2005）～平成 21（2009）年の 19.4%（第１子出産前有職者に占める割合は 27.1%）から平成 22（2010）～平成 26（2014）年 28.3%（同 39.2%）へと上昇しています。

⑦ 女性の育児休業の取得率は、平成 20（2008）年に 90.6%とピークを迎え、その後 80%台のほぼ横ばいで推移しています。また第１子出産前後における退職者の割合は、平成 22（2010）～平成 26（2014）年に 33.9%となり、平成 17（2005）～平成 21（2009）年の 42.9%から減少し、就業継続者の割合は、40.3%から 53.1%と増加しています。

⑧ 民間企業の男性の育児休業の取得率は、平成 24（2012）年の 1.89%から徐々に増加し、令和元（2019）年には 7.48%となっています。しかし、依然として女性に比べて大幅に低水準となっています。

⑨ 仕事、家庭生活、地域・個人生活の関わり方の希望について、令和元（2019）年において、女性は「家庭生活を優先したい」（35.1%）が最も割合が高く、男性は「仕事と家庭生活をともに優先したい」（30.4%）が最も割合が高くなっています。現状は、女性は「家庭生活を優先している」（39.9%）が最も割合が高く、男性は「仕事を優先している」（36.5%）が最も割合が高くなっています。また、６歳未満の子どもを持つ男性が家事・育児に関わる時間は、「家事・育児関連時間全体」が１時間 22 分、「うち育児の時間」が 48 分と、先進国と比較して低水準となっています。

⑩ 女性に関する人権問題について、平成 29（2017）年において、「職場において差別待遇を受けること」が 50.5%と最も高く、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」（42.9%）、「ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）」（35.6%）と続き、女性に対する暴力が社会問題として認識されています。また、配偶者からのＤＶ被害経験について令和２（2020）年には、「何度もあった」「１、２度あった」と回答した女性の割合の合計が 25.9%、男性が 18.4%となっており、男性のＤＶ被害についても認識が深まりつつあります。

⑪ 内閣府の「配偶者暴力相談支援センター」への相談件数は年々増加しており、令和２(2020)年度はコロナ下の生活不安やストレスなどにより、ＤＶ相談件数が 190,030 件となり、前年度比で約 1.6 倍に増加しています。

⑫ 近年増加する災害の発生に備え、女性等の視点に基づく取組を進める必要が生じており、第５次男女共同参画基本計画（令和２（2020）年 12 月 25 日閣議決定）における取組として「女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携」が示されています。

⑬ 性別や年代（ライフステージ）によって、男女が直面する健康課題が異なっています。特に女性は思春期、成熟期、更年期、高齢期と、ライフステージにより発生する疾患や健康の課題が変遷し、平成 29（2017）年の女性の年齢階級別がん罹患率については、乳がんが最も高く、35～49 歳にかけて急増した後、横ばいで緩やかに減少しています。子宮がんの罹患率は低いものの、30～54 歳まで緩やかに増加し、その後減少しています。大腸、肺、胃がんの罹患率は、30 歳から緩やかに増加し、80 歳を超えるまで増加し続けています。

⑭ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により顕在化したＤＶ等の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等への対応、育児の悩みや介護疲れなどへの支援、テレワークの普及など柔軟な働き方への対応のほか、ＳＤＧｓの達成に向けた対策を講じる必要が生じています。

【出典】

①総務省「国勢調査」、「人口推計」

②～⑥内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

⑦厚生労働省「雇用均等基本調査（令和元（2019）年）」、内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

⑧内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

⑨内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和元（2019）年）」、内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために ～令和2年版データ～」

⑩内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成 29（2017）年）」、内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

⑪内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

⑫内閣府「第5次男女共同参画基本計画」

⑬内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

⑭内閣府「第5次男女共同参画基本計画」ほか

(2)「第３次四街道市男女共同参画推進計画」における検証

「第３次四街道市男女共同参画推進計画」では、「めざす社会のすがた」の実現に向け 27 の成果指標を設定しました。

令和３（2021）年４月１日時点では、27 指標のうち 16 指標（59.3％）に進捗があり、８指標（29.6％）が目標を達成しました。特に課題２「あらゆる分野における男女共同参画の実現」、課題３「ワーク・ライフ・バランスの推進」は 80％を超える進捗率となっています。一方で、課題４「男女の生涯を通じた健康づくりの支援」、課題５「ＤＶ等の暴力の根絶」については、進捗率が約 33％、課題１「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」については、進捗率が 40％にとどまるなど課題も見られます。

目標の達成に至っていない指標はもとより、前進した指標についても男女共同参画の視点から更なる改善の余地があることに留意し、引き続き「めざす社会のすがた」の実現に向けた実効性の高い成果指標を設定し、取り組んでいく必要があります。

各成果指標については、「◎：目標値・目標状態を達成したもの」、「○：目標値・目標状態に向け進捗したもの」、「△：目標値に向け進捗しなかったもの」、「－：評価対象外のもの」で評価しています。

【指標全体】

課題等		合計	①進捗あり			②進捗なし（△）	③対象外（－）
				◎：達成	○：進捗		
1	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	5	2 40.0%	0 0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0%
2	あらゆる分野における男女共同参画の実現	5	4 80.0%	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0%
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	5	4 80.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0%
4	男女の生涯を通じた健康づくりの支援	3	1 33.3%	1 33.3%	0 0%	0 0%	2 66.7%
5	DV等の暴力の根絶	3	1 33.3%	0 0%	1 33.3%	2 33.3%	0 0%
計画の推進	男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	6	4 66.7%	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	0 0%
合計		27	16 59.3%	8 29.6%	8 29.6%	9 33.3%	2 7.4%

【課題１　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり　指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	社会全体の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24 年度 女性 13.3% 男性 27.2%	H29 年度 女性 21.0% 男性 32.0%	R2年度 女性 22.0% 男性 33.0%	R2年度 女性 9.1% 男性 20.9%	△
b	家庭生活の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24 年度 女性 33.6% 男性 50.4%	H29 年度 女性 43.0% 男性 57.0%	R2年度 女性 44.0% 男性 58.0%	R2年度 女性 32.3% 男性 46.1%	△
c	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると思う人の割合	H24 年度 女性 11.7% 男性 15.7%	H29 年度 女性 18.0% 男性 28.0%	R2年度 女性 19.0% 男性 29.0%	R2年度 女性 12.8% 男性 23.4%	○
d	職場の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24 年度 女性 19.7% 男性 26.7%	H29 年度 女性 27.0% 男性 34.0%	R2年度 女性 28.0% 男性 35.0%	R2年度 女性 26.9% 男性 31.7%	○
e	学校教育の場で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24 年度 女性 61.0% 男性 72.5%	H29 年度 女性 69.0% 男性 76.0%	R2年度 女性 71.0% 男性 78.0%	R2年度 女性 59.8% 男性 73.3%	△

【課題２　あらゆる分野における男女共同参画の実現　指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	審議会等委員に占める女性の割合	H24 年度末現在	H27 年度	H30 年度	R2年度	○
		28.8%	30.0%	35.0%	31.9%	
b	女性委員ゼロの審議会等の割合	H24 年度末現在	R3年度		R2年度	△
		14.3%	年々減少しゼロに近づける		15.2%	
c	家族経営協定締結農家数	H24 年度末現在	R3年度		R2年度	◎
		14 戸	年々増加する（年1戸以上増加する）		21 戸	
d	女性の社会的チャレンジ支援の講座の実施回数	H24 年度	R3年度		R2 年度	◎
		1回	年1回以上実施する		1 回	
e	女性消防団員数	H25 年4月1日現在	R4年4月1日現在		R3 年4月1日現在	◎
		8人	10 人		12 人	

【課題３　ワーク・ライフ・バランスの推進　指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	H24 年度	H29 年度	R2年度	R2年度	○
		19.3%	30.0%	37.0%	27.4%	
b	家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合	H24 年度	H29 年度	R2年度	R2年度	△
		女性 80.8% 男性 69.9%	女性 85.0% 男性 73.0%	女性 87.0% 男性 76.0%	女性 79.4% 男性 74.6%	
c	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の担当者が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合	H24 年度	H29 年度	R2年度	R2年度	○
		女性 4.3% 男性 8.7%	女性 5.0% 男性 9.0%	女性 6.0% 男性 10.0%	女性 7.0% 男性 9.9%	
d	子ども家庭福祉に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	H23 年度	H28 年度	R3年度	H28 年度	◎
		16.2%	調査ごとに増加する	調査ごとに増加する	26.3%	
e	保育所入所待機児童数	H25 年4月1日現在	H31 年4月1日現在		R3年4月1日現在	◎
		36 人	0人		0人	

※「d 子ども家庭福祉に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合」の現状値は H28 年度の値を記載

【課題４　男女の生涯を通じた健康づくりの支援　指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	健康づくりに対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	H23 年度	H28 年度	R3年度	H28 年度	◎
		23.2%	調査ごとに増加する	調査ごとに増加する	26.2%	
b	乳がん検診の受診率	H24 年度末現在	H30 年度		R2年度	―
		37.2%	50.0%		17.2%（参考数値）	
c	子宮頸がん検診の受診率	H24 年度末現在	H30 年度		R2年度	―
		27.6%	50.0%		12.2%（参考数値）	

※「a 健康づくりに対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合」の現状値は H28 年度の値を記載

※「b 乳がん検診の受診率」「c 子宮頸がん検診の受診率」はH28 年度以降算定方法が変更となり比較できないため、評価対象外

【課題５　ＤＶ等の暴力の根絶　指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	DVが人権侵害であると認識する人の割合	H24 年度	H29 年度	R2年度	R2年度	○
		53.4%	100%に限りなく近づける	100%に限りなく近づける	70.0%	
b	DVの被害経験（精神的、肉体的、性的）があると回答した女性の割合	H24 年度	H29 年度	R2年度	R2年度	△
		精神的 5.0% 肉体的 2.0% 性的 1.2%	調査ごとに減少する	調査ごとに減少する	精神的 6.4% 肉体的 3.7% 性的 2.7%	
c	セクシュアル・ハラスメントの被害経験（職場、学校、地域）があると回答した女性の割合	H24 年度	H29 年度	R2年度	R2年度	△
		職場で 25.0% 学校で 4.6% 地域で 4.6%	調査ごとに減少する	調査ごとに減少する	職場で 35.7% 学校で 9.5% 地域で 9.0%	

【計画の推進　男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化　指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	男女共同参画に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	H23 年度	H28 年度	R3年度	H28 年度	◎
		7.9%	調査ごとに増加する	調査ごとに増加する	10.8%	
b	課長相当職以上に占める女性の割合	H25 年 4月1日現在	R4年4月 1 日現在		R3年 4月1日現在	△
		3.6%	5.0%		1.4% (72 人中1人)	
c	男性職員の育児休暇等の取得率	H24 年度	R3年度		R2年度	○
		7.1%	55.0%		25.0% (12 人中3人)	
d	市職員の性別介護休暇取得状況	H24 年度	R3年度		R2年度	◎
		女性0人 男性0人	女性、男性ともに取得を希望する人が取得できる		女性 2 人 男性 1 人	
e	男女共同参画に関する職員・教員等研修の参加者数	H24 年度	R3年度		R2年度	△
		職員 51 人 教員等 25 人	参加者数が増加する		職員 21 人 教員等 18 人	
f	男女共同参画に関する職員・教員等研修の研修目的の達成度	H24 年度	R3年度		R2年度	○
		職員 68.0% 教員等 85.0%	研修の目的に沿った評価をした人の割合が年々増加する		職員 47.7% 教員等 100%	

※「a 男女共同参画に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合」の現状値は H28 年度の値を記載

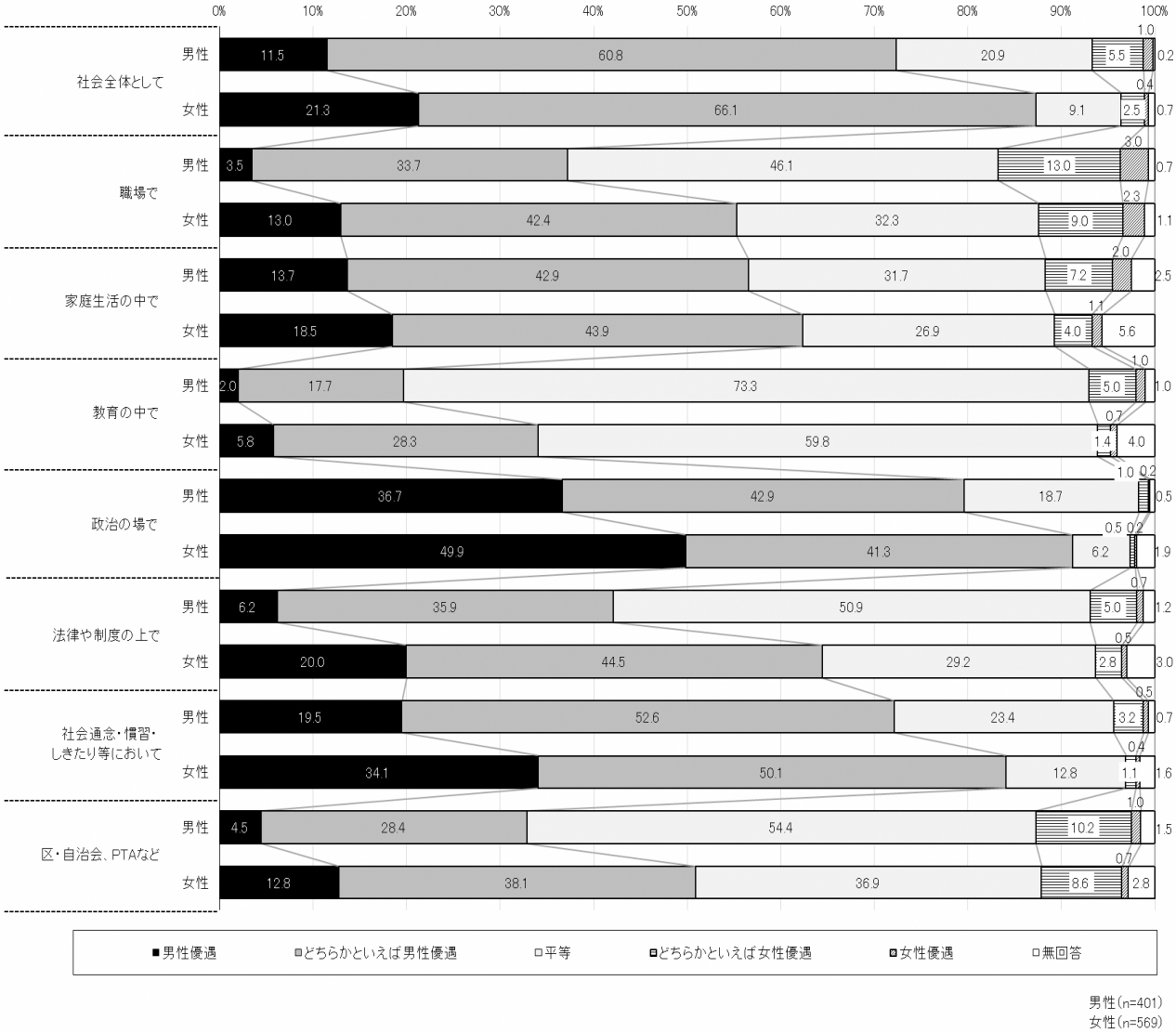
(3)「男女共同参画市民意識調査(令和2(2020)年)」結果(概要)

① 男女の地位の平等について、依然として「男性の方が優遇されている」と感じる人が多い一方、固定的性別役割分担意識については、解消傾向にあります。

男女の地位については、教育分野を除き、男性の方が優遇されているという意識が強く、特に女性は男性よりも不平等を感じています。前回調査(平成 29(2017)年)同様、本市は全国に比べて男性が優遇されているという意識が高くなっています。

固定的性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭という考え方)については、「否定的」が増加傾向にあります。前々回調査(平成 24(2012)年)では「肯定的」(36.4%)が「否定的」(33.3%)を上回っていましたが、前回調査で「否定的」(35.2%)が「肯定的」(26.3%)を逆転し、今回調査で「否定的」(35.2%)と「肯定的」(26.3%)との差はさらに広がっています。

図表１　男女の地位の平等について（男女別）

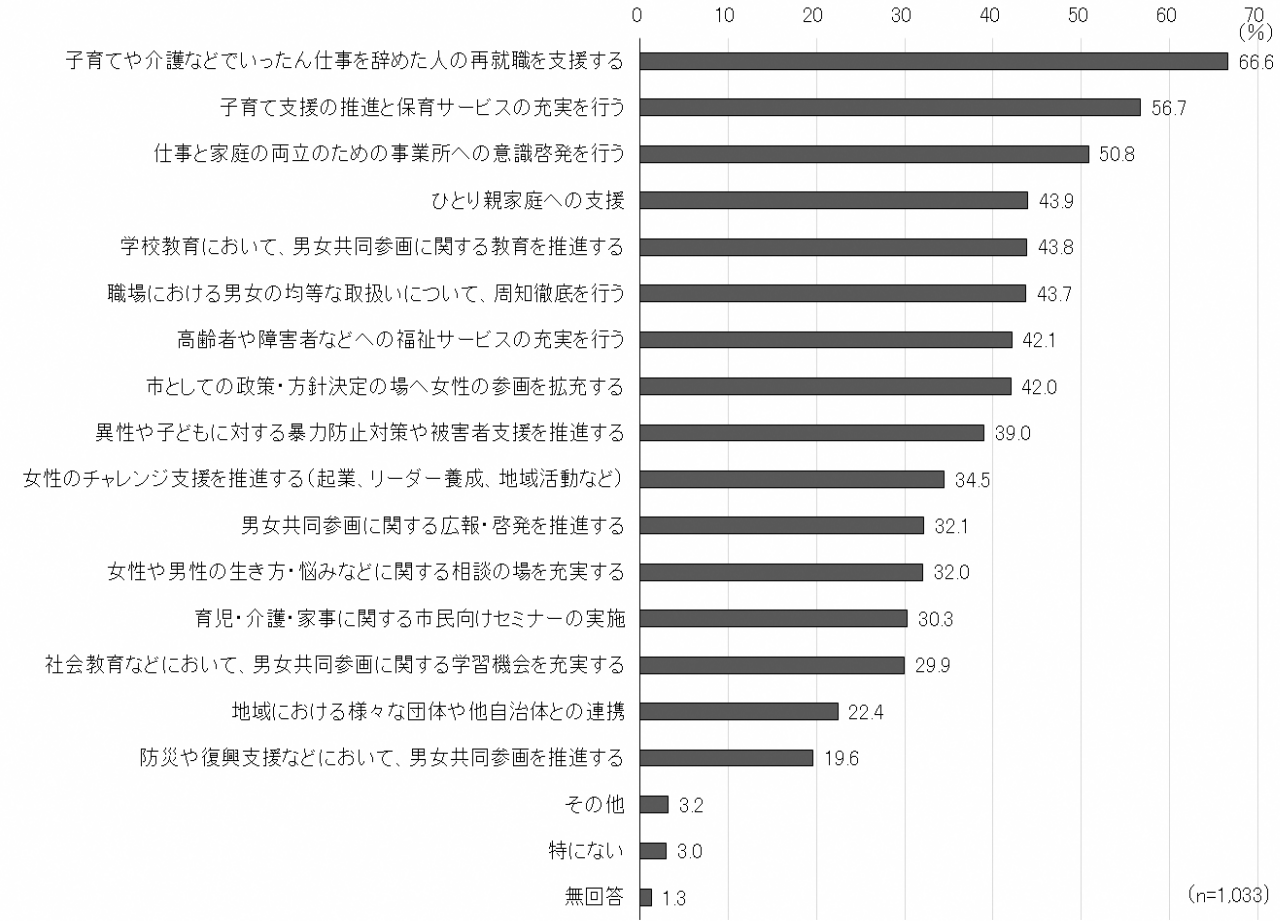


男性(n=401)
女性(n=569)

② 男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことについて、再就職の支援や子育て支援及び保育サービスの充実、雇用環境や勤務体制のための事業所への啓発に関する内容が上位を占めています。

男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことについては、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」（66.6%）が最も高く、次いで「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」（56.7%）、「仕事と家庭の両立のための事業所への意識啓発を行う」（50.8%）となっています。

図表２　男女共同参画社会の実現に向けて行政が力を入れていくべきこと（全体）



③ 女性の働き方として「中断再就職型」よりも「就業継続型」を求める意識が強く、女性の仕事と家庭生活の優先度合いでは、育児期の女性で「仕事優先」が減少しています。

女性（男性の場合は「妻・パートナー」）の理想の働き方として、「就業継続型（結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける）」と「中断再就職型（妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く）」がともに 33.4%で支持されています。

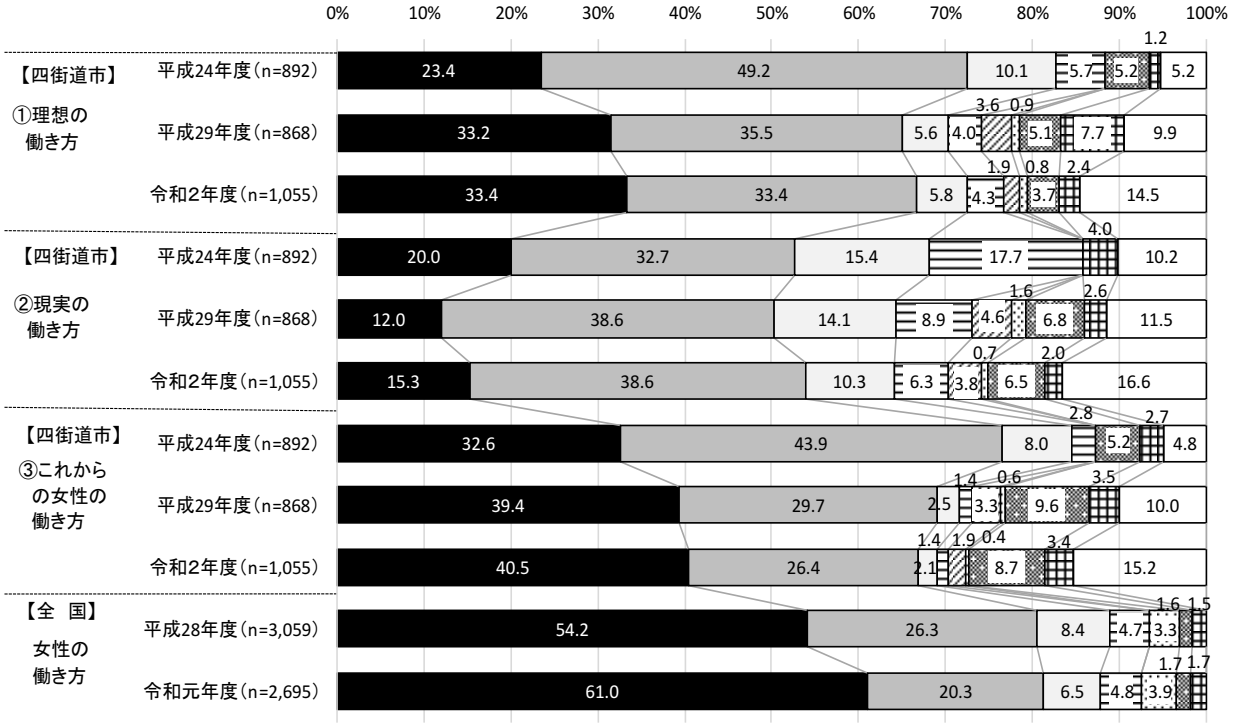
一方、女性の現実の働き方については、「中断再就職型」が 38.6%と最も高く、次いで「就業継続型」が 15.3%となっています。

また、これからの女性の働き方については、「就業継続型」が 40.5%と最も高く、次いで「中断再就職型」が 26.4%と 10 ポイント以上の差が開いています。

前々回調査と比較すると、女性（男性の場合は「妻・パートナー」）の理想の働き方として「就業継続型」が 10 ポイント増加しているほか、これからの女性の働き方でも、「就業継続型」が増加しています。

さらに、女性の仕事、家庭と地域への関わり方については、30 歳代で「仕事」優先が 28.9%と 20 歳代の 73.0%から大幅に減少しています。

図表３　女性の働き方について（経年比較）



■結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける 【(エ)子供ができても、ずっと仕事を続ける方がよい】
■妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く 【(オ)子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい】
□妊娠・出産を機に家庭に入り、その後は家事や子育てに専念する 【(ウ)子供ができるまでは、職業をもつ方がよい】
■結婚するまでは職業に就き、結婚したら家事に専念する 【(イ)結婚するまでは職業をもつ方がよい】
▨結婚後または子育てが落ち着いてから、初めて仕事を持つ
□ずっと仕事を持たない 【(ア)女性は職業をもたない方がよい】
▨わからない 【わからない】
■その他 【その他】
□無回答

【 】内は全国調査の選択肢

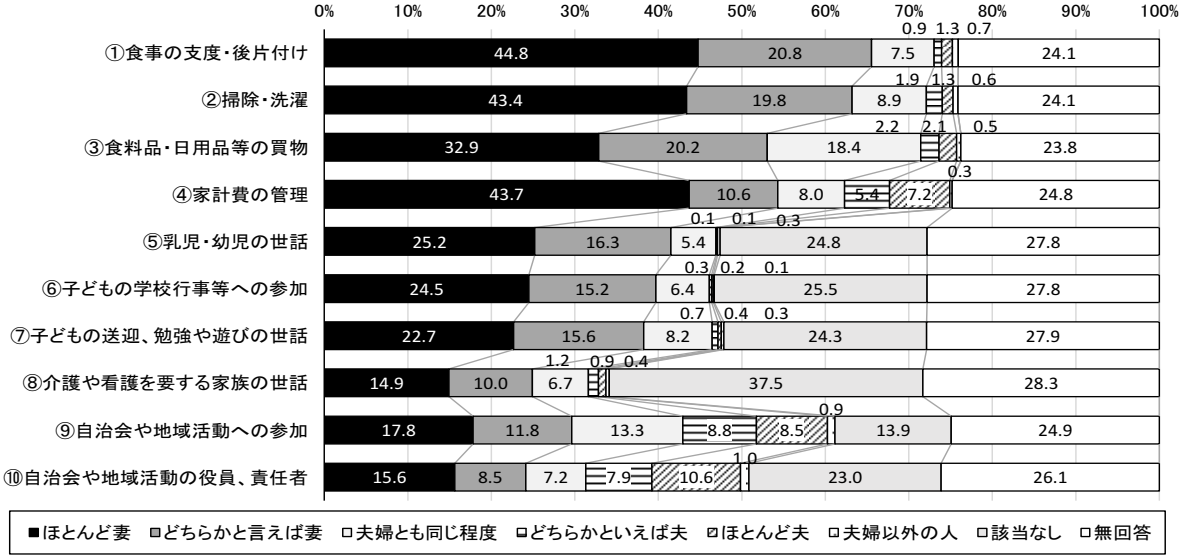
④ ワーク・ライフ・バランスについて、男性の特に 50 歳代以下では仕事を優先している人が非常に多くなっているものの、男女とも、家事等の負担を夫婦とも同じ程度で分担することを理想としています。また、男性の 30～50 歳代と女性の 20 歳代以下の一部では「家庭等の個人生活」のための時間を十分にとれていません。

配偶者間等における家事等の分担については、男女ともに、実態としては家事等を妻が負担している事実を認めつつ、理想としては「夫婦とも同じ程度」の分担を希望しています（ただし、「家計費の管理」では「夫婦とも同じ程度」を「妻が負担するべき」が上回っています）。また、「自治会や地域活動の役員、責任者」以外のすべての項目に関して男性に比べて女性の方が「夫婦とも同程度」の分担を希望しています。

仕事・家庭・地域との関わり方については、「主に仕事・学業を優先している」は男性の 50 歳代以下すべての年代で 70%以上と非常に高くなっています。

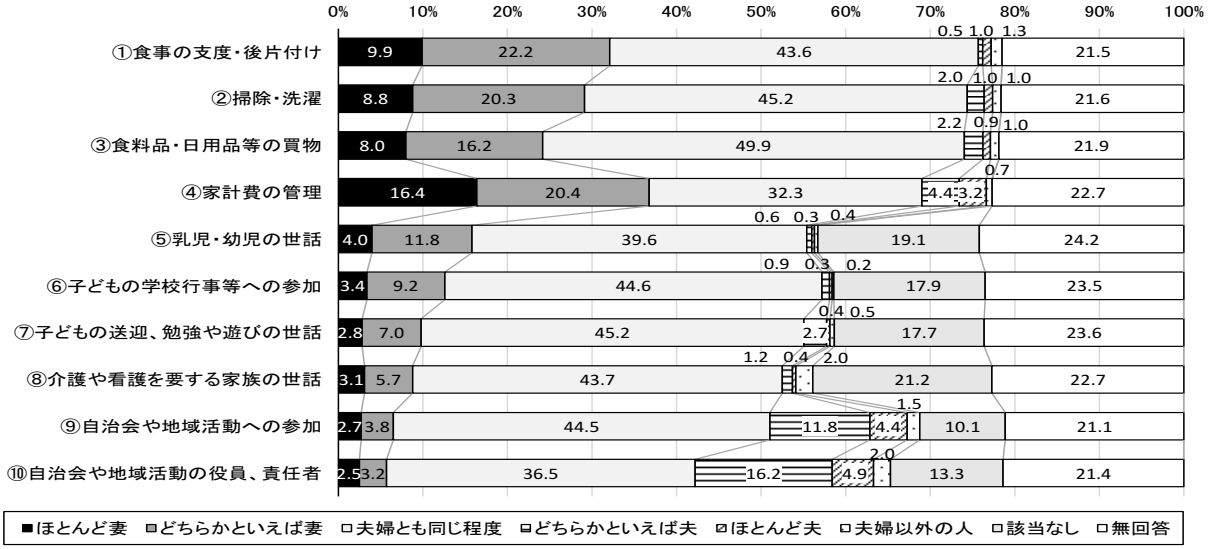
「家庭等の個人生活」のための時間については、「取れている」が 77.7%と「取れていない」の 18.8%を大幅に上回っています。しかし、男性の 30～50 歳代と女性の 20 歳代以下では「取れていない」が 30%台と高くなっています。

図表４－１　家事等分担【実態】（全体）



（n=1,055）

図表４－２　家事等分担【理想】（全体）



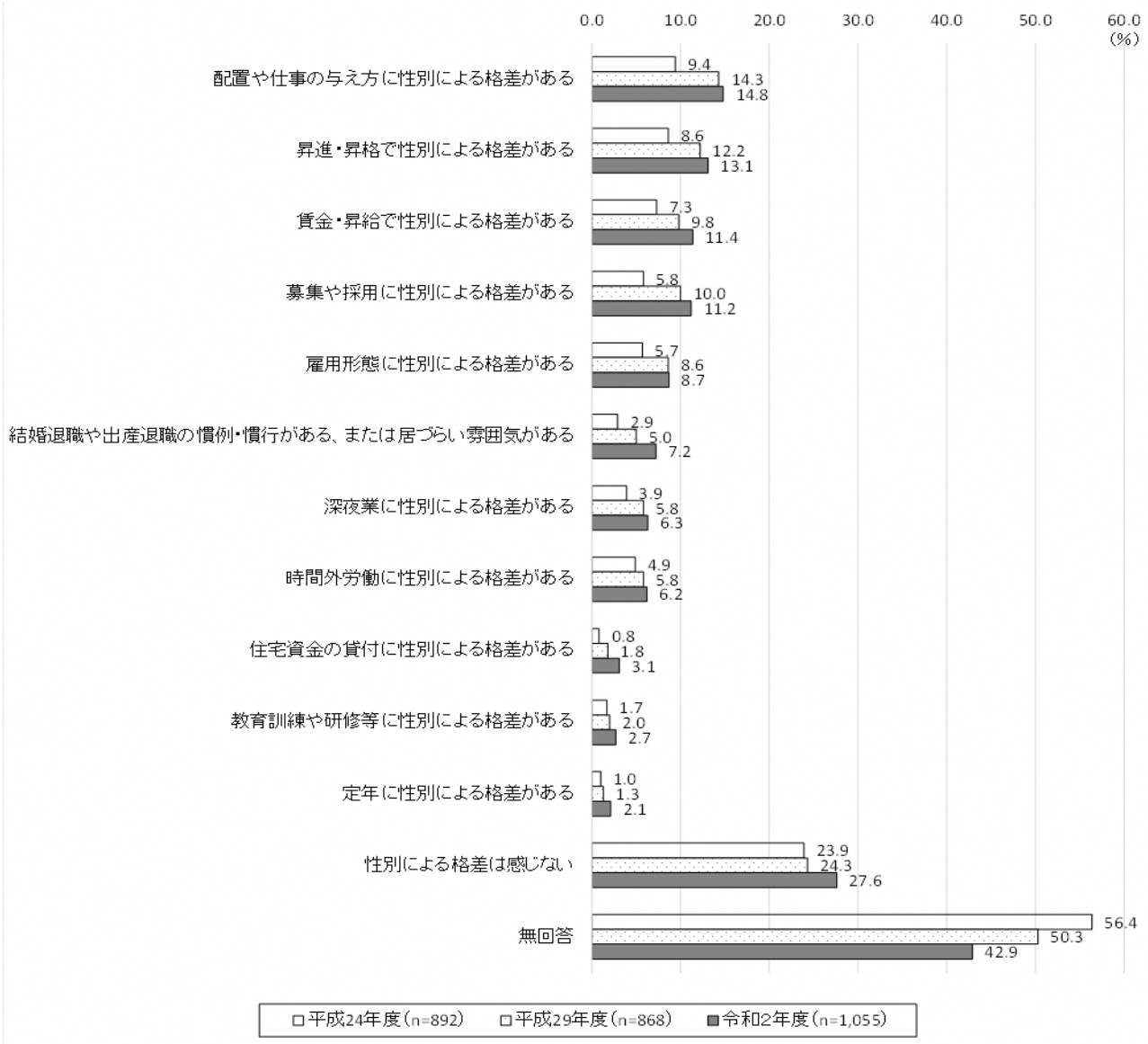
（n=1,055）

⑤ 仕事と家庭を両立していくための環境づくりについて、女性の特に 30 歳代は、就業継続のための条件・環境整備を求めています。

仕事と家庭を両立していくための環境づくりについては、女性の 30 歳代では、「育児・介護休業中の代替要員の確保など制度を利用しやすい職場環境の整備」が 49.4%と最も高く、次いで「家族の積極的な育児・介護・家事への参加」が 43.4%、「在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入」が 42.2%となっています。

職場における性別による格差については、「性別による格差は感じない」が 27.6%と最も高くなっている一方、性別による格差があるという項目のうちでは、「配置や仕事の与え方に性別による格差がある」が 14.8%と最も高く、次いで「昇進・昇格で性別による格差がある」が 13.1%、「賃金・昇給で性別による格差がある」が 11.4%となっています。前々回調査（平成 24(2012)年）と比較すると、「性別による格差は感じない」が増加傾向にある一方、性別による格差があるというすべての項目でも増加傾向にあります。

図表５　職場での性別による格差（経年比較）



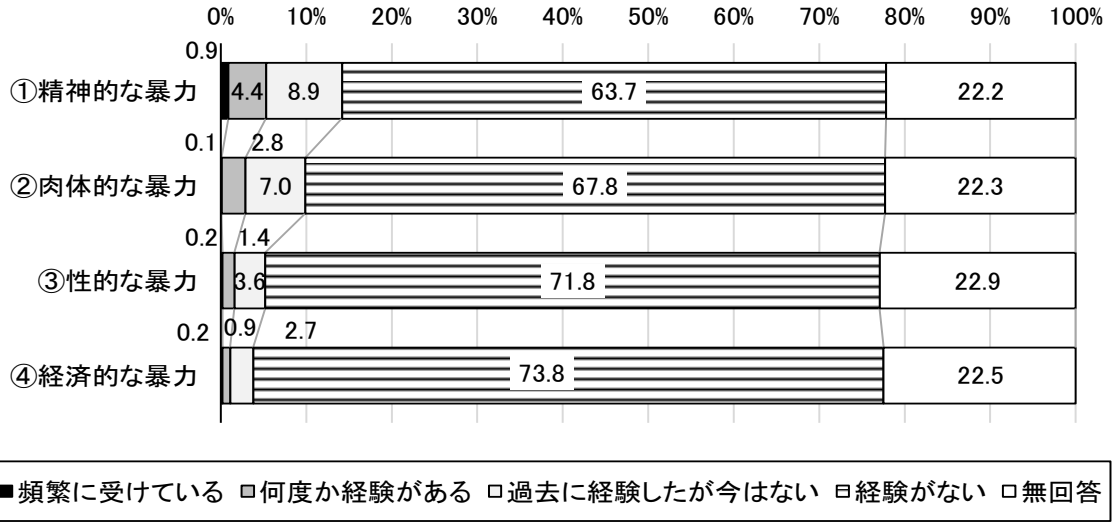
※無回答には仕事をしていない人を含む

⑥　ＤＶについて、ＤＶを人権侵害と認識する人が増加しており、ＤＶ被害者は、男女ともに存在し、すべてのＤＶの被害経験において女性が男性を上回っています。

人権が侵害されていると感じる場合については 、「レイプ（強姦）、痴漢等の性暴力・性犯罪」が80.4%と最も高く、次いで「職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」が 74.5%、「パートナーや交際相手からの暴力」が 70.0%となっています。

また、DVの被害経験については、すべての項目で「経験がない」が最も高くなっています。「経験がある」のうち、「過去に経験したが今はない」が最も高いものの、「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計は、「精神的な暴力」5.3%、「肉体的な暴力」2.9%、「性的な暴力」1.6%、「経済的な暴力」1.1%となっている。暴力行為を受けた経験は、すべての暴力で女性が男性を上回っています。経年比較でみると、前々回調査（平成 24（2012）年）からすべての項目で「経験がない」が増加傾向にある一方、「経済的な暴力」を除いたすべての項目で「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計が増加傾向にあります。

図表６　ドメスティック・バイオレンスの経験（全体）

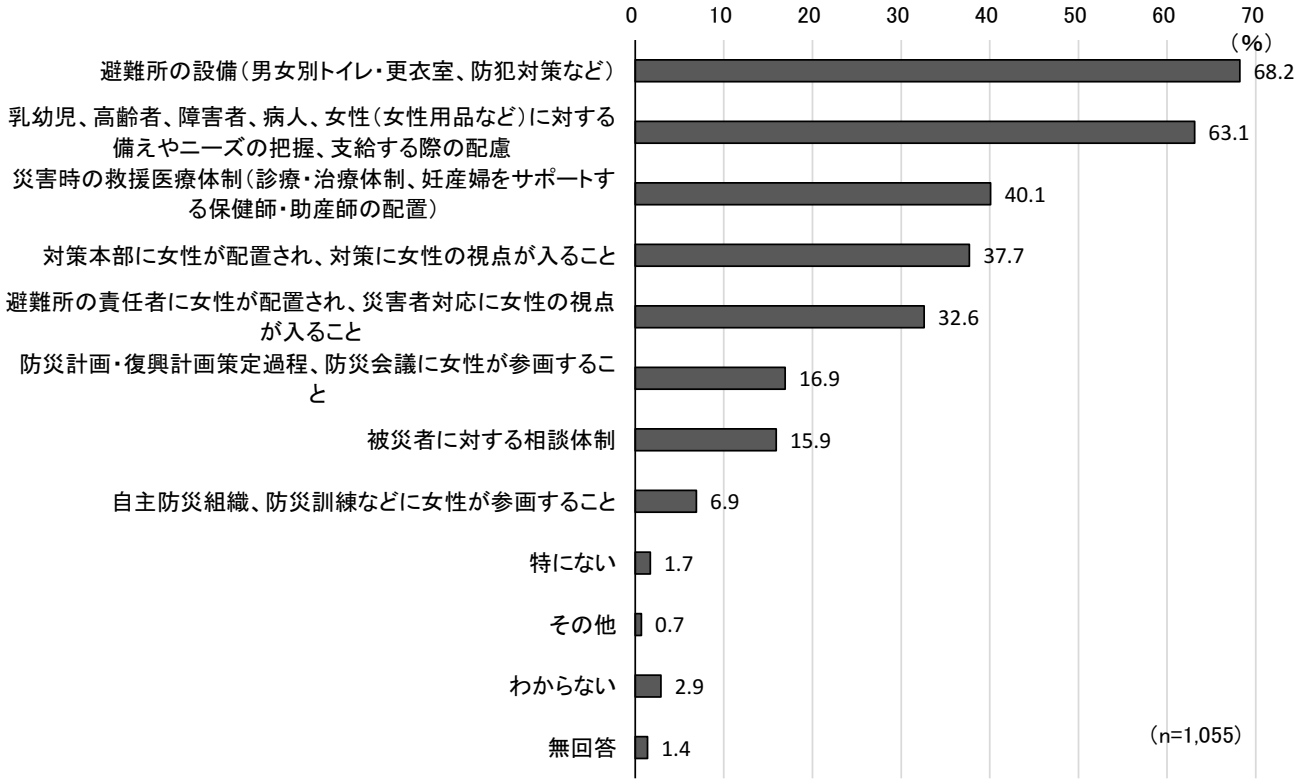


（n=1,055）

⑦ 防災・災害復興対策について、避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策など）や乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮などが求められています。

女性の視点に配慮した防災・災害復興対策については、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策など）」が 68.2%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が 63.1%、「災害時の救援医療体制（診療・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）」が 40.1%となっています。特に「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」では、女性（68.2%）と男性（56.6%）との差が 11.6 ポイントと高くなっています。

図表７　女性の視点で取り組む防災・災害復興対策（全体）



(4) 国や千葉県の動向

① 国の動向

国は、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現を目指し、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、５年ごとに計画の見直しを行いながら、令和２（2020）年 12 月に「第５次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 13（2001）年には、「ＤＶ防止法」が公布され、その後、平成 25（2013）年の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として、適用が拡大されました。

平成 27（2015） 年８月には、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して「女性活躍推進法」が成立しました。当初は労働者 300 人以下の企業は努力義務とされていましたが、令和元（2019）年の改正により、令和４（2022）年４月から 101 人以上の事業主に対して、「女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析」「定量的目標」を設定し、「行動計画を策定し公表する」「女性の活躍状況（採用比率・管理職比率等）を公表する」などを義務化しています。

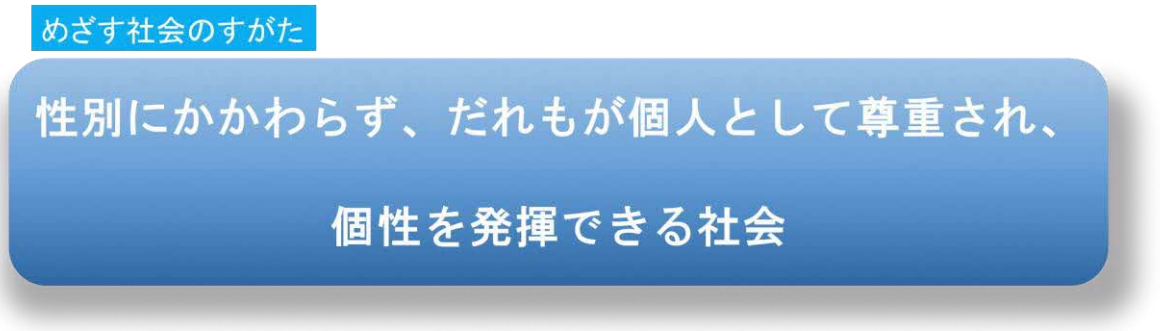
平成 27（2015）年９月に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中で、「誰一人取り残さない」社会を目指すＳＤＧｓが掲げられました。その実施に向け、平成 28（2016）年５月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「ＳＤＧｓ推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整えました。さらに、同年 12 月に、今後の日本の取組の指針となる「ＳＤＧｓ実施指針」を決定しています。

② 千葉県の動向

千葉県では、平成 13（2001）年３月に、男女共同参画社会基本法に基づく「千葉県男女共同参画計画」を策定、その後、国の計画に合わせて見直しを図りながら、令和３（2021）年３月に「第５次千葉県男女共同参画計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの普及促進、子育て・介護への支援、ＤＶ・児童虐待対策などに引き続き重点的に取り組むとともに、これまでの災害時の対応では女性と男性のニーズの違いが十分に配慮されていないといった課題を踏まえ、防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進についても、重点的取組としています。また、この計画は「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画としても位置付け、それらの視点に基づいた重点施策が設定されています。

5　めざす社会のすがた

本計画では、男女共同参画社会基本法の趣旨とこれまでの男女共同参画の推進に向けた本市の取組を踏まえ、次のとおり「めざす社会のすがた」を掲げ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組の目標とします。



「めざす社会のすがた」については、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえながら、だれもがその意義を正しく理解し共有する必要があること、また、本計画が前計画における「めざす社会のすがた」の実現に向けた取組を継承、発展させるものであることから、本計画においても引き続き「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を「めざす社会のすがた」として掲げ、その実現に向け、積極的な取組を推進します。

6　計画の体系

めざす社会のすがた

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会

基本目標1　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策の方向	基本的施策
(1)　男女共同参画に対する意識づくり	① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進
(2)　男女共同参画に関する教育・学習の推進	① 就学前における男女共同参画の推進
	② 学校教育における男女共同参画の推進

基本目標2　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

施策の方向	基本的施策
(1)　政策・方針決定過程への女性参画の促進 （女性活躍推進計画）	① 市政における方針決定過程への女性参画の推進
	② 事業所等における方針決定過程への女性参画の促進
(2)　労働分野における男女共同参画の促進 （女性活躍推進計画）	① ワーク・ライフ・バランスの推進
	② 事業所等における男女共同参画の促進
	③ 女性の就業に向けた支援
	④ 多様な働き方に対する支援
(3)　家庭や地域における男女共同参画の促進	① 家庭生活と仕事の両立に向けた支援
	② 男性の家庭参画の推進
	③ 地域活動における男女共同参画の促進

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

施策の方向	基本的施策
(1)　DV 防止と被害者支援 （DV 防止計画）	① DV を許さない社会づくりに向けた啓発
	② DV に関する相談支援
	③ 関係機関との連携強化
(2)　ハラスメントや性犯罪の防止	① ハラスメントの防止に向けた意識の啓発
	② 性犯罪の防止に向けた安全対策の推進
(3)　生涯を通じた健康づくりの支援	① 妊娠・出産・子育てに関する健康支援
	② 生涯を通じた男女の健康支援
(4)　防災・復興における男女共同参画の促進	① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

ＳＤＧｓの達成のためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、施策に反映することが必要とされているため、本計画では、ＳＤＧｓとの関連を示し、組織横断的に取り組むこととします。

「ＳＤＧｓ」とは、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）のことで、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2018）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

国のＳＤＧｓ推進本部が令和元（2019）年に決定した「ＳＤＧｓ実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にＳＤＧｓの要素を反映すること等が期待されています。



国連が作成したＳＤＧｓロゴ・アイコン

第2章　具体的施策

基本目標1　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

平成 11（1999）年に男女共同参画社会基本法が制定され、翌年、国において同法に基づく男女共同参画基本計画を策定しています。

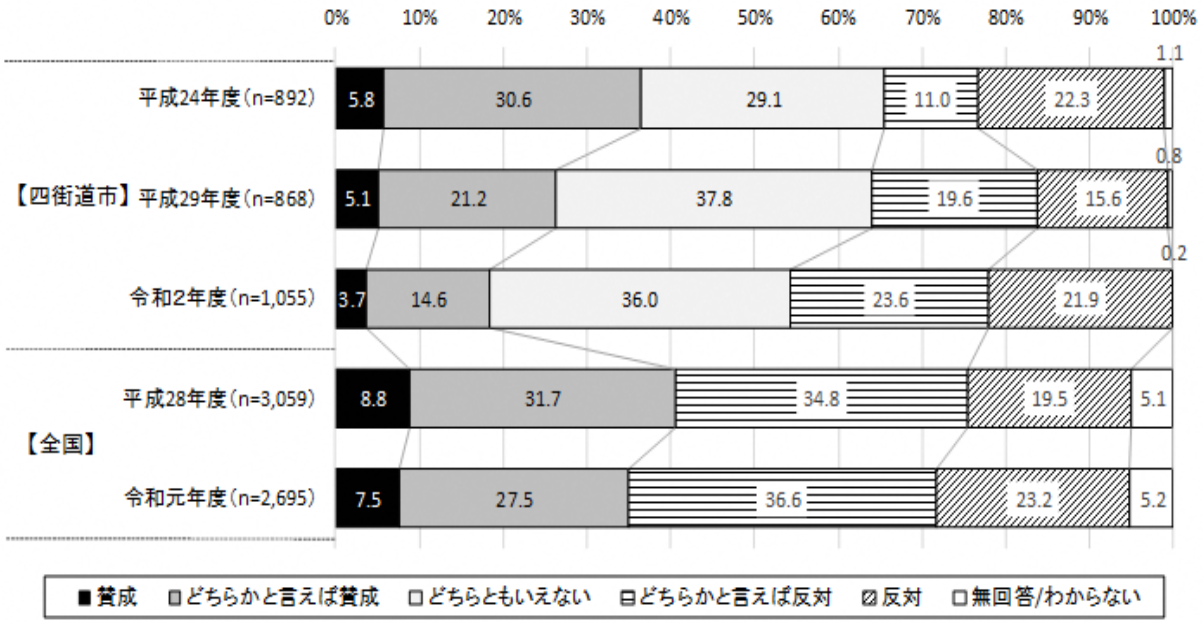
また、平成 27（2015）年には、「女性活躍推進法」が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けて各種法整備等が行われてきました。

本市においても、平成 16（2004）年から「四街道市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を計画的に推進し、着実な進展を図ってきたところです。

しかし、「男女共同参画市民意識調査」では、社会全体における男女の地位の平等について、「平等」と感じる人は、14.5%となっており、「男性の方が優遇されている」と感じる人の 80.5%を大幅に下回っています。一方、固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え方）に否定的な人は 45.5%と平成 29（2017）年の前回調査（35.2%）より増加しているものの、男女共同参画社会の実現に向けた各種法整備等の効果が市民に十分に浸透しているとは言いがたく、男性優遇という意識、固定的性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）は依然として解消には至っていません 。

このような状況を改善し、全ての人が、職場、家庭、地域などあらゆる分野で活躍し、男女共同参画社会を実現するために、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりを進めていきます。

図表　「男は仕事、女は家庭」という考え方（経年比較）



※全国・内閣府世論調査では「どちらともいえない」を調査していない

【成果指標】

	指標名	現状値	目標値	
1	社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 9.1% 男性 20.9% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 19% 男性 27%	【R12 年度】 女性 25% 男性 35%
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 12.8% 男性 23.4% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 21% 男性 30%	【R12 年度】 女性 27% 男性 36%
3	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	女性 51.1% 男性 39.2% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 64% 男性 56%	【R12 年度】 女性 70% 男性 67%
4	男女共同参画に対する取組に満足している人の割合	10.8% H28 年市民意識調査	【R8年度】 14%	【R13 年度】 18%
5	「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合	小学生 83.0% 中学生 63.1% R3年度全国学力・学習状況調査	【R8年度】 増加を 目指します	【R13 年度】 増加を 目指します

（１）男女共同参画に対する意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた土台づくりとなる、市民一人ひとりの意識づくりを推進します。

男女共同参画に関する講座や研修会を開催するほか、ＳＮＳなどの多様なメディアを通じて市民に男女共同参画に関する情報を発信することで、一層の理解を促します。

男性の家庭参画を促進し、固定的性別役割分担意識にとらわれないよう、性別にもとづく無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消を図ります。

【基本的施策】

①　あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	男女共同参画に関する情報収集及び啓発	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、さまざまなメディアを活用して情報発信するとともに感想、意見の収集に努めます。	情報発信の回数	政策推進課
2	男女共同参画推進のための講座等の開催	男女共同参画社会の実現に向けた各種講座等を開催します。また、開催にあたっては、子育て世代の参加を促進します。	講座等の参加者数	政策推進課
3	固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発	男性が家事や育児に積極的に参加するきっかけとなる基礎的な講座等の開催をはじめとした固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	講座等の男性参加者数	政策推進課 健康増進課 社会教育課
4	イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布	男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう、啓発する冊子を作成し、関連部署と連携し、効果的に配布します。	冊子の配布数	政策推進課

（2）男女共同参画に関する教育・学習の推進

子どもの頃から男女共同参画に対する意識に触れることにより、男女ともに自分自身で考えて行動できる能力を養う教育を推進します。

「男らしさ」、「女らしさ」にとらわれることなく、一人ひとりの子どもの可能性を伸ばすため、幼児期から小・中学校まで成長段階に応じた男女共同参画の視点に立った教育・学習を展開します。また、人権教育やキャリア教育などを通じて、性別にかかわらず主体的に進路の選択ができるよう意識を育みます。

【基本的施策】

①　就学前における男女共同参画の推進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	保育所における男女共同参画の促進	保育所において男女共同参画の視点に配慮した保育の実施を促進します。	啓発等の回数	保育課
2	幼稚園における男女共同参画の促進	幼稚園協会との連携を図り、幼稚園において男女共同参画の視点に配慮した教育の実施を促進します。	啓発等の回数	保育課

②　学校教育における男女共同参画の推進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	学校における男女共同参画推進教育の実施	児童・生徒が対等の立場で互いの人権を尊重し合う関係を育てる学習を実施します。	研修等の開催回数	指導課
2	個性や能力を尊重した教育環境づくり（キャリア教育の推進）	男女共同参画の視点に配慮した教育活動を実施し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	会議等の開催回数	指導課
3	メディア・リテラシーに関する意識啓発	児童・生徒が様々なメディアから発信される情報を、主体的に収集・判断できる能力を育成するほか、人権に配慮し情報を発信する意識の高揚に努めます。	研修等の実施回数	指導課
4	教員等への男女共同参画に関する意識啓発	教員等に対し、性別にとらわれず、児童・生徒の個性を育む指導ができるよう、研修の実施や情報提供などにより、意識啓発を行います。	研修等の開催回数	指導課

基本目標2　誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

近年、女性の働く環境は徐々に改善されつつあり、令和２（2020）年の「労働力調査」結果では、15 歳～64 歳の女性の就業率が 70.6%となり、10 年前と比べて約 10%上昇しています。

市の審議会における女性参画については､委員に占める女性の割合が 31.9%(令和２(2020)年度）と、千葉県内の市町村平均 26.4%と比べて進んでいます。

一方、政策・方針決定過程への女性参画は、まだ十分ではなく、国の第２次男女共同参画基本計画において、「社会のあらゆる分野において、令和２（2020）年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度にする」という目標を設定し、取組を進めてきましたが、低水準にとどまり、第５次男女共同参画基本計画において「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める。」とされたところです。市の女性管理職については、令和２（2020）年４月１日現在の課長相当職以上に占める女性の割合が、4.2%と千葉県内の市町村平均 10.6%と比べて低水準であり、令和３（2021）年４月１日現在においては 1.4%とさらに減少しています。

「男女共同参画市民意識調査」では、職場における男女の地位の平等について「平等」であると感じる人の割合は、29.3%となっており、前回調査（25.0%）と比較して増加傾向にあるものの、依然低い水準となっています。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直しや、男性の子育てへの参画など、さまざまな取組が進められており、男性が家事や子育てを担うことに対する社会の意識は、大きく変化しています。

しかしながら、実際には固定的性別役割分担意識により、男性は仕事中心となることが多く､家庭生活や地域生活との関わりが希薄になりがちであり､「男女共同参画市民意識調査」では、日常生活の中での「仕事・学業」「家庭等の個人生活」「地域・ボランティア等の活動（地域活動）」への関わり方について、男性は「主に仕事・学業をしている」が 61.1%と高く、女性（31.5%）を 29.6 ポイント上回っています。女性は、「ほぼ「家庭等の個人生活」に関わっている」が 35.1%と最も高く、男性（15.5%）を 19.6 ポイント上回っています。また、家事等の分担（理想）については、ほとんどの項目で「夫婦とも同じ程度」が最も高くなっており、男性も家事等を負担する意識はあるものの、家事等の分担（実態）については、すべての項目で「妻が行う」が最も高く、家庭における家事・子育て・介護等の多くは女性が担っているのが現状です。

このため、男女がともに仕事と生活をバランスよく両立することにより、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりを進めます。

【成果指標】

	指標名	現状値	目標値	
1	職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 26.9% 男性 31.7% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 35% 男性 38%	【R12 年度】 女性 42% 男性 46%
2	課長相当職以上に占める市女性職員の割合	1.4% R3年4月1日	【R7年度】 5.0%	【R12 年度】 「第五次特定事業主行動計画」を踏まえ設定
3	審議会等委員に占める女性の割合	31.9% R2年度	【R8年度】 38%	【R13 年度】 46%
4	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	27.4% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 36%	【R12 年度】 43%
5	市男性職員の育児休業取得率	25.0% R2年度	【R7年度】 33%	【R12 年度】 40%
6	家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 32.3% 男性 46.1% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 40% 男性 53%	【R12 年度】 女性 48% 男性 64%
7	家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合	女性 79.4% 男性 74.6% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 87% 男性 82%	【R12 年度】 女性 96% 男性 90%
8	保育所入所待機児童数	0人 R3年4月1日現在	【R9年4月1日】 0人	【R14 年4月1日】 0人
9	子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合	26.3% H28 年市民意識調査	【R8年度】 34%	【R13 年度】 41%
10	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合	女性 7.0% 男性 9.9% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 11% 男性 15%	【R12 年度】 女性 14% 男性 20%

（１）政策・方針決定過程への女性の参画の促進（女性活躍推進計画）

あらゆる分野において男女が多様な視点から対等の立場で参画できるように、事業所等への女性管理職登用の働きかけを行うとともに、自営業、農業における方針決定過程等への女性参画を促進します。また、審議会等において女性委員の積極的な登用を進めます。

【基本的施策】

①　市政における方針決定過程への女性参画の推進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	市管理職への女性職員の登用	女性職員を多様なポストに積極的に配置し、職域や活躍の場を拡大するなど、職員の意識改革につながる取組を進め、管理職への登用を推進します。	―	人事課
2	市女性職員の能力発揮に関する支援	女性職員の職域に応じた各種研修等への参加を促進し、女性の能力発揮を支援します。	研修等の開催回数	人事課
3	審議会等における女性参画の推進	審議会等委員情報の整備・活用や所管課等への働きかけにより、各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。	周知等の回数	人事課

②　事業所等における方針決定過程への女性参画の促進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	事業所における方針決定過程への女性参画の啓発	性別にかかわらず優秀な人材を管理職登用できる環境づくりを促進します。	啓発等の回数	産業振興課
2	自営業者における方針決定過程への女性参画の啓発	関係機関と連携し、自営業者に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	啓発等の回数	産業振興課
3	農業者における方針決定過程への女性参画の啓発	関係機関と連携し、農業者に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	啓発等の回数	産業振興課
4	農業における家族経営協定の締結促進	家族経営を基本とした農業において、経営の方針や役割分担、就業条件・就業環境を明確化する家族経営協定の締結を促進します。	啓発等の回数	産業振興課
5	事業所等における男女共同参画推進のための支援	事業者等の男女共同参画推進のため、研修等を実施する際の協力・支援等を検討するほか、各種専門機関の紹介等を行います。	支援等の回数	政策推進課 産業振興課

（２）労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）

男女がともに自分らしい生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の定着や職場環境の整備について、市民向けの講座の開催や事業所等に対する意識啓発に取り組むなど、仕事と生活の両立が可能となるための環境づくりを進めます。

労働の場における男女共同参画実現のため、事業所の男女共同参画に対する理解と実践を促します。また、就業を希望する女性が仕事と子育てや介護などを含む生活との選択を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮できるよう事業所等に働きかけます。

【基本的施策】

①　ワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	市民へのワーク･ライフ･バランスの促進	ワーク･ライフ･バランスに関する講座等の開催や情報発信により、市民への意識啓発に取り組みます。	啓発等の回数	政策推進課
2	事業者等へのワーク･ライフ･バランスの促進	商工会等と連携し、事業所等への意識啓発に取り組みます。	啓発等の回数	産業振興課
3	市職員へのワーク･ライフ･バランスの推進	ノー残業デーの徹底や年次有給休暇の取得の促進に努めるなど、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、職員への意識啓発を行います。	周知等の回数	人事課
4	市職員へのメンタルヘルス等健康管理の推進	職員へのメンタルヘルス研修やストレスチェック、健康相談を実施します。	講座等の開催回数	人事課
5	市職員への育児休業･看護休暇の普及･定着	育児･介護休業制度が男女職員ともに偏りなく活用できるよう周知するとともにその定着を推進します。	周知等の回数	人事課

②　事業所等における男女共同参画の促進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	事業所等への男女共同参画の推進に関する啓発	商工会等と連携し、事業所等への男女共同参画の推進に関する意識啓発に取り組みます。	啓発等の回数	産業振興課
2	雇用分野の法律や制度に関する普及・啓発	商工会等と連携し、「労働基準法」、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「パートタイム労働法」など雇用分野の法律や制度に関する普及・啓発を行います。	啓発等の回数	産業振興課
3	事業者等への一般事業主行動計画策定に関する普及・啓発	事業者等への「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定に関する普及・啓発を行います。	啓発等の回数	産業振興課
4	自営業者や創業者への支援	商工会等と連携し、各種情報の提供や相談業務、創業塾等の実施により、自営業者や創業希望者等の支援に努めます。	啓発等の回数	産業振興課
5	男女共同参画表彰制度の周知・啓発	千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度等を周知し、よりよい取組ができるよう促進します。	啓発等の回数	産業振興課
6	公共調達におけるポジティブ・アクションの推進	総合評価落札方式・企画競争方式を行う際に、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」に対して評価点の加算を行います。	総合評価落札方式・企画競争方式を行う際に、評価点の加算を行った回数	契約課

③　女性の就業に向けた支援

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	女性の就職・再就職の支援	就職・再就職を目指す女性を対象に、支援講座等を開催するほか、情報提供を行います。	講座等の開催回数	産業振興課
2	女性の就業継続に関する普及・啓発	女性が出産前後も就業継続ができるよう、商工会等と連携し、事業所等へ働きかけを行います。	啓発等の回数	産業振興課
3	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、母子自立支援員による就業支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業の支給件数	子育て支援課

④　多様な働き方に対する支援

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	シニア世代の多様な働き方への支援	就職・再就職を希望するシニアの就業の場を確保するため、シルバー人材センターの活動の充実に向けた支援を行います。	シルバー人材センターの就業延べ人数	社会福祉課
2	障害のある人への支援	障害のある人や家族の相談に対応し、必要な情報提供を行うとともに、支援サービスの利用を促進します。	研修等の開催回数	障害者支援課
3	市職員への多様な働き方に関する研修の実施	ダイバーシティに関する理解促進のため、職員への研修を実施します。	研修等の開催回数	人事課
4	多様な働き方に対する情報提供	商工会等と連携し、LGBTに配慮した職場環境の整備など、ダイバーシティに関する情報提供を行います。	情報提供等の回数	政策推進課 産業振興課
5	事業者等におけるテレワークの促進	テレワークの導入等を促進するため、商工会等と連携し、事業所等への情報提供を行います。	情報提供等の回数	産業振興課
6	市におけるテレワークの推進	市においてテレワークの導入等による働きやすい職場を推進します。	―	人事課

（３）家庭や地域における男女共同参画の促進

子育てや介護等を行う男女が仕事と生活を両立できるよう、必要な情報提供を行うとともに、相談・支援体制を充実させます。

時間外保育や病児・病後児保育など多様化するニーズに対応する保育サービスの提供や保育施設の充実に努めます。また、高齢者や障害のある人に対する相談体制を充実するとともに、支援制度を周知し、サービスの利用を促進します。

これまで女性が担う機会が多かった家事・子育て・介護等の家庭の分野について、男性の積極的な参画を促し、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流の機会を提供します。

自治会、ＰＴＡ、子ども会などによる地域活動の場において、男女共同参画意識の浸透を図ることにより、だれもが地域活動に参加しやすくなるよう働きかけます。

【基本的施策】

①　家庭生活と仕事の両立に向けた支援

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	保育サービスの充実	仕事や他の活動と子育ての両立を図るため、時間外保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実に努めます。	保育所利用定員数	保育課
2	幼稚園における預かり保育の充実	仕事や他の活動と子育ての両立を図るため、幼稚園における保育開始時間前及び時間終了後に行う預かり保育の充実に向けた支援に努めます。	預かり保育の利用述べ人数	保育課
3	こどもルーム（学童保育）の充実	働く親が安心できるよう、こどもルーム（学童保育）の機能充実に努めます。	こどもルーム（学童保育）の利用定員数	保育課
4	ひとり親家庭への支援〈再掲〉	ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、母子自立支援員による就業支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業の支給件数	子育て支援課
5	ファミリー・サポート・センターにおける支援	地域で子育てできるよう、ファミリー・サポート・センターにおける育児の相互援助活動の推進を図ります。	未就学児利用延人数 就学児利用延人数	保育課
6	介護に関する環境の整備と情報提供	介護保険制度の周知のほか、高齢者の介護についての相談に対応し、必要な情報提供を行います。	講座等の開催回数	高齢者支援課

②　男性の家庭参画の推進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発〈再掲〉	男性が家事や育児に積極的に参加するきっかけとなる基礎的な講座等の開催をはじめとした、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	講座等の男性の参加者数	政策推進課 健康増進課 社会教育課
2	イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布〈再掲〉	男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう、啓発する冊子を作成し、関連部署と連携し、効果的に配布します。	冊子の配布数	政策推進課

③　地域活動における男女共同参画の促進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	自治会における男女共同参画の促進	自治会による地域活動における男女共同参画意識の浸透を図るため、働きかけを行います。	広報等の回数	自治振興課
2	PTAの活動、子ども会における男女共同参画の促進	PTAの活動及び子ども会による地域活動における男女共同参画意識の浸透を図るため、働きかけを行います。	広報等の回数	社会教育課 スポーツ 青少年課
3	市民活動団体等における男女共同参画の促進	ボランティアやNPO等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、性別に関わらずだれもが活動しやすい環境づくりを支援します。	講座等の開催回数	政策推進課

基本目標3　安全・安心に暮らせる環境づくり

ＤＶ、ハラスメントなどは市民一人ひとりの身近で起こりうるものであり、深刻に受け止めるべき課題です。また、被害者の多くが女性であることから、男女共同参画社会を実現する上でも重要な課題です。

「男女共同参画市民意識調査」では、配偶者や恋人等からのＤＶ（精神的暴力、肉体的暴力、性的暴力、経済的暴力のうちいずれか）の被害経験がある（「頻繁に受けている」＋「何度か経験がある」）と回答した女性は8.6%、男性は4.7%と、前回調査と比較し増加傾向にあります。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、ＤＶの増加・深刻化の懸念を踏まえ、令和２（2020）年４月に新たに「ＤＶ相談＋（プラス）」を開始し、体制を拡充したところです。

このため、暴力を許さない市民意識の醸成、非常時にも機能する相談支援体制の充実、相談窓口の周知徹底により、暴力を容認しない環境づくりを進めます。

なお、本計画におけるＤＶに関する施策を「ＤＶ防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けるとともに、ＤＶ防止と被害者支援の取組を強化します。

疾病や悩み、ストレスなど市民の健康に影響を及ぼす要因は、性別や年代によって大きく異なります。特に女性は、思春期、妊娠・出産・子育て期、更年期、高齢期等において特有の健康上の問題が生じることが多く、男性とは異なる配慮が求められます。

本市では、これまでも性差に配慮した健康情報の収集・提供、健康診査、相談業務などを実施してきましたが、引き続き、男女共同参画の視点を踏まえ、性別や年代に応じた健康づくりを支援します。

東日本大震災以降、令和元（2019）年房総半島台風や集中豪雨など激甚化する自然災害が起こる中で、令和３（2021）年３月に策定された「第５次千葉県男女共同参画計画」においては、防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進について重点的取組としています。

「男女共同参画市民意識調査」では、防災・災害復興対策で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うものについて、「避難所の設備（男女別トイレ、更衣室、防犯対策など）」が68.2%と最も高くなっており、次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が63.1%となっています。

このため、「地域防災計画」や「避難所運営マニュアル」等に基づき、防災・復興分野における女性参画を引き続き促進し、市民ニーズを反映した更なる防災・復興対策の強化を図ります。

【成果指標】

	指標名	現状値	目標値	
1	DVが人権侵害であると認識する人の割合	70.0% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 77%	【R12 年度】 85%
2	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	―	【R7年度】 75%	【R12 年度】 83%
3	市内における性犯罪件数	3件 R2年	【R8年】 0件	【R13 年】 0件
4	健康づくりに対する取組に満足している人の割合	26.2% H28 年市民意識調査	【R8年度】 34%	【R13 年度】 41%
5	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率	100% R2年度	【R8年度】 100%	【R13 年度】 100%
6	3～4か月児相談の実施率	97.6% R2年度	【R8年度】 100%	【R13 年度】 100%
7	乳がん検診の受診率 （40 歳～69 歳）	26.4% R元年度	【R8年度】 34%	【R13 年度】 41%
8	子宮頸がん検診の受診率 （20 歳～69 歳）	15.7% R元年度	【R8年度】 20%	【R13 年度】 26%
9	防災会議の委員に占める女性の割合	15.6% R3年度	【R8年度】 20%	【R13 年度】 26%
10	消防団員に占める女性の割合	5.3% R3年4月1日現在	【R9年 4月1日】 8%	【R14 年 4月1日】 12%

（１）DV防止と被害者支援　（DV防止計画）

広く市民に対してＤＶに関する情報提供や啓発活動を行うことによりＤＶの発生を未然に防ぐとともに、被害を潜在化させないよう努めます。

また、庁内の連絡体制や関係機関との連携を図ることにより被害者の早期発見及び被害者への早期対応に努めながら、相談から生活再建まで一貫した切れ目のない被害者支援体制の構築を図ります。

【基本的施策】

①　ＤＶを許さない社会づくりに向けた啓発

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	DV防止に関する広報・啓発	DVを許さない社会づくりの実現に向け、DV防止に関する情報について、市のあらゆるメディアを活用して発信します。	情報発信の実施	子育て支援課
2	DVに関する相談窓口の周知	DVの被害を潜在化させないよう県の配偶者暴力相談支援センターや市の相談窓口等について、チラシ等の配布や広報、ホームページの掲載により周知を行います。	周知等の実施	子育て支援課

②　ＤＶに関する相談支援

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	安心して相談できる体制づくり	市の相談窓口において、ケースワーカー及び婦人相談員による、安心して相談を受けられる環境を整えます。	婦人相談員の設置	子育て支援課
2	被害者の生活再建に向けた支援の実施	被害者の就労等の生活再建に必要な情報の提供や、同伴する子どもに必要な支援を行います。	婦人相談員の設置	子育て支援課

③　関係機関との連携強化

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	DV被害の早期発見体制の充実	「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会（通称：CANPY）」の活動を通じ、DV被害の早期発見への協力依頼や相談・支援の連携体制を整えます。	CANPY代表者部会をはじめとした各種会議の実施	子育て支援課
2	緊急保護を求めるDV被害者等への支援	関係機関との連携を図り、被害者及びその子どもに適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	婦人相談員の設置	子育て支援課

（2）ハラスメントや性犯罪の防止

ハラスメントの防止に向けた情報提供や啓発活動を行います。また、各種パトロールの強化や性犯罪被害相談窓口の周知を行い、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【基本的施策】

①　ハラスメントの防止に向けた意識の啓発

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	事業所におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施	商工会等と連携し、ハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。	啓発等の回数	産業振興課
2	市職員へのハラスメント防止に向けた研修の実施	ハラスメント防止に向けた職員への研修を実施します。	研修等の開催回数	人事課
3	市職員からのハラスメントに関する相談の実施	職員からのハラスメント相談に対応します。	相談等の実施	人事課

②　性犯罪の防止に向けた安全対策の推進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	各種パトロールの実施	だれもが安心して暮らせるよう、自治会等との連携による、防犯パトロールの実施や補導委員による補導活動の強化に取り組みます。	「愛の一声」運動としての街頭補導活動の実施回数	自治振興課 青少年育成センター
2	地域ぐるみの安全体制の構築	地域の子どもは地域で守るという意識の醸成と、子どもへの犯罪を抑止するため、「こども 110 番の家」活動の周知・普及を図ります。また、防犯効果を高めるため、「よめーる」による不審者情報を配信します。	「こども 110 番の家」登録件数	青少年育成センター
3	性犯罪被害相談窓口への周知	千葉県犯罪被害者支援センター等の性犯罪被害に関する相談窓口を周知します。	周知等の実施	自治振興課

（3）生涯を通じた健康づくりの支援

女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう相談体制を充実させるとともに、父母が協力して子育てができるよう支援します。また、性別や年代に応じた心と体の健康づくりに取り組むとともに、性や健康に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

【基本的施策】

①　妊娠・出産・子育てに関する健康支援

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	パパママルームの開催	これから親になる男女が出産やその後の育児などについて学習する講座等を開催し、仕事と子育ての両立や、男性の家庭参画を促進します。	パパママルームの土日開催回数	健康増進課
2	育児に関する相談・教室の開催	母子健康手帳交付や子育て電話相談、妊婦・乳幼児健康診査、家庭訪問等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てに関する相談ができる体制を整備します。	子育て電話相談及びマタニティ・ベビー相談室での育児相談の実施	健康増進課
3	子ども家庭総合支援拠点での相談支援	子ども家庭総合支援拠点において子どもに関する様々な相談支援を行います。	子ども家庭総合支援拠点での相談支援の実施	子育て支援課
4	乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備	おむつ替えや授乳などで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる環境づくりを推進します。	赤ちゃんの駅の登録数	子育て支援課
5	子育て支援センターにおける支援	市内保育所で、子育て支援センターを運営・支援することにより、子育てをしている親子が相互交流できる場の確保に努めます。	「あそびの広場」における男性参加者数	保育課

②　生涯を通じた男女の健康支援

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	健康教育・健康相談体制の充実	健康教育、健康相談の実施において、個々に応じた健康問題や心の不安等を解消するため、情報提供や相談の場の確保に努めます。	健康教育及び健康相談の実施	健康増進課
2	受けやすい検診に関する啓発	受診者の利便性を考慮するとともに、性差に配慮した検診を実施します。	個別検診の実施	健康増進課
3	自殺対策の推進	保健・医療・福祉・教育等の関係機関・団体等の連携を図り、支援体制を整えます。	自殺対策連絡会議の開催回数	健康増進課
4	喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の啓発	喫煙、受動喫煙、飲酒の健康への影響について、正しい知識を普及するとともに、母体への影響について啓発活動を行います。また、学校においては、薬物乱用(非行)防止教室を開催し、児童・生徒への適切な指導を行います。	啓発等の実施	健康増進課 学務課

5	性に対する正しい理解の促進	性感染症をはじめとした性に関する正しい知識を周知します。	啓発等の実施	健康増進課
6	「生理の貧困」対策に係る困窮している女性への支援	経済的に困窮している女性へ生理用品の無償配布を行います。また、取組の中で、困窮者への相談窓口等を周知し、相談に繋げます。	「生理の貧困」対策に係る困窮している女性への生理用品の配布	社会福祉課

（4）防災・復興における男女共同参画の促進

今後発生が想定される大規模災害等の対応に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、防災・復興分野における女性の積極的な参画を促進し、市民ニーズを反映した更なる防災・復興対策の強化を図ります。

【基本的施策】

①　防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	男女共同参画の視点に立った防災備蓄品の整備	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した防災備蓄用品の整備を進めます。	備蓄用品の整備	危機管理室
2	男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営	災害発生時における避難所の開設・運営にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。	出前講座等の開催回数	危機管理室
3	自主防災組織における男女共同参画視点の働きかけ	自主防災組織や区・自治会等を対象としたセミナーや出前講座などで、男女共同参画の視点を取り入れた備蓄品の整備や避難所の運営を推進します。	出前講座等の開催回数	危機管理室
4	市民活動等と協働したネットワークづくり	災害時における被災者への支援に向け、市民団体や事業者、関係機関等が連携を目指し、それぞれの資源・知識・技能等を生かしたネットワークづくりを行います。	講座等の開催回数	政策推進課 危機管理室
5	消防団への女性の入団促進	イベント等においてPRを実施するなど、男女共同参画の視点から女性の消防団への入団を働きかけます。	入団促進活動の実施	消防本部 総務課

第３章　計画の推進

1　計画の推進体制

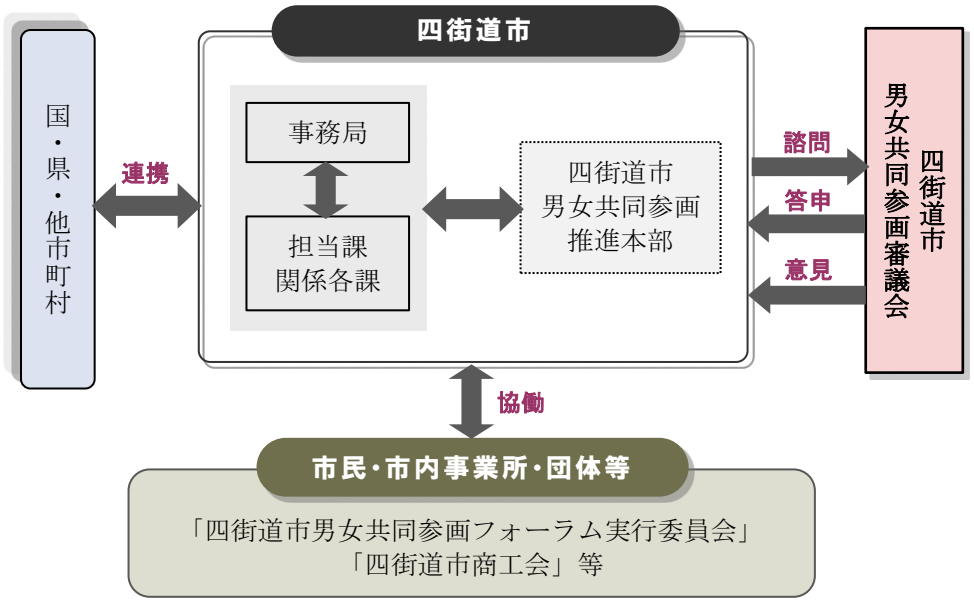
本市がめざす男女共同参画社会を実現するためには、本計画に設定した３つの基本目標の取組を効果的かつ着実に推進していく必要があります。

計画の推進に当たっては、すでに庁内に設置している「四街道市男女共同参画推進本部」のもと、庁内で目標と情報の共有を図り、めざす社会のすがたの実現に向け、積極的な取組を進めていきます。

また、この取組の中で、市民自らが気づき、考え、男女共同参画の推進活動を行っている「四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会」等の市民との協働活動を推進するほか、有識者、関係団体代表者、公募市民で構成される「四街道市男女共同参画審議会」において、外部の知見を活用した計画の推進を図ります。

さらに、国・県との連携のもと、市のみでは円滑に進めることが困難な課題の解決に取り組むとともに、他市町村との情報交換等を行いながら、効果的な施策を展開します。

≪四街道市の男女共同参画推進体制≫



2　計画の適切な進行管理

計画の成果を着実に挙げるため、「ＰＤＣＡサイクル」の考え方に基づいた適切な進行管理を行います。

取組ごとに設定した活動評価項目の達成状況等について、毎年度評価を行うとともに、「四街道市男女共同参画審議会」からの意見を聴取し、それらの結果を広く市民に公表します。また、評価結果を踏まえ、必要に応じて取組や活動評価項目の見直し等を行います。

さらに、市民や市職員を対象に定期的な意識調査を行い、男女共同参画に対する意識やニーズを把握するなど、社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、計画を着実に推進します。

指標一覧

成果指標

基本目標		指標名	現状値	目標値	
1.男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1	社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 9.1% 男性 20.9% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 19% 男性 27%	【R12 年度】 女性 25% 男性 35%
	2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 12.8% 男性 23.4% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 21% 男性 30%	【R12 年度】 女性 27% 男性 36%
	3	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	女性 51.1% 男性 39.2% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 64% 男性 56%	【R12 年度】 女性 70% 男性 67%
	4	男女共同参画に対する取組に満足している人の割合	10.8% H28 年市民意識調査	【R8年度】 14%	【R13 年度】 18%
	5	「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合	小学生 83.0% 中学生 63.1% R3年度全国学力・学習状況調査	【R8年度】 増加を目指します	【R13 年度】 増加を目指します
2.誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1	職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 26.9% 男性 31.7% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 35% 男性 38%	【R12 年度】 女性 42% 男性 46%
	2	課長相当職以上に占める市女性職員の割合	1.4% R3年4月1日	【R7年度】 5.0%	【R12 年度】 「第五次特定事業主行動計画」を踏まえ設定
	3	審議会等委員に占める女性の割合	31.9% R2年度	【R8年度】 38%	【R13 年度】 46%
	4	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	27.4% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 36%	【R12 年度】 43%
	5	市男性職員の育児休業取得率	25.0% R2年度	【R7年度】 33%	【R12 年度】 40%
	6	家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 32.3% 男性 46.1% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 40% 男性 53%	【R12 年度】 女性 48% 男性 64%

基本目標		指標名	現状値	目標値	
	7	家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合	女性 79.4% 男性 74.6% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 87% 男性 82%	【R12 年度】 女性 96% 男性 90%
	8	保育所入所待機児童数	0人 R3年4月1日現在	【R9年4月1日】 0人	【R14 年4月1日】 0人
	9	子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合	26.3% H28 年市民意識調査	【R8年度】 34%	【R13 年度】 41%
	10	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合	女性 7.0% 男性 9.9% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 女性 11% 男性 15%	【R12 年度】 女性 14% 男性 20%
3.安全・安心に暮らせる環境づくり	1	DVが人権侵害であると認識する人の割合	70.0% R2年男女共同参画市民意識調査	【R7年度】 77%	【R12 年度】 85%
	2	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	―	【R7年度】 75%	【R12 年度】 83%
	3	市内における性犯罪件数	3件 R2年	【R8年】 0件	【R13 年】 0件
	4	健康づくりに対する取組に満足している人の割合	26.2% H28 年市民意識調査	【R8年度】 34%	【R13 年度】 41%
	5	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率	100% R2年度	【R8年度】 100%	【R13 年度】 100%
	6	3～4か月児相談の実施率	97.6% R2年度	【R8年度】 100%	【R13 年度】 100%
	7	乳がん検診の受診率 （40 歳～69 歳）	26.4% R元年度	【R8年度】 34%	【R13 年度】 41%
	8	子宮頸がん検診の受診率 （20 歳～69 歳）	15.7% R元年度	【R8年度】 20%	【R13 年度】 26%
	9	防災会議の委員に占める女性の割合	15.6% R3年度	【R8年度】 20%	【R13 年度】 26%
	10	消防団員に占める女性の割合	5.3% R3年4月1日現在	【R9年4月1日】 8%	【R14 年4月1日】 12%

資料編

1 諮問

政 第 １ ３ １ 号
令和３年１１月１９日

四街道市男女共同参画審議会
会長　　市川　香織　　様

四街道市長　　佐　渡　　斉

四街道市男女共同参画に係る推進計画について（諮問）

四街道市男女共同参画審議会条例（平成２４年四街道市条例第３１号）第２条第１号の規定により、第４次四街道市男女共同参画推進計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

2 答申

男 女 共 参 審 第 ３ 号
令和３年１２月１５日

四街道市長　佐 渡　斉　様

四街道市男女共同参画審議会
会　長　　市　川　　香　織

四街道市男女共同参画に係る推進計画について（答申）

令和３年１１月１９日付け政第１３１号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

四街道市男女共同参画に係る推進計画について（答申）

平成11年に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されてから22年が経過しました。

その間、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定・改正をはじめ、さまざまな法制度の整備等を行うなど、男女共同参画社会の実現に向け一定の進展が見られています。

また、四街道市においては、平成26年度にスタートした第３次四街道市男女共同参画推進計画の約６割の成果指標に進捗がみられるなど少しずつではありますが、着実に進展しているものと評価します。

しかしながら、令和２年に実施した「四街道市男女共同参画市民意識調査」結果では、男女の地位の平等について、依然として多くの分野で男性の方が優遇されているという意識が強く、特に女性は男性よりも不平等と感じている傾向があることや配偶者等間の家事等の分担について、女性が担う傾向が強く、固定的役割分担意識が解消していないことが明らかになるなど、未だに多くの課題があります。

さらに新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化したＤＶの増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等に係る対応など、新たな課題も生じています。

本審議会では、こうした認識の下、諮問を受けた「第４次四街道市男女共同参画推進計画（以下、「次期計画」という。）（案）」について、男女共同参画を取り巻く社会の動向や四街道市の現状を踏まえ、市民ニーズなども考慮しながら慎重に審議した結果、その内容についてはおおむね適切であると評価するものです。

今後、策定された次期計画を推進するに当たり、行政と市民、事業者、団体等との協働・連携を一層推し進め、めざす社会のすがたである「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」の実現に向けて取り組まれることを期待するものです。

なお、以下の意見を付しますので、計画の推進に当たっては、当該意見等を十分尊重し、その実現に向け努められるよう要望します。

記

１　計画全体について

⑴　計画の実施に当たっては、国、県及び他市町村等と連携し情報共有を図りながら、積極的な推進に努め、成果指標に設定した目標値の達成に向け取り組まれたい。

⑵　取組内容や取組ごとに設定した活動評価項目等について、必要に応じて見直しを検討するなど「ＰＤＣＡサイクル」の考え方に基づき、計画を推進されたい。

２　計画の内容について

⑴　幅広い世代への男女共同参画に関する意識啓発が重要である。特に若い世代に対しては、ＳＮＳなどのメディアを効果的に活用し、情報発信に努められたい。

⑵　男女共同参画に関する意識については、幼児期から漸次形成されていくものであることから、成長段階に応じ、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進に努められたい。

⑶　「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」等に基づく各種認定制度について、事業者等に対し、さらなる周知・啓発を行うなど、労働分野における男女共同参画の促進に向け一層取り組まれたい。

⑷　様々なライフスタイルに合わせた働き方ができるよう、事業者等に対し理解を促進することが重要であることから、特に女性の出産前後における就業継続について、周知・啓発に取り組まれたい。また、ＬＧＢＴの方に対する理解促進について周知・啓発等を行う際は、社会情勢に十分に留意し実施されるよう努められたい。

3　四街道市男女共同参画審議会条例

平成２４年９月２８日

条例第３１号

（設置）

第１条　市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、四街道市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

(1)　男女共同参画推進計画の策定及び変更に関すること。

(2)　男女共同参画推進計画に基づく施策の実施状況に関すること。

(3)　その他市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　関係団体の代表者

(2)　有識者

(3)　公募による市民

３　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２４年１２月２日から施行する。

4 四街道市男女共同参画審議会委員名簿

令和４年２月現在

区　分	氏　　名	所　属　等
第１号委員	市　原　　敏　彦	千葉みらい農業協同組合
	伊　藤　　友　江	四街道市立小中学校長会
	添　田　　公　造	四街道市商工会
	竹　田　　敬　宏	千葉内陸バス株式会社
	土　井　　英　二	株式会社京葉銀行
	望　月　　信　昭	四街道市民生委員児童委員協議会
	長谷川　　明日香	よつかいどう mamamo
	松　原　　松　代	四街道市保健推進員
第２号委員	◎ 市　川　　香　織	東京情報大学教授
	○ 中　村　　礼　奈	弁護士
	松　田　　美恵子	人権擁護委員
第３号委員	田　島　　一　靖	公募による市民
	花　澤　　和　一	公募による市民
	林　　好　美	公募による市民

◎：会長　○：会長代理　　敬称略、５０音順

5　四街道市男女共同参画推進本部設置要綱

（設置）

第１条　四街道市における男女共同参画を総合的かつ効果的に推進するため、四街道市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）男女共同参画に係る総合的な企画に関すること。

（２）男女共同参画に係る施策の調整及び推進に関すること。

（３）その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、市長の職にある者をもって充てる。

２　副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

３　本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

４　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

（本部員）

第５条　本部員は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第６条　推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

２　本部長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第７条　推進本部の所掌事務について協議及び調整を行うとともに、推進本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

３　幹事長は、経営企画部長の職にある者をもって充てる。

４　幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

５　幹事は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

６　幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

（検討委員会）

第８条　幹事会の所掌事務について予備的な協議及び調整を行い、幹事会を補佐するため、幹事会に検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員は、幹事（青少年育成センター長及び図書館長を除く。）がその所属する課等の職員のうちから、指名した者をもって充てる。

（庶務）

第９条　推進本部の庶務は、経営企画部政策推進課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。

付　則　（平成１１年４月１日一部改正）

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

付　則　（平成１２年４月１日一部改正）

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

付　則　（平成１５年４月１日一部改正）

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

付　則　（平成１９年４月１日一部改正）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

付　則　（平成２２年４月１日一部改正）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

付　則　（平成２２年１２月１日一部改正）

この要綱は、平成２２年１２月１日から施行する。

付　則　（平成２３年４月１日一部改正）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則　（平成２４年４月１日一部改正）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則　（平成２６年４月１日一部改正）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則　（平成２７年４月１日一部改正）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付　則　（平成２９年４月１日一部改正）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付　則　（平成３１年４月１日一部改正）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則　（令和２年４月１日一部改正）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第５条）

危機管理監、経営企画部長、総務部長、福祉サービス部長、健康こども部長
環境経済部長、都市部長、上下水道部長、会計管理者、教育長、教育部長
消防長

別表第２（第７条第５項）

危機管理室	危機管理室長
経営企画部	財政課長、契約課長
総務部	自治振興課長、人事課長
福祉サービス部	社会福祉課長、高齢者支援課長、障害者支援課長
健康こども部	子育て支援課長、保育課長、健康増進課長
環境経済部	産業振興課長
教育部	学務課長、指導課長、社会教育課長、スポーツ青少年課長、図書館長、青少年育成センター所長
消防本部	総務課長

６　男女共同参画社会基本法

（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）
最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同

参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規

定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条　この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに　これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

7　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年九月四日法律第六十四号）
最終改正：令和元年六月五日法律第二四号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主

行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（

昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活にお

ける活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日

二・三　略

四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条

の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年四月十三日法律第三十一号）
最終改正：令和元年六月二六日同第四六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説

明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げる

いずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくさ

れることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四

項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

９ 用語解説等

あ行

イクメン

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

ＬＧＢＴ

Lesbian（レズビアン、女性同愛者）、Gay（ゲイ、男性同愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender （トランスジェダー、身体の性と心が一致しない者 ）の頭文字をとった単語で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を表す言葉の１つ。

エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

か行

カジダン

料理、洗濯、掃除などの家事（カジ）を楽しみ、積極的に取り組む男性（ダン）のこと。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

さ行

ジェンダー（社会的性別）

社会的･文化的に形成された性別のこと。生まれついての生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

平成 27(2015)年９月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール５ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

総合評価方式

「価格」に加え、企業の「技術的要素」を総合的に評価し、数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とする方法のこと。

た行

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者・パートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力（デートＤＶを含む）のこと。

は行

ハラスメント

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメントをはじめとした職場等において行われる上司・同僚からの主に優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者等が不利益を受けるなど、就業環境が害されるもののこと。

ＰＤＣＡサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもののこと。

ま行

無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方を選択できるようにすること。

第４次四街道市男女共同参画推進計画

令和４年２月発行

四街道市 経営企画部 政策推進課
〒284-8555　四街道市鹿渡無番地
【電 話】043-421-6161
【ホームページ】https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/